

ジャーナリズム&メディア

日本大学法学部新聞学研究所

14

ジャーナリズム & メディア

第 14 号

日本大学法学部 新聞学研究所

2020年3月

ジャーナリズム＆メディア

(第14号)

2020年3月

目 次

【特集 「日本におけるジャーナリスト教育の導入／ジャーナリズム研究の展開】

特集にあたって.....	5
	小林聰明

戦後日本の「新聞教育」と日本新聞協会

—1940年代後半から1950年代の大学における「ジャーナリスト教育」の蹉跌—	7
	石川徳幸

上智大学から見た「新聞学科」の歴史.....	27
	春原昭彦

中国におけるジャーナリズム教育.....	39
	山本賢二

沙飛の初期における写真活動に関する考察

—1935年から1937年までの作品を中心にして—	77
	蔡昕悦

【資料解題】

中華人民共和国政府情報公開条例.....	109
	山本賢二

【メディア・レポート】

2019年の新聞界	147
	阿部圭介

2019年の放送界概観	153
	片野利彦

【書評】

ディヴィッド・ライアン『監視文化の誕生—社会に監視される時代からひとびとが進んで監視する時代へ』 (田畠暁生訳 青土社 2018 = 2019)	156
	平井智尚

【海外研究動向】

ジャーナリズム研究の諸問題.....	160
	三 谷 文 栄
平和と和解のメディアに.....	165
	伊 藤 英 一
「海峡两岸三地」(中国・台湾・香港) メディアリテラシー その(一) 中国.....	176
	山 本 賢 二
韓国・言論学の研究動向: 2019 年度	195
	小 林 聰 明
2019 年度新聞学研究所事業報告	207
ジャーナリズム & メディア 投稿規定・執筆要領.....	211
日本大学法学部新聞学研究所規程.....	214

特集：「日本におけるジャーナリスト教育の導入／ジャーナリズム研究の展開」

特集にあたって

小林 聰明*

日本大学新聞学研究所では、2017年度に共同研究として日本大学法学部新聞学科の設立経緯を解明するプロジェクトを立ち上げた。それは、たんなる「学校史」や「学科史」の叙述を目指すのではなく、GHQ占領期に出現した新聞学科という知的空間が有していた新聞学を学び、研究し、教育することの意味や意義を照らし出すことを目的とするものであった。2018年度には、前年度の研究における分析対象の時期と検討すべき空間を拡張し、後継のプロジェクトとして、「戦後日本における新聞学／コミュニケーション研究の歴史的展開に関する初期的分析－新聞学科の設立とアメリカの知的パラダイムに焦点をあてて－」を実施した。同プロジェクトでは、新聞学やコミュニケーション学といわれる研究領域が、どのように展開していったのかについて、本学や他大学の新聞学科設立のプロセスという歴史的文脈と、アメリカという視角から検討した。

本特集は、2017年度および2018年度に実施された共同研究の成果の一部から構成されている。石川は、今後の記者養成のあり方に一石を投じるという問題意識のもとに、占領期から主権回復後の一時期において、大学における「ジャーナリスト教育」が蹉跌をきたした経緯と、記者養成が新聞社内のOJTを中心に行われるようになった歴史的背景について、主として日本新聞協会の活動に注目して明らかにした。春原は、新聞協会に勤務し、上智大学新聞学科でも教鞭をとられた貴重な経験をもとに、戦後初期の新聞学教育や記者養成の様相について、当事者ならではの圧倒的なアリティを持った筆致で語ってくれている。さらに本特集では、山本による中国のジャーナリズム教育に関する論考も収録した。そこには、中国の状況を紹介し、議論の「素材」を提供するだけでなく、石川や春原によって描き出された戦後初期日本における新聞学研究の展開や記者教育の実相について、中国という文脈から相対化し、戦後日本のジャーナリズム教育の空間を、さらに奥行きをもったものとして、浮き彫りにしようとする目的もたたみ込まれている。

先述した二カ年にわたる研究プロジェクトは、依然として現在進行形の状態にある。次なる成果を生み出すためにも、ぜひ読者諸氏からの忌憚のない批判や助言をいただければと願っている。

(敬称略)

*こばやし そうめい 日本大学法学部新聞学科 准教授

戦後日本の「新聞教育」と日本新聞協会 — 1940 年代後半から 1950 年代の大学における「ジャーナリスト教育」の蹉跌 —

石川 徳幸*

1. はじめに

1.1. 問題の所在

社会のあらゆるファクターがメディア・ロジックの影響を受けた変化をみせており、フェイク・ニュースの流布など社会の分断を懸念させる現象があとをたたない。ファクトに基づかない感情的なメッセージが世の中に瀰漫し、「ポスト・トゥルースの時代」などと称されるようになった昨今、その振り戻しとして、正確な情報を扱うことの重要性が再認識されている。そのため、ファクトチェックや地道な報道検証を担う職業人としてのジャーナリストへの期待は、ますます高まっている。

一方で、スマートフォンの普及によってもたらされたメディア環境の劇的な変化は、既存メディアの経営を逼迫させ、ジャーナリストの労働環境を不安定なものに変えていった。日本の大手新聞社でも、早期退職者を募るなど組織の再編を余儀なくされており、他業種への人材の流出が目立っている。報道の現場では人手不足に悩まされ、現場の教育機能の低下が指摘されるようになった。すなわち、先輩記者が新人を育て、育てられた記者がまた新人を育てていくという、これまでの OJT (On-the-Job Training = 職場内訓練) による記者養成の循環が滞るようになってしまったのである。⁽¹⁾そのため、近年ではジャーナリストの養成に関して、教育機関に対してその期待を寄せる向きもある。

教育機関における「ジャーナリスト教育／ジャーナリズム教育」の歴史は長く、戦前期からその芽生えがみられ、第二次世界大戦後の占領期において、多くの大学に新聞学科や新聞研究所が開設された。⁽²⁾また 2000 年代には、いわゆる大学院重点化政策の影響もあり、大学院における「新聞学研究科」や「ジャーナリズムコース」の開設も相次いだ。

しかし、こうした 70 年以上の歴史の中で「ジャーナリスト教育／ジャーナリズム教育」をめぐる学界（大学側）と新聞界（企業側）の関係は、決して良好なものではなかった。占領期の日本における新聞学科の開設にあたって、CIE (Civil Information and Education Section of SCAP = 民間情報教育局) の意向は「あくまでジャーナリズム教育は、実務家養成のために行われるものであり、学問としてのジャーナリズム教育の推進という論理は希薄であった」⁽³⁾が、結局のところ日本ではアメリカ型のジャーナリズム・スクールは定着せず、日本の新聞学科は記者養成のための実践的な教育機関としてではなく、マス・コミュニケーション研究などの学問を追究する教育機関として展開していく。新聞界の側でも、新聞学科の卒業生を特別優遇することなく、記者養成は OJT によって自前で行うものという認識が支配的であった。⁽⁴⁾この OJT 中心の記者養成に対して、今日では再考を促す機運が高まってきたことは前述のとおりである。

* いしかわ のりゆき 日本大学法学部准教授

1.2. 本稿の目的

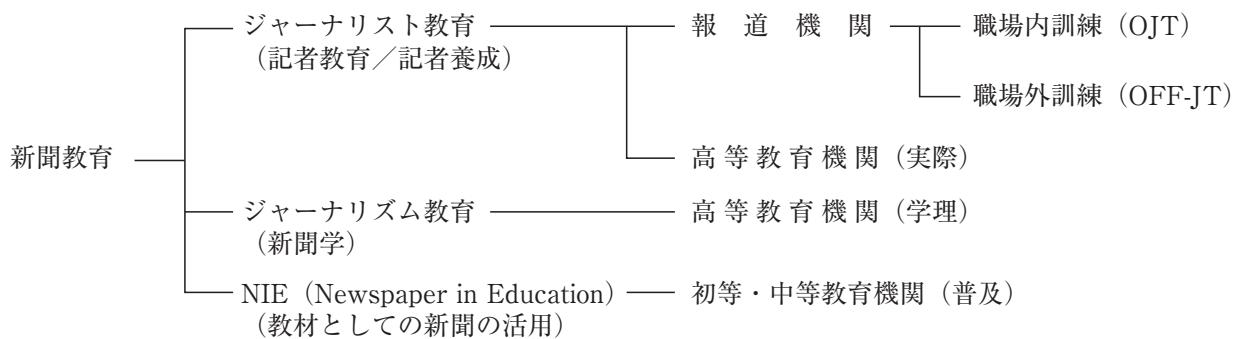
今後の記者養成のあり方を再検討していくうえで、議論の前提として過去の事例を鑑みておくことは有用な手段の一つである。本稿のねらいは、占領期から主権回復後の一時期において、大学における「ジャーナリスト教育」が蹉跌をきたした経緯と、記者養成が新聞社内のOJTを中心に行われるようになった歴史的背景を明らかにすることで、そうした議論に資する学問的貢献を果たすことにある。

こうした視座のもと、本稿では、大学側と新聞社側の両方に関わっていた日本新聞協会の活動に注目する。すなわち、本稿の研究上の目的は、新聞界の業界団体である日本新聞協会が行った大学への助成活動と、加盟社向けに実施した教育活動を詳らかにし、戦後日本の「ジャーナリスト教育」の展開と、日本新聞協会がそこで果たした役割を考察することにある。とくに、日本新聞協会が当該時期に実施した「新聞講座」に関しては、先行研究の中でその存在が触れられることはあっても、その中身について論及されることがなかった。⁽⁵⁾ 本稿はこうした先行研究の間隙を埋める役割も担っている。

ここまでに「ジャーナリスト教育」という言葉を多用してきたが、いささか抽象的な言葉であるため、本稿における概念を規定しておきたい。類似する用語として、「記者教育」「新聞教育」「ジャーナリズム教育」などがあるが、これらは様々な場面で多様な意味を含んで用いられており、当該分野においてコンセンサスを得た見解があるとは言いがたい。こうした状況を踏まえて、例えば小田光康は「国内の新聞・通信社で日々の時事報道に携わるジャーナリスト養成の国内大学の職業教育」を包括する概念として、「J 教育」という用語を指定して考察を行なっている。⁽⁶⁾

本稿の場合、「大学におけるジャーナリスト養成のための教育」だけでなく、「企業内におけるジャーナリスト養成のための教育」も射程に入れて考察するため、就業の前か後かを問わずに「報道機関の業務に従事するために施される職業教育」を、「ジャーナリスト教育」として捉える。時代によっても用例が異なるため、安易に括ることには異論もあるが、批判を恐れずに「ジャーナリスト教育」に関連する諸概念を図式化すると、図表1のようにまとめられる。もちろん、企業内訓練の一環として大学の研究者を招聘して集団研修を行うような場合には、この図でいう「ジャーナリズム教育」をOFF-JTで行うものとして捉えられるため、この類型に適さない例も出てくるだろう。ここでは、あくまで本稿における「ジャーナリスト教育」の射程を便宜的に把握するための手段として示しておきたい。

図表1. 「新聞教育」の類型



1.3. 本稿の構成

上述の視座に立ち、本稿では1940年代後半から1950年代を射程とし、以下の構成をとって当該問題に関する考察を行う。

この後に続く第2章では、占領期において新聞学科や新聞研究所を開設した大学に対して日本新聞協会が行った助成について明らかにし、その意義について考察する。

第3章では、戦後に新設された新聞学科の卒業生が輩出されるようになった1950年代に、大学の「ジャーナリスト教育」が新聞社側にどのように捉えられ、採用時においてどのように評価されていたのかを当時の言説をもとに明示し、大学側と新聞社側の「新聞教育」をめぐる岐路について考察する。

第2章と第3章は、大学で行われていた「ジャーナリスト教育」を軸として、それに対する日本新聞協会や新聞社の関わりを扱うものであるが、第4章では同時期に新聞社側で行われた「ジャーナリスト教育」について明らかにする。具体的には、日本新聞協会が主催した「新聞講座」の取り組みを詳しくし、新聞界の職業訓練に日本新聞協会がどのような役割を果たしていたのかを考察する。

総じて、本稿は日本新聞協会の活動を軸として、戦後日本の「新聞教育」（「ジャーナリスト教育」と「ジャーナリズム教育」）の歴史的展開を明らかにし、その意義について考察する。これを通して、今日的なジャーナリスト養成に関わる諸問題について考察するための一助となるべく、歴史研究の立場から貢献したい。

2. 大学における「ジャーナリスト教育」と日本新聞協会

2.1. 日本新聞協会の発足と大学への助成

占領期日本の言論統制に携わったGHQ（General Headquarters=連合国軍最高司令官総司令部）の部局は、検閲を担ったCCD（Civil Censorship Detachment=民間検閲局）と、宣伝など文化戦略を担ったCIE（Civil Information and Educational Section=民間情報教育局）である。占領当初のGHQは、進歩派が大勢を占めていたが、日本のメディア企業の民主化を推進していたCIEの初代局長であるケネス（ケン）・R・ダイク代将も、そうしたニューディーラーと目された人物の一人であった。しかし1946年5月下旬、ダイク局長とバーコフ新聞課長が更迭され、CIEは保守派であるドナルド・R・ニュージェント局長とダニエル・C・インボデン新聞課長の体制へと移行する。そこで、ダイク代将はCIE局長の任を解かれてアメリカに帰国する直前、1946年5月27日に、日本の各新聞・通信社の社長、主筆、編集局長など約100名を集めた懇談会において、「新聞の自由」に関するスピーチを行った。このCIE新聞課の責任者が定期的に行っていたメディア企業の幹部との懇談会は、「重要なGHQのメディア教化、誘導の場」⁽⁷⁾であった。そのような場において、ダイク代将は「私が日本を去るに際して日本の新聞界に望みたいことは次の三つである」と、以下の要望を日本のメディア企業の幹部たちに示して、アメリカへ帰国したのであった。

- 一. 新聞は世論を形成する一つの重要な要素であることを銘記し「新聞の自由」を確立発展せしめること
- 二. 全国の新聞社が自発的に新聞連合会（アソシエーション・オブ・ザ・プレス）のごときものを組織し早急に「新聞信条」を選定すること

三．次代の新聞人を養成するため教育機関を整備すること⁽⁸⁾

その後、日本の新聞界は1946年7月23日に日本新聞協会の創立総会を開き、その定款において「第2条 本協会は全国日刊新聞の倫理水準を向上維持し兼ねて新聞共通の利益を擁護することを以て目的とす」、「第3条 本協会は前条の目的を達するため左に掲ぐる事業を行う 一. 新聞倫理の昂揚と新聞教育の普及」といった条項を謳い、ダイク代将の要望に応えたのであった（引用部分の圈点は筆者による。以下同様）。

新聞の倫理水準の向上維持に関しては、同じく協会の創立総会において「新聞倫理綱領」が制定されたが、事業の一つとして掲げられた新聞教育の普及の方法に関しては、その後に開かれた理事会において具体的な検討が行われている。1946年8月16日、日本新聞協会の第2回理事会において「大学新聞科援助の件」が話し合われ、伊藤正徳理事長のもとに教育委員会を設置することが決まった。委員会には、朝日新聞から長谷部忠、毎日新聞から永戸政治（のちに藤原勘治）、読売新聞から馬場恒吾、河北新報から一力次郎（のちに菅野千代夫）、京都新聞から白石古京、共同通信から松方義三郎がメンバーに加わり、新聞教育に関する諸問題が審議された。この教育委員会で検討した内容が、1946年9月6日に開かれた第3回理事会に諮られ、東京帝国大学・早稲田大学・慶應義塾大学の三校へ年額12万円の助成金を補助することが承認された。

このようにして、日本新聞協会は「有力大学の新聞講座を復活しその成長を助ける」ために大学への助成を行い、先にあげた協会の基本方針である新聞の倫理水準の向上に寄与する講座の設置を促したのである。⁽¹⁰⁾

三大学への助成が行われた翌年、1947年には神戸経済大学（神戸大学）・日本大学・京都大学・東北大学・東北学院専門学校（東北学院大学）・同志社大学などが新聞学講座を開設し、協会に対して助成金の交付を申請している。協会は加盟社の分担金を引き上げてこれに対応し、各大学に対してしかるべき金額の助成を行った。例えば、この年に承認された日本大学への助成金額は3万6000円であった。⁽¹¹⁾

2.2. 占領期における新聞学科と新聞社の関係

GHQの指導と日本新聞協会からの助成を受け、1940年代後半には、日本の大学に相次いで新聞学に関する講座が開かれていた。主要な大学における新聞学科ないし研究所の開設年は以下のとおりである。

1946年	早稲田大学政治経済学部 新聞学科 開設
	慶應義塾大学 新聞研究室 開設
1947年	日本大学法文学部 新聞学科 開設
1948年	同志社大学文学部 新聞学科 開設
	上智大学文学部 新聞学科 開設
1949年	東京大学 新聞研究所 開設
	関西大学文学部 新聞学科 開設

さらに1951年には、「新聞を中心とするマス・コミュニケーションに関する学問的な研究を発表する」ための学術団体として、日本新聞学会が発足している。⁽¹²⁾

こうした学界（大学側）の動きに対して、新聞界の反応は必ずしも芳しいものではなかった。日本新聞協会が発行する業界紙『新聞協会報』から、1947年当時の新聞社側の反応をうかがってみ

る。読売新聞社取締役であった四方田義茂は、「各大学で新聞の講義が行われ、新聞に対する認識が深まってゆくことは喜ばしいが、現在、この新聞教育が遂行されるには多くの問題があると思う。だいいち各大学の新聞教育を受けた人々を各社で消化することは期待できない。そして、大学で実際教育がどの程度にできるかも疑わしくむしろその時間を一般的な常識の力を培うのに用いた方がよいのではあるまいか」と、新聞学科の教育内容に懷疑的な目を向けていた。その一方で、「新聞教育は発足したばかりで未だとやかく批判すべきときではなく、現在の学生諸君が職場に出てからはじめて批判が行われるべきだ。そして技術的なことを大学でおしえる必要はないとの声もきくが、やつて悪いことはないのではあるまいか。修得した技術は新聞人にならなくても社会に出てから大いに役立つだろう」といった肯定的な意見も見られた。ただし、この意見を述べた毎日新聞社連絡部長の岩下道爾は当時、大学の非常勤講師として本人が新聞教育に携わる立場にあった。いずれにせよ、両者の意見には新聞学科を卒業した学生の就職の問題が言及されており、大学で技術的なことを学んだとして使いものになるのかどうか、多くの卒業生がでたところで新聞社の就職口は限られているのではないかといった懸念が、早い段階から指摘されてことがわかる。

GHQはたびたび日本の新聞教育に関する調査を実施しているが、1948年9月にはCIEが「日本におけるジャーナリズム教育」と題した調査レポートをまとめている。ここでは、当時開設されたばかりの各大学の新聞学科の状況がつぶさにまとめられており、それぞれの沿革や教育課程に加えて、演習や就職状況など新聞社との関係が記されている。図表2は、このCIEのレポートにおける、新聞学講座をもつ主要な大学と新聞社との協力関係に言及した部分を摘出したものである。

図表2で圈点を付した記述から確認できるように、大学側は新聞学科の卒業生が新聞社に「雇用されることを期待」しているが、「新聞社から就職で優遇されることはない」という状況にあったことがわかる。当時の大学と新聞社の協力関係は、寄付講座のような助成を伴うものであったり、現在でいうところのインターンシップのような演習先の提供であったりと、何らかの関係は築かれていたようであるが、新聞学科で学んだ学生が新聞社の採用過程で優遇されるといったことにはならなかったのである。

2.3. 日本新聞協会の助成金の見直し

占領期において、GHQはミズーリ大学新聞学部長のモット博士を招聘するなど、アメリカ型のジャーナリズム・スクールの教育課程を日本に紹介し、日本の大学や新聞社に対して陰に陽に新聞教育の充実を求めていった。しかし、1952年にサンフランシスコ平和条約が発効して日本の主権が回復し、占領が終わる頃になっても、大学と新聞社の関係は深まらず、結果としてアメリカのジャーナリズム・スクールの様式は日本に根づくことはなかった。

占領終結の頃は、各大学の新聞学科に最初に入学した学生が卒業する、いわゆる「完成年度」を迎える時期にあたる。もとより就職難は早くから懸念されていたことではあったが、卒業生を実社会に送り出す段になり、新聞学科を擁する大学側はいよいよ就職問題に頭を悩ましはじめた。そこで、日本新聞協会は1954年1月に懇談の場をもうけ、新聞社側と大学側の代表がこの問題について話し合いを行うように斡旋したが、単なる意見交換に終わり、具体的な解決策には至らなかつた。こうした状況をみて、日本新聞協会は「新聞学教育のあり方ならびに新聞協会の助成を再検討すべき時期に達した觀が深くなってきた」とし、それまでの大学との関係を見直す認識を持つようになる。

図表2 占領期日本における大学と新聞社の協力関係

大学	新聞社との協力関係
慶應	新聞研究所の学生のなかには、東京新聞の工場で新聞の仕事をする実務訓練を受けた者もいる。この手配は、東京新聞社政治部長で研究所の講師でもあった塚本寿一を通じて行われた。将来、学生が地元の新聞社で安定した雇用を得る機会が増えることを、米山桂三教授は期待している。
明治	新聞高等研究科の卒業生には、東京新聞、共同通信、日本経済新聞で見習いを行える特権が与えられている。新聞社の日常業務で日々実習訓練を受けるだけの学生もいれば、夏休みの間に、より長時間働く学生もいる。
日本	日本大学新聞学科の学生は、実践的な新聞社の仕事を、新聞社の工場や政府機関、その他の新聞記者と関係がある場所を訪問することで学んでいる。日本大学新聞学科の卒業生が就職で優遇されることはないが、学部長は、将来雇用の機会が増えることを期待している。新聞社での実習訓練を提供することに力を入れている。1947年から1948年の冬休みには3人の学生が読売新聞社で勤務し、1948年の夏休みには、おそらく数人の学生が同新聞社に雇用されるだろう。
立教	立教大学の学生は、「立教大学新聞」を発行している。同紙の発行に参加しているのは、文化部新聞学会のメンバーである。一部の新聞学を学ぶ学生も、大学新聞のスタッフである。
上智	上智大学の学生は、不定期的に大学新聞の「上智大学新聞」を発行しており、ドイツ語名の“Universitaetszeitung”としても知られている。大学新聞協会に所属する他の学生新聞とは対照的に、上智大学の新聞は、同協会に所属しない。大泉によると、協会が教員や大学本部に対し不合理なほどに批判的であり、その方針も概して急進的であるため、同協会には所属しないのだという。この大学は他の新聞社と特別な交流はなく、学生も新聞社から優遇を受けることはない。
早稲田	1947年夏、早稲田大学新聞学科の学生5人が見習いとして地元紙に雇用された。学生たちは、農業誌や地元紙での雇用を好んで受けている。過去、新聞学科の卒業生は日刊紙からの雇用を確保するのに苦労していたが、この状況が変化している。現在、新聞社では正式な記者訓練を行う傾向があり、プロの新聞記者による技術研修での訓練が、現場実習でより良い結果を生むことが期待されている。
同志社	日本新聞協会は、協会の加盟紙で働く人や、近畿、中国、四国地方にある協会の財政支援や指導で新聞学科を運営している単科大学の学生や教員のために、同志社大学での連続講義を後援した。これらの講義は理論より実践を重視し、多くの人が参加した。協力的な訓練や新聞学科の学生への就職斡旋などのための特別な取り決めはない。
京都	京都大学での新聞学の講義は、新大阪新聞社からの助成を受けている。
東北	東北大学では、新聞学科の学生たちが、大学新聞「東北学生新聞」および東北以北の主要日刊紙で大学とも密接な関係がある仙台で発行されている河北新報で、実習訓練が受けられるようにする計画が進められている。

※ 「日本におけるジャーナリズム教育」(“CIE & E Research report: Journalism Education in Japan” 1948年9月22日) [『ジャーナリズム&メディア』第11号に邦訳あり] の内容をもとに筆者作成

1954年3月12日、日本新聞協会は理事会で「新聞教育交付金助成方法の一部変更」を審議し、「各大学における新聞教育の発展について行ってきた助成金交付はその使命をほぼ果したので、助成方針の一部を変更、その使徒を一層効果的にする」ことを決定した。そこでは、これまでの助成金予算146万余円を、以下の三部門に分割して配分することが承認された。

- 一、従来助成している大学に向う2カ年間、従来の助成金額の3分の1を継続支給する。
- 一、従来助成している大学の新設講座または新たに助成を希望する適當な大学の講座の助成費として向う3カ年間、1講座あて年額約4万円程度を支給する。
- 一、新聞に関する適切有効な調査研究（団体または個人、あるいは協会との協同）あるいは学校新聞の指導などの助成金として1ヶ年単位で支給する。

これにより、従来から助成を受けていた東京大学新聞研究所、早稲田大学、慶應義塾大学、日本大学、明治大学、東北大学、東北学院大学、愛知大学、京都大学、同志社大学、関西大学の11大学に対する1954年度の助成金は、総額で48万円余に減額された。

上記2点目にあげられている新設講座への助成金としては、主として新聞法制・倫理講座の新設を目的として設けられ、東京大学新聞研究所、早稲田大学、日本大学、東北大学、関西大学、上智大学、立教大学、神戸大学の8大学に対し4万円ずつ、計32万円が交付された。翌年度には、東京教育大学と広島大学の教育学部に対して、新聞教育に関する講座に助成が行われている。

さらに、3点目の調査研究に関する助成については、1954年度には「英國の新聞評議会創設経過に関する研究」、「印刷所資材の品質向上のための共同研究」、「法制研究会の研究」、「新聞教育委員会の研究」に対して助成金が交付され、従来の講座に対する助成を削減し、新たに新聞界に資する研究に助成を行うようになった。⁽¹⁸⁾

以上、第2章では日本新聞協会が大学に対して行った助成について取り上げてきた。占領期の日本においては、GHQの民主化政策の指導を受けるかたちで、大学の「新聞教育」が本格的にはじまったが、日本新聞協会はそれらの講座を新設した大学に対して助成金を拠出することで、そのスタートアップを支えた。しかし、大学で行われる「ジャーナリスト教育」に対する新聞社側の理解は深まらなかった（大学側と新聞社側の齟齬に関しては、次章で検討する）。こうした大学における「ジャーナリスト教育」と実情と新聞社側の対応を背景として、占領期が終わる頃には日本新聞協会の大学に対する助成のあり方も見直されるようになっていったのである。

3. 同床異夢の「ジャーナリスト教育」～大学と新聞社の齟齬～

3.1. 1950年代の記者採用をめぐる新聞社側の認識

2.3でも言及したように、占領終結の頃になると、新聞学科を擁する大学はいよいよ卒業生を輩出する段に入った。

1953年5月にオランダのアムステルダムで新聞学に関する国際会議が開かれているが、この会議の場において「記者養成機関としての新聞学部については、ジャーナリストにとって最上の学校は編集局であるという立場から学校における専門教育を軽視するむき」があるとの問題が上がり、決議の一つとして「ジャーナリストとなるものは必ず新聞学部を出なければならないということはないが、新聞界は新聞学科卒業生に優先権を与えるべき」であることが採択されている。⁽¹⁹⁾ それでは、この当時の日本においても、「学校における専門教育」は軽視されていたのだろうか。また、

「新聞界は新聞学科卒業生に優先権を与えるべき」という要請に対して、新聞社側はどのように考えていたのであろうか。この就職問題に関しては、1954年1月に大学側と新聞社側の懇談の場が設けられ、意見交換に終わったことは紹介したとおりである。本章では、日本新聞協会発行の機関誌『新聞研究』に掲載された当事者の意見から、大学における「ジャーナリスト教育」をめぐる言説を繙いていきたい。

図表3-1は、『新聞研究』に掲載された新聞学科卒の採用をめぐる新聞社側の見解をまとめたものである。ここでは、全国紙・地方紙、通信社、NHKの局長・役員クラスの意見が示されているが、総じて企業側の新聞学科に対する評価は低い。企業側としては、大学での専門教育は必要ないという考え方で一致しており、採用時に新聞学科で学んだ学生を重視するという意見はまったく見られなかった。しかも、新聞学科の学生と他学科の学生とを差別化せずにフラットに見るというよりは、むしろ「試験には新聞科の卒業生だからといって差別をつけない。同点ならば新聞科でない方をとる」(安田1954)、「新聞社の仕事をかじってきた人や、大学新聞をやっていた人ははっきりといって、うちではいらない」(池田1955)、「新聞学科に籍をおいて勉強したというのは問題にしないだけでなくむしろ期待する所がない」(関口1956)など、新聞学科卒であることがマイナスとなる可能性が示唆されている。一方で、時局問題などの試験を課した結果として「やはり新聞科出身者の合格率が良いようだ」(近藤1956)といった所感も示されている。

これらの当時の言説から、先述の国際会議で決議された「新聞界は新聞学科卒業生に優先権を与えるべき」という要請に関しては、日本の新聞界はこれに否定的な考えを持っていたということがわかる。

同じく、学校における専門教育に関しても、「新聞の理論、製作を知っていても、何等の条件にはならない」(三宅1955)、「入社してから十分に専門教育をする」(池田1955)と、国際会議の指摘と同様に、日本でも軽視されていたことがうかがえる。新聞学科に対しては、「新聞技術者を作ることを目指さないで、基礎的な知識を身につけ学問をする所になってほしい」(新井・共同)、「実際の記者を養成するよりも、学問としての新聞研究という分野を開拓することが大切ではないか」(矢島・朝日)といった意見が見られた。

3.2. 1950年代の記者採用をめぐる大学側の認識

実は、企業側の「大学は記者養成よりも学問研究をすべき」という意見に関しては、当時の大学側の意見とも一致している。例えば、生田正輝(慶應義塾大学・助教授〔当時〕)は、「マス・コミュニケーションの現実面を重視する必要は明らかであるとしても、そこには一つの問題が残されている。それは、こうした点を重視する限り、新聞研究が単なる技術的問題の研究にのみ終始し、新聞研究所が何か極端な職業教育の場と化す傾向があるということである。諸般の基礎的知識を獲得した上での職業教育ならばともかく、いたずらに現実的問題のみにとらわれて、理論的考察を忘却し、ともすれば現実面の悪い点ばかりを真似し、⁽²⁰⁾末梢的なテクニックのみにすぐれて、単なる職人的な存在となる恐れのあることは屢々指摘される」として、技術を習得させる体験的教育ではなく大学では理論を重視すべきであることを説いている。

また、大学で新聞学を学んでいた当時の学生の意見としても、「経済学部を出たらサラリーマンになると決まっているわけではあるまい。新聞科を出たらかならず新聞記者になるものとみられるのは迷惑だ」、「〔新聞学科の学生に〕記者志望が多いのはたしかだが、記者の卵をつくることばか

図表 3-1. 新聞学科卒の採用をめぐる新聞社側の見解（1950 年代）

1954 年	新井正義（共同通信・編集局長） 大学の新聞科については、アメリカのように新聞技術者を作ることを目指さないで、基礎的な知識を身につけ学問をする所になってほしいと思うが、ここ当分は試験に際し特に新聞学科の事を考慮するようにはなるまい。 矢島八洲夫（朝日新聞・総務局長） 新聞学科を出た人は必ずしも優秀ではないし、新聞学科を出ていない人でも将来のびる人がある。新聞が好きで新聞界に入ろうという人ならあれ位のことは当然余暇に自分で勉強しているべきだ。世界の新聞情勢の大体ぐらいのことは頭に入っていないと困る。新聞学科では、実際の記者を養成するよりも、学問としての新聞研究という分野を開拓することが大切ではないか。実務にたずさわると学問することができないので、学者の方で研究してもらえば結局それが業界のためにもなるにちがいない。 安田庄司（読売新聞・副社長） 試験には新聞科の卒業生だからといって差別をつけない。同点ならば新聞科でない方をとる。3年も4年も勉強していて外の人と同じではしょうがないからだ。新聞科に入って研究するのも結構だが、これを入社の手段にしてもらっては困る。
	矢島八洲夫（朝日新聞・取締役） 新聞学科で習う課目は、学問をやるには良いかもしれないが、現場で働く記者としては、絶対必要条件とは考えない。 三宅俊夫（毎日新聞・編集局長） 新聞の理論、製作を知っていても、何等の条件にはならない。記者としての特殊な能力は、いろいろな経験、失敗を重ねてはじめて修得できるので、二、三年の努力ではとても得られるものではない。 池田幸雄（NHK・総務局長） 新聞社の仕事をかじってきた人や、大学新聞をやっていた人ははっきりいって、うちではいる。入社してから十分に専門教育をするので、それまでは特に専門知識や特殊な適性を必要としない。
	小島文夫（読売新聞・編集局長） 新聞記者たる以上、「ものを書く」ことが基本条件だから、社会哲学をやった人でも、電気工学、あるいは新聞学科の人でも、その観点から試験し、採用する。 荒木栄吉（産経新聞・常務取締役） とくに新聞科出身の人、大学新聞をやっていた人を重視する意向はない。こういう経歴の人がとくに優秀な成績をおさめているとは考えられないからである。 児島宗吉（東京新聞・主幹） 新聞学科卒業であるかどうかは気にしない。 関口寿一（神戸新聞・編集局長） 新聞学科に籍をおいて勉強したというのは問題にしないだけでなくむしろ期待する所がない。 近藤重幸（NHK・総務局長） 重役面接の前に関係局長を中心として、おもに時局問題についての口述試問を課して適性を見きわめる。やはり新聞科出身者の合格率が良いようだ。
1957 年	矢島八洲夫（朝日新聞・常務取締役） ともかく新聞志望者は基礎をしっかりと作っておいてもらいたいと思います。新聞研究所や、新聞講座などで勉強したことが、どの程度の比重になるかといえば、私はこれは相当疑問だといわざるを得ません。それよりも、基礎の勉強、自分の専攻している学科の勉強をしっかりとすることです。

※出典：日本新聞協会発行の『新聞研究』1954 年 10 月号、1955 年 10 月号、1956 年 10 月号、1957 年 10 月号。

りが新聞科の目標ではあるまい。その証拠に新聞の技術教育よりは、次第に幅ひろくマス・コミュニケーション全般の理論的究明を志すという方向が次第に現れてきているのではないか」といった見解が示されていた。⁽²¹⁾

すなわち、占領期にアメリカから移入された実務型の記者養成のためのジャーナリズム・スクールの様式は、企業側からも大学側からも受け入れられておらず、大学は学問研究の場であるという見方は両者ともに一致していたのである。両者の齟齬は、新聞学科の学生を採用時にどう扱うかという点にあった。

図表3-2は、『新聞研究』に掲載された新聞学科卒の採用をめぐる大学側の見解をまとめたものである。当時、新聞学科の学生が採用試験で優先されないどころか、新聞社の局長・役員クラスの中には、新聞学科卒であることをマイナスに見る向きもあったことは、先にみたとおりである。こうした状況を受けて、大学側は「〔新聞に関する〕基礎教育を受けてない人が、新聞を指導しているというのが日本新聞界の欠陥です。そういう人がいま最高幹部になっている」(小山1954)と指摘し、新聞研究に専心してきた学生に優先権を与えていない新聞界に対して、「自らの職業の特殊性と尊厳とを自覚しないことから来ているものであって一種の自嘲と解すべきである」(小山1955)と批判している。大学側から新聞社側に対する具体的な要望としては、新聞学科の卒業生に推薦枠を設けることや、入社試験を作文重視にするなど新聞学科に有利なものに変えること、採用数を増やすことなどが提言としてあがっているが、これらの要望が直接容れられることはなかつたのである。

図表3-2. 新聞学科卒の採用をめぐる大学側の見解（1950年代）

1954年	内野茂樹（早稲田大学・教授） 新聞科の学生を推薦でとるようにしてもらいたい。 米山桂三（慶應義塾大学・教授） 試験問題を新聞科向きのものにしてほしい。 長谷川了（日本大学・教授） 昔、大学新聞をやった連中を探ってもらうのに随分こまった。生意気だからといってダメになるんだがそれでも入ったものはねばってやっている。これがもうそろそろ中堅どころになってきた。 小山栄三（立教大学・教授） 私は学生の頃は新聞にあまり興味を感じなかったのだが、後になって新聞に関する基礎教育をうけなかったことをマイナスだと思うようになった。大体この基礎教育を受けてない人が、新聞を指導しているというのが日本新聞界の欠陥です。そういう人がいま最高幹部になっている。こう考えると、もっと基礎教育を重んじなければいけない。
	小山栄三（立教大学・教授） 新聞記者の採用には新聞研究に専心した学生に優先権を与えるのは、営利会社が経済学専攻者に優先権を認めているのと同じである。専門を尊重しないということは自らの職業の特殊性と尊厳とを自覚しないことから来ているものであって一種の自嘲と解すべきである。 内野茂樹（早稲田大学・教授） 数千の受験者を集め、膨大な金を使う試験をば一層良質選択主義のものとし、そのような試験を行ってほしい。〔中略〕新聞社も表現力テストとともに他の知的能力、人物等を知るため一層広大な視野から再検討してもらいたい。やや極端に言えば、常識単語なぞ断然やめて、コンモンセンス（知識ではない）をテストするためにも作文を重要視せよ、とお願いする。 長谷川了（日本大学・教授） 新聞学科をもうけた主旨からいえば、新聞学科卒業生を優先的に採用してもらえばこれに越したことはない。しかし、教育の機会均等でなければならないのであるから、今日の場合それは無理であろう。そこで、日本の人口は年々百万近くも増加するのであるから、それに伴って、新聞事業も年々拡大して行く訳であり、また地方の新聞事業の発展のためには、大学教育を受けた新しい人材を必要とする事情にあることなどを考慮すれば、もう少し採用者数を増してもらうことは出来ないであろうか。

※出典：日本新聞協会発行の『新聞研究』1954年10月号、1955年10月号。

以上、第3章では1950年代の新聞社の記者採用に関して、新聞学科卒の学生の扱いをめぐる新聞社側と大学側の見解を比較し、それぞれの主張の論理を詳らかにした。新聞社側は、大学における専門教育に価値を見出さず、新聞学科卒の学生を優先して採用することは一切考えていないかった。大学側も、いわゆる職業訓練のような教育を大学で行うことは否定しつつも、学問として新聞を研究した学生は新聞社に優先的に採用されるべきとの考えを持っていた。新聞学科の学生の採用問題をめぐっては、新聞社側と大学側は相容れない正反対の立場にあったといえる。記者出身の大学教授である長谷川了は、新聞学科の学生を優先的に採用してもらうことは無理だとして新聞社側の立場に理解を示しつつも、全体の採用者数を増やしてもらうことで機会を得られるように働きかけていた。

なお、大学側が新聞学科の学生を優先的に採用するように求めていた動きに対しては、当然のことながら、新聞学科以外の専攻で採用された記者たちからは否定的な意見が出ている。例えば、当時の新入社員の一人は自分自身の経験を踏まえて、「新聞科の卒業生はすぐに使いものになる。一ヶ月位の間は全くうらやましい。こちらはごく簡単な記事も書けないでまごまごしているのに、要領よくまとめて能率をあげている。しかし、三月もたてばその差は急速にちぢまって行くような気がする。専門の訓練など大したものではない」と感想を述べている。⁽²²⁾

また、朝日新聞に1952年に入社した松山幸雄は、1957年に行われた日本新聞協会主催の座談会の中で以下のように述べ、記者になるうえで学生時代に新聞学を学ぶ必要はないといった旨の持論を展開している。

ぼくは学生時代、新聞についてなにも知らなかった。そしてこのことはかえってよかったですと思っています。というのは学生時代に新聞の知識をあまり持ちすぎると、往々それがかけ出し生活のじゃまをするからです。学生時代に新聞にたいする理想を持って、いろいろ研究なさるのはもちろん結構でしょうが、入ってからはそれをよほどうまく処理してゆかないと、かえって逆効果を生むんじゃないでしょうか。社で貴重とされる特ダネ記者、他社から恐れられるような有能な記者は、“新聞学”にうといタイプが多いようです。そりゃあ、マスコミはかくあるべきだとのと見識をもつことは必要でしょうが、あまり学生時代にそっちへ深入りするのはどうですか。⁽²³⁾

このように、戦後に新設された新聞学科が卒業生を輩出した1950年代において、新聞社側が大学における専門教育に価値を見出すことはなく、「ジャーナリスト教育」は採用後に行われるべきものという考えが顕在化していったのである。次章では、そうした採用後に行われる企業内の「ジャーナリスト教育」が、同時期にどのように展開していくのかを明らかにする。

4. 日本新聞協会の「新聞講座」と企業内における「ジャーナリスト教育」

4.1. 戦時中における日本新聞会の「記者鍛成」

1941年11月28日に閣議決定された「新聞ノ戦時体制化ニ関スル件」の中には「新聞記者ノ育成等」とする項目があり、そこには「新聞統制会ノ事業トシテ新聞記者ノ養成訓練ヲ実施ス」といったことに加えて、「新聞記者ノ採用ハ統制会ヲシテ審査登録セシム」といった方針が示されている。⁽²⁴⁾翌年2月に業務を開始した日本新聞会が、この新聞記者の登録審査や、新聞記者の養成訓練にあたった。

こうして、戦時中には「新聞記者に対し、新聞の国家的公器たるの理念を徹底せしめ、新聞の国

家の使命遂行に枢要なる基礎的教育を授け、日本精神の体得と身体の鍛錬を図る⁽²⁵⁾」ことを目的とした練成が、新聞記者の再教育として実施されるようになった。再教育とは言っても、その内容はもっぱら精神面の鍛磨育成を目的としたものであり、座禅や禊ぎ、農耕を中心とする勤労奉仕といった訓練が行われた。⁽²⁶⁾そこでは、記者に必要となる技能は問題とされなかった。むしろ、戦時中の記者は「ただ発表だけを待って、それを記事にすればよかった」環境にあり、仮に自ら取材を行ったとしても新聞用紙の制限によって「記者は書きたくても書くスペースがなかった」状況に置かれていたのである。⁽²⁷⁾

こうして、戦時に記者の真の養成と訓練を行うことができなかつた日本の新聞界は、敗戦後にGHQからの指導を受けるまでもなく、その再教育の必要に迫られることになった。

4.2. 占領期における日本新聞協会の「新聞講座」

第2章では、大学の「ジャーナリスト教育」に対して日本新聞協会が助成を行ったことを見てきたが、本章では日本新聞協会が自ら取り組んだ「ジャーナリスト教育」について詳らかにする。

2.1で述べたように、1946年に発足した日本新聞協会は、その活動の一つとして「新聞倫理の昂揚と新聞教育の普及」を掲げた。このことに関して、日本新聞協会の初代事務局長となった津田正夫は、「今まで新聞人が夢想だにもしていなかった新聞倫理綱領というものはどういうものか、新聞の自由というものはいかなるものか、その反面、新聞の責任はどうして果たすことができるか」ということをよく新聞人が理解しなければならないと考え、これを果たすための協会の事業として、「日本の各地で協会主催の新聞講習会を開催し、新聞倫理綱領に盛られている数々の点を新聞関係者に理解してもらう」構想をまとめたことを述懐している。⁽²⁸⁾

この構想が、協会設立の翌年1947年から「新聞講座」として実施されることになる。「新聞講座」の趣旨については、日本新聞協会の初代理事長を務めた伊藤正徳が、次のように説明している。

良い新聞を作るためには、読者や社会も大きい役割を持つが、根本は何といつても新聞人である。その新聞人は作られるものではなく生まれるものだと言われるが、生れながらの新聞人は稀である。しかもその天才記者といえども磨かなければ光らない。まして一般の新聞人は訓練に訓練を重ねて初めて立派なものになり得るのである。新聞教育が世界の民主主義諸国で絶対的必要の制度といわれる所以である。

ところが、新聞社が新聞人の養成をやる段になると、いろいろの制限があって能率的な進歩的な方法の実施がむずかしい。中には教育機構を特設している社もあるが一般的には行われていない。新聞協会主催の新聞講座は、その補いという理由で出発したのである。⁽²⁹⁾

すなわち、新聞社が自社の新聞人を養成するのは当然であるが、実際に能率的・進歩的な方法によって教育が行われているケースは稀であったため、「新聞教育の普及」という目的をもった日本新聞協会が「新聞講座」を主催することによって、各新聞社が行なう新聞人の養成の一端を受けもつたのである。こうして、戦後の新聞業界内における記者養成の取り組みがはじまった。

「新聞講座」では、新聞倫理綱領の主旨が説かれ、インボデン新聞課長らGHQ側による民主的新聞に関する講演も組み込まれた。さらに、各回に設けられたテーマごとに講演や座談会が企画され、新聞社間の知識交換や最近技術の紹介がなされた。講師は主として新聞界の実務家が務め、テーマによっては大学の新聞研究者や、有識者が招かれている。日本新聞協会主催のものとして、

1947年7月から1950年6月までに14回の「新聞講座」が開催されたが、この第14回までに延300余社、⁽³⁰⁾ 延7,800余名が参加した。14回の講座をもって、その目的を達成したとして一旦休講している（1953年に再開）。図表4-2-①に示す通り、その開催地も全国各地を一巡した感がある。

図表4-2-②の時間割に見られるように、第1回から第3回までは講座の内容を、第一部（編集）と第二部（工務）に分けて、連日両部の講義を平行して行った。第4回では、編集の問題のみが取り上げられている。第1回から第3回の講座の内容は、『新聞講座・編集編』（B6版514頁）および『新聞講座・工務編』（同374頁）として、第4回の講座の内容は『新聞講座・編集編Ⅱ（東京講座）』（同499頁）として書籍化された。これらは、「新聞製作にたずさわる実際家の立場から具体的に示唆を與えんとする」ことを目的としてつくられたテキストであり、「机上の空理でも観念の遊戯でもない」ことを謳った。その内容は図表4-2-③のとおりである。

第5回以降は、ふたたび編集と工務の二部制に復したほか、広告（第6回）・経営（第8回）・労務（第10回）などを加えた三部制を探ったり、地方紙研究会や夕刊紙研究会といった会合を催したりと、各回の取り組みに工夫が見られた。⁽³²⁾ 占領期に行われた「新聞講座」では、毎回インボデン新聞課長を中心にGHQ関係者による講演が行われたが、特徴的なものとして、第9回では「特別研究形式」として「米国ジャーナリズム研究」が企画されており、ニュージェント民間情報教育局

図表4-2-① 「新聞講座」の開催地と実施期間

	開催地	実施期間
第1回	佐賀	1947年 7月 18～25日（8日間）
第2回	福島	1947年 9月 8～12日（5日間）
第3回	京都	1947年 10月 27～31日（5日間）
第4回	東京	1948年 1月 10～20日（11日間）
第5回	名古屋	1948年 4月 20～24日（5日間）
第6回	別府	1948年 6月 9～13日（5日間）
第7回	登別	1948年 8月 6～8日（3日間）
第8回	広島	1949年 3月 29～31日（3日間）
第9回	東京	1949年 5月 9～16日（7日間）
第10回	新潟	1949年 6月 22～24日（3日間）
第11回	松山	1949年 11月 9～11日（3日間）
第12回	東京	1950年 4月 25～27日（3日間）
第13回	金沢	1950年 5月 29～30日（2日間）
第14回	松江	1950年 6月 26～27日（2日間）
第15回	東京	1953年 11月 25～27日（3日間）
第16回	東京	1954年 5月 19～21日（3日間）
第17回	東京	1955年 1月 17～19日（3日間）
第18回	東京	1955年 6月 1～3日（3日間）
第19回	東京	1955年 11月 14～17日（4日間）

図表 4-2-②. 「新聞講座」の時間割（第1回）

第一回新聞講座時間割(第一部)				第一回新聞講座時間割(第二部)			
	8.10-10.00	10.10-12.00	13.00-15.00		8.10-10.00	10.10-12.00	13.00-15.00
1 7.16 (水)	占領の基本政策 （主催：日本新聞社 司会：加藤万寿男）	日本新聞への要望 （主催：インボーデン社 司会：加藤万寿男）	休憩会 (午後1時)	1 7.17 (木)	新聞工場管理 （主催：安部 先端 司会：吉田謙次郎 吉村 正夫）	印刷技術概論 （主催：吉田謙次郎 吉村 正夫）	座談会 (午後1時)
2 7.17 (木)	欧州の新聞 （主催：朝日新聞社 司会：伊藤 邦一 吉田謙次郎 加藤万寿男）	米國の新聞 （主催：朝日新聞社 司会：伊藤 邦一 吉田謙次郎 加藤万寿男）	休 普	2 7.18 (金)	活字及活版 （主催：手島 勝 吉田謙次郎）	活字ケースと文選 （主催：西山 健一 吉田謙次郎）	休 普
3 7.18 (金)	最近の用紙事情 （主催：公用紙業者 司会：石井 武人 小野 伸哉 吉川正義）	新聞の自由と倫理 （主催：新聞出版社 司会：小野 伸哉 吉川正義）	休 普	3 7.19 (土)	紙型及地金 （主催：吉田 譲 吉川正義）	用紙 管理 （主催：大庭巳之助 吉川正義）	休 普
4 7.19 (土)	公用紙の現状と将来 （主催：公用紙業者 司会：吉川正義 吉田謙次郎 吉川正義）	社会不安と正論 （主催：新聞出版社 司会：小野 伸哉 吉川正義）	休 普	4 7.20 (日)	マリノニー印刷 （主催：福永伊佐男 吉田謙次郎）	高速印刷 （主催：吉田謙次郎 吉川正義）	休 普
5 7.20 (日)	最近の東西問題 （主催：朝日新聞社 司会：吉川正義 吉田謙次郎 吉川正義）	最近の世界状勢 （主催：報知新聞社 司会：工藤信一郎 吉川正義）	休 普	5 (月)	機械管理 （主催：丹羽 久二 吉川正義）	写真製版 （主催：吉川正義 吉川正義）	休 普
6 7.21 (月)	最近の政界事情 （主催：朝日新聞社 司会：本郷 重 吉川正義）	新憲法下の政治 （主催：朝日新聞社 司会：中村 雅 吉川正義）	休 普	6 7.22 (火)	写真撮影 （主催：中川 四郎 吉川正義）	電送写真 （主催：木村 定三 吉川正義）	休 普
7 7.22 (火)	新聞と文化 （主催：佐賀新聞社 司会：小林 雅 吉川正義）	新聞と世論 （主催：朝日新聞社 司会：小山 廉三 吉川正義）	休 普				
8 7.23 (水)	新聞文系論 （主催：朝日新聞社 司会：山路 伸三 吉川正義）	日赤再建の將來 （主催：朝日新聞社 司会：水谷 邦二 吉川正義）	休 普				

第一回新聞講座

主催 日本新聞協会

場所 佐賀市 会期 七月十六日から八日間

出典：『新聞協会報』1947年6月23日付。なお、当資料は告知段階のもので、実際に行われた日程・内容とは若干の異同がある。

長やヘンリー・レッドマン英代表部情報部長などの総司令部関係官や、在京の米国特派員を講師に招いた講座も開かれている。この講座には連日80～90名が参加したが、その内の20名ほどは東京各大学の新聞学科の学生であったという。⁽³³⁾さらに、第12回から第14回では「渡米留学記者団」⁽³⁴⁾の報告が行われ、アメリカ新聞界を視察帰国した記者が講師を務めた。

このように、占領期に実施された「新聞講座」は、新聞倫理綱領の実践的認識を高める「総論」とともに、編集面や工務面などにおける各論に関して、各社の経験的知識や最新の技術を紹介する内容になっていた。さらに、ほとんど毎回インボーデン新聞課長による講演が行われており、CIE側がこの「新聞講座」における講演を通して、日本の新聞に対する要望を披瀝し、民主的新聞のあり方について嚮導する場としても利用していたことがうかがえる。

4.3. 主権回復後の「新聞講座」

図表4-2-①にあるように、第14回以降しばらく開催されていなかった「新聞講座」は、1953年に3年ぶりに再開されることとなった。休講後の再開の経緯に関しては、「加盟各社から再開の要望があった」とあるのみで明確ではないが、第15回以降は毎回専門的な問題を一つ取り上げるかたちに変わった。具体的には、第15回「国際問題」、第16回「報道写真講座」、第17回「社会部に関する諸問題」、第18回「地方自治に関する諸問題」、第19回「原子力問題に関する諸問題」といったテーマが組まれている。開催地も第14回までは全国を巡っていたが、第15回以降は主に東京で開催されるようになった。⁽³⁵⁾⁽³⁶⁾

新聞講座はこの後、編集・工務・経理・労務など業務内容ごとに細分化していく、占領期から数えた開催回数は編集講座が受けつぐかたちとなった。⁽³⁷⁾細分化された講座には、「新聞工務講座」、「新聞工務管理者講座」、「新聞経理講座」、「新聞労務講座」があり、編集関連講座も「整理講座」、

図表 4-2-③. 書籍化された『新聞講座』の内容

編集編	工務編	編集編Ⅱ(東京講座)
一、日本新聞に與う 1. 日本新聞への要望 2. 新聞の自由	I 総論 一、新聞工場管理概論 二、印刷技術概論 II 活字 一、活字および鋳造 二、活字と活字鋳造 三、文選と植字 四、活字ケースと文選 五、活字ケースの利用 III 紙型 一、紙型および地金 二、紙型法について	I 総論 一、国民に自由な新聞を理解せしめよ 二、新聞道徳論 三、取材活動の基本問題 IV 新聞批判(政治記事を中心として) 五、新聞批判(社会記事を中心として) II 記者論 一、政治記者論 有竹修二 二、編集者は外勤記者に何を望むか 佐藤勇生 三、米国の新聞記者活動 パートン・クレーン 四、英国の新聞記者活動 ヘンリー・レッドマン III 文章論 一、新聞と文章 鈴木文四朗 二、文章のスピード 小林英夫 三、用語革命の基本問題 安藤正次
二、総論 1. 新聞の自由と倫理 2. 新聞と世論 3. ニュースの本質について	小野秀雄 小山栄三 小野秀雄 4. 通信社論 殿木圭一	長谷川勝三郎 三上久雄
三、経営論 1. 新聞経営と広告 西部謙治 2. 新物価体系と新聞事業	山崎丹照 3. 経営研究会 座談会	
四、地方新聞論 1. 地方新聞論 白石古京 2. 地方紙の編集懇談会 座談会		
五、外国新聞論 1. アメリカの新聞 加藤萬壽男 2. 欧州の新聞 伊藤昇 3. アメリカ記者論 ブラインズ 4. アメリカの記者教育 岩立一郎		西野善雄
六、文章用語論 1. 新聞文章論 山路貞三 2. 新聞用語論 池上退藏 3. 新聞用語の話 藤森良信		V 印刷 一、マリノニ印刷 福永伊佐男 二、高速度印刷 加地巖 VI 材料から見た印刷 一、ブランケット及ローラーから見た印刷 加地巖 二、印刷材料から見た印刷 君島冽 三、紙及インキから見た印刷 富永正義 IV、用紙管理 大西己之助 VII 機械と原動 一、輪転機の機構概要 福永伊佐男 二、新聞印刷動力について 丹羽久二 三、機械管理 丹羽久二 VIII 写真製版 一、写真製版 吉村茂三 二、写真製版 竹下嘉言 三、写真製版 利光六郎 四、電送写真 森貞雄
七、記事論 1. 論説論 丸山幹治 2. 文化記事覚え書 宮川謙一 3. 政治記事研究会 座談会 4. 社会記事研究会(1) 座談会 5. 社会記事研究会(2) 座談会 6. 外国記事研究会 座談会		VII 記事論 一、日米記事比較論 岩立一郎 二、政治面の作り方 座談会 三、経済記事の取扱い 座談会 四、警察司法記事の取材と書き方 秋山安三郎 五、生活記事の取材と書き方 座談会 六、労働記事の取材と書き方 永山公明 七、雑観記事の取材と書き方 森村正平 八、宫廷記事の書き方 対談会 九、文化記事の取材と書き方 座談会 十、人物評論の書き方 阿部眞之助 V 整理論 一、記事の選択 大軒順三 二、見出しについて 山根嘉郎 三、大組みの原則と実際 山田正男 四、新聞整理研究会 座談会 VI 写真論 一、米国の新聞写真 リチャード・ファーガソン 二、写真研究会 座談会
八、整理編 1. 新聞整理の実際 松岡夏雄 2. 新聞整理論 佐々木金之助 3. 整理編集研究会 座談会		
九、写真論 1. 新聞写真論 2. 米国の新聞写真 O・P・ゴーリー		

※項目番号の表記は原典のまま。

「記者教育講座」、「時事問題講座」のほか、隨時現場と結びつく講座が企画されている。⁽³⁸⁾

ここでは本稿の関心に則して、「記者教育講座」の内容に注目する。同講座は1956年に一度開催されたのち、1962年に再開されて以降、毎年秋に定例化していったものである。この講座の趣旨は、「入社後、現場教育を中心に記者としての経験を積んできた人たちに、あらためて取材・編集上の基本問題に立ちかえって考える機会」を与えようとするものであり、「5日前後の比較的長い日数をかけているが、49年〔1974年〕まで毎年80名前後の安定した参加者があった」という。1956年に開かれた際には記者を教育する立場のデスク・クラスも受講対象になっていたが、1962年以降は社歴5年程度の記者を対象として開講された。⁽³⁹⁾⁽⁴⁰⁾

このように、日本新聞協会は占領期において実施していた「新聞講座」を、主権回復後もかたちを変えて実施していった。占領期に行われていた「新聞講座」は、いちどきに様々なテーマの講演を組んでいたが、主権回復後の「新聞講座」は毎回テーマを限定するようになり、そのまま講座自体を業務内容ごとに細分化していったのである。余談となるが、現在の日本新聞協会主催の講座は、編集制作関係の「資料管理講座」・「新聞製作講座」・「実務者専門セミナー（※2013年から新聞製作講座と統合）」、販売関係の「販売流通講座」、広告関係の「新聞広告ゼミナール」・「新聞広告責任者会議」・「全国新聞広告審査研究会」、経営・労務関係の「新聞経理講座」・「経理実務講座」・「新聞労務講座」・「資材管理講座」・「メディア戦略セミナー」が行われている。⁽⁴¹⁾

5. おわりに

戦後の占領期において、日本の主要な大学は「学理と実務の両面を組織的総合的に研究する」こと等を謳って新聞学科を設立した。そこには確かに、学理の追究とともに、大学において記者を養成するという目的があった。当時、GHQが日本に招聘したモット博士も、日本の新聞研究者に記者養成を目的としたアメリカ型のジャーナリズム・スクールのカリキュラムを紹介している。こうした動きのなか、日本新聞協会は新聞学の講座を開設する大学に対して助成金を出すことによって、高等教育機関における「ジャーナリスト教育」の後ろ立てとなっていた。⁽⁴²⁾

しかし、新設された新聞学科が卒業生を輩出する1950年代になると、記者採用や「ジャーナリスト教育」のあり方をめぐって大学側と新聞社側とのあいだに問題が顕出されるようになる。日本の新聞社には、占領期の「新聞社の幹部のなかには正式なジャーナリズム教育を妨げる者がいる」といったCIE特別報告書の記述にもみられたように、記者は現場で育てるものという徒弟式訓練を重視する職業的文化があった。こうした根強い職業的文化と、新聞学科という新設の大学教育に対する現場からの不安も相まってか、新聞社側は総じて、採用活動において新聞学科の卒業生を評価しないという立場を取ったのである。⁽⁴³⁾

こうした状況を受けて、日本新聞協会は大学への助成の内容を見直すとともに、業界内で記者の再教育を担ってきた「新聞講座」の内容を再検討し、講座を細分化して発展させることで、業界全体の教育的役割を果たしていった。

大学側としても、新聞学科は「学理と実務」を両輪として捉えていたものの、あくまで職業訓練の場ではなく学問の場であるという自負を持っていた。そのため、新聞社側との採用問題で「ジャーナリスト教育」というアイデンティティの一端を失った大学側は、1950年代から1960年代にかけて、学理を追究する「ジャーナリズム教育」に重きを置くようになる。このように、戦後

日本の大学においてアメリカ型の「ジャーナリスト教育」が根付くことはなかったが、学理の上で戦前に移入されたドイツ新聞学に取って変わり、アメリカから移入されたマス・コミュニケーション研究が隆盛を極める。こうした意味においては、アメリカ型の「ジャーナリズム教育」が日本に受容されたと言えるだろう。

以上が、本稿が射程とした1950年代までの日本における「ジャーナリスト教育」の展開である。簡単にその後の動きに関しても触れておきたい。

新聞学科をめぐる大きな転機として言及される出来事としては、1966年の早稲田大学新聞学科の募集停止があげられる。早稲田大学は学科廃止の理由を「社会に出るための教育としては専門分野が狭すぎる」と説明しており、大学における記者養成の限界を示すエピソードとして捉えられる。⁽⁴⁴⁾ しかし一方で、同時期に日本大学では、1964年に新聞学科の定員を倍増（定員50名から100名）するとともに、第二部新聞学科を創設（定員200名）しており、新聞学科に対する社会的なニーズは依然としてあったとも言えるだろう。ただし、早稲田大学の学科廃止の背景には、主要教員の逝去といった別の要因もあるようであるし、日本大学の増員に関しても経営的要因を考慮する必要があることは言うまでもない。⁽⁴⁵⁾

学校教育に依らずに「ジャーナリスト教育」を企業内で行うことを選択した新聞社側では、1960年代に入ると2つの要因から、より活発な企業内訓練が行われるようになっていった。第一には、技術革新による漢字テレタイプやファクシミリの導入が背景にある。機械化が進むに連れて、新知識の習得や技能訓練の場が必要となったのである。第二に、新聞社内の従業員構成の変化があった。1950年代後半あたりから新聞社の従業員のうち戦後入社の人口の割合が7割を超え、⁽⁴⁶⁾ 1965年には戦後入社の割合が新聞社従業員の9割を占めるまでに至った。こうした過程の中で、社内における管理体制や労使関係に問題が生じるようになっていったのである。すなわち、戦前入社の管理者クラスの社員と、戦後入社の中堅以下の社員とのあいだで、それぞれが受けた学校教育、社会教育の差がそのまま考え方の違いとなり、世代間のギャップを生じさせたのである。こうした問題を背景として、管理・監督者層の再教育が要請されるようになった。そこで、日本新聞協会は中間管理者層の管理能力を高めることを目的とした「管理者講座」を1961年から開催している。⁽⁴⁷⁾ さらに、1963年には日本新聞協会の会員社の「企業内訓練実態調査」が実施され、会員社の情報交換や教育訓練担当者のレベルアップを目的として「教育訓練担当者研究会」が設置されている。⁽⁴⁸⁾ 一例として、朝日新聞社では1966年7月に研修所を新設し、階層別・職能別の研修活動に取り組んでいた。⁽⁴⁹⁾

以上、本稿では大学における「ジャーナリスト教育」が1950年代に一旦頓挫し、戦後日本における記者養成が企業内におけるOJTを中心とするものになった過程を明らかにした。今日あらためて、冒頭で触れた諸問題からこの構造を見直そうとするとき、教育機関や企業が率先してそうした変化に対応すべきであることは言うまでもないが、記者のリカレント教育を担うジャーナリズム大学院の取り組みはすでに動いており、個々の企業も社内教育の改善する努力を続けていることは付言しておきたい。こうした両者を紐帶する役割を担うものとして、日本新聞協会などの業界団体が包括的な取り組みを牽引していくことへの期待を最後に記し、本稿の結びに代えたい。

脚注

- (1) 具志堅浩二 (2018) 「新聞記者の教育は限界に「ジャーナリスト育成で新聞社と教育機関は協力を」」
“THE PAGE” (2018/3/9 (金) 16:04 配信) [著者最終アクセス 2020/1/15]
<https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20180308-00000015-wordleaf-soci>
- (2) 詳しくは、拙稿 (2018) 「戦前期日本の高等教育機関における「新聞教育」の萌芽」『ジャーナリズム & メディア』11号、pp9-22。
- (3) 小林聰明 (2018) 「GHQ 占領期日本のジャーナリズム教育とモット博士：1947年3～4月」(『ジャーナリズム&メディア』11号所収) p36。
- (4) 参考として、日本マス・コミュニケーション学会ジャーナリズムおよびマス・コミュニケーション教育に関する調査特別委員会編 (2003) 『ジャーナリズムおよびマス・コミュニケーション・コミュニケーション教育に関する調査報告書』 日本マス・コミュニケーション学会。佐幸信介・島崎哲彦ほか (2004) 「ジャーナリズム教育に関する意識の相違点を探る：大学・マスコミ機関対象調査結果から」『新聞研究』630号 (2004年1月号)、pp61-66。
- (5) 例えば、日本における記者教育の歴史を詳しく扱った、畔上和也 (1990) 「記者教育の歴史と課題」(『日本新聞協会研究所年報』第9号 [1990年版]、日本新聞協会研究所、pp20-35) は、日本新聞協会の「新聞講座」に言及するなかで「講座内容は割愛するが、新聞研究の決定版ともいべきもので、現在の学校のカリキュラムをも抜くのではないかとさえ思う」と評価している。
- (6) 小田光康 (2019) 「大学専門職業教育としてのジャーナリズム教育に関する研究：UNESCO のモデル・カリキュラムを中心に」『大学経営政策研究』9号、pp125-138。
- (7) 山本武利 (1996) 『占領期メディア分析』法政大学出版局、p556。
- (8) 「輿論指導に責任を痛感せよ」『日本新聞報』1946年6月10日付。なお、本稿の執筆にあたっては、同紙の復刻版『戦時戦後の新聞メディア界』(金沢文庫) を参照した。
- (9) 日本新聞協会 (1956) 『日本新聞協会十年史』日本新聞協会、pp107-108。
- (10) 前掲『日本新聞協会十年史』、p169。
- (11) 『新聞協会報』1947年9月1日付。
- (12) 小野秀雄 (1952) 「発刊の辞」『新聞学評論』第1号、p1。
- (13) 『新聞協会報』1947年6月2日付。
- (14) 同上。
- (15) 「就職難今から頭痛」『新聞協会報』1950年6月8日付。
- (16) 前掲『日本新聞協会十年史』日本新聞協会、pp422-423。
- (17) 同上、pp423-424。
- (18) こうした助成金の内容の変化の経緯に関しては、春原昭彦 (2020) 「上智大学から見た新聞学科の歴史」(本誌『ジャーナリズム&メディア』第14号掲載) に詳しい。
- (19) 「新聞学科卒業生に優先権を」『新聞研究』26号 (1953年9月号) p38。
- (20) 「体験から理論へ」『新聞研究』26卷 (1953年9月号) pp30-31。
- (21) 「新聞社の採用試験をめぐって」『新聞研究』39号 (1954年10月号) pp14-19。引用部分は、東京大学と早稲田大学の学生2名と、共同通信社・朝日新聞社・読売新聞社の新入社員3名の計5名の意見をまとめた「学生と新入社員の意見」と題した記事による。

- (22) 同上。
- (23) 「ダテや醉狂じゃ記者にはなれぬ」『新聞研究』75号（1957年10月）p32-40。
- (24) 内川芳美編（1975）『現代史資料』41巻、みすず書房、pp.366-367。
- (25) 有山輝雄ほか編（2000）『情報局関係資料』第3巻、柏書房、p341。
- (26) 記者鍛成に関しては、大津昭浩（2018）「日本新聞会の記者鍛成」（『メディア史研究』43号、pp64-82）が詳しい。
- (27) 黒川貢三郎ほか（2013）『日本のジャーナリズム』櫻門書房、p152。
- (28) 津田正夫（1956）「事務局十年を省みて」日本新聞協会編『日本新聞協会十年史』日本新聞協会、pp576-577。
- (29) 伊藤正徳（1948）「序」日本新聞協会編集部編『新聞講座』日本新聞協会、p1。
- (30) 前掲『日本新聞協会十年史』日本新聞協会、pp180-182。
- (31) 日本新聞協会（1949）「序」『新聞講座・編集編II（東京講座）』日本新聞協会。
- (32) 「新聞講座」の各回の内容について参照した『新聞協会報』の主だった記事の掲載日は以下のとおり。
第4回（1947年12月29日付）、第5回（1948年4月26日付）、第6回（1948年6月14日付）、第7回（1948年8月16日付）、第8回（1949年3月30日付）、第9回（1949年5月14日付）、第10回（1949年6月25日付）、第11回（1949年11月14日付）、第12回（1950年4月27日付）、第13回（1950年6月1日付）、第14回（1950年6月29日付）。
- (33) 「学生聴講者も詰めかく」『新聞協会報』1949年5月18日付。
- (34) 「渡米記者一行を講師に」『新聞協会報』1950年4月27日付。
- (35) 前掲『日本新聞協会十年史』日本新聞協会、p426。
- (36) 東京での座学のほか、日本工学レンズ工場の見学（第16回）や、横須賀の海上自衛隊見学（第18回）など企画に応じて首都圏内での移動はみられる。
- (37) 日本新聞協会編（1966）『日本新聞協会二十年史』日本新聞協会、pp546-547。
- (38) 前掲『日本新聞協会二十年史』日本新聞協会、pp550-551。
- (39) 日本新聞協会編『日本新聞協会三十年史』日本新聞協会、p518。
- (40) 前掲『日本新聞協会二十年史』日本新聞協会、pp5480-549。
- (41) 日本新聞協会編（2016）『日本新聞協会70年史』日本新聞協会、pp449-452。
- (42) 「日本大学新聞学科創設要綱」（日本大学所蔵・永田菊四郎関係文書）。
- (43) 「日本におけるジャーナリズム教育」（“CIE & E Research report: Journalism Education in Japan”1948年9月22日（日本語訳『ジャーナリズム&メディア』11号所収）。
- (44) 『読売新聞』1965年10月6日付、朝刊p14。
- (45) 江尻進（1965）「大学の新聞教育と記者の養成：早稲田大学新聞学科廃止に思う」『新聞研究』170号（1965年9月号）、pp42-45。
- (46) 前掲『日本新聞協会二十年史』日本新聞協会、p539。
- (47) 同上、p544。
- (48) 同上、p544。および、「新聞社の企業内訓練の課題」『新聞研究』144号（1963年7月号）、pp5-7。
- (49) 朝日新聞百年史編修委員会（1995）『朝日新聞社史・資料編』朝日新聞社、p564。

参考文献一覧 ※脚注で示したものを除く

- ・阿部圭介（2018）「大学のジャーナリズム教育とメディアの現場との接点：専修大学人文・ジャーナリズム学科のカリキュラム編成と出版現場の経験から（ワークショップ9）」『マス・コミュニケーション研究』92号、日本マス・コミュニケーション学会、pp219-220
- ・岩渕美克（2003）「ジャーナリスト教育調査の分析」『政経研究』40卷1号、日本大学法学会、pp214-205
- ・内川芳美（2003）「日本の大学における新聞教育回顧・雑録」廣井脩・花田達朗『論争今、ジャーナリスト教育』東京大学出版会、pp9-16
- ・大井眞二（2009）「ジャーナリズム教育」『新訂 新聞学』日本評論社、pp162-172
- ・河崎吉紀（2000）「新聞教育の構想：一九五〇年代、新聞界の言説を中心に」『マス・コミュニケーション研究』56号、pp264-266
- ・河崎吉紀（2006）『制度化される新聞記者』柏書房。
- ・黒川貢三郎（2003）「ジャーナリズム教育の改革をめざして」『政経研究』40卷3号、日本大学法学会、pp751-771
- ・田村紀雄（2018）「ジャーナリズム教育」『現代ジャーナリズムを学ぶ人のために〔第2版〕』世界思想社、pp37-53
- ・花田達朗（2008）「ジャーナリスト養成教育への状況認識：新しい環境の始まりと「マスコミ」時代の終わり」『朝日総研リポート』213号、pp30-47
- ・濱田純一ほか（2006）「ジャーナリズム教育の可能性（シンポジウム1、2005年度春季研究発表会）」『マス・コミュニケーション研究』68号、pp166-168
- ・春原昭彦（1999）「新聞界の共同機関・日本新聞会と日本新聞協会その成立に至る歴史的経緯について」『日本新聞教育文化財団研究室年報』17号、pp39-49
- ・藤田博司（2004）「ジャーナリスト教育の構築に向けて：日本型モデルの条件と可能性」『東京大学社会情報研究所紀要』67号、pp1-22
- ・藤田博司（2009）「メディアと大学が協働する時代：現役記者にも教育の機会を（特集ジャーナリスト教育を考える）」『ジャーナリズム』227号（2009年4月号）、pp4-13
- ・森暢平（2012）「敗戦直後のジャーナリスト教育導入：占領当局・大学・新聞社の関係をめぐって」『マス・コミュニケーション研究』81号、pp67-85
- ・柳澤伸司（2009）『新聞教育の原点：幕末・明治から占領期日本のジャーナリズムと教育』世界思想社

上智大学から見た「新聞学科」の歴史

春原 昭彦*

〔編集註〕 本稿は、2018年1月24日に実施された新聞学研究会における講演の記録である。

私は大学を去ってからだいぶ経ちますし、最近のことはまったくわからないので、むしろ研究されている皆さんのはうがよくご存じのことばかりではないかなと思っていますが、上智大学における新聞学科の設立過程の概略と、私が体験した当時の上智大学新聞学科のこと、それに関連する機関として日本新聞協会の研究助成などについて話すようにとのことですので、これに沿ってお話しします。

私が日本新聞協会にいたのは、昭和30年（1955年）近くからですので、最初の頃のことはあまり知りません。ただ、最初の頃のことを知る先輩がだいぶまだおりましたので、話を聞いております。

新聞学の教育というものがどういうふうに始まったかというと、これはやっぱり小野秀雄先生をおいては他にはいない。私は小野先生に、いろいろお話を伺っております。そのへんのことから、日本における新聞学教育というものがどうだったかということから、お話を聞いてみたいと思います。

1. 新聞教育の沿革

まず、新聞教育といいますと、松本君平の「東京政治学校」というのがあったらしいです。ただし、これは経営難で、短命に終わったといわれております。

松本君平には、『新聞学』（明治32年＝1899年、博文館）という立派な本があります。この中に、当時の新聞教育というようなもの、たぶんこんなことがあったろうということが入っています。近代文明と新聞の福音、新聞社の組織、新聞編集局、それから訪問記事とか新聞記者、論説記者、それがどういうことをやるかということが書いてある。

この本の最後のほうに、「東京政治学校創立の趣旨」というのがありますて、そこにこの学校がどんなことをやるかということが書いてある。この学校は3年制で、第1学年は政治学・法律学・政治史・欧米新聞事業など。第2学年は経済学・法律学・社会学・文学といったテーマ。もちろん外国語も入っています。第3学年に、新聞学・雄弁学などが入っており、そのほか、文章修練・外国語学と外国図書研修。なかなかちゃんとしたものではないかなと思うのですが、このへんが日本に新聞教育というようなものを入れようとした最初の試みであるといえます。

この松本君平という人は、アメリカに行って勉強したわけで、アメリカの新聞社にもちょっとい

* はるはら あきひこ 上智大学 名誉教授

ましたから、たぶん彼はアメリカの新聞記者教育というようなものを見て来て、それをここに実践しようと試みたと思うのです。

この人は静岡県の出身ですが、明治3年（1870年）の生まれで、昭和の戦争が終わる前年の昭和19年（1944年）に亡くなっている。彼は、アメリカへ留学し、ペンシルベニア大学で勉強した。それからニューヨーク・トリビューンの記者をやった。これは期間としては短かったと思いますけど、いちおう、アメリカの新聞については、当時の日本人としてはかなり知っていたと思うのです。ですから、アメリカの新聞記者教育のようなことをやったのではないか。

この松本君平の本というのは、当時の日本だけではなくて、アジアにおける新聞学の草分けみたいなものですね。戦後、文化大革命が終わってからですけど、中国に行った時に、中国社会科学院の副院長が、「日本ではマツモトキミヒラという立派な学者がいますね」って、向こうから言われたので、ああ、これは海外にも大変有名な人なんだな、われわれよりもむしろ向こうの人が知っているんだなと思って感心しました。とにかく、これが日本の新聞教育の草分けではないかなと思っています。

このあと、明治42年（1909年）に田中穗積が早稲田に新聞研究科を設置します。田中穗積は早稲田の総長（第4代）もやった人物ですが、彼はもともとは「東京日日新聞」（現在の「毎日新聞」）の記者をやって、そのあと明治34年、ちょうど20世紀に入る年にコロンビア大学に留学しています。日本で「東京日日新聞」の記者をやっていましたし、おそらくコロンビア大学に行ってアメリカの新聞のことも学んだはずです。この頃のアメリカでは新聞記者教育が盛んになっていますから、これを知っていたんじゃないかなと。それで日本に帰ってきて、早稲田に新聞研究科というものを設置したということです。

ただこのあと、中央大学とか早稲田大学に新聞科が設置されるのですが、これがどのくらい続いたかというのは、実は、調べるべきなんでしょうけど、私はやっておりませんので、それがどうなったのか、これはちゃんと早稲田大学や中央大学に聞かなければいけない。ただ、この記録は杉村楚人冠が書いています。

それから、大正14年（1925年）に早稲田に新聞科が設置されますが、これは喜多壯一郎がつくりました。喜多壯一郎はかなり新聞に関する本を書いていますので、名前は皆さんご存じだと思います。早稲田のこのことは、『実業之日本』という雑誌に出ております。

ところが、この『実業之日本』の大正14年9月3日号、その前の号に「設置した」とあるのですけども、この年の「9月に、喜多壯一郎が文部省留学生として、2年間の予定で欧米各国の新聞学修業に出発した」と出ています。ですから、早稲田の新聞科がどのくらい続いたものやら…。でも喜多さんは、このあとも早稲田で新聞を教えていますから、帰ってきてまたやったのではないかと思います。

慶應義塾の新聞の講座は、明治時代のものはちょっとわかりませんが、大正時代に入りますと出ると思います。あそこは福澤諭吉の「時事新報」がありますから、その関係者が教えております。早稲田は、当然これは大隈重信の「郵便報知新聞」がありましたし、早稲田はかなり新聞については詳しい。

これらを見て感じましたのは、この当時、たとえばいちばん最初の東京政治学校で新聞学というのをやるといったけれども、一体、日本の新聞界とはどんなものだったかと考えてみたら、ま

だ、日清戦争のすぐあとなのですね。日本の新聞は、これは内川芳美さんの調べたものによりますけれども、明治20年代の日清戦争の前あたりですと、大体、総発行部数はまだ全国で20数万程度なんです。全国各地の津々浦々に日本の新聞がいくよくなつたのは、大体、日清戦争頃からと思っていいですね。ですから、記者の数といったって大したことはないし、また、今のような記者とはちょっと違うと思うんです。ですから、その当時、こういう新聞学教育なんていうのは、どの程度のものであったのやら、ちょっと考えさせられます。日本には、まだ新聞教育がないといったって、日本の新聞自体がまだその程度だったのです。

日清戦争の時は、国民皆兵で、各村々から徴兵されて召集された人々が戦地に行っていきますから、そのニュースが必要なわけです。ですから、各村々では、そのニュースを知るために新聞が必要だと。当時のものを見ますと、せいぜい新聞は、村長さんとか警察署長さん、それから小学校の校長先生、こういうところが取っていた。まだ字が読めない人もいたでしょうから、読める人のところにいくとニュースがわかるというような、その程度の時代だったと思います。ですから、このころの日本に新聞教育がなくても、それはおかしくもない。

それからもう一つ、日本の新聞教育は大体、アメリカに行ってきた人が紹介しているんです。ところが、明治時代にはまだ、日本の新聞界では、アメリカというのはそれほど注目されておりません。注目されていたのはヨーロッパの、ドイツ、フランス、イギリスですね。ですから、日本の新聞が、タイムスの特約を取る。これは大変なことなんですね。文化を取ると。やはり日本の新聞人は、戦前、昭和になってからも、「わが新聞は日本のタイムスたれ」というようなことを掲げて新聞をつくったといっています。まだ、アメリカにはそれほど、人は行っていますけれども、新聞には注目していなかった。

ところが、周知のように、ヨーロッパとくにドイツでは、新聞の研究というのは、実際学ではなくて、国民経済学のカール・ビュッヒャーか何かから始まっています。小野秀雄先生は、まさにドイツから新聞学を学んだんですけど、これはむしろ新聞学として、まず歴史をやる、それから学問としてやるために何をすべきかということで、歴史から理論をやるわけです。実際上の記者教育というのは、実はあまりヨーロッパでは考えてなかったと思います。

日本で大学に新聞の科目をつくるということになりますと、どうしてもこれは学問として、ということになる。だから小野先生が非常に苦労したわけですね。やっぱり日本の新聞学科は、実際ではなく、学問として確立し、学生を教えるということになるわけです。そのためには、どうしても東京帝大に講座を置かなければいけないということで、小野先生は、大正の終わりになりますけれど、ご自分は、毎日新聞（「大阪毎日新聞」・「東京日日新聞」）の仕事を休職して、東京帝大の大学院に入り直して、日本に新聞学講座をつくるために非常に努力された。これは小野先生の『新聞研究五十年』に詳細に書かれております。

たとえば杉村楚人冠は、わりと日本の新聞にいろんなこと入れていますけど、彼は、アメリカにも行ってはいますが、ロンドンに行ってタイムスを模して日本に初めて調査部をつくり、その後記事審査室もつくった。やっぱりタイムスに倣っているわけです。

しかし、明治の終わりから大正期に入りますと、国際会議などもあり、アメリカに新聞記者が行くようになります。それで、アメリカの新聞の情報もずいぶん入ってまいります。日本の新聞人が大挙して海外取材に行ったのは、第一次世界大戦のあの講和会議のころですけれども、この時な

んかむしろ各社の社長連中が——物見遊山といってはちょっと言いすぎですけれども——海外を知るために行ったというのも多い。なので、本当に取材のために行ったのはワシントン会議、大体その頃かなと思います。ワシントン会議といえば、日大の長谷川了先生も「国民新聞」の特派員としてワシントン会議に出ておられます。本当は長谷川先生がご存命の時にそのころの話を聞いておけばよかったです。ただワシントン会議といえば時事新報の日英同盟廃棄と四カ国条約の締結という大変有名なスクープがありますので、むしろそんなところばかりを気にしておりまして、聞かなかつたのですけど、本当は長谷川先生にも聞くべきだったなど、今になって思います。

ただ、このころから人々がアメリカの大学に留学して、新聞学を勉強して、日本に帰って試みるというのが増えてまいります。たとえば、「河北新報」の二代目社長の一力次郎さんが確か東大を出ますと、小野先生に聞いて「アメリカへ行って勉強しなさい」ということでアメリカへ行っています。それから「山形新聞」の元社長の服部敬雄さんなども、アメリカへ行っている。そういうことがありますと、やはり新聞記者教育というものが関心の的になつてまいります。

話は飛びますけれども、日本の新聞が大きくなりまして、マス・ペーパーになるのは、関東大震災のあと。そうすると、このころからやはり、日本にも新聞研究、新聞教育というようなものが必要だというようなことが出てまいります。先程申しましたように、小野秀雄先生は、新聞学を日本で確立するためには、東京帝大で講座を開設すると。大正時代の初めまでは、大学令による大学というのは帝大だけですから、帝大でちゃんと講座が開かれなければ学問として認められない。小野先生がどうしても東京帝大につくりたがったかという理由がそこにあるわけです。ところが、まだ「新聞なんていうのは学問じゃない」と学内で問題になってくる。「方法論もないじゃないか」、「対象がはっきりしないじゃないか」、「寄せ集めの学問じゃないか」ということで、非常に苦労された。

そこで小野先生は、学問という以上、これはやっぱり、当時としてはドイツとかフランスとかイギリスとか、ヨーロッパであろうと。小野先生はもともと独文をお出になりましたから、ドイツに文献を探されまして、ちょうどその頃、ドイツで新聞学ということができまして、それを研究された。

それで大正12年（1923年）、ちょうど関東大震災の年の7月1日に神戸を出発、欧州へ向かわれた。この当時、もう財界とか新聞界でも、「朝日」、「毎日」あたりが、新聞記者養成がこれからは必要であると考え始めてきています。確かに、「朝日」が大学卒を正式に試験で採るようになったのは、大正12年だったと思いますけれども、新聞社のほうも大学出が、これからは必要だということになりますと、そのために講座ぐらいはあってもいいかなと。

大正12年（1923年）になって、小野先生は、欧米諸大学の新聞学科の調査を大学から委嘱されます。この時に、小野先生はドイツに行き、ミュンヘン大学新聞学研究所長のカール・デスターに会って、新聞学科を是非つくれというようなことをいわれます。それからチューリヒに行きました、ウェットシュタインという、チューリヒ大学の新聞学科をつくった人を訪ねています。そのあとはアメリカへ行かれまして、アメリカで新聞学をご覧になります。

アメリカでは、有名なミズーリ大学のウォルター・ウィリアムスに会われています。これは杉村楚人冠の紹介があったそうです。ここでは大変歓待されて、いろいろな資料を持って日本にお帰りになった。

その後、曲折はありますが昭和4年（1929年）10月に東京帝国大学文学部に初めて新聞研究室が設置されます。小野先生は、実務上は主任格で、新聞研究室を主宰されて、講義の内容から講師の依頼まで全部先生がおやりになったんですけども、名目は指導補助というかたちで、正式には法文経の3学部の先生が指導教授ということになりました。小野先生はそれからも、嘱託という形で苦労されるわけです。

2. 上智大学新聞学科の設立過程

昭和4年10月1日に新聞研究室が開所したことをきっかけに、ミュンヘン大学のカール・デスター教授が来日して、神田学士会館の披露会でお話をなさった。この時に、カール・デスターの面倒を小野先生が見られて、お宅にもお泊まりになった。これが上智にとっては、大変幸いしたんです。せっかくドイツからわざわざ来られたのですから、「帝大新聞」の学生も使って、箱根や日光に案内した。宮崎健蔵先生（毎日新聞—上智大学）なども、当時「帝大新聞」にいらしたので、日光を回ったり、京都の新聞社を案内したり、2ヵ月間、小野先生と大変面倒を見られたらしいです。

それで、このカール・デスターが小野先生の家に泊まっている時に、旧知の上智大学のヘルマン・ホフマン学長が訪ねて来られたらしいです。その時に、カール・デスターはヘルマン・ホフマンから「上智大学というカトリックの大学をやっているよ」と聞いたので、「おまえのところに新聞学科はないのか」、「なんでそんなものあるのか、日本にはそんなことを教えることのできる先生がいない」、「ここに小野君がいるじゃないか。彼がいいよ」と話された。それが実は、上智大学に新聞学科ができる経緯だったと、小野先生から伺っております。

ちょうどこの頃、上智は専門学校令による学校から、大学令による旧制大学に昭和2年に上がるわけです。そこに専門部というのがあって、昭和7年に新聞学科をつくった。専門部というのは旧制の中学校を出て入る。大学のほうは予科から本科で当時、文学、哲学、商科しかありませんでしたが、そこで専門部をつくり、新聞学科の新設をホフマン学長は小野先生に依頼した。

この頃といいますか、大正の終わりから昭和の初めは、ラジオが出る、出版では部数100万部を超す雑誌が出るなど、日本にマスメディアが出てきた時代でした。これと同時に、新聞に関する著作もたくさん出ていますね。有名な『綜合チャーナリズム講座』が、1930年（昭和5年）から31年です。それから『朝日常識講座』の中に美土路昌一の『社会と新聞』がありますが、これが昭和4年（1929年）から。戦前のいちばん良い時ですね。

それから下村宏の『新聞常識』、喜多壯一郎の『新聞展望台』なども出ています。美土路昌一といえば『明治・大正史一言論篇』（昭和5年、1930年）、これは戦前の新聞記事取締りの実情を知るには一番便利だと思う。この人は朝日の航空部を支えた人で、戦後は全日空や朝日の社長になりました。緒方竹虎と一緒に早稲田の専門部を出て、明治の終わりに朝日に入って、大正から昭和にかけて社会部と、整理畠でやってきた。整理部長も長くやっていますから、戦前の記事掲載禁止や差し止め命令をいちばん受けて知っている。ですから、「私みたいに、けん責、戒告、進退伺いなどの前科のある人はいないだろう」といっていました。戦前は新聞社に記事の掲載禁止とか、命令がどんどんくるわけです。それが全部整理部長のところにくる。それを元にして『明治・大正史一言論篇』を書いた。ですから、この本と『社会と新聞』は日本の明治・大正の言論を勉強するのには非常にいい本だと思っています。新聞に関心のある新聞記者が新聞に関する本を、たくさん出

してきている。ちょうどそういう時代でもあったのです。

これは編集関係だけではありません。昭和5年に、後藤武男の『新聞企業時代』という本が出ています。後藤武男というのは、「時事新報」の人でワシントン会議の時に日英同盟の廢棄と四か国条約成立の国際的スクープを取った人です。戦後は出身地の茨城新聞の社長をやられています。

この人が、昭和5年（1930年）に『新聞企業時代』という本を改造社から出しています。後藤さんはアメリカの新聞を学んだ人ですが、日本の新聞もこれからは企業としてやっていかなければいけないと考えた。ちょうど、毎日の本山彦一社長が「新聞紙も商品なり」だと、いろいろ話題になっている時代ですけれども、そういうときに『新聞企業時代』を書かれている。これは経営関係の、当時としては大変貴重な本だと思います。

実は私は「『新聞企業時代』という本を何で書かれたのか」と、後藤さんに伺ったことがあります。後藤さんは、慶應を出て時事新報に入りましたが、その時事新報が、この頃には衰退に陥ってきた。これではもうダメだというので、「アメリカの新聞はこうやっているという新聞経営論を時事新報の幹部に読ませるためにこれを書いた」と言われました。ところが、時事新報の幹部は誰もこれを読んでくれなかつたが、これに目をつけたのは読売の正力松太郎だったそうです。この本を読んだ正力さんから呼ばれて、一席御馳走になった。その時、正力さんは赤鉛筆をたくさん引いたこの本を持ってきて、「これはどういうことか」と尋ねる。たとえば、アメリカの新聞社というものは野球チームを持っているなんていうことも書いてある。そういうのを全部読んで…。「正力さんというのはやっぱり偉いんだね」とおっしゃっていました。

『新聞企業時代』というのはそういう本なのですけれども、これが出了のも昭和5年。ですからちょうどその頃に、新聞学科というようなものつくろうという動きが出てきたのは当然のことであつたろうと思います。

そして、昭和7年（1932）4月に上智大学新聞学科が創設された。明治大学もこの時、新聞科を昭和7年4月に専門部文科（尾佐竹猛科長）に新設しています。これも夜間で、専門学校卒業者、学部2年修了者を入学資格としたものです。この尾佐竹さんという方は、大審院の判事をやった大変有名な方ですが、明治文化の研究者としても有名で、吉野作造とか小野秀雄と一緒に明治文化研究会をやっていて、小野先生とはよく知っていた仲なのです。夜間というのは、新聞社に入りたいが入れない人、新聞記者の再教育のためには夜間のほうがいいだろう、ということで、明治の場合には修了期間が1年、これもやっぱり、科目は小野先生がつくられました。

また、大学ではありませんが、昭和6年の9月に山根真治郎さんが「新聞学院」というのをつくっています。新聞学院も夜間の3年制でした。

上智もやはり同じ夜間で、新聞記者の養成ということで作られます。ここに、つくった時の設立趣意と『本学科の特徴』というのがあります（資料①・②）。これは文部省に出したものです。

資料① 「新聞学科設立の趣旨」

近時我邦に於ける新聞事業の発達は特に著しく…日刊新聞紙の数既に千二百を数ふるに至れり、而して其の従業員総数は…既に六万に達するの状況にあり、之を米国の新聞事業に比すれば米国の日刊新聞紙は其の総数約千九百にて我邦日刊新聞紙の二倍に達せず、然かも従業員の養成機関は既に完備し、公立私立の別なく大学にして新聞学部又は新聞学科の有せざるものなき状態なり、歐州諸

國も最近之に亘ひて皆大学に新聞学科又は新聞講座を創設し…其成績大いに見るべきものあり、凡そ新聞事業は一面…収益を目的とする企業なれども同時にまた特殊の精神的企業なれば、其公衆に及ぼす精神的影響の深甚なること言を俟たず、故に之に従事する者の思想公衆に反映して一国の文化の発達は勿論、時あっては治乱興亡に直接の影響を有することも妄言を俟たず…故に本学はここに率先して新聞従業員の養成を目的とする専門学科を専門部内に創立し、思想堅実にして有能なる新聞従業員を新聞界に供給して聊か我邦文化の発達に貢献する所あらんとするものなり

資料② 「本学科の特徴」

- 一、本学科は専門学校令による本邦最初の新聞専門学校である
- 一、本学科は先ず新聞人として必要なる基礎学及専門学を完全に習得せしめ、ついで新聞製作に関する実習をなさしめ…知能兼備せる新聞人を養成するを第一の目的とす
- 一、本学科は専門の職業あるもの及一般学生にも学修の便宜を与へんがため夜間授業とす

主な講義内容は、新聞概論、日本新聞史（小野秀雄）、比較新聞学（労農ロシア・黒田乙吉、米国・喜多壯一郎、英國・高田元三郎、ドイツ・小野秀雄）、編集論（杉村広太郎）、販売論（刀詠館正雄）、廣告学（松宮三郎）。新聞社の現場からは、杉村広太郎（楚人冠）や刀詠館正雄。刀詠館は、まさに「朝日」の販売局長ですね。廣告学の松宮三郎は三越の廣告部長をやって、大変効果を上げた人です。比較新聞学の黒田乙吉は「大阪毎日新聞」の記者で、ロシア革命の時に現地にいた、戦前最高のソ連記者ですね。アメリカは、喜多壯一郎、この人は早稲田の先生です。イギリスは高田元三郎、高田さんは「大阪毎日」の記者で、ロンドン特派員だった。

余計な話ですが、高田元三郎さんというのは千葉県出身で、一高・東大に推薦があったんですね、無試験で入った。高田さんは、本当は文章を書きたくて大学にいったのですが、夏目漱石のところに行ったら、あなたの文は文学の文章ではない。文章は下手ではないけど、ダメだと。むしろ新聞記者になれと。それで、大正の初めに「大阪毎日」の記者になった。その当時、東京帝大を出て入るというのは非常に珍しく重用されました。たまたま良いことに、「毎日」には、高石真五郎という、これは慶應を出たんですけど、長く特派員をやった明治から大正にかけての日本屈指の外交記者がいた。その高石さんの下に入りました。高田さんに伺った話なんですが、高石さんから「特派員で向こうに行っていると、いろんなところに招かれるから、奥さんを連れて行かなければダメだ」と、高田さんが行く時に、「君は奥さんを連れていけ」と。それで高田さんは「私が特派員で奥さんを連れていった第1号だ」とおっしゃっていました。戦後までいろいろ活躍された方ですが、この高田さんが英國の比較新聞学を担当された。ドイツは小野先生。

夜間授業というのは、新聞記者の再教育のためというのが一つの理由ですが、もう一つは、現場の先生を呼んでくるので、やっぱり昼は忙しいわけですね。ですから、どうしても夜のほうが呼びやすいということがあったようです。ところが、明治大学の場合もそうなのですが、現場の先生はやはり忙しいので、なかなか授業に来られない。代わりの人をよこすというようなこともあって、それでうまく行かないで発展しなかった。上智の場合は、昭和14年に夜間授業を廃止して昼間授業に変えています。

このあと、戦争中には、上智などはかなり軍にいじめられて大変だったらしいです。昭和19年

(1944年)頃になりますと、戦時非常措置方策に基づく学校整備により、学生も大体、勤労動員されます。新聞学科は新聞報道科と改称させられます。目的も、戦時下の報道戦士の養成を目的とし、新たに無線電信術、写真術、新報道術…新報道術というのは、特派員で戦地に行って無線や写真をすぐにできるようにというようなことで、新学科技術を加えるというようになった。

この当時、大学を出て新聞社に入りますと、大体特派員として戦地にやられます。当時は太平洋戦争でなく大東亜戦争と呼んでいましたけど、大東亜戦争の初戦の頃、マレー半島に上陸して、そこからジョホールバルを経てシンガポールに。これは上智の卒業生の話ですけども、その時の特派員で「読売」の記者で、有名な見出しつくった人がいます。マレー半島に上陸した軍が、急遽シンガポールに南下した時に、自転車で速やかに南下した。それを「銀輪部隊」と「読売」が初めてつけた見出しだけで、この銀輪部隊という名前をつけたのが上智の山崎英祐（後にNTVのキャスターなどを勤めた）と聞いています。このように、戦地にやられる人が非常に多かった。だから当時の卒業生はだいぶ戦争で死んだ人が多いのも事実です。

戦争中、もう昭和18年、19年ぐらいになりますと、文科系の学生はほとんど勤労動員で工場にやられます。さらに、文学部の中でも英文・独文・史学・哲学がありましたが、英文学科はやめろといわれ、最後は独文と史学と哲学科だけになりました。

戦争が終わる時には四谷の校舎は、日本冶金工業株式会社に強制的に徴用されました。図書館の本なども全部移すということまでさせられました。戦争が終わりまして、今のいちばん古い第1号館は焼け残ったんです。周りは全部焼けましたけども。ところが、中は全部工場になっていたものだから、教室なんかないわけです。それでどうしたかといったら、戦後になって間もなく、朝霞の陸軍予科士官学校の建物が要らなくなつたからと、そこの建物の材木を持ってきて、建て直したというような、そんなことがありました。

戦後しばらくは専門部もありましたけれども、昭和23年（1948年）に新制大学になりますと、文学部に新聞学科が開設されました。現在は、新制大学と旧制大学というのはよく分からぬでしょうけど、昔は小学校が6年、中学校が5年なんですね。中学を5年行きますと、専門学校が3年。大学の場合には、中学校から予科3年、大学3年というふうにいくわけです。そういうのが、新制になりますて変わるんですけど、新制大学に移行しまして、文学部に新聞学科ができる。

この最初の科目が次のようになっています（資料③）。

資料③ 「文学部新聞学科開設期の主要科目」

必修科目 新聞学原論、比較新聞学、新聞史、世論及宣伝、新聞政策、新聞経営論、社会学、憲法、民法、経済原論、経済学史、新聞通信論、取材論、広告論、編集論、論説論、内外時事解説、放送論、映画論、出版論、新聞外国語、演習、卒業論文、外国語、新聞写真

選択科目 流行論、テレビジョン、速記、スポーツ論、音楽論、演劇論、ほか

私が上智に入った頃にどんな科目があったかというと、開設当時の新聞学科のものと、ほぼ同じです。

ここにある必修科目の新聞学原論は小野先生が担当でした。テキストは『新聞原論』（東京堂）。

それから新聞史は『日本新聞史』(良書普及会)、比較新聞学は『内外新聞小史』(日本新聞協会)、これも小野先生がやられました。それから取材論というのがあります、これは「時事新報」におられた柏谷源蔵先生。この授業は、ジョン・ポール・ジョーンズの『新聞報道の実際』という時事通信社から出た本で、大変これはわかりやすいテキストでした。プライバシーなんていうのは、私はこの時初めてこの本で知るわけです。プライバシーって初めて聞いた時、辞書を引いても「秘密」としか書いてないんですね。みんなで、秘密って何だろう、プライバシーってわからないね、なんていう話をした覚えがあります。

それから非常勤の先生方ですが、論説論は「朝日新聞」の論説委員で、のちに立教大学の先生になられた永島寛一さん、同じく伊藤昇さんが担当されました。戦争中はずっとスペインのマドリードの特派員やっていた方です。雑誌論は東大の新聞研究所にいらした三崎敦さん。それから取材論が堀川直義さん、後に成城大学でマスコミ学科をつくられた方。ちょうどその頃、「インタビューリン」を書いていて、博士論文を出される直前でした。「人の第一印象というのは当てにならないよ」と、堀川先生はよくおっしゃって、いかに事件現場の一般人の目撃印象というのは信用できないかということを心理学の研究から話されました。

それから、新聞経営論の近藤貢さん。近藤さんというのは「朝日新聞」で非常に地道に勉強されていた方で、特にイギリスの新聞については造詣が深く、非常に勉強になりました。それから、PR論を電通の小谷重一さん。もともとは満鉄の調査部かなんかにおられた方で、戦後に電通にはいった方。アメリカのPRを勉強して、電通から『PR』という本を出されていました。よくいわれたのは、「PRというのは、広告の新しい方法だと思って、盛んにPRしましょう」というが、PRは広告とは違います」と。あれはパブリックリレーションズ(Public Relations)ですと。sがないのは違いますよというようなことで…。そういう教育を受けたのが、非常に印象にあります。広報論は官庁広報のことなどについて人事院広報局の樋上亮一さん、それからNHKの井上泰三先生に放送論。これらの専門科目が、私としては勉強になって面白かったなと思うところです。

今ではだいぶ科目も変わりました。その後、上智では川中康弘さんが主宰して、そのあと小糸忠吾さん、何初彦さん、武市英雄さんが受け継がれました。私の時もそうだったんですけど、1年から4年の中で、まず1年でコミュニケーション論を必修として、あとは幅広く科目を取ってほしいということでやってきました。2年の必修が、私の場合、ジャーナリズム史、歴史をやりまして、3年になりますと、専門科目で各論をやり、時事問題とか時事英語とか、フランス語やドイツ語もありますね。最後に4年に倫理、法制をやって終わる。そんなところが上智大学の新聞学科の様子でした。

3. 日本新聞協会の活動

最後に、日本新聞協会の助成関係についてお話しします。新聞協会はGHQの示唆でできたといつてもいいですが、戦後に進駐軍が日本の武装解除、非軍事化と民主化を行うなかで、民主化のためには、まず教育が大事だといってCIE(民間情報教育局)がいろいろ活躍します。そのためには何をしたかといったら、一つは新聞と放送を、これを重点的に育てようとする。そこで、新聞協会がつくられた時に「新聞教育」ということをその目的にします。ですから、今はもう変わりましたけど、最初の新聞協会の主管官庁は文部省だったのです。普通、こういった団体の担当は総理府。

今は総務省になりましたけど、ずっと文部省が担当していたというのは、進駐軍のCIEの方針からきているんじゃないかなと思います。

そこで、新聞協会は初めから、新聞教育に非常に力を入れた。創立早々、まず東京帝大、早大、慶大の3大学に新聞講座開設の助成として年額12万円の相当な助成金を出した。続いて翌23年(1948年)に、神戸経済大学(現在の神戸大学)、日本大学、京都大学、東北大学、東北学院、同志社大学が新聞学講座を開設し、新聞協会は助成金を交付しました。

神戸経済大学というのは、これは戦前の東京商大(現在の一橋大学)と並ぶ官立の二つの商科大学で、ここから新聞、特に朝日、毎日の関係者がたくさん出ていました。神戸はわりと新聞に対しては元々関心があったんです。東北大学は堀田栄さんが熱心だった。東北学院も学長の小田忠夫さんが…、それと同志社。ここに助成金を出しました。

この頃に、ミズーリ大学新聞学部長のモットが来日していろいろ講演、助言していった。このあと助成金交付の申請がたくさん参りました、結局、昭和22年(1947年)から53年、54年まで続いています。

この学科新設がいちおう軌道に乗ってきましたら、今度は新聞協会の中で、新聞教育には——今も盛んにNIE教育をやっていますけど、今のものとはちょっと違いまして——やはり、当時は、新聞というのは教育の材料としては適してないと。つまり、犯罪とか教育に適さない記事がたくさんありますから、そのまま読ませるというのは、ちょっと問題があるんじゃないかな。相当、指導者がしっかりとしなければいけない。

そのためには、何が必要かといったら、新聞指導の先生をつくることだと。今は筑波大学ですが、当時は東京教育大学でこれは先生の養成大学でしたから、ここにまず出そうじゃないかとなつた。それから、昭和29年頃から、新聞法制と新聞倫理講座、これは新聞協会が倫理団体だといつていきましたけども、そのためにもこういう講座を是非持つてもらいたいというので、従来からの11大学(東大新聞研究所、早稲田大学、慶應義塾大学、日本大学、明治大学、東北大学、東北学院大学、愛知大学、京都大学、同志社大学、関西大学)への助成金に加えて、新聞法制、倫理講座の新設を目的とした講座助成金として東大新聞研究所、早稲田大学、日本大学、東北大学、関西大学、上智大学、立教大学、神戸大学に4万円ずつ出しています。上智と立教はこの時に助成の対象に入ったもので、上智は今でも「倫理法制論」が必修になっています。

ただし、この頃になってきますと、もう大学の講座もかなりしっかりしてきたというので、助成金の中身はだんだん研究助成金にかわってまいりまして、講座助成金は昭和30年代初めで廃止になります。

そのころから、新聞界では印刷資材とか印刷機械とか、こういった工務関係の研究が必要になってきます。日本の新聞界の第1次技術革新が大体1960年前後に起こります。この時に初めて、朝日が北海道印刷でファクシミリを使う。それから組版からだんだん漢字テレタイプに変わってくる。第2次技術革新はコンピュータになりますけれども。活字が手拾いからだんだん漢テレにかわってくる時代です。当時は紙の質が悪いですから、これをどうするか。部数も増えてきましたし、そういうことが新聞界の緊急の課題になってきた。そこで工務に関する研究が必要になった。

印刷工学という講座は、戦前は東京高等工芸学校にありました。これは官立でしたが、戦災でやられて千葉に移って、千葉大の工学部になった。この東京高等工芸学校を出た人たちが、大体、戦

争の終わり頃から戦後の日本の新聞の技術革新を主導しました。

たとえば、昭和31年（1956年）の「印刷諸資材の品質向上のための研究」の君島冽。君島さんは朝日の工務局長です。それから、毎日の長谷川勝三郎さん、読売の加地巖さん。すべて、東京高等工芸の印刷工芸科卒業です。これらの人々が日本の戦後の印刷技術の革新をやった。ここに、だいぶ協会は研究助成金を出すようにしました。そして、日本の新聞の成長を支えた。

だから、新聞協会は長いこと研究助成金を出していますが、それは大学の講座助成金ではなく、研究助成金を出していた。協会の研究助成といえばほかにも、新聞法制研究会とかいろいろやってます。第1回の新聞法制研究会は、小野秀雄先生を委員長として各界の権威を集め、商法関係では日大の東季彦先生などがお入りになっています。これは占領終結を控えて、新たな「新聞紙法」復活の動きを防ぐため、「新聞の自由」の理論的根拠を検討するために作られたもので、『新聞の自由』という本が岩波書店から出ていますけど、これが第1回の新聞法制研究会の成果をまとめたものでした。そういう研究もここでやっている。こういったところに新聞協会は助成金を出すということをやっていました。

ちょっと尻切れトンボみたいで、また、時間も超過しましたけれども、いちおうこれで終わりにします。

中国におけるジャーナリズム教育

山本 賢二*

はじめに

習近平総書記は中国共産党第19回全国代表大会（2017年10月18日－24日）における報告の中で「すべての活動に対する党の指導を堅持する。党政軍民学、東西南北中、党がすべてを指導するものである。」（坚持党对一切工作的领导。党政军民学，东西南北中，党是领导一切的。）と語ったが、この表現は同大会で一部修正され、採択された中国共産党規約（19全大会規約）に「中国共産党の指導は中国の特色ある社会主义の最も本質的な特徴であり、中国の特色ある社会主义制度の最大の優位性である。党政軍民学、東西南北中、党がすべてを指導するものである。」（中国共产党的领导是中国特色社会主义最本质的特征，是中国特色社会主义制度的最大优势。党政军民学，东西南北中，党是领导一切的。）という文言で明記された。これは中国のすべては中国共産党が指導するという国の内外に向けての宣言であった。もとより、中国共産党は中華人民共和国という国家機器を通じて路線、方針、政策を実現しようとしてきた。それは党と政府の分業という形式を探ってきた。そして、国家を経営するために憲法を制定してきた。憲法に基づけば「法治」となるのであろうが、現実は共産党の「指導」という「党治」が優先されてきた。この19全大会の宣言はその「党治」を明確にしたものである。

この「党治」という中国共産党の「指導」が「党委の指導の下における校長責任制」という態勢下にある高等教育機関の中で直接行われるようになったのがジャーナリズム教育領域である。それは改革開放、特に1989年以降に一般化する「党がメディアを管理する」（党管媒体）という中国のメディア環境の延長線上にある。

この「党がメディアを管理する」について、陳力丹（中国人民大学教授）は「中国のメディア体制改革を論じるには、『党がメディアを管理する』という基本体制に触れざるを得ない。1978年に改革の歩みが始まったとき、『党がメディアを管理する』という言い方は無く、『文革』を清算し、正しい秩序に戻すことを背景にして、こうした言い方は時宜にかなったものでもなかった。しかし、1989年の政治風波の後、こうした言い方は徐々に内部から公開化され、しかも大いに理があるように言われてきた。いまそれは乗り越えることのできないメディア体制改革の最大の障害になっている。こうした体制は憲法や法律による根拠が無いが、憲法や法律よりも権勢があり、しかも議論できない。」と指摘した上で、メディアの所有権の問題で、上海の『解放日報』グループが2007年12月に上場する際、上海市委宣伝部に所有権があることが明らかにされたことを捉えて、「宣伝部はただ単に党的職能部門であり、党自身でもないのでどうして上場会社の社長になれるというのか。…現在大部分の市民メディアは、いずれも各級党紙の子新聞であり、母新聞が党的資産であるので、子新聞も当然党的資産になるべきである。さらに、一部の業務紙は上のロジックに従

*やまもと けんじ 日本大学大学院新聞学研究科 講師

えば、政府部门の所有となり、国の資産ということになる。ラジオ局とテレビ局はラジオテレビ総局によって管理され、ラジオテレビ総局は国务院に属するので、もちろん国の資産になる。しかしながら、どこに属そうが、党の宣伝部が下達する指令は、必ず断固として実行しなければならないものであり、しかもよくいき過ぎがある。」とともに、上級からの報道制限のさまざまな通知もあり、メディア自身の自己規制も「制度化」されてしまい、上級の「指令」を阻むことはできないと語っている。さらに、「利潤」については党の資産や国の資産であるならば党や国に上納すべきことをメディアが自ら処理しているため、メディアが社会の公共利益を代表するという問題がないがしろにされているし、多くの政治問題についてはメディアに独自に報道する権利が無く、一部の敏感な問題については「上の指令」に従わなければならないので、残された報道できるものはスターの話、家の問題、犯罪ニュースの類となるので、職業道徳も欠落すると指摘している。さらに、党のプレス宣伝のコントロールが強化され制度化されたことによって「改革の原動力」が「扼殺」されているとして、改革開放の30年を経た中国のメディア・ジャーナリズムの「党がメディアを管理する」現況を語っている。(「反思与展望 中国传媒改革开放三十周年笔谈」『传播与社会学刊』2008.6期.p17-48)

こうしたメディア環境はあったとはいえ、ジャーナリズム教育に対する党の直接的参与は「党がすべてを指導する」習近平時代に入ってからのことである。それは、高等教育機関の思想政治教育強化とともに、党の宣伝部門と高等教育機関による部校「共同建設（共建）」のジャーナリズム（新聞）学院が生まれたことに象徴されている。生まれたと言っても、もともとあったジャーナリズム学院に党の宣伝部門が正式に入り、学院運営に加わり、党の指導を直接具現化させる状態になったことを指している。

本稿はその習近平時代の中華人民共和国におけるジャーナリズム教育の現況を明らかにすることを目的としている。そのため、その背景となった高等教育機関の思想政治教育強化を概観した後、党の宣伝部門と高等教育機関による部校「共同建設」のジャーナリズム学院について論じ、ジャーナリズム・コミュニケーション人材の需要と供給の現況に触れ、最後にジャーナリズムコミュニケーション人材育成教育計画を検証し、中国のジャーナリズム教育を展望する。

1. 高等教育機関の思想政治教育強化

習近平時代に入って2015年1月に出された中共中央办公厅 国務院办公厅の七つの部分からなる「新しい情勢の下で高等教育機関の宣伝思想工作をより一層強化改善することに関する意見」(关于进一步加强和改进新形势下高校宣传思想工作的意见 (中办发〔2014〕59号))はその「基本原則」の初めに「高等教育機関に対する党の指導を堅持する。」が挙げられると同時に、「最後」の部分でも「高等教育機関に対する党の指導を強化、改善しなければならない。高等教育機関の党の指導体制を完備し、普通高等教育機関党委指導の下での校長責任制を堅持、完備し、高等教育機関党委の当該校工作に対し全面的指導を行い、党を管理党を治める、学校を運営学校を治める主体的責任を履行し、着実に指導の核心の役割を發揮しなければならない。」(中共中央办公厅、国务院办公厅印发《关于进一步加强和改进新形势下高校宣传思想工作的意见》新华网 2015年1月19日)と強調している。

2016年に入ると、習は12月7-8日に開催された全国高等教育機関思想政治工作会议（全国高

校思想政治工作会议）において、中国共産党と政治思想教育について、自らの言葉で語った。習は「われわれの高等教育機関は党の指導の下での高等教育機関であり、中国の特色ある社会主义の高等教育機関である。われわれの高等教育機関を立派に運営するには、マルクス主義を指針として、全面的に党の教育方針を貫く教育方針を堅持しなければならない。」と述べると同時に、「我が国の高等教育を立派に行うには、党の指導を堅持し、高等教育機関の工作に対する党の指導権をしっかりと掌握し、高等教育機関を党の指導を堅持する強固な陣地にさせなければならない。党委は高等教育機関の正しい学校運営の方向を保証し、高等教育機関の思想政治工作的主導権をしっかりと掌握し、高等教育機関が終始社会主义事業建設者と後継者を育成する強固な陣地になることを保証しなければならない」（习近平 把思想政治工作贯穿教育教学全过程 新华社 2016年12月8日）と指摘した。すなわち、大学など中国の高等教育機関は中国共産党の指導の下にあるもので、党委員会はその指導を強化し、「社会主义事業建設者と後継者を育成する強固な陣地」にするよう呼びかけたのである。

そして、2018年には5月2日の北京大学教師学生座談会でも、習は「人材育成体系は学問体系、教学体系、教材体系、管理体系等に關係するが、その中に貫かれるのは思想政治工作体系である。党の指導と党の建設を強化し、思想政治工作体系建設を強化することは、ハイレベルの人材養成体系を形成するうえでの重要な内容である。高等教育機関に対する党の指導を堅持し、社会主义で学校を運営する方向を堅持し、我々の特色と優位性を社会主义の建設者と後継者を育成する能力に転換しなければならない。」（在北京大学师生座谈会上的讲话（2018年5月2日）新华社北京5月2日电）と指摘している。

さらに、習は同年9月10日の全国教育大会で「我が国は中国共産党の指導する社会主义国家である、これは我々の教育が社会主义の建設者と後継者を育成することを根本的任務とし、一代また一代と中国共産党の指導と我が国社会主义制度を擁護し、中国の特色ある社会主义のために生涯奮闘する志を立てる有用な人材を育成することを決定づけている。これは教育工作的根本的任務であり、教育現代化の方向目標でもある。」と述べるとともに、「教育工作に対する党の全面的指導を強化することは、教育を立派に行う上での根本的保証である。教育部門と各級各種の学校の党组织は『四つの意識』（政治、大局、核心、模範意識＝筆者注）を強め、『四つの自信』（道、理論、制度、文化自信＝筆者注）を堅固にし、確固変わることなく党中央の権威と集中統一指導を擁護し、自覚して政治的立場、政治的方向、政治的原則、政治的道において党中央と高度の一一致を保持しなければならない。」（习近平在全国教育大会上发表重要讲话 2018年9月10日 新华社）と呼びかけている。

以上のように、习近平は一貫して教育領域に対する「党の指導」を強調しているのである。「われわれの高等教育機関は党の指導の下での高等教育機関であり、中国の特色ある社会主义の高等教育機関である。」という習の言葉が中国共産党と中国の高等教育機関の関係を如実に示している。そして、その「根本的任務」が「一代また一代と中国共産党の指導と我が国社会主义制度を擁護」する「社会主义の建設者と後継者を育成すること」にあり、「確固変わることなく党中央の権威と集中統一指導を擁護し、自覚して政治的立場、政治的方向、政治的原則、政治的道において党中央と高度の一一致を保持」させるため「教育工作に対する党の全面的指導を強化する」としているのである。これらは超法規的発言ともいえるであろう。

なぜならば、2018年3月の13期全国人民代表大会第一回会議第三回全体会議で修正された中国憲法（2018）の「第一条」に「中国共产党の指導は中国の特色ある社会主义の最も本質的な特徴である。」（中国共产党领导是中国特色社会主义最本质的特征。）との文言が加えられ、「中華人民共和国は労働者階級の指導する、労農同盟を基礎とする人民民主独裁の社会主义国家である。中国共产党の指導は中国の特色ある社会主义の最も本質的な特徴である。いかなる組織、あるいは個人も社会主义制度を破壊することを禁止する」（中华人民共和国是工人阶级领导的、以工农联盟为基础的人民民主专政的社会主义国家。社会主义制度是中华人民共和国的根本制度。中国共产党领导是中国特色社会主义最本质的特征。禁止任何组织或者个人破坏社会主义制度。）となってはいるものの、現行の中華人民共和国教育法（2015）はもとより、中華人民共和国高等教育法（2018）にも「中国共产党の指導」を「擁護」するなどという文言はどこにも明記されていないからである。ただ、後者にはその「第三十九条」に「国家が行っている高等教育機関は中国共产党高等教育機関基層委員会指導の下における校長責任制を実行する」（国家举办的高等学校实行中国共产党高等学校基层委员会领导下的校长负责制。）として、党委の役割を明記しているが、これとて行政上の役割分担を示したものであって、「中国共产党の指導」を「擁護」するというものでもない。ちなみに、前者には「中国共产党」という語彙は皆無である。

すなわち、厳密にいえば、憲法を含む教育関係の法律は中国の公民には「社会主义制度」を守ることが求められているだけであり、「中国共产党の指導」を「擁護」することは規定されていないのである。習のこうした超法規的な発言こそが、党国体制の中国が「法治」より「党治」にあることを如実に示している。

そして、「党がすべてを指導する」環境の下で、習近平時代の中国のジャーナリズム教育もこれまで以上に党の参与がより明確になっている。その典型が党委の宣伝部門と高等教育機関による部校「共同建設」のジャーナリズム学院の登場である。

2.0 宣伝部門・高等教育機関「共同建設」ジャーナリズム学院

2001年12月24日、上海市委宣伝部と復旦大学が取り決めて合意し、復旦大学ジャーナリズム（新聞）学院を共同で建設することを始めた。同「学院」では院務委員会が設置され、上海市委常務委員・宣伝部長が主任を兼務し、関係責任者と業界著名人がそれぞれ委員となり、学院の発展計画などの重大事項の制定の責務を担うようになった。もとより、中国の高等教育機関にはいたるところに党委、党組があり、間接的に学内実務に参与してきたが、潤沢な資金をもつ党の機関である宣伝部が直接それに加わることになったのは初めての試みであった。

しかし、こうした実験は胡錦濤時代には全国にモデルケースとして普及させる措置は取られなかつたが、12年経過した2013年12月20日に、中央宣伝部と教育部は復旦大学において、「現場会」を開き、復旦大学ジャーナリズム学院の経験を総括肯定するとともに、北京市委宣伝部と人民大学、江蘇省委宣伝部と南京大学、山東省委宣伝部と山東大学など新たに10の宣伝部門と高等教育機関が部校「共同建設」ジャーナリズム学院設立に合意した。それと時を同じくして、教育部、中央宣伝部の「地方党委宣伝部門と高等教育機関がジャーナリズム学院を共同建設することに関する意見」（教育部 中共中央宣传部关于地方党委宣传部门与高等学校共建新闻学学院的意见（中宣发〔2013〕34号））が下達された。

この「意見」は習近平時代に入って出されたもので、明らかに習の「党がすべてを指導する」意向の反映であり、党宣伝部と高等教育機関が「共同建設」するジャーナリズム学院の運営モデルが全国に普及させるべく党中央に認知されたものといえ、その後、各地に宣伝部門と高等教育機関の部校「共同建設」ジャーナリズム学院が林立することになった。

この「意見」は公表されていないため、詳細な内容は不明であるが、関連報道から内容の一端が窺える。その中で、最も重要な点を指摘すると部校「共同建設」ジャーナリズム学院には「院務委員会」が設置され重要事項が決められるということであろう。

党委宣伝部門と高等教育機関の部校「共同建設」ジャーナリズム学院の先駆けとなった復旦大学ジャーナリズム学院の現在の「院務委員会」(第3期)の構成メンバーから見ると、主任と副主任すべて党関係者であり、復旦大学ジャーナリズム学院院長は委員の一人にすぎない。また、委員のメディア関係者の中に党委関係者が8名、全構成メンバー20名のうち、党内関係者が11名を数え比較多数を占めている。この人事構成からも明らかなように、「共同建設」といっても党の指導が優先される構図になっている。

また、湖南省委宣伝部と湖南師範大学ジャーナリズム・コミュニケーション学院の「共同建設」に基づく「院務委員会」のメンバー構成を見ると、主任は省委宣伝部常務副部長であり、副主任4名のうち3名が党関係者であり、1名だけが大学関係者である。また委員13名のうち、9名が党関係者になっている。そして、「院務委員会」の「弁公室」が学内ではなく、省委宣伝部の中におかれたことからも、党の指導が優先されることが明らかになっている。(中共湖南省委宣伝部关于成立部校共建湖南师范大学新闻与传播学院院务委员会的通知湘宣发〔2014〕23号)

この2例から、「共同建設」ジャーナリズム学院の重要方針を決める「院務委員会」は党が前面に出て、党の指導によって運営されることが明白になっており、中国各地にある部校「共同建設」ジャーナリズム学院もほぼ同じ形態の「院務委員会」によって運営されているものと考えられる。

2.1 メディア・高等教育機関「共同建設」ジャーナリズム学院

こうした部校「共同建設」モデルは2014年4月に、光明日報と中国政法大学が「光明ジャーナリズムコミュニケーション(新闻传播)学院」を設立することになり、メディアと高等教育機関の「共同建設」モデルを生んだ。その後、新華社と北京大学、人民日報と清華大学なども取り決めて合意し、メディアと高等教育機関の「共同建設」ジャーナリズム学院も全国各地に展開するようになった。

メディアと高等教育機関の「共同建設」ジャーナリズム学院の一号となった光明日報と中国政法大学の「光明ジャーナリズムコミュニケーション(新闻传播)学院」設立についての取り決めによると、「光明日報と中国政法大学は双方共同で『光明ジャーナリズムコミュニケーション学院院務委員会』を組織し、学院の重大事項を研究決定する責任を負う。同時に、双方は優良課程と教材、実習実践基地、国家级研究バンク、新しいタイプの研究プラットホームなどの四分野で共同建設活動を繰り広げ、あわせて共同で業務基幹育成と研修および学院のインフラと教育条件を改善する」とされている。その中で「優良課程と教材」については「双方共同で教学チームを組織し、優秀、経験豊富な編集記者を招聘、課程教師に当たらせ、多数の内容の新鮮で、実際に接近し、学生の喜ぶ優良課程をつくりだし、経験と研究能力をもった編集記者と学院教師を組織して合作でジャーナ

リズムコミュニケーション事例教材と本学の特色ある教材を編纂する。」（光明日报社与政法大学签署协议共建新闻学院 2014-04-30 人民日报）としている。

また、新華社と北京大学ジャーナリズム・コミュニケーション学院の取り決めにあたり、挨拶を述べた北京大学常務副校長吳志攀は「共同建設」について「国家の卓越したジャーナリズムコミュニケーション人材教育育成計画を深く掘り下げて実施に移した具体的措置であり、学校ジャーナリズムコミュニケーション学問領域発展史上の一つの大きな出来事である。」と述べるとともに、「新華社と合同で教学実習と人材育成基地をつくり、合同指導と育成メカニズムを打ち立て、人材育成の質を高め、学問領域の育成レベルを向上させ、ニュース取材、執筆、編集、論評など一連の優良課程をつくりだし、北京大学ジャーナリズムコミュニケーション教育と実践の深い融合を推進し、国際的視野、専門の基礎がきっちりとし、洞察能力の鋭敏なジャーナリズムコミュニケーション人材を多数養成し、早期に世界一流のジャーナリズムコミュニケーション学院を築き上げ、国家、民族、社会の発展のために寄与し、北大百年のジャーナリズムコミュニケーション史の輝きを書き続けよう。」と呼びかけた。一方、新華社側は新華社総編室主任、共建工作指導小組副組長劉思揚が「双方の合作共同建設は当面のデジタル技術とネットワーク技術のハイスピードの発展、メディア形態、メディア端末、情報コミュニケーションプラットホームの日増しの普遍化、メディア市場の分衆化、受け手の対象化、情報の断片化の趨勢に適応する必然的選択であり、学会と業界の相互連動、教学と科学的研究の貫通、理論と実践の結合の重要な措置でもある。」（新华社与北京大学签署共建新闻与传播学院协议 2014-05-29 新闻与传播学院）と語った。二人は詳細な取り決め内容には言及していないが、そのあいさつの内容から「共同建設」の方向がうかがえる。

さらに、人民日报と清华大学の「共同建設」のジャーナリズムコミュニケーション学院の取り決めによると、「人民日报社と清华大学はジャーナリズムコミュニケーション共同建設委員会を共同で設立し、清华大学副校長謝維和と人民日报社副總編集陳俊宏が主任になり、人民日报の主要な取材編集業務部門の責任者と清华大学の各関係部門の責任者、ジャーナリズムコミュニケーション学院責任者及び専門科学者 16 人で共同建設委員会を組織する。」とある。また、ジャーナリズムコミュニケーション学院党委書記金兼斌によると「双方は共同建設を契機にして、マルクス主義ジャーナリズム観を導きとして『素養を本とし、実践を用とし、主流に目を向け、使い手を育成する』という建学理念を貫き、ジャーナリズムコミュニケーション教育改革と科学的研究を手段として、実際に目を向け、世界に目を向け、未来に目を向ける高い素養のジャーナリズム人材を育成し、国内をリードする、国際的に著名の一流のジャーナリズムコミュニケーション学院をつくりだすことに力を注ぐ。双方は共同で『マルクス主義ジャーナリズム観とジャーナリズム教育改革研究センター』と『メディア融合発展研究センター』建設工作を推進し、マルクス主義ジャーナリズム観と取材執筆編集論評実務類課程、教材の共同建設を推進し、あわせて学生の実習就業、メディア融合研究、人員相互派遣兼職出向、職員労働者研修などの分野で協力することに合意した。」（人民日报社与清华大学共建新闻与传播学院签约仪式暨新闻与传播学院秋季开学典礼举行 清华新闻网 9 月 26 日电（记者 刘蔚如））とされる。

以上、共同建設委員会の構成メンバーなども含めて、取り決められた内容の詳しい紹介はないが、およそその活動方向は理解できたであろう。

もとより、光明日报、人民日报はいずれも党の機関紙であり、新華社も国务院に属しているもの

の、党の情報媒体であり、こうしたメディアは党の組織原則の民主集中制の中に存在する。すなわち、党中央が指令を下達すればそれに従うことが基本原則であり、「共同建設」の一方の中国政法大学、北京大学、清華大学もその中に組み込まれたということであり、これも部校「共同建設」ジャーナリズム学院の範疇に入るであろう。

2.2 部校「共同建設」ジャーナリズム学院の発展

こうした部校「共同建設」ジャーナリズム学院は中国全土に急速に普及した。馬星宇と周宗龍の調査（馬星宇、周宗龍「120家部校共建新闻学院大盘点」青塔 2018-08-29 动态）によると、2015年と2016年に、中央宣伝部と教育部はそれぞれ南京大学と鄭州大学で「現場会」を開き、部校「共同建設」活動を推進してきた。2017年に中央宣伝部と教育部は再び通知を出し、2017年末までに基本的に100校前後建設するよう求めた。2018年8月までに、公開され調べることのできる報道資料によると、目下、各種部校共同建設ジャーナリズム学院単位、プロジェクトが全国に120校あり、基本的に31の省（市・自治区）をカバーするようになった。その内訳は、広西12、北京11、浙江9、上海6、貴州、吉林、遼寧、江西、四川各5、その他各省それぞれ1-4校ある。

同「調査」によると、前述した宣伝部門と高等教育機関の部校「共同建設」ジャーナリズム学院は省級で60校、副省級（直轄市に次ぐ広州、深圳、南京、武漢、大連、長春などの15都市=筆者注）9校、市・県級27校にまで発展した。

また、メディアと高等教育機関「共同建設」ジャーナリズム学院は前述した光明日報—中国政法大学、新華社—北京大学、人民日報—清華大学に、光明日報—北京師範大学、中央新影集団—首都師範大学科德学院、経済日報—首都經濟貿易大学、中央人民放送局—中国传媒大学、中国国际放送局—北京第二外国语学院・雲南民族大学・海南大学・北京外国语大学、中国外文局—北京外国语大学、チャイナディリー—上海外国语大学・对外经济贸易大学などが加わった。

こうした中央のメディア以外、地方の主流メディアも積極的に「共同建設」に参画している。広西では、6社の省級主流メディアと自治区党委宣伝部が合同で省属重点高等教育機関のジャーナリズム学院を建設している。広西日報社、江西テレビ局、江西人民放送局、『当代広西』雑誌社がそれぞれ広西師範大学、広西師範学院、江西民族大学、広西芸術学院、広西財經学院などとジャーナリズム学院を「共同建設」している。上海では、上海交通大学と上海メディア集団、上海テレビ局と同濟大学、華東師範大学が関係を結んでいる。江蘇省の『群衆』雑誌社は南京曉莊学院に参与しているが、部校「共同建設」とは明示していないものの、「共同建設」の内容から、一種の「共同建設」の新しい形式といえる。このほか、吉林テレビ局、江西放送テレビ局、寧波日報集団、寧波放送テレビ集団、中国新聞社漳州分社、温州日報報業集団、海南放送テレビ局もそれぞれ現地のジャーナリズム学院と「共同建設」を行っている。

さらに、学院をつくるまでのレベルにない関係高等教育機関については、地方ではジャーナリズム・コミュニケーション専攻学科共同建設という方式を探っている。北華大学は吉林市委宣伝部とアナウンサー・アンカー芸術専攻学科、広西崇左市委宣伝部は広西民族師範学院のジャーナリズム専攻学科、新疆生産建設兵团は兵团所属の石河子、タリム大学とジャーナリズム専攻学科を「共同建設」している。

同「調査」は最後に次のように締めくくっている。こうした「共同建設」のジャーナリズム学院

学科などの発展を通じて、南昌大学、雲南大学、吉林大学などではジャーナリズム学院が復活、あるいは設置されたりしており、南京大学などは巨額のファンドを得て新しい学院ビル建設に投入されている。安徽大学、山東大学、南京大学、湖南師範大学、海南師範大学、黒竜江大学などいずれも相応の資金を得ている。現地の主流メディアの責任者が学院院長になり、学生の専門実習、実践により便利なプラットホームを提供している。部校「共同建設」は中国の特色あるジャーナリズム学院建設の一本の道になると信じている。

以上のように、中国の高等教育機関のジャーナリズム教育は中央、地方に關係なく、中国共産党が「共同建設」の主体となり、学院から学科に至るまで参入していることが明らかになっている。これこそが同「調査」も指摘するように「中国の特色あるジャーナリズム学院学科」教育の特徴と言えるであろう。

こうした党の宣伝部門の参与という組織形態をとるようになった部校「共同建設」ジャーナリズム学院などは、中国共産党にとっては、党に従順な新聞工作者を育成する上で、意味のあるものであり、高等教育機関にとっては、党の潤沢な資金を得ることができ、運営上のプラスになり、また、学生にとっても、中国のメディアに就職しようと考へた時、メディア自体すべて党の管理下にある環境の中では、就職の近道になる可能性もあることで、三者「ワインワインワイン」の関係になるのであろう。ただ、高等教育機関の本来果たすべき機能としての学術研究についていえば、政治と学術の狭間で、教員がこれまで以上に複雑な対応を迫られることになるであろう。

3. ジャーナリズム・コミュニケーション人材の需要と供給環境

中国におけるジャーナリズム教育は「国家一級学問領域」(国家一级学科)である「ジャーナリズム・コミュニケーション学」(新闻传播学 (journalism and communication)) の下に、「広告学」(广告学)、「ネット・ニューメディア」(网络与新媒体)、「ジャーナリズム学」(新闻学)、「コミュニケーション学」(传播学)、「放送テレビ学」(广播电视学)、「編集出版学」(编辑出版学)、「国際ニュース」(国际新闻)、「デジタル出版」(数字出版)などの学科が設けられている。

テンセント(腾讯)のメディア研究プラットホームの「quanmeipai」(全媒派)に掲載されたメディア研究者の劉蒙之と劉戰偉の報告(2018 传媒业需要什么样的人才? 腾讯新闻发布首份传媒人能力需求报告 全媒派 · 2018-02-24)によると「メディア業種の絶えざる変革、技術の急速な刷新に伴って、わが国のメディア業界は人がいないのではなく、真に足りないのはメディアの職域の需要に合致した人材なのである」として雇用側が必要としているメディア関係人材はインターネットをはじめとするニューメディアを使いこなせ、さまざまな職種の領域で活躍できる知識と能力を備えることが求められていると指摘している。

同「報告」は、先ず、胡正栄らも挙げている2015年のデータ(胡正栄 冷爽 新闻传播学类学生就业现状及难点《新闻战线》(2016年第6期))をそのまま引用し、「中国全国に681校が、1244のジャーナリズム・コミュニケーション関係の学部学科を開設しており、在籍学部生はおよそ23万人」としたうえで、在籍教員はおよそ7000人、それぞれ「広告学」378、「ネット・ニューメディア」140、「ジャーナリズム学」326、「コミュニケーション学」71、「放送テレビ学」234、「編集出版学」82、「デジタル出版」13の学科が設けられていることを明らかにした後、求人する業種について、ニューメディア=831、インターネット=737、広告=699、映画=534、テレビ=

478、出版 = 464、雑誌 = 442、新聞 = 336、放送 = 293、公共関係 = 159、アニメ = 102、定期刊行物 = 92、ゲーム = 47 というデータを挙げて、ニューメディアとインターネットが「第一梯団」を構成するとともに、「もともとあるインターネット企業以外も、転型中の伝統メディアとコミュニケーション業種の人材増加量もほぼすべてニューメディアの職域に急速に傾斜し、人材需要職域がすべてニューメディア化している。」、「メディアの技術化時代が現実となり、移動インターネットを代表とするインターネットを跨ぐ波がこれまでになかった勢いで伝統的メディア産業を転覆させ、これまでの伝統的構造は崩壊に瀕し、インターネット媒体がメディア産業の主導勢力になるに違いない。」とその趨勢を説明している。

そして、その中にある問題点を「中国のインターネット 100 強の中で 80% を超えるインターネット企業が北京に本社あるいは支社を置いている。多くの求人情報が『勤務地は北京に限定』とあり、その原因は北京の超過密のメディア機関とインターネット企業にある。」、「メディア人材の需要は主に北京、上海、広州、深圳などの一線都市に集中しており、メディア実習と就職の機会は全国の七割以上を占めている。北京はその政治、経済、科学技術、教育、文化などの資源が集中的に集まっていることで一世を風靡している。」として、地域格差を指摘している。そして、職域によって必要とされる能力も細分化されており、「編集」でも報道、動画、音楽などで異なることで多面的能力を備えること、さらに営業領域の人材が求められていること、これに加えて、「能力」と「経験」および職業に対する「熱意」、「積極性」と「主体性」をもつ人材が求められているとしている。

学歴については、70% のメディアが募集人材として大学学部の学歴を求め、21% が大学専門学校の学歴を求めている。修士を含め大卒が 90% 以上を占めているとしている。さらに、「一般的に言うと、党のメディアとその他の主流メディアは学歴を割と重視しており、修士の学歴をもつことが広く求められている」として、「CCTV、新華社、人民網、南方週末、工人日報社、大衆日報、中国法制出版社等伝統メディアは修士以上の学歴を求めている。」、これに対して、新しいメディア関連会社は「学歴に対する要求が相対的に低く、幅広く、従業者の業務能力をより重視している」と指摘した上で、「学部あるいは修士の学歴を備えれば、メディアの職域の需要を満足させることができるが、注意すべきは 211 あるいは 985 の大学をはっきりと求める一部の単位があることであり、一定の学校差別問題が存在していることである。」と警鐘も鳴らしている。

この学校差別問題については、胡正栄も「ジャーナリズムメディアや一部の競争力のある雇用単位は募集条件の中に卒業生の学校のレベルに対してよく制限をかけている。『985 と 221 の大学の学生は優先的に考慮する』ことが人気のある単位のほぼ一致した要求になっている。さらに、多くの雇用単位は募集案内に学校のレベルに対する要求をはっきりと提示はしないが、略歴選考などの過程で、この点を実際に考慮するので、2、3 レベルの大学を卒業したジャーナリズム・コミュニケーション学類専攻の学生は省級と中央級のメディアとはほぼ無縁である」と指摘している。

ここで、参考として『中国大学及び学科専攻評価報告（2019 – 2020）』（《中国大学及学科专业评价报告（2019 – 2020）》）のジャーナリズム・コミュニケーション学領域の競争力の高い上位 20 校を下記に転載（221 と 985 は筆者が加えた）して、議論を進めたい。なお、参考としたのは、筆者が同じ「5★+」評価でも順位が異なるなどの評価基準について説明できないからである。

2019－2020年新聞传播学類大学排名（ジャーナリズムコミュニケーション学類大学順位）

順位	学校名	221	985	星级	学校数*
1	中国传媒大学	○	×	5★+	520
2	中国人民大学	○	○	5★+	520
3	武汉大学	○	○	5★+	520
4	北京大学	○	○	5★+	520
5	复旦大学	○	○	5★+	520
6	华中科技大学	○	○	5★+	520
7	暨南大学	○	×	5★	520
8	厦门大学	○	○	5★	520
9	四川大学	○	○	5★	520
10	浙江大学	○	○	5★	520
11	北京印刷学院	×	×	5★	520
12	南京大学	○	○	5★	520
13	河北大学	×	×	5★	520
14	上海大学	○	×	5★	520
15	郑州大学	○	×	5★	520
16	华东师范大学	○	○	5★	520
17	南京师范大学	○	×	5★	520
18	清华大学	○	○	5★	520
19	安徽大学	○	×	5★	520
20	西北大学	○	×	5★	520

*「学校数」とは関係学科設置学校数を指す（以下同じ）。

上掲の順位表から分かることは、221と985いずれにも認定されていない大学が11位の北京印刷学院と13位の河北大学であり、9校は985認定校で、18校が221に認定されていて、11校が221と985両方の認定校である、ということである。このことから、ジャーナリズム・コミュニケーション学領域で競争力のある大学はやはり多くが221、985認定校であると言える。なお、専攻別の順位も参考として文末に後掲するが、それを含めて順位1位の「中国传媒大学」の競争力が抜きんでている。ジャーナリズム教育の伝統校である中国人民大学や復旦大学を抑えて、かつての「北京广播学院」を前身とする同校の成長が顕著であるといえよう。

この221、985認定校の卒業生は「省級と中央級のメディア」に応募するチャンスがあるようではあるが、それも狭き門であるらしい。胡正栄は「ジャーナリズム・コミュニケーション学類専攻の卒業生の就職率は割りと高いものの、その中で主流メディアの中に就職する人数は割りと少ない。伝統的主流メディア業種の職域はほぼ飽和状態にあるためであり、毎年卒業する学生に提供する就業ポストが割りと少ないためである。」として、CCTVの例を挙げて、次のように指摘している。「それが毎年卒業する学生に提供する就業ポストは30前後であり、その中の15は留学帰国生

に向けてであり、15が国内の卒業生に向けてである。その他の主流メディアも同様に編成上の制限があるため、卒業生就職募集の数はかなり限られている」。胡は同委の2013年末のデータを基に、「就職率が80%以上に達していて、就職の将来は総体的に楽観視できるが、地域によって異なる特徴を示している」として、地域格差があることも明らかにし、こうした就職率の高さに比べて、「大部分の卒業生は決して理想的な職場に就業したのではない」との認識を示している。そして、雇用側は「メディア融合時代を迎えて」、「総合能力と素養が重視され、卒業生が掌握する融合技能に対する要求がますます高まっている」として、「複合型人材の需要が高まっている」現状を語っている。

以上のようなジャーナリズム・コミュニケーション人材の需要と供給の現状を踏まえて、具体的に如何なる人材を育成するのかについて下達されたのが、教育部と中共中央宣伝部共同でつくられたジャーナリズムコミュニケーション人材育成教育計画であり、その目標は「あらゆるメディアを活用することが可能な複合型プロフェッショナルタイプのジャーナリズムコミュニケーション領域で活躍できる人材」（全媒化复合型专家型新闻传播人才）の育成に置かれている。

4. ジャーナリズム・コミュニケーション人材育成教育計画

中国共産党の宣伝部門と高等教育機関の部校「共同建設」ジャーナリズム学院モデルの誕生発展は教育部と中央宣伝部が中国におけるジャーナリズムコミュニケーション人材教育育成に関する「意見」を提起したことと直接関係する。この前後10年にわたる人材育成教育計画は、2013年6月9日教育部と中央宣伝部が「高等教育機関ジャーナリズムコミュニケーション学院学科の教員の資質隊列の建設を強化し、卓越したジャーナリズムコミュニケーション人材教育育成計画を実施することに関する教育部 中共中央宣伝部の意見」（教育部 中共中央宣传部关于加强高校新闻传播院系师资队伍建设实施卓越新闻传播人才培养计划的意见）を下達したことから始まる。

そして、2018年9月17日に、教育部と中央宣伝部が新しい「高等教育機関ジャーナリズムコミュニケーション人材育成能力向上、卓越したジャーナリズムコミュニケーション人材教育育成計画2.0実施に関する教育部 中共中央宣伝部の意見」（教育部 中共中央宣传部关于提高高校新闻传播人才培养能力实施卓越新闻传播人才培养计划2.0的意见）を下達し、前5年の成果を踏まえて、今後5年間の目標を提示している。

この「意見」は「一 総体的考え方」の冒頭「習近平総書記の報道輿論工作に関する重要な論述を指針とし、『党の報道輿論工作を強化改善することに関する中共中央の意見』を深く掘り下げて貫き、実行し、高等教育機関のジャーナリズムコミュニケーション専攻建設を強化改善し、中国の特色ある、世界水準の一流のジャーナリズムコミュニケーション専攻を建設する。」とあるように、前5年の「意見」に比べより習近平色の濃いものとなっている。

この「意見」によると、「卓越したジャーナリズムコミュニケーション人材」（卓越新闻传播人才）とは「あらゆるメディアを活用することが可能な複合型プロフェッショナルタイプのジャーナリズムコミュニケーション領域で活躍できる人材」（全媒化复合型专家型新闻传播人才）を指しており、前後10年かけてこうした人材を育成する高等教育機関をつくろうとしている。

そのために、「三位一体人材育成体系」（思想政治教育、職業道徳教育、専門知識教育）を構築し、理論研究、学術発信体系、典型事例、精選課程を備えたマルクス主義ジャーナリズム観研究宣

伝教育基地を設置し、240の国家級一流ジャーナリズムコミュニケーション専攻拠点、500の国家級一流ジャーナリズムコミュニケーション専攻課程実験教学模範センター、20の国家級ジャーナリズムコミュニケーションメディア融合実験教学模範センターの増設、50のジャーナリズムコミュニケーション国家シミュレーション実験教学プロジェクトとともに、「共同建設」ジャーナリズム学院活動連絡員制度、ジャーナリズムコミュニケーション学専門家バンク、メディア・高等教育機関相互招へい制度「千人計画」から「双千計画」、高等教育機関精選課程・教材編集執筆、メディアの重大実際問題・ジャーナリズム実践事案バンク、編集記者マルクス主義ジャーナリズム観教育促進などを通じて、人材の育成に取り組むとしている。

さらに、「国際ジャーナリズムコミュニケーション人材」については、フルメディア+国際+外国语と国情教育+国際視野の素養を備えることのできる国際ジャーナリズムコミュニケーション学部人材育成実験拠点を設けるとしている。

これが教育部と中共中央宣伝部が下達した2023年までの高等教育機関ジャーナリズム教育に関する大方針の概要である。(全文は後掲)

この「あらゆるメディアを活用することが可能な複合型プロフェッショナルタイプのジャーナリズムコミュニケーション領域で活躍できる人材」の育成を目指した高等教育機関の構築はまさにインターネットというメディアがこれまでのメディア環境を変えたことに対応する「意見」ということができよう。

こうした「意見」を具現化するのが、教育部に設置されている「高等教育機関ジャーナリズムコミュニケーション類専攻教学指導委員会」(教育部高等学校新闻传播学类专业教学指导委员会)である。同委はこれまで「教育部高等教育機関ジャーナリズム学学科教学指導委員会(教育部高等学校新闻学学科教学指导委员会)」という名称で、関係大学の教員が選抜され、高等教育機関のジャーナリズム教育について、教材などの編集指針などを議論、提示してきたが、2013年に「2013-2017高等教育機関ジャーナリズムコミュニケーション類専攻教育指導委員会(教育部高等学校新闻传播学类专业教学指导委员会)」と改称され、2013年7月27日に第1回全体会議が開催された。主任委員1名、副主任委員7名、秘書長1名、委員33名によって構成されるこの委員会は「教育部が招聘指導する専門家組織であり、高等教育機関のジャーナリズムコミュニケーション学問領域学部教学の研究、諮問、指導、評価、奉仕などの活動を行う。」機能をもつものであり、主任委員は中国传媒大学副学長胡正荣教授、副主任委員は中国人民大学、清华大学、中国传媒大学、武汉大学、四川大学、复旦大学、暨南大学7大学の教員、秘書長には中国传媒大学の教員(兼)が就任した。

このほか同委を構成する33名の委員の所属大学は次の通り。北京大学、北京印刷学院、河北大学、遼寧大学、吉林大学、黒竜江大学、華東師範大学、上海師範大学、上海外国语大学、南京大学、浙江大学、浙江传媒学院、安徽大学、中国科学技术大学、厦门大学、福建師範大学、南昌大学、广西師範大学、山東大学、鄭州大学、華中科技大学、湖南大学、深圳大学、广西大学、广西艺术学院、西南大学、雲南大学、西藏民族学院、西北大学、西安交通大学、陝西師範大学、新疆大学、南京政治学院。(2013.7.29 中传新闻网 <https://www.sinoss.net/2013/0729/46873.html>) (http://blog.sina.com.cn/s/blog_996a8f980101oeke.html)

以上、同委のメンバーの所属大学は中国におけるジャーナリズム教育をリードする大学だとも言

えるであろう。

なお、同委は2018年11月1日の「2018－2022教育部高等教育機関教学指導委員会」の発足とともに、新しい「2018－2022ジャーナリズムコミュニケーション類専攻教学指導委員会（教育部高等学校新闻传播学类专业教学指导委员会）」が組織されている。主任委員は中国传媒大学の高曉虹教授で、副主任委員に中国人民大学、清华大学、武汉大学、復旦大学、暨南大学5大学の教員、秘書長には中国传媒大学の教員が就任し、新委員とともに活動を開始している。

こうした計画の優先実施対象高等教育機関は、かつての「211プロジェクト」（1990年代－）や「985プロジェクト」（1999－）から、「世界一流大学・一流学科建設」（2015－）というプロジェクトへと発展している。なお、それぞれ認定校は文末の「参考」に転載している。

おわりに

中国共产党の「指導」する中国のジャーナリズム教育を概観してきたが、われわれの言う表現の自由、報道の自由、学問の自由、知る権利、情報に対する権利など別世界のことであり、中国という小宇宙における事象としてそれが存在していることが充分理解できたであろう。その中国共产党の党员は中央組織部の最新の党内統計データによると2018年12月30日までに9000万人を突破し、9059.4万人に達している。（中国共产党党员总量突破9000万 2019-06-30 新华网）この一億に迫ろうとする党员がすべて入党に際しての宣誓の言葉（我志愿加入中国共产党，拥护党的纲领，遵守党的章程，履行党员义务，执行党的决定，严守党的纪律，保守党的秘密，对党忠诚，积极工作，为共产主义奋斗终身，随时准备为党和人民牺牲一切，永不叛党。）にあるように「共産主義のために生涯奮闘し、當時党と人民のためにすべてを犠牲にする用意を整えている。」わけではないであろう。それは「共産主義」からほど遠い現在の中国を見れば一目瞭然であり、中国において、国民党化した中国共产党が一つの巨大な権力をもつ唯一の機関であることを知っているからである。

その党のジャーナリズム教育に対する直接関与は既述したように高等教育機関にとっては資金が得られ、そこで学ぶ学生にとっては将来の活躍の場が広がる可能性のある一つの大きなチャンスかもしれない。

そして、インターネットを基軸とした新しいメディアツールはこれまでのジャーナリズム教育を根本から変革する衝撃波を送っており、これにいち早く対応しようとしているのが、「ジャーナリズムコミュニケーション人材育成教育計画」であり、教育部と中共中央宣伝部による「意見」はその象徴である。いかなる予算措置が採られているかは不詳ではあるが、国家と党が一体となって推進する以上、部校「共同建設」ジャーナリズム学院も含めて、莫大な予算が投下されることになるであろう。「あらゆるメディアを活用することが可能な複合型プロフェッショナルタイプのジャーナリズムコミュニケーション領域で活躍できる人材」という人材像は将来即戦力として職域の広がりをもつ実務に従事することを想定したことあり、高等教育機関での理論と実務のバランスを考えると、実務に傾倒していることは否定できない。ただ、毎年6万近く輩出されるジャーナリズム・コミュニケーションを学んだ大学卒業生に十分な関係領域の雇用の機会を与えることができ、さらにその満足度が向上するかについては、中国経済の順調な成長と関係するであろう。とはいえ、インターネット、ビックデータ、情報端末、AIなどに関係する職域は確実にこれまで以上に

広がるであろう。そして、他学科も同じように関連技能をカリキュラムの中に入れて人材育成を図ることで、競争となるであろうが、中国共産党が伝統メディアと新興メディアの融合を推進しているため、当面、ジャーナリズム・コミュニケーション学類専攻の卒業生は優位にあるといえよう。

もとより、その融合推進目的は「主流メディア」のインターネットを活用した多様化にあり、中国共産党の「指導」の強化になほかならない。総書記就任以来、習近平はインターネットを重視してきた。とくに、「国家安全」と結びつけて、インターネットの管理を強化し、2016年11月7日にはその集大成である「サイバーセキュリティー法」(网络安全法)が公布され、翌2017年6月1日から施行されている。

2019年1月25日、中共中央政治局は人民日報社でフルメディア時代とメディア融合発展について第12回集団学習を実施した。席上、習近平総書記は「情報社会の絶えざる発展に伴って、新興メディアの影響がますます大きくなっている。わが国のネット利用者は8.02億に達し、その中でケータイネット利用者が98.3%を占めている。ニュースクライアントや各種SNSは多くの幹部大衆、特に若い人の第一の情報源になり、しかも誰でも情報源になりえるようになっている。以前は『人が情報を探した』が、いまは『情報が人を探す』ようになっているという人がいる。そのため、メディアの融合発展を推進し、フルメディアを建設することが我々の直面する一つの緊急課題となっている」と指摘し、「われわれがメディアの融合発展を推進するのは、主流輿論を大きく、強くするためであり、全党全国人民が団結して奮闘する上での共通の思想的基盤を打ち固め、『ふたつの100年』(建党百年と建国百年=筆者注)の奮闘目標を実現し、中華民族の偉大な復興という中国の夢を実現するため、強大な精神的力と輿論の支持を提供するためである」として、「わたしは、ネットの安全がなければ国家の安全はない、と何度も話した。インターネットというこの関門を超えることができなければ、長期にわたる執政というこの関門を超えることはできない」と強調した。そして、主流メディアに対して「正確で、権威ある情報が適時に伝播されなければ、虚偽の、歪曲された情報が人心をかき乱す。積極的、正しい思想輿論が発展壮大にならなければ、消極的、誤った言論観点が思いのままに氾濫する。この面で、主流メディアは責任があり、責任を尽くすべきであり、適時により多くの真実客觀、観点鮮明の情報内容を提供し、輿論場の主動権と主導権をしっかりと握らなければならない。主流メディアは導きに勇敢になり、誘導に秀でなければならず、原則問題については旗幟鮮明に、立場を堅固にし、いささかも曖昧にしてはならない。」(加快推动媒体融合发展 构建全媒体传播格局 习近平《求是》2019/06 2019-03-15)と語っている。習は主流メディアに対し、「情報革命の成果を運用して」、新しいメディアと「融合して一体になり、合体して一つになるフルメディアのコミュニケーション構造」を構築し、「主流輿論」を拡大せよと呼びかけているのである。

習のこうした呼びかけは、2016年2月19日の「党的新闻舆论工作座谈会」(党的報道輿論工作座談会)での習発言「党的報道輿論工作について、党性原則を堅持する上で最も根本的なことは報道輿論工作に対する党的指導を堅持することである。党と政府の運営するメディアは党と政府の宣伝の陣地であり、姓を党と名乗らなければならない。…」(党的新闻舆论工作坚持党性原则，最根本的是坚持党对新闻舆论工作的领导。党和政府主办的媒体是党和政府的宣传阵地，必须姓党。)、「報道輿論工作の各領域、各部位はいずれも正しい輿論誘導を堅持しなければならない。各級党機関紙党機関誌、ラジオ局テレビ局は誘導を重視、都市型新聞雑誌、ニューメディアも誘導を重視し

なければならない。ニュース報道は誘導を重視、副刊、特定テーマ番組、広告宣伝もまた誘導を重視しなければならない。…」（新闻舆论工作各个方面、各个环节都要坚持正确舆论导向。各级党报党刊、电台电视台要讲导向，都市类报刊、新媒体也要讲导向；新闻报道要讲导向，副刊、专题节目、广告宣传也要讲导向：）に原点があると言える。（习近平在党的新闻舆论工作座谈会上强调坚持正确方向创新方法手段 提高新闻舆论传播力引导力 新华社北京2月19日电）。

中国共产党からすれば、「あらゆるメディアを活用することが可能な複合型プロフェッショナルタイプのジャーナリズムコミュニケーション領域で活躍できる人材」とは一義的には中国共产党の「指導」に従い、忠実に仕事をする卒業生を輩出させることにあり、そのために中国共产党の宣伝部門が既存の高等教育機関に直接参入する部校「共同建設」ジャーナリズム学院をつくり、運営するシステムを稼働させているのである。ただ、現実は主流メディアの雇用環境は多くの卒業生を受け入れができるものではなく、新興メディアとの融合がうまくいったとしても、急激にそれが改善されるわけでもないことに、政治的要請と現実とのかい離があることも事実である。

2019年6月から「県處以上の指導幹部を重点とする」「初心を忘れず、使命を銘記する」（不忘初心、牢记使命）教育が全党規模で始まった。5月31日の「『初心を忘れず、使命を銘記する』テーマ教育工作会议」（“不忘初心、牢记使命”主题教育工作会议）でいさつに立った習近平は「中国人民のために幸せを謀り、中華民族のために復興を謀るのが、中国共产党人の初心と使命であり、それは中国共产党人が一代一代、前の犠牲をのり越えて後に続き、勇敢に奮闘することを励ます根本的原動力である」（为中国人民谋幸福，为中华民族谋复兴，是中国共产党人的初心和使命，是激励一代代中国共产党人前赴后继、英勇奋斗的根本动力。）としたうえで、下記の四つの問題点を指摘し、この教育の必要性を訴えている。①一部党員幹部に理論面で党中央の要求と乖離がある。②思想の不純、政治の不純、組織の不純、作風の不純など根本的解決を見ていらない。③人民に奉仕する上で真剣でなく、心が込められず、力を尽くさず、大衆から遊離している。④仕事をするのに創業精神が振るわず、担当するやる気が足りない。

ここでジャーナリズム教育と結び付けると関心が向かうのが③の問題、すなわち党と人民の関係である。習は「第三に、今回のテーマ教育を行うのは党と人民大衆の血肉のつながりを保持する差し迫った必要からである。人民はわれわれの党の執政の最大の根幹であり、われわれの共和国の確固とした基盤であり、われわれの党を強くし国を興す根本的所在である。われわれの党は人民から来たもので、人民のために生き、人民によって興きるため、終始人民と心を繋ぎ、人民と苦楽を共にし、人民と団結奮闘しなければならない。すべての党員ははっきりと理解しなければならない。党は人民の利益以外に、自らの特殊な利益は無く、党のすべての活動は最も広範な人民の根本的利益をしっかりと実現し、しっかりと守り、しっかりと発展させるためである。人民は歴史の創造者であり、人民は眞の英雄であるので、人民を信じ、人民に依拠しなければならない。われわれは永遠に勤労人民の普通の一員であるので、人民大衆と血肉のつながりを保持しなければならない」（第三，开展这次主题教育，是保持党同人民群众血肉联系的迫切需要。人民是我们党执政的最大底气，是我们共和国的坚实根基，是我们强党兴国的根本所在。我们党来自于人民，为人民而生，因人民而兴，必须始终与人民心心相印、与人民同甘共苦、与人民团结奋斗。每个共产党员都要弄明白，党除了人民利益之外没有自己的特殊利益，党的一切工作都是为了实现好、维护好、发展好最广大人民根本利益；人民是历史的创造者、人民是真正的英雄，必须相信人民、依靠人民；我们永远是劳动

人民的普通一員、必須保持同人民群众的血肉联系。）として、人民と党の関係について公式論を展開しているが、こうした公式論を語れば語るほど、党と人民の間に乖離があることを示すことになるのである。

そして、習発言にある党と人民の関係をジャーナリズム領域に敷衍すると党性と人民性という問題になる。折しも、この教育にちなみ人民日报が「初心と使命は党性と人民性の高度な統一を顕彰する」（初心和使命彰显党性和人民性的高度统一 双伝学 2019年08月06日 06:56 人民网—人民日报）と題する論文を掲載した。上述した習近平の観点に沿った論旨を展開した双伝学新華日報社長・党委書記の執筆によるこの論文は新華社を通じて全国に配信もされた。双はその中で「初心を忘れず、使命を銘記する、党性と人民性の高度な統一を堅持することは、決して簡単なことでもない。初心を忘れず、使命を銘記し、党性と人民性の高度な統一を堅持できるか否かはわれわれの党の建設を強化する上での永遠の課題である」（不忘初心、牢记使命，坚持党性和人民性高度统一，决非轻而易举之事。能否不忘初心、牢记使命，坚持党性和人民性高度统一，是我们加强党的建设的永恒课题。）と指摘している。実践面での党と人民の関係、理論面での党性と人民性の関係、それを「高度に統一」することは容易ではなく、中国共産党にとって「永遠の課題」であるとしたのである。それは、党と人民は一体であり、党性と人民性は統一されているとはするが、往々にして遊離することを指摘したものである。

この人民性と党性については、習近平も2013年8月19日の全国宣传思想工作会议で「党性と人民性は従来から一致したものであって、統一されたものである。党性を堅持する、その核心は正しい政治的方向を堅持し、政治的立場にしっかりと立ち、確固として党の理論と路線方針政策を宣伝し、確固として中央の重大な配置を宣伝し、確固として情勢に関する中央の重大な分析判断を宣伝し、断固党中央と高度の一貫を保持し、断固中央の権威を擁護することである。…人民性を堅持するには、最も広範な人民の根本的利益をうまく実現し、うまく擁護し、うまく発展させることを出発点と立脚点にしなければならず、民を本とし、人を本とすることを堅持しなければならない。」と指摘している。（本誌8号2014年3月 海外研究動向 抽稿「中国のジャーナリズム・イデオロギー・憲政運動」 参照）これも人民性と党性が不一致不統一という現実があるからこそその発言である。

これまで、人民性はマルクス主義の基本概念の一つではないとする解釈がされてきたことに加えて、人民性と党性は一致したものであって、人民性は党性の中に含まれるとする観点によって、胡績偉に代表される人民性と党性は一致しないこともあるので人民性を重視しなければならないとするジャーナリズム論が否定されてきた。上述した「初心を忘れず、使命を銘記する」教育の中で、上述したように習は人民と党の関係について、公式論ではあるが「初心」に戻り、「使命」を遂行せよと語っている。また、党性と人民性は「一致」し、「統一」されたものであると語っていることは、習が党性と人民性を二つの概念として捉えていることを示している。さらに、双論文のように人民性を否定すべき概念という位置づけではなく、党性とともに議論し、その「高度の統一」を「永遠の課題」としていること自体人民性という概念が認知され、「市民権」を得ているともいえる。

こうした当面の政治環境の下で、高等教育機関においてマルクス主義のジャーナリズム観を教えるのであれば、中国のジャーナリズムにおける人民性と党性の問題は、理論上の問題として、充分

学生に考えさせるべき課題となろう。学生自身がそれを望まない時代になっているのかもしれないが、現実的必要から、技術・技能に傾斜しつつある中国のジャーナリズム教育にこうした理論問題についても十分議論できる場が設けられれば、ジャーナリズムが反映すべきことについて、より深い認識をもつことができるであろう。

本稿で明らかにしたように、中国のジャーナリズム教育を行う高等教育機関は中央から地方、学院から学科まで、ほぼ中国共産党の宣伝部門が直接参与する「共同建設」という運営方式を採るようになっている。これは中国のジャーナリズム教育が中国共産党の直接「指導」の下に入ったということである。これまで中央の国家機関が高等教育機関の運営に参与してきた事例は多々ある（例えば、郵電部と北京郵電学院、中央気象局と南京気象学院、農林部と華北農業機械化学院、衛生部と北京中医学院、外交部と北京外国语大学、文化部と中央音楽学院など例示すればきりがない）が、それとは本質的に異なる。党组织が直接高等教育機関の運営に広範囲に参与するようになったことはまさに前例のないことであり、習近平時代の中国のジャーナリズム教育の最大の特徴である。

最後に、本稿は習近平時代の中国のジャーナリズム教育について、政治思想教育強化、部校「共同建設」ジャーナリズム学院の発展、人材の需要と供給、人材育成10年計画などを通じて、巨視的に中国共産党の参与を中心に検証してきた。残された課題としては、教育の現場である個別の高等教育機関の事例を提示し、微視的に分析することであろう。具体的にはカリキュラム、使用教材、教員構成などからジャーナリズム教育の実態を明らかにすることであろう。「上有政策、下有对策」（上に政策あれば、下に対策あり）とよく言われるが、本稿が「上」について論じたとすれば、その「下」の実情を分析することで初めて中国の習近平時代のジャーナリズム教育モデルを明らかにすることができます。例えば、復旦大学ジャーナリズム学院では「2+2学部教学育成改革」（“2+2本科教学培养改革”）と称して、学部の前半2年間を国際政治、社会学、コンピューター情報技術等八つの専攻学科で学び、後半の2年間をジャーナリズム、コミュニケーション専攻学科に入り学ぶという実験が全国に先駆けて行われている。こうした新しい試みの成否も含めて、個別の高等教育機関のジャーナリズム教育の事例分析が求められる。小俣一平の「ジャーナリズム・ジャーナリスト教育を探る—上海復旦大学からの報告」（上）（下）（『放送研究と調査』2010年2月号・3月号）はこうした事例研究の先駆であろう。後進にさらなる成果を期待したい。

（本稿はシンポジウムで口頭発表した内容に2019年8月末日までの動向を含めて加筆したものである。また、中国のジャーナリズム教育を俯瞰する一助とするため、資料と参考を加えた。）

資料

ジャーナリズム・コミュニケーション人材育成教育計画（以下暫定日訳・山本賢二 2018.10.30）。

- (1) 「高等教育機関ジャーナリズムコミュニケーション学院学科の教員の資質隊列の建設を強化し、卓越したジャーナリズムコミュニケーション人材教育育成計画を実施することに関する教育部、中共中央宣伝部の意見」（2013年6月9日）

各省、自治区、直轄市教育厅（教委）、党委宣传部、新疆生产建設兵团教育局、党委宣传部、関係部門

(単位) 教育司(局), 教育部直属各高等教育機関:

18全大会の精神を深く掘り下げて貫き、『国家中長期教育改革と発展計画綱要(2010-2020年)』の要求を実行に移すため、教育部、中央宣伝部は合同で卓越したジャーナリズムコミュニケーション人材教育育成計画を実施し、絶えず高等ジャーナリズムコミュニケーション教育の総合改革を深化させ、ジャーナリズムコミュニケーション人材育成の質を高めることを決定した。ここに下記の意見を提起する。

総体的要請

中国の特色ある社会主义の偉大な旗印を高く掲げ、鄧小平理論、「三つの代表」の重要な思想、科学的発展観を指針とし、党の18全大会精神を深く掘り下げて貫き、高等教育機関のジャーナリズムコミュニケーション学院学科の教員資質隊列建設を強化し、マルクス主義ジャーナリズム観教育を強化し、人材育成モデルを新たに創造し、実践教学の要所を強化し、多数の政治的立場が堅固で、業務能力に秀で、作風素養がしっかりとっているジャーナリズムコミュニケーション後方予備人材を作り出すのに努めるため、我が国の報道事業が健全に発展することを推進するために力のある人材保障と智力の支えを提供する。

主要任務

1. マルクス主義のジャーナリズム観教育を強化する。マルクス主義のジャーナリズム観によって高等ジャーナリズムコミュニケーション教育を統括し、マルクス主義ジャーナリズム観教育をジャーナリズムコミュニケーション人材育成の全過程各要所に組み込み、深く掘り下げてマルクス主義ジャーナリズム観を教材に入れ、教室に入れ、頭に入れ、学生を導き終始ジャーナリズム活動の党性原則を堅持し、正しい政治的立場方向を堅持させる。ジャーナリズム職業精神食器用道徳教育を強化し、学生を導きジャーナリズム職業操行を固く守り、ジャーナリズム活動の社会的責任を履行し、党のジャーナリズム活動を立派に行う責任感使命感を強めさせる。
2. 人材育成基地建設を強化する。報道事業の発展の必要に適応し、若干の高等教育機関を選択し人材育成基地を建設し、卓越したジャーナリズムコミュニケーション人材教育育成計画を実施する。30の高等教育機関を選択し応用型、複合型のジャーナリズムコミュニケーション人材教育育成基地を建設し、フルメディア業務技能を備えた応用型、複合型のジャーナリズムコミュニケーション人材を育成する。10の高等教育機関を選択し国際ジャーナリズムコミュニケーション人材教育育成基地を建設し、国際的視野と異文化間コミュニケーション能力を備えた国際ジャーナリズムコミュニケーション人材を育成する。選ばれた高等教育機関は人材育成の類型に基づいて、マルクス主義のジャーナリズム観手で統括することをより重視し、学問領域のクロス融合をより重視し、職業道徳育成をより重視し、現代技術の運用をより重視するという原則に合わせて、科学的人材育成実施方案を制定する。
3. 高等教育機関と報道単位従業人員の相互招へいを推進する。高等教育機関と報道単位従業人員の相互招へい『千人計画』を実施し、ジャーナリズム教学とジャーナリズム実践の結合を徐々に推進する。2013年9月から2017年7月までに、教育部、中央宣伝部は報道単位から500名の優秀な編集記者を選抜招へいし、計画実施高等教育機関ジャーナリズムコミュニケーション学院学科に兼職または出向教育に当たらせる。関係高等教育機関ジャーナリズムコミュニケーション学院学科から500名の

基幹教師を選抜派遣し、報道単位に兼職または出向教育に当たらせる。

教育部、中央宣伝部は高等教育機関と報道単位従業人員の相互招へい状況に基づいて、年度相互招へい結果を公布し、『高等教育機関と報道単位従業人員相互招へい“千人計画”入選証書』を授与する。相互招へい人員は招聘された単位での仕事期間は派遣させた単位において職務の級別、ポストは保留され、給与、福利待遇は変わらず、専門技術職務年限は引き続き計算され、仕事量は相殺される。派遣した単位は相互招へい人員の職級の引き上げ、職称の評定などの面においては政策に重点を置く。

教育部および関係高等教育機関主管単位、各省（区、市）教育部門、党委宣伝部門は実際に結び付けて具体的方法を制定し、所属各高等教育機関ジャーナリズムコミュニケーション学院学科基幹教師と報道単位の優秀編集記者の相互招へい活動を推進し、この活動が全面的にカバーでき、全体的に推進されることを確保する。

4. 人材育成モデルの改革創新を推進する。高等教育機関と宣伝部門、報道単位が合同でジャーナリズムコミュニケーション人材を育成する新たなモデルを積極的に探し、共同で育成目標を制定し、課程体系を設計し、優れた教材を開発し、教学チームを組織し、実践プラットホームを建設する。実践教學を強化し、ジャーナリズムコミュニケーション学類学部専攻実践教學を総単位（授業数）の15%を下回らないことを確保し、卓越したジャーナリズムコミュニケーション人材教育育成計画を実施する中央の部属高等教育機関と報道単位が30の国家級ジャーナリズムコミュニケーション学類専攻大学生学外実践プラットホームを建設することを支持する。実施を計画している高等教育機関ジャーナリズムコミュニケーション学院学科と域外のハイレベルの大学ジャーナリズムコミュニケーション学院専攻と交流協力を繰り広げることを鼓舞し、積極的に域外の優れた教育資源を利用し、活発多用、我を主にする、優位性を補い合う人材育成モデルをつくりだす。

5. 優れた教学資源を共同で建設し共に享受することを推進する。実施を計画している高等教育機関の優れた課程資源をまとめ、ジャーナリズムコミュニケーション学類優良課程資源共同建設共同享受のプラットホームを建設し、多数のジャーナリズムコミュニケーション学類國家級優良資源共同享受科目をつくりだす。マルクス主義理論研究と建設工程ジャーナリズムコミュニケーション学類重点教材の普及使用を強化し、実施を計画している高等教育機関と報道単位が合同で多数の中国の特色ある社会主义ジャーナリズムコミュニケーション実践を反映した事例教材を編纂することを組織する。実施を計画している高等教育機関の教師の相互招へい、学生互換、課程相互履修、単位の相互認定を推進する。

組織保障

1. 組織指導を強化する。教育部が先頭になり、中央宣伝部、中央对外宣伝弁公室、国家新聞出版ラジオテレビ総局および関係報道単位、高等教育機関が共同で参与する全国卓越したジャーナリズムコミュニケーション人材教育育成指導委員会は、教育育成計画制定実施の具体的組織の責任を負う。ジャーナリズムコミュニケーション領域の専門家学者、古参編集記者によって組織される専門家委員会を設置し、育成基準、評価基準の制定、および高等教育機関申請申込み方案評価審査、実施状況評価などの責任を負わす。各省（区、市）はこれに合わせて各地の卓越したジャーナリズムコミュニケーション人材教育育成指導委員会と専門家委員会をつくる。

2. 申請申込み評価メカニズムを完備する。卓越したジャーナリズムコミュニケーション人材教育育成計画実施周期は10年とし、期間を分けて実施、第一期は5年（2013－2017年）である。関係高等教育機関は卓越したジャーナリズムコミュニケーション人材育成基地建設について申請申込み方案を提出、専門家委員会の評価審査を経たのち、教育部は中央宣伝部とともに入選高等教育機関を研究確定する。専門家委員会は定期的に入選した高等教育機関の活動の進捗状況に対し評価を行い、不合格となった高等教育機関は育成計画から外される。
3. 政策保障を強化する。教育部、中央宣伝部は入選した中央の部委所属の高等教育機関に経費の支援を行う。各省（区、市）は入選した地方の高等教育機関に経費の支援を行う。実施を計画している高等教育機関が学生募集、育成モデル、課程体系、学生制度などの面で総合改革を行うのを支持する。優秀な学部卒業生を試験免除で修士の学位を専攻する大学院生に推薦する資格のある実施を計画している高等教育機関は、当該校の試験免除推薦名簿のなかで重点的にジャーナリズム・コミュニケーション専攻学位の発展を支持する。

各地各部門各高等教育機関は真剣に本意見の精神を貫き、実際に結び付けて、具体的実施方案を研究制定し、卓越したジャーナリズムコミュニケーション人材教育育成計画の各任務を着実に実行に移さなければならない。

各省（区、市）教育部門、党委宣伝部門と関係部門（単位）は本意見を所属高等教育機関と報道単位に転送されたい。

教育部
中共中央宣伝部
2013年6月9日

（中国語原文）

关于加强高校新闻传播院系师资队伍建设实施卓越新闻传播人才培养计划的意见

教育部、中宣部 2013年6月9日

各省、自治区、直辖市教育厅（教委）、党委宣传部，新疆生产建设兵团教育局、党委宣传部，有关部门（单位）教育司（局），教育部直属各高等学校：

为深入贯彻党的十八大精神，落实《国家中长期教育改革和发展规划纲要（2010－2020年）》要求，教育部、中宣部决定联合实施卓越新闻传播人才培养计划，不断深化高等新闻传播教育综合改革、提高新闻传播人才培养质量。现提出意见如下。

总体要求

高举中国特色社会主义伟大旗帜，以邓小平理论、“三个代表”重要思想、科学发展观为指导，深入贯彻党的十八大精神，加强高校新闻传播院系师资队伍建设，加强马克思主义新闻观教育，创新人才培养模式，强化实践教学环节，努力造就一大批政治立场坚定、业务能力精良、作风素质过硬的新闻传播后备人才，为推进我国新闻事业健康发展提供强有力的人才保障和智力支撑。

主要任务

1. 加强马克思主义新闻观教育。以马克思主义新闻观统领高等新闻传播教育，把马克思主义新闻观教育融入新闻传播人才培养全过程各环节，深入推进马克思主义新闻观进教材进课堂进头脑，引导学生始终坚持新闻工作党性原则，坚持正确政治立场政治方向。加强新闻职业精神职业道德教育，引导学生秉持新闻职业操守，履行新闻工作社会责任，增强做好党的新闻工作责任感使命感。
2. 加强人才培养基地建设。适应新闻事业发展需要，选择若干高校建设人才培养基地，实施卓越新闻传播人才培养计划。选择 30 所高校建设应用型、复合型新闻传播人才教育培养基地，培养具有全媒体业务技能的应用型、复合型新闻传播人才。选择 10 所高校建设国际新闻传播人才教育培养基地，培养具有国际视野和跨文化传播能力的国际新闻传播人才。入选高校根据人才培养类型，按照更加注重马克思主义新闻观统领、更加注重学科交叉融合、更加注重职业道德培养、更加注重现代技术运用的原则，制定实施科学的人才培养方案。
3. 推动高校与新闻单位从业人员互聘。实施高校与新闻单位从业人员互聘“千人计划”，逐步推动新闻教学与新闻实践的结合。2013 年 9 月至 2017 年 7 月，教育部、中宣部从新闻单位选聘 500 名优秀编辑记者到计划实施高校新闻传播院系兼职或挂职任教；从相关高校新闻传播院系选派 500 名骨干教师到新闻单位兼职或挂职。

教育部、中宣部根据高校与新闻单位从业人员互聘情况，公布年度互聘结果，颁发《高校与新闻单位从业人员互聘“千人计划”入选证书》。互聘人员在聘用单位工作期间，在派出单位保留职务级别、岗位，工资、福利待遇不变，专业技术职务年限连续计算，工作量互相冲抵。派出单位在互聘人员职级晋升、职称评定等方面予以政策倾斜。

教育部及有关高校主管单位，各省（区、市）教育部门、党委宣传部门，结合实际参照制订具体办法，推动所属各高校新闻传播院系骨干教师与新闻单位优秀编辑记者互聘工作，确保此项工作全面覆盖、整体推进。

4. 推动人才培养模式改革创新。积极探索高校与宣传部门、新闻单位联合培养新闻传播人才的新模式，共同制定培养目标、设计课程体系、开发优质教材、组织教学团队、建设实践平台。强化实践教学，确保新闻传播学类本科专业实践教学不少于总学分（学时）的 15%。支持实施卓越新闻传播人才培养计划的中央部属高校与新闻单位共建 30 个国家级新闻传播学类专业大学生校外实践平台。鼓励计划实施高校新闻传播院系与境外高水平大学新闻传播院系开展交流合作，积极利用境外优质教育资源，形成灵活多样、以我为主、优势互补的人才培养模式。
5. 推动优质教学资源共建共享。整合计划实施高校优质课程资源，建设新闻传播学类优质课程资源共建共享平台，打造一批新闻传播学类国家级精品资源共享课。加强马克思主义理论研究和建设工程新闻传播学类重点教材的推广使用，组织计划实施高校与新闻单位联合编写一批反映中国特色社会主义新闻传播实践的案例教材。推进计划实施高校教师互聘、学生互换、课程互选、学分互认。

组织保障

1. 加强组织领导。成立由教育部牵头，中宣部、中央外宣办、国家新闻出版广电总局及有关新闻单位、高校共同参与的全国卓越新闻传播人才教育培养指导委员会，负责制订教育培养规划和具体组织实施。成立由新闻传播领域专家学者、资深编辑记者组成的专家委员会，负责培养标准、评审标准的制定，及高校申报方案评审、实施情况评估等。各省（区、市）参照建立各地卓越新闻传播人才教育培养指导委员会和专家委员会。
2. 完善申报评估机制。卓越新闻传播人才教育培养计划实施周期为10年，分期实施，首期为5年（2013—2017年）。相关高校就建设卓越新闻传播人才培养基地提交申报方案，经专家委员会评审后，教育部会同中宣部研究确定入选高校。专家委员会定期对入选高校工作进展情况评议，不合格的高校调整出培养计划。
3. 加强政策保障。教育部、中宣部对入选的中央部委所属高校给予经费支持；各省（区、市）给予入选的地方高校经费支持。支持计划实施高校在招生、培养模式、课程体系、学制设置等方面进行综合改革。鼓励具有推荐优秀应届本科毕业生免试攻读硕士学位研究生资格的计划实施高校，在本校推免名额内重点支持新闻与传播硕士专业学位的发展。

各地各部门各高校要认真贯彻落实本意见精神，结合实际，研究制订具体实施方案，确保卓越新闻传播人才教育培养计划各项任务落到实处。

请各省（区、市）教育部门、党委宣传部门和有关部门（单位）将本意见转发至所属高等学校和新闻单位。

教育部

中共中央宣传部

2013年6月9日

(2) 高等教育機関ジャーナリズムコミュニケーション人材育成能力向上、卓越したジャーナリズムコミュニケーション人材教育育成計画2.0実施に関する教育部 中共中央宣伝部の意見

教高（2018）7号

各省、自治区、直辖市教育厅（教委）、新疆生产建设兵团教育局、党委宣传部、相关部门（单位）教育司（局）、中央各主要报道单位、部属各高等教育机构、部省共同建设各高等教育机构

習近平新时代的中国特色社会主义思想和党的19全国大会的精神を深く掘り下げて貫くため、「ハイレベルの学部教育建設を加速し、人材育成能力を全面的に向上させることに関する教育部の意見」に基づき、ここに卓越したジャーナリズムコミュニケーション人材教育育成計画2.0実施について、以下の意見を提起する。

一 総体的考え方

習近平総書記の報道輿論工作に関する重要な論述を指針とし、『党の報道輿論工作を強化改善するこ

とに関する中共中央の意見』を深く掘り下げて貫き、実行し、高等教育機関のジャーナリズムコミュニケーション専攻建設を強化改善し、中国の特色ある、世界水準の一流のジャーナリズムコミュニケーション専攻を建設する。徳を重視し人を育てる根本的任務を全面的に実行に移し、マルクス主義のジャーナリズム観を堅持し、中国の特色ある社会主義ジャーナリズム観で授業を行い人を育み、多数の家国への思い、国際的視野および高い素養を持つフルメディア化複合型プロフェッショナル型ジャーナリズムコミュニケーション後方予備人材を育成作り出す。

二 目標要求

五年の努力を通じて、マルクス主義ジャーナリズム観研究宣伝教育基地を多数建設し、中国の特色ある、世界水準の一流のジャーナリズムコミュニケーション専攻拠点を多数作り出し、メディアの深い融合と業種の新たな発展に適応し、中国の物語を上手に語ることができ、中国の声を伝えることのできる優秀なジャーナリズムコミュニケーション後勤人材を大量に育成作り出す。

三 改革の任務と重点措置

1. マルクス主義ジャーナリズム観教育の新たな局面を切り開く。習近平総書記の報道輿論工作に関する重要な論述はマルクス主義ジャーナリズム観の新たな発展であり、新時代の高等教育機関のジャーナリズムコミュニケーション教育改革発展の根本的準拠と行動指針である。習近平総書記の報道輿論工作に関する重要な論述を学び、貫くことをマルクス主義ジャーナリズム観教育の第一の任務として、高等教育機関の学問領域と人材の優位性を十分發揮し、多数のマルクス主義ジャーナリズム観研究宣伝教育基地を重点的に建設し、多数の高い質、深みをもった、重みのある研究成果を提示し、中国の特色ある、中国の風格をもつ、中国の氣骨あるジャーナリズムコミュニケーション学の理論体系と学術発信体系の構築を加速しなければならない。マルクス主義ジャーナリズム観課程建設を強化し、深く掘り下げて習近平総書記の報道輿論工作に関する重要な論述を教材に入れ、教室に入れ、頭に入れることを推進し、ジャーナリズムコミュニケーション大学学部教師学生をすべてカバーし、死角が無いように実行しなければならない。高等教育機関ジャーナリズムコミュニケーション類専攻教学指導委員会に委託し、ジャーナリズムコミュニケーション専攻基幹教師マルクス主義ジャーナリズム観主題研修を期間を分けて繰り広げ、五年内にすべての専攻拠点をカバーし、多数のマルクス主義ジャーナリズム観教育教学典型事例を選択確立し、多数のマルクス主義ジャーナリズム観教育の国家級の一流の精選課程を建設し、教師が言葉で伝え身体で教え学生を帶同し正しいジャーナリズム観を打ち立て、新時代のジャーナリズムコミュニケーション人材のために思想的基盤をしっかりと打ち固めるよう推進しなければならない。

2. ジャーナリズムコミュニケーション人材德育の新モデルを作る。思想の導きと価値の塑像を強化し、思想政治教育、職業道徳教育、専攻知識教育の「三位一体」のジャーナリズムコミュニケーション人材育成体系を構築する。ジャーナリズム倫理、ジャーナリズム職業精神、職業道徳など専門課程を幅広く開設し、ジャーナリズムコミュニケーション専攻課程の人材育成元素、人材育成内実および人材育成機能を深く掘り起こす。国情教育を強化し、実践で人材を育成することを強め、多数の「基層に入り、国情を理解し、技量に長けた」ジャーナリズムコミュニケーション実践人材育成プロジェクトを建設し、教師学生が基層に深く入り、大衆に深く入り、学生の党のため國のため人のための熱い

気持ちと担当意識を育むことを推進する。

3. 一流のジャーナリズムコミュニケーション専攻の新たな目標に邁進する。情報社会の深刻な発展とメディア融合の深い発展の趨勢に主体的に適応し、240前後の国家級一流ジャーナリズムコミュニケーション専攻拠点を建設し、500の国家級一流オンラインオフラインのジャーナリズムコミュニケーション専攻課程実験教学模範センターをつくり、20の国家级ジャーナリズムコミュニケーションメディア融合実験教学模範センターを増設し、50のジャーナリズムコミュニケーション国家ショミレーション実験教学プロジェクト建設し、「武芸十八般」を巧みに使うことのできるフルメディア複合型ジャーナリズムコミュニケーション人材育成を加速する。人材育成方案を修正、完備し、課程体系を健全にし、教育研究室（組）建設を強化し、学科を跨ぎ、専攻を跨ぎ、学部学科を跨ぐ横断クロス的融合を強化しなければならない。教学内容を更新し、教学方法を改善し、教学組織形式を新たなものにし、適時に技術変革の新たな趨勢、メディア融合の新たな動向および業種発展の新たな動態を組み入れ、総合的に文図声光電の多様な形式を運用し、事案型、現場型、任務型など多様化した教学手段を取り、学校内外のテレビ局、ラジオ局、新聞雑誌、ウェブサイト、新興メディアなどの実習実践プラットホームを上手く使い、将来ジャーナリズムコミュニケーション活動に従事するプロフェショナルを育成する。
4. 部校共同建設ジャーナリズム学院の新たな発展を推進する。より一層部校共同建設ジャーナリズム学院活動を深化させ、教師隊列の専攻能力、理論体系構築能力、重点任務統合能力および活動強化保障能力面に力を入れ、ジャーナリズムコミュニケーションの協働しての人材育成の「前衛隊」と「模範区」をつくりだす。部校共同建設ジャーナリズム学院活動を高等教育機関の思想政治活動を強化し、イデオロギー活動責任制を実行する重要な内容とし、監督指導検査と経費保障を強化し、実効を確保する。共同建設ジャーナリズム学院活動連絡員制度を確立し、各省（区、市）党委宣伝部門と教育部門は定期的に会合をもち、適時に総括を行うとともに、主管部門に最新の活動の進展を報告する。全国優秀ジャーナリズムコミュニケーション学専門家バンクを統括確立し、共同建設ジャーナリズム学院の教員資質の保障を強化し、全国の高等教育機関、特に辺境地区の教學水準向上を促進する。多数の優秀教師を選抜し、閲讀員隊列に組み入れ、報道宣伝一線での実践を強化する。実力の割と強い共同建設ジャーナリズム学院が率先して多数の質の高いジャーナリズム理論研究成果を出し、模範性、先導性および創新性の役割を十分に發揮するよう支持する。
5. 高等教育機関と報道単位の相互招聘の新領域を切り開く。相互招聘交流「千人計画」の経験を総括、押し広め、学会業界の優位性相互補完、理論実践深い融合の長期に有効メカニズムを構築し、力をさらに入れて、幅を拡げ、深度を掘り起こし、深く掘り下げて新しいラウンドの相互招聘を繰り広げる。相互招聘の範囲を拡大し、ジャーナリズム学専攻からコミュニケーション学専攻に拡大し、条件があるものはジャーナリズムコミュニケーション専攻類すべての学部専攻にまで拡大する。相互招聘規模を拡大し、「千人計画」を「双千計画」にレベルアップする。相互招聘内実建設を深化させ、招聘を受けた人員の優位性を十分に發揮し、高等教育機関優良化課程設置を推進し、教材の編集執筆を強化し、実践教学を完備し、報道単位の重大実際問題研究、ジャーナリズム実践事案バンク建設、編集記者マルクス主義ジャーナリズム觀教育を促進する。高等教育機関と報道単位は活動量認定方法を完備し、相互招聘活動業績を成果考課に組み入れ、相互招聘単位と相互招聘人員にそれぞれの長所を發揮させる。

6. 国際ジャーナリズムコミュニケーション人材育成の新しいモデルを構築する。主体的に国家の対外開放戦略と「一带一路」の呼びかけに奉仕し、新時代の国際ジャーナリズムコミュニケーションの「予備隊」と「後勤軍」を育成する。国際ジャーナリズムコミュニケーション修士人材育成プロジェクトを深く掘り下げて実施し、より一層人材育成メカニズムを完備し、育成の質を向上させる。国際ジャーナリズムコミュニケーション学部人材育成実験拠点活動を起動し、「フルメディア+国際+外国語」課程体系を確立、完備し、「国情教育+国際視野」の社会実践と国際交流を強化する。域外のハイレベルの大学との共同育成モデルを探索し、国際コミュニケーションと関係する報道単位と高等教育機関の合作を深化させ、国際ジャーナリズムコミュニケーション合作学校運営、合作育成、合作就業、合作発展の新たなメカニズムをつくりだす。
7. 高等ジャーナリズムコミュニケーション教育の質の新たな段階へ邁進する。ジャーナリズムコミュニケーション専攻学生の成長人材育成の必要にしっかりと付き添い、フルメディア化複合型プロフェッショナル型ジャーナリズムコミュニケーション人材育成目標をしっかりと捉え、情報技術の新たな発展と業界の構造の新たな変化にしっかりと付き従い、全方位全過程ジャーナリズムコミュニケーション教育の質文化建設を繰り広げ、國家級の一流ジャーナリズムコミュニケーション専攻拠点と結び付けて、全体計画、段階的に推進する原則に合わせて、三級専攻認証を繰り広げる。認証基準と活動方案を研究制定し、適時に認証実験活動を起動し、絶えず認証基準と活動メカニズムを完備し、異なる層の高等教育機関のジャーナリズムコミュニケーション専攻が特色を出し、水準をつくることを促進する。

四 組織保障

1. 三級実施体系を構築する。教育部、中央宣伝部が実施活動を統括組織し、実施過程の中の重大な問題を協調し解決する。各省（区、市）教育部門、宣伝部門は実際状況に結びつけて、当該地区の実施方案を研究制定する。各高等教育機関は計画実施を学校全体発展計画に組み込み、ロードマップ、タイムテーブル、責任者を明確にし、予期した成果に到達することを確保する。
2. 保障メカニズムを完備する。各省（区、市）教育部門、宣伝部門は省都内政策協調セットアップを強化し、力強い政策保障を提供する。各高等教育機関は国家、省、学校の政策のつながり、セットアップ、完備、執行の力を強める。中央の高等教育機関は中央の高等教育機関の教育教学改革専門プロジェクトなどの中央の高等教育機関の予算支出とその他の各種資源を統括利用し、当計画の実施を支持する。各省（区、市）教育部門、宣伝部門は教育教学改革の実際状況に結びつけて、地方財政高等教育資金と中央の地方高等教育機関改革発展支持資金を統括し、地方の高等教育機関が当計画を実施するのを導き支持する。
3. 監督検査を強化する。各省（区、市）教育部門、宣伝部門は実施過程における追跡を強化し、適時に建設の中に存在する問題を発見し、改善意見と提案を提起する。実施過程の管理を強化し、動態監測を強化し、奨励制限メカニズムを形成し、建設の実効を増強する。各高等教育機関は実施過程の中で適時に自己総括評価を行い、主体的に自己評価報告を公表し、各改革措置が実行に移され、実効を上げるよう推進する。

2018年9月17日

(中国語原文)

教育部 中共中央宣传部关于提高高校新闻传播人才培养能力实施卓越新闻传播人才教育培养计划 2.0 的意见
教高〔2018〕7号

各省、自治区、直辖市教育厅（教委）、党委宣传部，新疆生产建设兵团教育局、党委宣传部，有关部门（单位）教育司（局），中央各主要新闻单位，部属各高等学校、部省合建各高等学校：

为深入贯彻习近平新时代中国特色社会主义思想和党的十九大精神，根据《教育部关于加快建设高水平本科教育 全面提高人才培养能力的意见》，现就实施卓越新闻传播人才教育培养计划 2.0 提出以下意见。

一、总体思路

以习近平总书记关于新闻舆论工作的重要论述为指导，深入贯彻落实《中共中央关于加强和改进党的新闻舆论工作的意见》，加强和改进高等学校新闻传播专业建设，建设中国特色、世界水平的一流新闻传播专业。全面落实立德树人根本任务，坚持马克思主义新闻观，用中国特色社会主义新闻理论教书育人，培养造就一大批具有家国情怀、国际视野的高素质全媒化复合型专家型新闻传播后备人才。

二、目标要求

经过 5 年的努力，建设一批马克思主义新闻观研究宣传基地，打造一批中国特色、世界水平的一流新闻传播专业点，形成遵循新闻传播规律和人才成长规律的全媒化复合型专家型新闻传播人才培养体系，培养造就一大批适应媒体深度融合和行业创新发展，能够讲好中国故事、传播中国声音的优秀新闻传播后备人才。

三、改革任务和重点举措

1. 开创马克思主义新闻观教育新局面。习近平总书记关于新闻舆论工作的重要论述是马克思主义新闻观的新发展，是新时代高等学校新闻传播教育改革发展的根本遵循和行动指南。要把学习贯彻习近平总书记关于新闻舆论工作的重要论述作为马克思主义新闻观教育的首要任务，充分发挥高校学科和人才优势，重点建设一批马克思主义新闻观研究宣传基地，推出一批高质量、有深度、有分量的研究成果，加快构建中国特色、中国风格、中国气派的新闻传播学理论体系和学术话语体系。加强马克思主义新闻观课程建设，深入推进习近平总书记关于新闻舆论工作的重要论述进教材进课堂进头脑，做到新闻传播院系师生全覆盖、无死角。依托高等学校新闻传播类专业教学指导委员会，分批开展新闻传播专业骨干教师马克思主义新闻观主题培训，五年内覆盖所有专业点。选树一批马克思主义新闻观教育教学典型案例，建设一批马克思主义新闻观教育的国家级一流精品课程，推动教师以言传身教带动学生树立正确新闻观，为新时代新闻传播人才打牢思想基础。

2. 打造新闻传播人才德育新模式。强化思想引领和价值塑造，构建思想政治教育、职业道德教育、专业知识教育“三位一体”新闻传播育人体系。普遍开设新闻伦理、新闻职业精神、职业道德等专门课程，深挖新闻传播专业课程的育人元素、育人内涵和育人功能。加强国情教育，强化实践育人，建设一批

“进基层、懂国情、长本领”新闻传播实践育人项目，推动师生深入基层、深入群众，培养学生为党为国为人民的深厚情怀和担当意识。

3. 迈向一流新闻传播专业新目标。主动适应信息社会深刻发展和媒体融合深度发展趋势，建设 240 个左右国家级一流新闻传播专业点，打造 500 门国家级一流线上线下新闻传播专业课程，增设 20 个国家级新闻传播融媒体实验教学示范中心，建设 50 个新闻传播国家虚拟仿真实验教学项目，加快培养会使善用“十八般兵器”的全媒化复合型新闻传播人才。要修订完善人才培养方案，健全课程体系，加强教研室（组）建设，促进跨学科、跨专业、跨院系横向交叉融合。更新教学内容，改进教学方法，创新教学组织形式，及时融入技术变革新趋势、媒体融合新动向和行业发展新动态，综合运用文图声光电多种形式，采取案例式、现场式、任务型等多样化教学手段，用好校内外电视台、广播台、报刊、网站、新兴媒体等实习实践平台，培养未来从事新闻舆论工作的行家里手。
4. 推动部校共建新闻学院新发展。进一步深化部校共建新闻学院工作，在教师队伍专业能力、理论体系构建能力、重点任务统筹能力和强化工作保障能力上下功夫，打造新闻传播协同育人“先锋队”和“示范区”。将部校共建新闻学院工作作为加强高校思想政治工作、落实意识形态工作责任制的重要内容，加强督导检查和经费保障，确保取得实效。建立共建新闻学院工作联络员制度，各省（区、市）党委宣传部门和教育部门定期会商、及时总结，并向主管部门报送最新工作进展。统筹建立全国优秀新闻传播学专家库，强化共建新闻学院师资保障，促进提升全国高校特别是偏远地区教学水平。选择一批优秀教师纳入新闻阅评员队伍，加强新闻宣传一线实践。支持实力较强的共建新闻学院率先推出一批高质量新闻理论研究成果，充分发挥示范性、引领性和创新性作用。
5. 开辟高校与新闻单位互聘新领域。总结推广互聘交流“千人计划”经验，构建学界业界优势互补、理论实践深度融合的长效机制，加大力度、拓宽广度、发掘深度，深入开展新一轮互聘。扩大互聘范围，由新闻学专业扩至传播学专业，有条件的可扩至新闻传播专业类所有本科专业。扩大互聘规模，将“千人计划”升级为“双千计划”。深化互聘内涵建设，充分发挥受聘人员优势，推动高校优化课程设置、加强教材编写、完善实践教学，促进新闻单位的重大实际问题研究、新闻实践案例库建设、编辑记者马克思主义新闻观教育。高校和新闻单位要完善工作量认定办法，将互聘人员工作业绩纳入绩效考核，使互聘单位和互聘人员各施所长各尽所长。
6. 构建国际新闻传播人才培养新范式。主动服务国家对外开放战略和“一带一路”倡议，培养新时代国际新闻传播“预备队”和“后备军”。深入实施国际新闻传播硕士人才培养项目，进一步完善人才培养机制，提升培养质量。启动国际新闻传播本科人才培养试点工作，建立完善“全媒体+国际+外语”课程体系，加强“国情教育+国际视野”的社会实践和国际交流。探索与境外高水平大学联合培养模式，深化国际传播相关新闻单位与高校合作，创新国际新闻传播合作办学、合作培养、合作就业、合作发展新机制。
7. 迈上高等新闻传播教育质量新台阶。紧贴新闻传播专业学生成长成才需要，紧扣全媒化复合型专家型新闻传播人才培养目标，紧跟信息技术新发展和业界格局新变化，开展全方位全过程新闻传播教育质量文化建设。结合国家级一流新闻传播专业点建设，按照总体规划、分步推进的原则，开展三级专业认证。研究制定认证标准和工作方案，适时启动认证试点工作，不断完善认证标准和工作机制，促进不同层次高校新闻传播专业办出特色、办出水平。

四、组织保障

1. 构建三级实施体系。教育部、中央宣传部统筹组织实施工作，协调解决实施过程中重大问题。各省（区、市）教育部门、宣传部门要结合实际情况，研究制定本地区实施方案。各高校要将计划实施纳入学校整体发展规划，明确路线图、时间表、责任人，确保达到预期成效。
2. 完善保障机制。各省（区、市）教育部门、宣传部门要加强省域内政策协调配套，提供有力的政策保障；各高校要加大国家、省、校政策的衔接、配套、完善、执行力度。中央高校要统筹利用中央高校教育教学改革专项等中央高校预算拨款和其他各类资源，支持本计划的实施；各省（区、市）教育部门、宣传部门要结合教育教学改革实际情况，统筹地方财政高等教育资金和中央支持地方高校改革发展资金，引导支持地方高校实施本计划。
3. 加强监督检查。各省（区、市）教育部门、宣传部门要加强实施过程跟踪，及时发现建设中存在的问题，提出改进的意见和建议。要加强实施过程管理，强化动态监测，形成激励约束机制，增强建设实效。各高校要在实施过程中及时进行自我总结评价，主动发布自评报告，推动各项改革举措落到实处、取得实效。

教育部 中共中央宣传部

2018年9月17日

(2018年10月18日09:05 教育部)

* 「意見」の定義

中共中央办公厅・国务院办公厅が2012年に公布した「党政機關公文処理工作条例」（党政机关公文处理工作条例）は「公文書の種類」（公文种类）の「第八条」に15種類 ((一) 決議。(二) 決定。(三) 命令(令)。(四) 公報。(五) 公告。(六) 通告。(七) 意見。(八) 通知。(九) 通报。(十) 報告。(十一) 请示。(十二) 批复。(十三) 议案。(十四) 函。(十五) 纪要。) を挙げている。その「(七) 意見」は「重要な問題に対して見解や処理方法を提起するのに適用される。」（适用于对重要问题提出见解和处理办法。）としている。

参考

1. 中国の法律に明記された教育関連事項（日訳・原文）

(1) 中華人民共和国憲法（2018）

中华人民共和国宪法（2018）

第一条 中華人民共和国は労働者階級の指導する、労農同盟を基礎として人民民主独裁の社会主义国家である。

社会主义制度は中華人民共和国の根本制度である。中国共产党の指導は中国の特色ある社会主义の最も本質的特徴である。いかなる組織あるいは個人も社会主义制度を破壊することを禁止する。

第一条 中华人民共和国是工人阶级领导的、以工农联盟为基础的人民民主专政的社会主义国家。

社会主义制度是中华人民共和国的根本制度。中国共产党领导是中国特色社会主义最本质的特征。禁止任何组织或者个人破坏社会主义制度。

第十九条 国家は社会主義教育事業を発展させ、全国人民の科学文化水準を向上させる。

国家は各種学校を興し、初等義務教育を普及し、中等教育、職業教育及び高等教育を発展させるとともに、学齢前教育を発展させる。

国家は各種学校施設を発展させ、文盲を一掃し、労働者、農民、國家公務員およびその他の労働者に政治、文化、科学、技術、業務の教育を行い、自ら学び人材になることを励ます。

国家は集団經濟組織、國家企業事業組織およびその他の社会勢力が法律の規定に合わせて各種教育事業を興すことを励ます。

国家は全国に通用する普通話を広める。

第十九条 国家发展社会主义的教育事业，提高全国人民的科学文化水平。

国家举办各种学校，普及初等义务教育，发展中等教育、职业教育和高等教育，并且发展学前教育。

国家发展各种教育设施，扫除文盲，对工人、农民、国家工作人员和其他劳动者进行政治、文化、科学、技术、业务的教育，鼓励自学成才。

国家鼓励集体经济组织、国家企业事业组织和其他社会力量依照法律规定举办各种教育事业。

国家推广全国通用的普通话。

第四十六条 中華人民共和国公民は教育を受ける権利と義務を有する。

国家は青年、少年、児童を品徳、智力、体質などの分野で全面的に発展するよう育成する。

第四十六条 中华人民共和国公民有受教育的权利和义务。

国家培养青年、少年、儿童在品德、智力、体质等方面全面发展。

第四十七条 中華人民共和国公民は科学研究、文学芸術創作、及びその他の文化活動を行う自由を有する。国家は教育、科学、技術、文学、芸術およびその他の文化事業に従事する公民の人民に有益な創造的活動に対して、励ましと支援を与える。

第四十七条 中华人民共和国公民有进行科学的研究、文学艺术创作和其他文化活动的自由。国家对于从事教育、科学、技术、文学、艺术和其他文化事业的公民的有益于人民的创造性工作，给以鼓励和帮助。

(2) 中華人民共和国教育法（2015）

中华人民共和国教育法（2015）

第三条 国家はマルクスレーニン主義、毛沢東思想および中国の特色ある社会主義理論を導き手として、憲法の確定する基本原則を遵守し、社会主義の教育事業を発展させる。

第三条 国家坚持以马克思列宁主义、毛泽东思想和建设有中国特色社会主义理论为指导，遵循宪法确定的基本原则，发展社会主义的教育事业。

第五条 教育は社会主義の現代化に奉仕し、人民に奉仕しなければならず、生産労働および社会実践と結び付け、徳、智、体、美などの分野で全面的に発展した社会主義の建設者と後継者を育成しなければならない。

第五条 教育必须为社会主义现代化建设服务、为人民服务，必须与生产劳动和社会实践相结合，培养德、智、体、美等方面全面发展的社会主义建设者和接班人。

(3) 中華人民共和国高等教育法（2018）

中华人民共和国高等教育法（2018）

第三条 国家はマルクスレーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論を導き手として、憲法の確定した基本原則を遵守し、社会主義の高等教育事業を発展させる。

第三条 国家坚持以马克思列宁主义、毛泽东思想、邓小平理论为指导，遵循宪法确定的基本原则，发展社会主义的高等教育事业。

第四条 高等教育は国家の教育方針を貫き、社会主義の現代化建設に奉仕し、人民に奉仕し、生産労働および社会実践と結び付け、教育を受ける者を徳、智、体、美などの分野で全面的に発展した社会主義の建設者と後継者になるようにしなければならない。

第四条 高等教育必须贯彻国家的教育方针，为社会主义现代化建设服务、为人民服务、与生产劳动和社会实践相结合，使受教育者成为德、智、体、美等方面全面发展的社会主义建设者和接班人。

第三十九条 国家が興す高等教育機関は中国共産党高等教育機関基層委員会指導の下における校長責任制を実行する。中国共産党高等教育機関基層委員会は中国共産党規約と関係規定に合わせて、学校活動を統一的に指導し、校長が独立して責任をもって職権行使することを支持するが、その指導の職責とは主に、中国共産党の路線、方針、政策を執行し、社会主義の学校運営の方向を堅持し、学校の思想政治工作と德育工作を指導し、学校内部の組織機関の設置と内部機関の責任者の人選を討議決定し、学校の改革、発展および基本管理制度などの重大事項を討議決定し、人材育成を中心とする各種任務の達成を保証する、ことである。

第三十九条 国家举办的高等学校实行中国共产党高等学校基层委员会领导下的校长负责制。中国共产党高等学校基层委员会按照中国共产党章程和有关规定，统一领导学校工作，支持校长独立负责地行使职权，其领导职责主要是：执行中国共产党的路线、方针、政策，坚持社会主义办学方向，领导学校的思想政治工作和德育工作，讨论决定学校内部组织机构的设置和内部组织机构负责人的人选，讨论决定学校的改革、发展和基本管理制度等重大事项，保证以培养人才为中心的各项任务的完成。

2. 2019 – 2020 ジャーナリズムコミュニケーション学類専攻別大学競争力順位

2019 – 2020 年新闻学专业排名（ジャーナリズム学専攻順位）

順 位	学校名	レベル	学校数
1	中国人民大学	5★+	256
2	中国传媒大学	5★+	256
3	清华大学	5★+	256
4	暨南大学	5★	256
5	复旦大学	5★	256
6	武汉大学	5★	256
7	浙江大学	5★	256
8	华中科技大学	5★	256
9	上海大学	5★	256

10	华东师范大学	5★	256
11	北京大学	5★	256
12	河北大学	5★	256
13	四川大学	5★	256
14	厦门大学	5★	256
15	南京师范大学	5★-	256
16	吉林大学	5★-	256
17	南京大学	5★-	256
18	安徽大学	5★-	256
19	内蒙古大学	5★-	256
20	山东大学	5★-	256

2019－2020年传播学专业排名（コミュニケーション学専攻順位）

順位	学校名	レベル	学校数
1	中国传媒大学	5★	58
2	中国人民大学	5★	58
3	复旦大学	5★	58
4	北京大学	5★-	58
5	武汉大学	5★-	58
6	厦门大学	5★-	58
7	华中科技大学	4★	58
8	上海交通大学	4★	58
9	北京师范大学	4★	58
10	华南理工大学	4★	58
11	中山大学	4★	58
12	华南师范大学	3★	58
13	北京交通大学	3★	58
14	西南政法大学	3★	58
15	西南交通大学	3★	58
16	北京印刷学院	3★	58
17	中国农业大学	3★	58
18	湖北大学	3★	58
19	黑龙江大学	3★	58
20	上海理工大学	3★	58

2019 – 2020 年编辑出版学专业排名 (編集出版学専攻順位)

順 位	学校名	レベル	学校数
1	武汉大学	5★+	51
2	中国传媒大学	5★	51
3	四川大学	5★	51
4	北京印刷学院	5★-	51
5	浙江大学	5★-	51
6	陕西师范大学	4★	51
7	南京大学	4★	51
8	北京大学	4★	51
9	上海理工大学	4★	51
10	安徽大学	4★	51
11	河南大学	3★	51
12	华东师范大学	3★	51
13	吉林师范大学	3★	51
14	湖南师范大学	3★	51
15	河北大学	3★	51
16	上海师范大学	3★	51
17	浙江传媒学院	3★	51
18	山东工商学院	3★	51
19	内蒙古大学	3★	51
20	吉林工程技术师范学院	3★	51

2019 – 2020 年广告学专业排名 (広告学専攻順位)

順 位	学校名	レベル	学校数
1	中国人民大学	5★+	241
2	中国传媒大学	5★+	241
3	武汉大学	5★+	241
4	湖南大学	5★	241
5	北京大学	5★	241
6	复旦大学	5★	241
7	浙江大学	5★	241
8	厦门大学	5★	241
9	暨南大学	5★	241
10	上海师范大学	5★	241
11	华东师范大学	5★	241
12	山东大学	5★	241

13	福建师范大学	5★	241
14	闽江学院	5★-	241
15	四川大学	5★-	241
16	华中科技大学	5★-	241
17	南京大学	5★-	241
18	福建工程学院	5★-	241
19	华中农业大学	5★-	241
20	广西艺术学院	5★-	241

2019－2020年网络与新媒体专业排名（ネットワーク・ニューメディア専攻順位）

順位	学校名	レベル	学校数
1	中国传媒大学	5★+	164
2	暨南大学	5★+	164
3	陕西师范大学	5★	164
4	河南工业大学	5★	164
5	西安交通大学	5★	164
6	上海外国语大学	5★	164
7	四川师范大学	5★	164
8	辽宁传媒学院	5★	164
9	合肥师范学院	5★	164
10	北京印刷学院	5★-	164
11	西北大学	5★-	164
12	浙江传媒学院	5★-	164
13	重庆第二师范学院	5★-	164
14	深圳大学	5★-	164
15	北京联合大学	5★-	164
16	南京师范大学	5★-	164
17	南京财经大学	5★-	164
18	山西传媒学院	4★	164
19	西安欧亚学院	4★	164
20	郑州大学	4★	164

2019－2020年广播电视学专业排名（放送テレビ学専攻順位）

順位	学校名	レベル	学校数
1	中国传媒大学	5★+	161
2	中国传媒大学	5★+	161
3	暨南大学	5★	161

4	南京大学	5★	161
5	福建师范大学	5★	161
6	复旦大学	5★	161
7	武汉大学	5★	161
8	浙江大学	5★	161
9	中国地质大学（武汉）	5★-	161
10	南昌大学	5★-	161
11	河海大学	5★-	161
12	华中科技大学	5★-	161
13	中南大学	5★-	161
14	上海师范大学	5★-	161
15	山西传媒学院	5★-	161
16	北京大学	5★-	161
17	河北大学	4★	161
18	四川大学	4★	161
19	南京师范大学	4★	161
20	成都大学	4★	161

2019 – 2020 年数字出版专业排名（デジタル出版専攻順位）

順 位	学校名	レベル	学校数
1	中南大学	5★-	11
2	北京印刷学院	4★	11
3	金陵科技学院	3★	11
4	西安欧亚学院	3★	11
5	绥化学院	3★	11

以上、「中国科教评价网 www.nseac.com 新闻传播学类大学排名 2019 – 2020 年分专业类大学排名」发布
时间：2019-03-16」より転載。

3. 教育部関係プロジェクト認定大学

(1) 「211 プロジェクト」(211 工程)

1995 年 11 月、国務院の承認を受けて「科学教育で国を興す」（科教兴国）戦略の一環として重点的に 100 前後の高等教育機関と学科を建設するもので、2011 年 3 月 31 日までに、112 校が認定されている。

「211 プロジェクト」認定大学（2011 年 3 月 31 日現在）

北京（26 所） 清华大学 北京大学 中国人民大学 北京工业大学 北京理工大学 北京航空航天大学
北京化工大学 北京邮电大学 对外经济贸易大学 中国传媒大学 中央民族大学 中国矿业大学（北京）
中央财经大学 中国政法大学 中国石油大学（北京） 中央音乐学院 北京体育大学 北京外国语

語大学 北京交通大学 北京科技大学 北京林业大学 中国农业大学 北京中医药大学 华北电力大学（北京） 北京师范大学 中国地质大学（北京） 上海（9所） 复旦大学 华东师范大学 上海外国语大学 上海大学 同济大学 华东理工大学 东华大学 上海财经大学 上海交通大学 天津（4所） 南开大学 天津大学 天津医科大学 重庆（2所） 重庆大学 西南大学 河北（1所） 华北电力大学（保定） 河北工业大学 山西（1所） 太原理工大学 内蒙古（1所） 内蒙古大学 辽宁（4所） 大连理工大学 东北大学 辽宁大学 大连海事大学 吉林（3所） 吉林大学 东北师范大学 延边大学 黑龙江（4所） 东北农业大学 东北林业大学 哈尔滨工业大学 哈尔滨工程大学 江苏（11所） 南京大学 东南大学 苏州大学 河海大学 中国药科大学 中国矿业大学（徐州） 南京师范大学 南京理工大学 南京航空航天大学 江南大学 南京农业大学 浙江（1所） 浙江大学 安徽（3所） 安徽大学 合肥工业大学 中国科学技术大学 福建（2所） 厦门大学 福州大学 江西（1所） 南昌大学 山东（3所） 山东大学 中国海洋大学 中国石油大学（华东） 河南（1所） 郑州大学 湖北（7所） 武汉大学 华中科技大学 中国地质大学（武汉） 华中师范大学 华中农业大学 中南财经政法大学 武汉理工大学 湖南（3所） 湖南大学 中南大学 湖南师范大学 广东（4所） 中山大学 暨南大学 华南理工大学 华南师范大学 广西（1所） 广西大学 四川（5所） 四川大学 西南交通大学 电子科技大学 西南财经大学 四川农业大学 云南（1所） 云南大学 贵州（1所） 贵州大学 陕西（7所） 西北大学 西安交通大学 西北工业大学 陕西师范大学 西北农林科技大学 西安电子科技大学 长安大学 甘肃（1所） 兰州大学 新疆（2所） 新疆大学 石河子大学 海南（1所） 海南大学 宁夏（1所） 宁夏大学 青海（1所） 青海大学 西藏（1所） 西藏大学 军事系统（3所） 第二军医大学 第四军医大学 国防科学技术大学

（2）「985 プロジェクト」（985 工程）

1998年5月4日、江沢民総書記が北京大学創立百周年祝賀大会で「世界的に先進レベルの一流大学をいくつもたなければならぬ」と呼びかけ、1999年に教育部の「21世紀に向けての教育振興行動計画」（《面向 21 世纪教育振兴行动计划》）を下達、2011年3月31日までに、39校が認定されている。

「985 プロジェクト」認定大学（2011年3月31日現在）

一期（34所）

清华大学 北京大学 厦门大学 南京大学 复旦大学 天津大学 浙江大学 南开大学
西安交通大学 东南大学 武汉大学 上海交通大学 山东大学 湖南大学 中国人民大学
吉林大学 重庆大学 电子科技大学 四川大学 中山大学 华南理工大学 兰州大学 东北大学
西北工业大学 哈尔滨工业大学 华中科技大学 中国海洋大学 北京理工大学 大连理工大学
北京航空航天大学 北京师范大学 同济大学 中南大学 中国科学技术大学

二期（5所）

中国农业大学 国防科学技术大学 中央民族大学 华东师范大学 西北农林科技大学

（3）ダブル一流建設高等教育機関（双一流建设高校）

世界一流の大学と一流学科建設（世界一流大学和一流学科建设（Double First-rate））

2015年8月18日、中央改革全面深化指導小組会議で「世界一流の大学と一流学科建設を統合的に推

進する全体方案」(《统筹推进世界一流大学和一流学科建设总体方案》)が採択されることに始まり、2017年1月の「世界一流の大学と一流学科建設を統合的に推進する実施弁法(暫定)」(《统筹推进世界一流大学和一流学科建设实施办法(暂行)》)の公布を経て、同年9月21日に教育部、財政部、国家発展改革委員会が合同で「世界一流大学と一流学科建設高等教育機関および建設学科名簿公布に関する通知」を下達し、正式に世界一流大学と一流学科建設高等教育機関および建設学科名簿が認定された。一期で認定されたダブル一流建設高等教育機関137校、その内、世界一流大学建設高等教育機関42校(A類36校、B類6校)、世界一流学科建設高等教育機関95校、ダブル一流建設学科465(その中で自ら認定した学科44学科)になっており、もともとの211の110余りの高等教育機関以外、25校が認定された。

① 世界一流大学建設高等教育機関認定大学

世界一流大学建設高等教育機関A類

北京大学 中国农业大学 清华大学 北京航空航天大学 北京理工大学 中国农业大学
 北京师范大学 中央民族大学 南开大学 天津大学 大连理工大学 吉林大学 哈尔滨工业大学
 复旦大学 同济大学 上海交通大学 华东师范大学 南京大学 东南大学 浙江大学
 中国科学技术大学 厦门大学 山东大学 中国海洋大学 武汉大学 华中科技大学 中南大学
 中山大学 华南理工大学 四川大学 重庆大学 电子科技大学 西安交通大学 西北工业大学
 兰州大学 国防科技大学

世界一流大学建設高等教育機関B類

东北大学 郑州大学 湖南大学 云南大学 西北农林科技大学 新疆大学

② 世界一流学科建設高等教育機関認定大学

北京交通大学 北京工业大学 北京科技大学 北京化工大学 北京邮电大学 北京林业大学
 北京协和医学院 北京中医药大学 首都师范大学 北京外国语大学 中国传媒大学
 中央财经大学 对外经济贸易大学 外交学院 中国公安大学 北京体育大学
 中央音乐学院 中国音乐学院 中央美术学院 中央戏剧学院 中国政法大学 天津工业大学
 天津医科大学 天津中医药大学 华北电力大学 河北工业大学 太原理工大学 内蒙古大学
 辽宁大学 大连海事大学 延边大学 东北师范大学 哈尔滨工程大学 东北农业大学
 东北林业大学 华东理工大学 东华大学 上海海洋大学 上海中医药大学 上海外国语大学
 上海财经大学 上海体育学院 上海音乐学院 上海大学 苏州大学 南京航空航天大学
 南京理工大学 中国矿业大学 南京邮电大学 河海大学 江南大学 南京林业大学
 南京信息工程大学 南京农业大学 南京中医药大学 中国药科大学 南京师范大学
 中国美术学院 安徽大学 合肥工业大学 福州大学 南昌大学 河南大学 中国地质大学
 武汉理工大学 华中农业大学 华中师范大学 中南财经政法大学 湖南师范大学 暨南大学
 广州中医药大学 华南师范大学 海南大学 广西大学 西南交通大学 西南石油大学
 成都理工大学 四川农业大学 成都中医药大学 西南大学 西南财经大学 贵州大学 西藏大学
 西北大学 西安电子科技大学 长安大学 陕西师范大学 青海大学 宁夏大学 石河子大学

中国石油大学 宁波大学 中国科学院大学 第二军医大学 第四军医大学

- ③ ダブル一流建設学科（双一流建设学科）として認定された中で、「ジャーナリズムコミュニケーション学類」（新闻传播学类）関連は中国人民大学の「ジャーナリズムコミュニケーション学科」（新闻传播学）与中国传媒大学の「ジャーナリズムコミュニケーション学科」（新闻传播学）と「演劇と映画テレビ学科」（戏剧与影视学）である。

沙飛の初期における写真活動に関する考察 — 1935 年から 1937 年までの作品を中心にして —

蔡 昕 悅*

1 序論

沙飛についての研究は 1990 年代から始まった。彼は中国共産党初の従軍記者で、彼が撮影した写真は中国共産党が指導した晋察冀軍区、辺区の抗日活動を写していた。彼は中国共産党の指導に従い、写真活動を行った。中国では、沙飛について、中国共産党の指導にふさわしい写真理論を提示した人物とする評価が定着している。

沙飛は本名を司徒懷といい、1912 年広州で生まれた。1926 年に通信兵として北伐に参加した。1936 年 9 月、24 歳になった沙飛は写真知識の習得を目的として、上海美術専門学校の西洋画専攻に入学した。上海在学中に、沙飛は港湾労働者や上海の下町で生活していた人々を撮影した。その中に魯迅もいた。1937 年 9 月、沙飛は全民通信社のフォトジャーナリストとして八路軍を取材し、その後八路軍の専属フォトジャーナリストとなった。同年 12 月、沙飛は聶榮臻将軍によって八路軍に従軍することを許可され、また同時に、彼は晋察冀軍区政治部宣伝部初代の編集科長に任命され、『抗敵報』⁽³⁾ 副主任を兼務した。⁽⁴⁾ 1941 年、彼は晋察冀画報社を設立し、翌年 1942 年 7 月 7 日に、共産党初の画報『晋察冀画報』を創刊した。同年 6 月、沙飛は中国共産党に加入申請書を提出し、11 月に共産党党员となった。1948 年 12 月、彼は肺結核で石家莊平和病院に入院した。1949 年 12 月 15 日に沙飛は主治医である日本人医師の津平勝を射殺した。1950 年 2 月 24 日に華北軍区政治部軍法処は沙飛に死刑判決を言い渡し、同時に共産党を除名処分した。同年 3 月 4 日、沙飛に対する銃殺刑が執行された。

1981 年、当時の中国報道写真学会学会長である蔣齊生が沙飛を「中国人民革命写真家」として評価したことをきっかけにして、沙飛の家族は彼の名誉を回復するために活動を開始した。1986 年に、北京軍区軍事法廷は、沙飛が津平勝を射殺したのは精神疾患によるものだと認めた。北京軍区軍事法廷は、「元判決が、沙飛は狭い民族主義の思想を持ち、政治上で極めて遅れていただけでなく、併せて『故意に人を殺す行為』を行ったものとして認定した。それに基づいて、死刑処分されたのは誤りであった」と判断し、沙飛の軍籍の回復を行った。同年 6 月 11 日、北京軍区紀律検査委員会は沙飛の党籍を回復する通知を下した。

2017 年 2 月に、筆者は沙飛の次女である王雁をインタビューした。彼女の話によれば、名誉回復後、北京軍区は沙飛の死を病死として認定し、彼を上級大佐として優遇し補償した。だが、新聞、ラジオを通じて沙飛の名誉回復を伝えず、追悼式典も行わなかった。さらに、沙飛の遺族に対して華北革命烈士靈園に移さないことを要求した。1986 年に沙飛が名誉回復されたが、彼の名前は以前と同様に表に出られなかった。

* さい きんえつ (Cai Xinyue) 日本大学新聞学研究科博士後期課程

1992年、毛沢東が『延安文芸座談会における講話』を発表した50周年、晋察冀画報社が設立された50周年を記念するために、中国新聞写真学会、新華社写真部、晋察冀文芸研究会等は『記念我々の先駆者、歴史の経験を学習する』を出版した。その中に、沙飛の写真論の形成について論述した『沙飛の体系的なフォトジャーナリズム観の形成及び発展』は収録されている。

当該論文は、沙飛が1935年から1936年にかけて、左翼の文学思想および中国共産党の文芸思想を受け入れ、それらに従ってフォトジャーナリズム活動を行ったと記している。1939年になると、沙飛が完全にプロレタリアート革命政党の党派性を堅持する原則を受け入れ、プロレタリアートの立場をフォトジャーナリズム活動の出発点とし、自分のフォトジャーナリズム観を補完して、革命的なフォトジャーナリズム観を形成したと指摘している。⁽⁶⁾ すなわち、当該論文は、沙飛の「革命的なフォトジャーナリズム観」が中国共産党の文芸に対して、指導思想およびプロレタリアート革命政党の党派性を堅持する原則を反映するという結論を導いた。

さらに、当該論文は、「沙飛が写真を学習する際に、すでに左翼文化運動の中から、文学を通じて文芸のもつ『社会革命の促進作用』を認識し、『自ら社会革命の需要に従う』早期の中国共産党人の文芸理論の basic 思想を受け入れ、同時に、写真を学習する過程で、写真のもつ記録性の本質を深く認識した」と記述している。また沙飛の早期の作品について、「すでに明確に『記録』の一方に立つとともに、かなりの実力を示し」、「革命の傾向性を明らかに表し、写真の記録性の本質を見出している」と評価する。⁽⁷⁾

しかし、筆者は沙飛の早期（1935年から1937年8月まで）の写真を整理すると、この時点での彼の作品が必ずしも左翼文化運動の革命思想又は濃厚な社会記録性を持っていたとは言えないと考える。典型的な例は2の部分で検討する「漁光曲」である。1935年に、沙飛は「漁光曲」を、自分の芸術写真の技を示す作品として、『黑白影集』に投稿した。2年後1937年に、「漁光曲」は、当局に国防の重要性を喚起する南澳島の組み写真の一枚として『中華図画』に掲載された。この投稿行為から見ると、沙飛は思想変化に合わせて、写真に新しい意味を付与すると考えられる。

さらに、沙飛は『私の履歴』の中で、自分が写真活動を始めた原因を次のように述べている。「写真が非常に重要であるにもかかわらず、少しも進歩的なカメラマンを見たことがなかった。社会の多くの人々は写真に打ち興じ、娯楽とみなしていた。私は当時の写真活動及び画報の内容に不満を抱き、更に当時の社会制度にも不満を抱いた。そこで私は革命の立場に立つことを決めて、民族解放、人類解放のために命を捧げ、最後まで古い勢力と奮闘する。……写真を闘争の武器にして、画報の発表と展覧会を通じて、現在の社会、画報の在り方を改造するとともに、自分を改造する」と語っている。⁽¹⁰⁾ だが、この一文の後ろに、沙飛は「しかし、当時私は自分の生活のみを変えようと思った」と記している。そのため、沙飛も自分の早期の写真活動が決して革命的な視点からのものとは言えないと考えた。

社会環境から考えれば、1930年代に、魯迅と左翼作家連盟の努力によって、ソ連の社会主义リアリズム、写実主義、左翼の文芸思想等は中国で普及していた。一方で、当時の中国の写真界では、まだ、芸術の一種として、大衆を説得することに力が注がれていた。1930年代、中国写真界で流行した写真の類型は、絵画藝術を手本として、既成の絵画的な主題（風景、静物、肖像など）と遠近法の構図等に追従した絵画主義である。その代表的な写真家は中国伝統的な絵画の手法を写真に融合し、写真によって中国伝統の美学を表現する郎靜山であった。このような環境の中で、カ

メラを回す沙飛は、最初から写真の記録性に注目したとは言いにくいであろう。

1930年代における中国のフォトジャーナリズムは「公衆、社会奉仕」を唱えた欧米型のジャーナリズム思想と「階級、社会解放」を主張する左翼文芸思想が混在していた。日本の侵略及び南京国民政府の言論統制によって、1935年頃に二つの思想の融合が始まっていたのである。⁽¹¹⁾ 沙飛はちょうど、この二つの思想の融合期に写真活動を本格的に開始した。そのため、沙飛の早期の写真活動は左翼文芸思想の影響のみを受けたとは断言できない。

なお、中国フォトジャーナリズムの発展状況から見ると、1930年代において、中国の「ジャーナリズムの研究者、教育者はジャーナリストに写真技術を求めたが、実際には長期にわたって報道写真の撮影は写真館に依頼される状態で」⁽¹²⁾あり、ジャーナリズムの研究者や教育者は、報道写真が読者の興味を引き起こすためのものと認識している。当時中国の新聞界は、報道写真、あるいはフォトジャーナリズムに対して極めて深く理解、認識するわけではなかった。このような状況下で、主に生活費を稼ぐために、写真と記事を投稿した沙飛は、その時期にフォトジャーナリズム、マス・メディアの役割を十分に理解し、その理解に従って写真活動を行ったとも言い難い。

筆者のこの観点を論証するため、本論文では1935年から1937年7月まで沙飛が公開発表した写真を検証することによって、彼のフォトジャーナリストへの歩みを明らかにする。

沙飛の早期の写真活動の中で高い評価を得たのは大衆の日常生活を写した写真と南澳島の写真である。大衆の日常生活の写真については彼の写真展のパンフレットの中で、「社会の醜態に対して情け容赦なく暴露し……不均衡社会の問題点を説明することができる」と評価された。⁽¹⁴⁾ 南澳島の写真は「国民に警鐘を鳴らす」国防写真だと称せられると共に「写真が目前の抗敵宣伝に対して極大的効果を果たすことを説明できる」ことも示したと評価された。本論文の具体的な検証方法は下記である。

第一、印刷メディアに掲載され、特定された集団、団体内で流通する写真は、図1（1935年第二冊『黑白影集』に掲載された「漁光曲」）、図2（1937年第三冊『黑白影集』に掲載された「勤儉」）と図3（1937年十七号『飛鷹』雑誌に掲載された「緑波留浣紗人」）である。筆者は、沙飛が黑白影社の規約を認めたうえで、その成員となったことを前提とする。沙飛は、前記の三枚が黑白影社の写真募集の要項とその方針に合わせるものとして提出したといえる。そのため、筆者は、この三枚の写真によって、黑白影社の成員としての沙飛の写真に対する認識を検証する。

第二、写真展に展示され、広範囲に流通する写真は、図4、図5である。こちらの写真は、1936年末から、37年春にそれぞれ開催された沙飛個人写真展に展示されたものである。ここで、筆者が王雁に訪ねた際に入手した1937年の写真展のパンフレットのデジタル版でその写真展の目的、資金の出所などの情報を確認し、当時沙飛が展示した「大衆」、「一般生活」の意図を明らかにする。補足資料として、1937年の『広西日報』に掲載された沙飛の個人写真展の報道と1942年の『私の履歴』の中で書かれた個人写真展の部分も確認したい。

第三、印刷メディアに掲載され、広範囲に流通する写真は、図7（1936年11月26日第二十六号『生活星期刊』に掲載された「南澳島——敵が南へ進む一つの目標」の組み写真）、図8（1937年6月24日第二百五十八号『申報図画特刊』に掲載された「国防前線南澳島」の組み写真）、図6（1937年第五号『国民』雑誌の表紙に飾られた「老けた一人の国民」）、図9（1937年6月第五十五号『中華図画』に掲載された「敵が垂涎する南澳島」）、図11（1937年8月15日『広西日報・時代

芸術』に「写真と救亡」の文章に添付された「故郷を離れざるを得ない」)である。

沙飛が中国共産党の支配地域に到着する前の投稿活動を、「いくつかの写真と記事を進歩的な刊行物に投稿し、もらった原稿料と引き換え、写真に必要な材料を得る」と記述した。そのため、筆者は、沙飛が投稿する前に、当時に刊行されたすべての新聞紙、雑誌に一定的な認識を持ち、その中から、自分の思想と近いメディア、あるいは南澳島の写真の掲載される率が高いメディアを選択、投稿したと想定する。そのため、この部分については、筆者は掲載先の創刊の経緯、編集方針、投稿要項等の基本情報によって、沙飛の投稿動機を明らかにする。

上記の作品はイメージ（映像情報）として写されていない情報（メモ情報）によって検証する。ここでいうメモ情報とは、「その写真が撮られた場所と時、撮影の本来の脈絡、そしてその写真がいかなる経緯でそこにあるのか、その来歴」⁽¹⁸⁾である。これらの情報によって、沙飛がカメラを持つときの意図を推測し、映像情報をより合理的に読み取る。筆者は、現在すでに検証された沙飛の行動路線、その写真にある映像情報や、写真につけられるキャプション、説明文に合わせて、写真のメモ情報を整理する。

とはいっても、キャップション、説明文等の文字は、撮影者の本来の目的を偽装することが可能なので、ここで言うメモ情報は決して写真につけられたキャップションだけではなく、沙飛の行動路線と当時の社会環境も含まれている。言い換えると、本論文が注目したのは、沙飛が投稿する際に、意識的に本来の撮影目的を変更したか否かである。確かに、新聞紙、雑誌に掲載された写真の解釈は、撮影者の本来的目的に問わず、そのメディアの編集者たちによって新たに付与される可能性がある。そのため、筆者は写真につけられたキャップション、説明文が沙飛の自筆したものかどうかを、そのメディアの写真募集要項、投稿要項などによって確認する。さらに、その時期に、沙飛が発表した写真論に従い、彼の投稿行為を解読することを試みる。

本論文でいう映像情報とは、被写体、光線、構図などの美的イメージである。なお、本論文は写真の撮影時期を軸として、沙飛の写真活動を解読するものであるが、検証の便宜上、論文の中で写真が掲載された時間順によって論じたい。

2 黒白影社時期における大衆の日常生活

1935年、沙飛は黑白影社の会員となった。黑白影社とは、「民国十九年（1930年）の元旦に、写真好きな人たちが集会を行った」結果出来た団体である。この集団は『黑白影集』を出版した。この影集は、当年度に黑白影社が行った写真展の作品や写真の研究成果を発表する、不定期の雑誌である。『黑白影集』は総計三冊出版され、それぞれ1934年2月、1935年6月、1937年4月に発行された。王雁の調査によると、沙飛は本名（司徒懷）で1935年の第三回黑白影展と1937年の第四回黑白影展に出展した。それぞれに展示された作品は、「漁光曲」、「勤儉」と「綠波留浣紗人」である。この三枚の写真はいずれも、大衆の生活を写したものである。

2.1 芸術性を追求する「漁光曲」

1935年の第三回黑白影展で展示された作品・「漁光曲」は、1935年『黑白影集』第二冊に収録されたが、上海図書館の都合で複写が禁止された。「漁光曲」は1935年第11卷22期の『撮影画報』にも掲載された。但し、この画報を所蔵している図書館は現在不明である。そのため、ここで使用した写真は王雁から筆者に提供されたものである。この一枚の写真は2005年に出版された『沙飛写真全集』に収録され、王雁によって複数のネットサイトにも公開されている。この「漁光曲」



図1：「漁光曲」(1935) 『黑白影集』第二冊

は、沙飛が初めて発表した作品として知られている。

沙飛が黑白影社に加入した1935年の黑白影社の定款（一月に修正）は、「第五条（丙）の集会毎年一回、年会が開催される。毎月一回、定例会議が開かれる。時期は委員会により決められ、会員に知らせる。定例会議の時、各会員は必ず一枚以上の作品（最小六寸）を持ち会議に参加しなければならない。……（本埠に在住しない会員は作品を郵送してよい）」となっている。この条項によって、会員一人ひとりが一年間に影社に提出する最低限の写真枚数が規定された。

沙飛が黑白影社の会員になったのは、1935年6月である。この時期に、沙飛は広西省の軍用電報局で働いていた。彼が上海美術専門学校に入学したのは1936年8月である。従って、沙飛が黑白影社に加入した時に、彼は上海に居住し続けていたわけではない。この「漁光曲」は1935年6月の第二回黑白影展で展示された。そのため、この写真的撮影時間は1935年6月以前と考えられる。二年後、1937年6月の『中華図画』は沙飛が撮影した南澳島の組み写真を掲載した。その中に、「漁光曲」があった。そうすると、「漁光曲」の撮影地は南澳島だと推測できる。

次に、黑白影社や『黑白影集』の方針を検討し、沙飛が「漁光曲」を撮影した当初の目的を明らかにする。1933年の黑白影社の定款の第二条は「本社は写真に深く興味を持つ者を集める。芸術写真を共同で研究する。我が国の文化を発揚させるとともに我が国の国際芸術における地位を向上させる」ことを趣旨とする。同様のことは、第一冊の『黑白影集』に掲載された「本社的過去、現在、未来」（本社の過去、現在、未来）の中でも次のように述べられていた。「我々の使命を達成させ、我が国の国際芸術写真界の地位を向上させるため、一年来我々は英、仏、米等の先進国の国際写真展に出展した」。第三冊『黑白影集』は、1935年1月に修正された黑白影社の定款を掲載した。この定款は黑白影社の英語表示を加え、会員資格に関する規定、事務所の住所を変更した以外、1933年と同様である。1933年～35年まで、黑白影社は芸術写真をめぐって写真の理論研究、写真展を行う撮影団体であり、『黑白影集』に掲載される作品は芸術性を備えることが条件となっている。従って、黑白影社は沙飛が撮影した「漁光曲」を、芸術性を備える写真として認めたと言

える。1935年頃の沙飛は芸術写真を追求していたと考えられる。

「漁光曲」が芸術性を追求するために撮影された一枚とすると、「漁光曲」は人を中心に撮影したのではなく、人と人がいる環境と合わせた当時の雰囲気を表現したかったと考えられる。つまり、「漁光曲」は漁民の生活状況を表現するというよりも、写真に含まれた静けさの雰囲気を表している。中国の芸術写真の発展史から見れば、写真によって一つの情緒を表すのは1930年初期、芸術写真を追求している人々の中で流行していた。沙飛がこの流行に従い、「漁光曲」を撮影したと考えられる。そのため、「漁光曲」に写された二人の漁民は記号として存在し、沙飛が見た当時の感覚を写真によって反映する一つの要素であるとすれば、「漁光曲」は元々、漁民の生活状況を反映していないと考えるほうが自然である。

2.2 第四回黑白影展

上述した定款に基づき、沙飛は1937年4月3日～19日に、上海の大新会社四階で開催された第四回黑白影展に参加した。その写真展は沙飛の作品を2枚展示した。第三冊の『黑白影集』によると「第四回の影展の作者を単位として、展示された全部の作品から一枚を選んで掲載する」ため、その中の一枚である「勤儉」は第三冊の『黑白影集』に収録されている。⁽²⁴⁾

もう1枚の作品である「綠波留浣紗人」は、1937年第十七号『飛鷹』雑誌の中に掲載された。第十七号の『飛鷹』雑誌は1937年春に開催された五つの写真展の作品を掲載する特集号であったため、その中に第四回黑白影展で展示された四枚が掲載されたのである。筆者は、第十七号『飛鷹』雑誌に掲載された4枚と第三冊『黑白影集』に載せられた「第四回影展から選ばれた作品の目録」を照らし合わせてみて、沙飛（司徒懷）だけは、二冊の雑誌に異なる作品が掲載されていた作者であることを発見した。このことによって考えられるのは、『黑白影集』と『飛鷹』の編集者が沙飛の出展した2枚の写真に対して異なる意見を持っていた。言い換えれば、沙飛が投稿した2枚の作品はそれぞれに著しい特徴があり、この特徴がちょうど二誌の編集方針に合致していると考えられる。そのため、2枚の作品にあるそれぞれの特徴を、第三冊の『黑白影集』と第十七号の『飛鷹』の選択基準によって明らかにする。

2.2.1 「新即物主義」にふさわしい「勤儉」

第三冊の『黑白影集』は聶光地が第四回黑白影展のために書いた序言を載せた。⁽²⁵⁾ 1936年～37年の黑白影社執行委員会の名簿によると、聶光地は当該年度の執行委員会委員及び出版物の編集係である。つまり、第四回黑白影展や第三冊『黑白影集』の編集方針は、彼が書いた序言に沿っているものだと考えられる。

その序言の中では、黑白影社の成立初期に提唱した芸術写真の文言が近代写真（New or Modern Photography）に替えられ、近代写真は「いわゆる新たな芸術写真」と称し、それはドイツで誕生した写実主義の写真であると述べている。同序言で言及されたドイツ人・アルベルト・レンガー＝パッチュは当時ドイツの「新即物主義」写真家の代表者である。彼が1927年に出版した『世界は美しい』（Die Welt Ist Schon）はドイツ写実派の代表作品と認められている。従って、1937年4月3日～19日に開催された第四回黑白影展で展示された作品は近代写真いわゆるドイツの「新即物主義」写真にふさわしい作品だと考えられる。

「新即物主義」（Neue Sachlichkeit）とは次のように定義される。「レンズによって初めて明らかにされる世界の緻密なイメージは、肉眼による視覚とも絵画的な視覚とも異なる『機械的な視覚』

として新たな価値と認識⁽²⁷⁾である。言い換えると、「新即物主義」は「客観的な描写や瞬間の撮影、日常的な素材を扱ったリアル・フォト⁽²⁸⁾」なのである。そのため、1937年から、黑白影社が推賞している写真とは、日常生活によくある場面を本来の姿のままで撮影し、そこにある美を表現する「新即物主義」写真だと推測できる。この推測から考えられるのは、第三冊の『黑白影集』の編集者にとって、「勤儉」は「縁波留浣紗人」より、「新即物主義」にふさわしい一枚だと認めた。このことから、ここでは、「新即物主義」の特徴から、「勤儉」を検討したい。



図2：「勤儉」（1937）『黑白影集』第三冊

沙飛の写真の芸術性を研究するオハイオ州立大学の芸術史の博士の何詠思は、「勤儉」にある老婦人の表情から見ると、彼女が一番自然な状況で撮影され、被写体の特徴が表現できる瞬間をとった一枚のポートレートだと評価している。ポートレート写真として評価されるものとは「画面のなかの装飾的要素は最小限に止められ、光が与える心理的効果を纖細にとらえ、自然さと演技的精神の堂々たる調和を引き出すこと」⁽²⁹⁾である。この基準から、「勤儉」の構図を考えれば、沙飛は光線、構図などを巧みに利用し、撮影者と被写体の間の親近感を現し、まるで普段の生活場面から切り出した一枚のようなポートレート写真を写したと言える。しかし、筆者は、「勤儉」のメモ情報を整理した際に、次のこと気に付いた。つまり、沙飛が撮影した時に、前記した「新即物主義」を受け入れ、それを基準にして写真活動を行っていたとは言い難いということだ。

「勤儉」に写された老婦人は、王雁の確認によると、沙飛の祖母である。王雁が言うところによれば、「勤儉」には別名があるという。それは「慈母は手中に糸」で、沙飛の36、37年の個人写真展において、そのいずれにも出展された。この別名は漢詩の『游子吟』の中で、最も著名な一句「慈母は手中に糸」を採用し、その次の句は「游子身上の衣」である。この詩の一節の意味は、母親は手中に糸を操って、旅に出る子が着る衣服をていねいに縫っているという。この別名によって、この一枚は沙飛が故郷を離れる前に、撮影した一枚と考えられる。沙飛が故郷を離れた時期は

二回ある。1回目は、北伐戦争に参加する1928年年末と2回目は、上海美術専門学校に行く1936年9月である。沙飛が初めてカメラを持った年は1933年のハネムーンの時なので、「勤儉」の撮影時期は1936年9月以前と考えられる。そのため、「勤儉」の撮影時間から見てみると、沙飛が上記の「新即物主義」の理念に基づき撮影したものとは断言できない。このことから、沙飛は黑白影社が方針を変える毎に、その新しい方針に従って、自分の写真の中から該当するものを選び、投稿したと考えられる。1937年に近代写真を唱える黑白影社は、「勤儉」が実際には農村を客観的に収め、その中にあらるべき美を表現している写真であり、この一枚がその主張を具現化した適切な一枚だと認める。

2.2.2 詩の趣に富む「綠波留浣紗人」



図3：「綠波留浣紗人」(1937) 『飛鷹』十七号

「綠波留浣紗人」を掲載した1937年第十七号の『飛鷹』は「編集者の言葉」の中で、「写真はもともと余暇の正当な暇つぶしであり、必ずしも国家に対してなにかの役割を果たす責任がない。なぜならば、各人は本業及び事業があることである。彼の責任は、彼の本業及び事業で果たすべきである」と書いてある。⁽³⁰⁾ この一文から見ると、この雑誌は写真が現実社会と関わらないもので、単純な芸術品だと認め、美的性・芸術性を追求するものと考えられていたといえる。

中国撮影家協会のポータルサイトに掲載された『飛鷹』雑誌に関する紹介文によると、『飛鷹』⁽³¹⁾雑誌は1930年代上海における最大規模の撮影機材販売店である冠龍から資金をもらい、鷹社の中心会員である同濟大学の学生金石声、大夏大学の学生蔣炳南と馮四知によって編集、出版された月刊の写真専門誌である。冠龍は資金と場所のみを提供し、雑誌の編集をすべて編集者たちに任せた。この『飛鷹』雑誌は1936年1月に発刊され、1937年7月第二次上海事件によって停刊される⁽³²⁾。

まで、総計十九号が発行された。

創刊の辞の中で、編集者は当時の中国における写真の発展状況について述べ、「いつか海をわたり、ヒマラヤ山脈を越え、世界を駆け巡る、これは本刊行物の幸いだけではなく、同時に中国写真界にとっても光栄なことである」⁽³³⁾という願望を語り、さらに「本刊行物の内容は芸術の大衆化を求め、同時に価値ある文章及び意味深長な写真を極めて歓迎する、我々の基準は作家の名で取捨選択するものではない」と記している。但し、その文章は「価値がある文章」、「意味深長な写真」を詳しく述べておらず、具体的な編集方針の確認ができない。そのため、『飛鷹』雑誌に掲載された文章、写真から、「価値がある文章」、「意味深長な写真」の特徴を推測する。

『飛鷹』の目次を見てみると、毎号、約20枚の写真、3本の文章を掲載し、総計40ページ前後の雑誌である。その中にある写真に関する文章は、二つのタイプに分けられる。一つは写真技術についての文章で、カメラのしほりの計算方法、写真の焼き方法、新しいカメラの紹介、新たな撮影の仕方などである。もう一つは、写真に関する理論で、ほぼ絵画主義（ピクトリアリズム）⁽³⁴⁾の特徴を書いている。なお、『飛鷹』雑誌の投稿規則は、撮影するときに使うカメラ、レンズの名称、フィルムの種類、撮影の年月日と光の状況、カメラのしほり及びシャッターの時間を記入しなければならないと規定している。

さらに、雑誌に掲載された写真の作者を確認すると、1930年代中国の絵画主義（ピクトリアリズム）⁽³⁵⁾を代表する写真家・郎靜山（Long Chin-san、Lang Ching-shan）⁽³⁶⁾の写真が18枚掲載され、十九号の雑誌には、必ず郎の写真が入る。当時、郎靜山の作品は、多くの絵画主義者から推賞された。そのため、『飛鷹』雑誌は絵画主義（ピクトリアリズム）を中心に編集されていたと考えられる。

郎の写真の特徴は、カメラを筆に代え、中国の伝統的山水画に込められた情緒を表現し、遠近法のような絵画の技術を写真の中に入れ込み、または中国の美的伝統を表現するために、複数のネガを1枚にプリントし、モンタージュ写真を創り上げることもあった。当時中国で流行っている絵画主義（ピクトリアリズム）とは、中国の伝統的な芸術手法に依拠して、中国の美的伝統を写真によって表現することにあると言える。そのため、この雑誌が認める写真の芸術性とは、郎靜山を代表とする中国の伝統的な美を反映する絵画主義である。ここで、「綠波留浣紗人」の中にある中国の伝統的な美的意識について検討したい。

沙飛が名付けた「綠波留浣紗人」は日本語で、「澄み切った川水は、ここで洗濯物を洗う女性を引き止める」を意味する。この題名は川水を擬人化し、「この川にもっと引き止めてほしい」という気持ちを表現している。沙飛は左側にあり、河に伸ばしている木の枝、画面の三分の二を占めた静かな河、川水に反射した木の枝の影、女性が被っている帽子、洗濯する女性たちを用いて、のんびりした、静かな農村生活的一面を構成する。沙飛は「綠波留浣紗人」の中で、巧みな構図によって、画像の中にあるすべてのものを合理的に存在させ、引き留めたくなる雰囲気を表現し、「漁光曲」と同様に、「綠波留浣紗人」でも中国伝統の絵画の手法を用いて村民たちの日常生活を表現していると言える。

絵画主義を重視している『飛鷹』は、「綠波留浣紗人」が事実としての生活場面を表現したかったのではなく、詩の趣に富む題名と巧みな構図によって、のどかな田園風景を作り出し、都市の生活と比べてゆったりとして、落ち着いている農村生活の安らかな雰囲気を表現している作品だとみ

られる。

前記の内容から見てみると、二誌が考えた2枚の写真の相違点は、被写体を表現する仕方だと言える。「勤儉」は被写体がカメラの存在に気がつかなかった状態で、被写体をレンズという「機械の目」によって、客観的に描写した一方で、二人の女性の後ろ姿を撮影した「綠波留浣紗人」は、画面に存在するすべての被写体によって、伝統的な中国絵がよく描く穏やかな雰囲気を創り上げた。即ち、「勤儉」と「綠波留浣紗人」は1930年代に中国で流行した二種の芸術写真に属する「新即物主義」と「絵画主義」という異なる流派を表す作品だと考えられる。

2.3 芸術性を帯び、現実を写す

上掲した3枚の写真の撮影時期は1934年～1936年だと推測できる。筆者は、「漁光曲」と「綠波留浣紗人」は人を写しているが、実際に被写体として人の状況を読み手に見せるわけではなく、写真にある美的イメージを読み手に伝えていると考えている。即ち、写された人は、そこにある他のものと同様に、この美的イメージを表現する一つの記号である。「勤儉」は人を中心に撮影したものである。但し、前述したように、筆者は「勤儉」も芸術写真の中に「新即物主義」を表現した一枚だと認めている。そのため、1934年～1936年上半期における沙飛は撮影技術を鍛えて、写真の芸術性を重視した。「漁光曲」、「綠波留浣紗人」は、この意図を明確に表している一方、「勤儉」は写真の芸術性を重視すると共に、写真のもつ生まれつきの現実性をも求めている。即ち、当時の沙飛は現実社会にある生活の場面をカメラによって加工し、生活にある美的イメージを作り出す傾向を持ち始めた。そのため、黑白影社時期における沙飛の写真は、現実を写すとともに、写真の芸術性を強調した。沙飛が黑白影展で展示した作品は明確な「記録」の意識を表現していたという観点だけでは不適切だと考えられる。

3 社会現実を暴露するための日常生活

1936、37年に、沙飛は広州と桂林で個人写真展を開いた。⁽³⁸⁾ 王雁は自分のブログの中で、二回の写真展の資料を公開している。筆者は、これらの資料について王雁に確認した。彼女によると、広州で開かれた沙飛個人写真展の資料は文化大革命の際に失ったので、現在公開されている広州での写真展の資料は1965年に王雁が自宅にあるパンフレットを写したものだという。⁽³⁹⁾ 桂林写真展についてはパンフレットのみが残されている。⁽⁴⁰⁾

沙飛が1942年に晋察冀軍区に提出した『私の履歴』の中で、桂林市の写真展については、「出展する写真が出来合いのものだったので、金銭を費やさずに済み、それ故に写真展は順調に運営することができた」と記述した。⁽⁴¹⁾ この記述から明らかになったのは、36年と37年の写真展で展示された作品は同一のものだということである。序論で記しているように、筆者が使用した資料は、王雁によって保管されている桂林写真展のデジタル版である。

3.1 写真の意味とは

『私の履歴』の中で、1938年にソ連のモスクワで行われる「中国芸術展」に参加するために、1936年年末、上海から広州に戻って一回目の個人写真展を開催したと記述していた。王雁によると、沙飛は第二回写真展のパンフレットに、『展覧前において書く』を掲載した。⁽⁴²⁾ 同文章は短いながら、沙飛の写真に対しての考え方方が明確に示されている。全文は以下の通りである。

私が写真を習った時間は5年未満である。この期間中においても、常時極端に劣悪な環境で

だったので、私の仕事は阻害され、中断されていた。しかし、環境がどんなに劣悪でも、私の抱負を消し去ることはできなかった。なぜならば、私は写真が現実を暴露する最も有力な武器の一種として捉え、常に写真を、社会にある諸現状を描写する道具として利用しようと考えてきたからである。

写真は造形芸術の一部であり、数多くの人はそれを一種の記念、娯楽、打ち興ずるものと考えている。この見方は写真における芸術の意義を根本から見落とし、写真を打ち興ずるつまらない絵画主義と考えていて、現実からの逃避手段という窮地に追い込んで、墮落させる。これはなんと恐ろしいことであり、さらに惜しいことであろうか。

現実世界で、多数の人は狂気の侵略主義者に虐殺され、踏みにじられ、奴隸として使われる！この理不尽な社会は人類にとって最も大きな恥辱であり、それ故にこそ芸術の任務は、人類に自分を理解するのを助け、社会を改造し、自由を回復させることにある。芸術に従事するもの、特に撮影する人は自分をガラスハウスに閉じ込め、己惚れてはならず、社会の各階層、隅々まで潜りたりし、現実の題材を探すべきである。⁽⁴³⁾

ところが、この五年間に、私は職業の関係で、自分の思い通りに欲しい題材を探すことができなかっただけでなく、表現手法も向上させる機会を持てなかった。この状況は、私に非常に大きな苦痛を感じさせたが、私は意氣消沈しなかった。劣悪な環境であったからこそ、私はこの状況に抵抗する心を生んだのである。その結果として私はより一層働き、このささやかな成果を得た。

個人写真展の準備時間はわずか二週間しかなかった。十分な経験を持っていない素人の私にとって、この短い期間内に展示会を準備するのは難しいことであった。しかし、私は引き続き継続して、写真の仕事に力を尽くしてきたので、入場者からの貴重なコメントを得られることを願っている。

沙飛は「写真が現実を暴露するもっとも有力な武器の一種」と考え、自分が写真を習う目的とは「写真を、社会にある諸現状を描写する道具として利用する」と述べている。⁽⁴⁴⁾しかし、当時中国の写真界では写真は一種の「記念、娯楽、打ち興ずるもの」と考えられていた。⁽⁴⁵⁾沙飛はこの考え方が「写真を打ち興ずるつまらない絵画主義」を表したものであり、「現実からの逃避手段という窮地に追い込んで、墮落させる」と危惧した。⁽⁴⁶⁾彼は写真活動を行う人々が「己惚れてはならず、社会の各階層、隅々まで潜り込んで、現実の題材を探すべきである」とし、なぜならば、芸術家の任務、特に撮影する人々は「人類に自分を理解するのを助け、社会を改造し、自由を回復させる」からであると考えた。⁽⁴⁷⁾⁽⁴⁸⁾⁽⁴⁹⁾

この一文は1937年に盧溝橋事件が発生する前における、沙飛の写真論を示すものである。この時期、沙飛はすでに写真の芸術性を後回しにして、写真が持つ現実性を重視するようになっていた。さらに、彼は写真の現実性を利用し、社会にある理不尽なことを暴露し、社会を改造し、自由を取り戻そうと望んでいると述べている。以上のことから、1937年の写真展はこの沙飛の写真論に基づいて、写真を選択し展示したと考えられる。

3.2 写真が描く大衆の日常生活

『沙飛撮影展會專刊』に掲載された展示作品の数は、大衆生活写真が⁽⁵⁰⁾38枚で最多であった。『沙

⁽⁵¹⁾『沙

『飛撮影展會專刊』は、上術した沙飛の写真論以外に、8篇の評価文も掲載した。その8篇の評価文はいずれも、「命の叫び」と「中国の大部分の子供は餓えている」を言及し、この二枚は沙飛「(彼の)一台のカメラは一種の鋭利な武器にほかならない」⁽⁵²⁾ことが反映できる作品だと評価していた。そのため、筆者は、沙飛の写真論をよりよく表現したと当時みられていた「命の叫び」と「中国の大部分の子供は餓えている」を検討する。



図4：「命の叫び」



図5：「中国の大部分の子供は餓えている」

「命の叫び」は物乞いしている盲人を撮影している。「中国の大部分の子供は餓えている」は、3人の子供が食べものを分けて食べる様子である。

まず、二枚の写真のメモ情報を確認したい。2017年3月、中国人民出版社が『沙飛を探す 一人の戦地記者の映像戦争』を出版した。同書は王雁が2015年～2016年の一年間をかけ、沙飛の生涯に基づき沙飛の足跡を訪ねるルポルタージュである。その中で1935年～36年の間の沙飛の写真活動について、王雁は次のように述べている。沙飛が写真を始めてから、「彼の生活はすべて写真に占められている（中略）沙飛は労苦大衆に焦点を当てている」。⁽⁵³⁾ 沙飛は上海美術専門学校に入学した後、「沙飛のレンズは十六鋪埠頭にいる労苦の工人を写した。『命の叫び』、『人力車を引く人』、『港の労働者』などの写真を撮影した」。⁽⁵⁴⁾ 王雁の記述を確かめるために、筆者はこの2枚の写真の背景環境と十六鋪埠頭で撮影した写真を見比べた。その結果、この2枚の写真が他の写真と異なったことが分かった。「命の叫び」、「中国の大部分の子供は餓えている」は沙飛が上海に滞在中、撮影したものだと断言はできないが、1936年12月以前に撮影したものだとは言い切れる。

上掲した2枚の写真とほぼ同時期に、沙飛が撮影した「人力車を引く人」、「港の労働者」、「労働戦線」等の写真を見てみると、そこで言う「労苦大衆に焦点を当てる」写真とは、「漁光曲」と同じように労働している人々を一つの構成要素として撮影した芸術写真であろう。しかし、写真展で高く評価された「命の叫び」、「中国の大部分の子供は餓えている」は、熟練の写真技術によって、

当時の芸術写真に従事する写真家たちが撮らない社会の底に生活している人々の実情を表現しているので、この2枚の写真は一定の芸術性を持ちながら一つの社会現象も記録した作品だと言える。

「命の叫び」は盲人を画面三分の二に置き、彼がいる必要な部分だけを収めることにより、写真の読み手の視線を盲人に留まらせる。一人の盲人は生存するために、物乞いをせざるを得ないというイメージが読み手に伝えられる。さらに、深く考えると、この一枚は1930年代の中国において、身体が不自由なために労働力を失った一部の人の生活状況も示す。「中国の大部分の子供は餓えている」は、一つの食べ物を三人分にわけて食べる子供が被写体であり、他者からの世話を必要な子供が、年下の兄弟姉妹の世話をする様子が描かれている。「中国の大部分の子供は餓えている」は一枚だけが独立した写真ではなく、「兒童節獻畫」というカテゴリーにある一枚であった。⁽⁵⁶⁾ このカテゴリーにある他の写真を対照してみると、当時中国社会にある矛盾がより明確に見える。



1937年沙飛個人写真展の「兒童節獻畫」に展示された他の写真の中にある一枚である。⁽⁵⁷⁾

3.3 社会の隅々まで行き 1930年代の中国の顔を撮影する

1920年代に誕生したドイツ派の「新即物主義」を実現したドイツの写真家・ザンダーは、1927年にケルン芸術協会で一連の肖像写真を含む展覧会を開催した。これは、農民、職人、労働者、経済人、政治家などドイツのすべての職業と階層に属する人々の姿を典型的にとらえ、それらをまとめて、ドイツ社会の成り立ちと秩序を再構成しようにという巨大な写真プロジェクトである。⁽⁵⁸⁾ 沙飛がザンダーの写真プロジェクトを知っていたかは不明であるが、沙飛が写真展によって達成を目指した目標は、ザンダーと同様であったと言える。沙飛は当時の中国社会で生活している民衆の状況を展示することで、中国社会のビジュアルイメージを再構築した。この再構築したビジュアルイメージの中には、政治家、経済人などの支配層にいる人々の写真もあるが、それらの写真はこの社会の矛盾を現すために存在する。つまり、沙飛は写真によって社会の構造を再構築することのみを期待しているのではなく、「民衆の立場に立ち、芸術を武器として大衆生活と社会の矛盾を描く」ことを重視しているのである。

4 日常生活にある国民像

1937年第五号の『国民週刊』は「老けた一人の国民」という題の沙飛の写真で表紙を飾った。

表紙を飾る写真は、その一枚が雑誌のイメージを代表できるものであることを示していると言える。つまり、第五号の表紙になった「老けた一人の国民」は、この雑誌が持っている「国民」についてのビジュアルイメージが反映されたものである。ここでは『国民週刊』の編集方針と、創刊号に掲載された「国民についての解釈」によっては「老けた一人の国民」が表紙になる理由を検討し、沙飛が「老けた一人の国民」を投稿した理由も明らかにしたい。

4.1 『国民週刊』とは

『国民週刊』は1937年5月7日に上海で創刊された。雑誌の発行元は国民週刊社である。編集者である謝六逸は、満州事件後、鄒韜奮と共同で生活書店を経営する胡愈之に誘われ、『國民週刊』の編集長になった。雑誌の販売元は鄒韜奮が創立した生活書店である。つまり、『国民週刊』は生活書店との関係が極めて深いのである。ここで、『国民週刊』が「老けた一人の国民」を表紙にした意味を明らかにすることによって、当時の沙飛の思想を推測しよう。

編集者である謝六逸はこの雑誌が「国民の責任を尽くす」、「全国民衆の言論機関になる」、「人々の意見交換の媒介になる」ことを目的とするメディアであると述べた。「国民の責任」について、謝は「各階層の摩擦を減少し、上下一心一意になり、手をつなぎ民族を復興させる大道を歩めば、滅亡の危険を救う」と解釈し、さらに「すべての中華民国の国民」がこの責任を担うべきものと呼びかけた。この責任を具体的に言うと、国内において「我々は平和統一を完成し、国民経済の命脈を維持、国防の力を充実すること」を願い、国際において「我々は正真正銘の強硬な外交政策を喜んで支持し、強暴な侵略者に対して警備防衛を唯一の手段とするのみならず、失った土地を取り戻す決心があるべきである」。「全国民衆の言論機関」とは、この雑誌が「大多数の読者のため創立されたもの」なので、「皆がここで発言することを願う」。しかし、発言は「時代に違反する」ものではなく、時代に沿い「『舅は自分に理があると言い、姑も自分に理があると言う』の文章を歓迎する」と明記された。様々な角度からの発言によって、『国民週刊』は「人々の意見交換の媒介になる」。すなわち、謝は『国民週刊』が時代を反映し、国民の声を取り上げ、国民の様々な意見を交換する場所になることを望んでいる。このことを見てみると、『国民週刊』は、1930年代に普及したメディアが「社会公器」とされたので、「公衆、社会に奉仕」するべきというジャーナリズムを準則としたと考えられる。

4.2 『国民週刊』が語る国民像：「国民についての解釈」

『国民週刊』の創刊号の中に、胡愈之が書いた「国民についての解釈」が載せられている。同文章には、「国民」とは「外国から独立自由を得た」国家から、「自由平等を得た」「人民」と解釈するとともに、当時における中国人は正真正銘の「国民」ではないと述べる。なぜならば、中国人は「中国国民党の総理孫中山が提唱している国民革命が勝利した後」、正真正銘の「国民」になるからである。

孫中山が提唱している「国民革命」の目的は「対外的に領土、国家主権を保障し、帝国主義の侵略に抵抗し、中国の人民を独立で自由な民族にさせ、対内的に民権、民生を樹立し、一切の封建的圧迫、圧搾に反対し、中国の人民を真正な自由平等の国民にさせる」ことにあるからである。つまり、「国民」になる条件とは、保全できる領土内で暮らし、国家から平等自由が与えられるという。胡は、「国民」の概念を解釈するときに、「国民」と「人民」の差を述べている。「世界には圧迫された各種の『人民』がいる、彼らは平等の地位を失くし奴隸牛馬のように生活している。これ

は『人民』(people)と称することができるが、厳格にいうと『国民』と称することができない。なぜならば、国民は国家の下で、絶対平等自由になるべきであるからである⁽⁷⁰⁾。そのため、胡が考えた「国民」とは独立国家から平等自由を得る「人民」ということになる。

即ち、胡の『国民についての解釈』は孫中山思想の核心とする三民主義と関わる。三民主義とは、基本的に民族主義、民権主義、民生主義を指す。「民族主義」は満州族の統治した清朝を打倒して、民族の解放を求め、さらに帝国主義による半植民地から独立国家へ向けて奮闘することを意味している。「民権主義」の意味とは、権力の分立によって、中国を民主主義国家にさせることである。さらに、「国民」が政府の権力を制限し、国家を適切に管理することである。但し、「国民」の権利を有するのは、必ず民国を支持する者と規定している。民国に反する者または軍閥、帝国主義を支える者にはそれらの権利を与えてはならない。「民生主義」とは経済的な不平等を改善し、「地権平均」及び「資本制限」の二つを原則に掲げ、土地及び私的独占資本を制限し、労農の働く環境、生活状況を改善するということである。「民生主義」は労農の働く、生活環境を中心に中国の経済の不平等を改善することも主張している。

『国民についての解釈』が書かれた1937年は、中華民国建国後、帝国主義の侵略が益々深刻化される年なので、文章では、「国民革命」が強調された。即ち、中華民国は必ず国際社会で独立した国家主権を持たなければならぬ。なお、胡は「民権主義」と「民生主義」をまとめ、国民は国内に自由平等の権利を持つとしている。上記した「国民」の概念と「国民革命」の説明によって、胡の「国民」の概念に、孫中山の「三民主義」を入れ込んで、「民族主義」を強調しているとともに、「民族主義」の中に帝国主義を中国から追い出すための「国民革命」の意味を拡大し、「民権主義」と「民生主義」の実施をその中に加えている。⁽⁷¹⁾さらに、胡は孫中山の「三民主義」が当時の中国国民党にとって最も重要な行動綱領であると述べ、国民党はこの行動綱領をしっかりと守るべきであると示唆している。このように『国民についての解釈』の「国民」に対する解説は、孫中山の思想と繋がっているものと考えてよいだろう。

4.3 「老けた一人の国民」：国民のビジュアルイメージ

沙飛はなぜ農民を写した「老けた一人の国民」を投稿し、更にそれが表紙になったであろうか。まず、『国民週刊』の投稿要項を確認する。創刊号に掲載された投稿要項の中で、「通信（報道記事）：国内外の時事通信、文化通信、農村通信であり、漫画、写真：時事、文化及び社会生活に関するもの」と書かれてある。つまり、『国民週刊』に望まれる写真というのは文化及び社会生活と関わるものだとわかる。

『国民週刊』に投稿する前に、沙飛は雑誌の発行地に赴き、労働者の写真を撮影したにもかかわらず、なぜ「老けた一人の国民」を投稿したのか。考えられる理由は以下と推測できる。「老けた一人の国民」と同時期に撮影した労働者たちの写真は構図にこだわり、労働の状況を撮影してはいても人を撮影するのではなく、人を一つの構成要素として扱っている。

しかし、「老けた一人の国民」から得られるメモ情報が少ないので、沙飛がこの一枚を撮影する際に強い社会記録の意識を持っていたかどうかは明確ではない。しかし沙飛がこの一枚を投稿する際には、3の部分で検討したように、すでに絵画主義写真の追求から、ある程度に社会現実を反映する新即物主義写真へと転向していたからと考えられる。従って、沙飛が1937年に投稿する時に、彼は『国民週刊』の編集者と読者に、「老けた一人の国民」が写真の美的イメージを強調せず、農



図6：「老けた一人の国民」（1937）『国民週刊』五号

村の貧困生活を表現するような解読を希求したと考えられる。

確かに、『国民週刊』は沙飛の希求に応じて、「老けた一人の国民」を農民の生活状況を反映させる一枚として利用したのであろう。前述のように、創刊号に掲載された『国民についての解釈』は孫中山の思想に従い、国民の特徴を記述したため、表紙であった「老けた一人の国民」は孫中山の農民に対しての認識を投影させたと考えられる。孫中山は第一回国民党全国代表大会での発言の中で、「中国は農業によって立国される。但し、全国各階級で苦痛を一番受けるのは農民である。(中略) 中国国内、北から南まで、都会から極めて辺鄙な田舎まで、貧しい農民、苦しい工人はどこにもいる」と述べた。⁽⁷³⁾

「老けた一人の国民」は孫中山が述べた状況をありのままに写し、読者に当時の中国農村における労農生活状況の過酷さを示している。それをもって、中国国内におけるすべての人に平等自由を求めるなどを提唱している、孫中山の政治思想を基盤とした『国民週刊』にとっては、「老けた一人の国民」に描かれた老人が労農の生活状況、経済状況を示し、それを改善せよと主張するために最適なビジュアルイメージだと認められる。

4.4 『国民週刊』への投稿から見る沙飛が国民に対しての思い

『国民週刊』は毎週金曜日に発行されていた週刊誌である。創刊号は1937年5月7日なので、第五号は1937年6月4日に発行されたとわかる。従って、沙飛の写真が掲載されたのは、創刊後の二、三週間である。さらに、「老けた一人の国民」の投稿以外に、沙飛の『国民週刊』への投稿はもう一件ある。それは同年6月25日発行された第八号の「三百六十行」のコラムに掲載された「研磨労働者」である。雑誌が発行された直後に、沙飛がこの雑誌を購読し、雑誌の編集方針と自分の思いが一致していることに気づき、雑誌へ投稿したということが推測できる。

この推測が正しければ、沙飛は、前述した『国民週刊』が、中華民国の各階層にある「国民」

に、外国の侵略に抵抗し、滅亡の危機から祖国を救い、中華民族を復興させることを主張している点を評価し、彼自身も本誌が主張している「国民」に意味があると考えたことを示す。言い換えると、彼は『国民週刊』同様、自由平等な「国民」の誕生を期待していると考えられる。沙飛の認識による「人民」は、決して政治的イデオロギーを反映した「敵・人民」と完全に合致しているとは言えなくなる。さらに言えば、この時期には未だ、沙飛は中国共産党が言う「人民」と、一般概念の「国民」との相違点を把握していないとみられる。従って、序論で記述した丁の論文で指摘されたように、沙飛がその時期にすでに中国共産党の文芸思想を受け入れていたとする見方は成立し得ないと考えられる。

5 国防前線の南澳島

南澳島の組み写真は、沙飛の早期の作品の中で、高く評価を受けた写真である。現在の中国における沙飛の研究は、南澳島の組み写真を最初の国防写真だと称している。⁽⁷⁴⁾ 沙飛は南澳島の組み写真を、三つの雑誌に投稿した。それは1936年11月26日の第二十六号『生活星期刊』に掲載された「南澳島——敵が南へ進む一つの目標」(図7)、1937年6月24日の第二百五十八号『申報図画特刊』に掲載された「国防前線南澳島」(図8)、1937年6月の第五十五号『中華図画』に載った「敵が垂涎する南澳島」(図9)である。筆者は『生活星期刊』と『申報図画特刊』を入手し、また『中華図画』の原紙面を王雁から提供されている。

5.1 南澳島組み写真の本来の脈絡

王雁によると、沙飛は汕头無線電局に勤務していた1932年～1935年に、南澳島に住む弟に会うため、頻繁に南澳島と汕头の間を往復した。沙飛はカメラを持ち、南澳島の風景と島に生活していた人々の様子を撮影したとのことである。この間に撮影され、1935年に公開発表された「漁光曲」⁽⁷⁵⁾



図7 「南澳島——敵が南へ進む一つの目標」(1936年) 『生活星期刊』第二十六号



図8 「国防前線南澳島」(1937) 『申報図画特刊』第二百五十八号



図9 「敵が垂涎する南澳島」(1937) 『中華図画』第五十五号

は、1937年6月第五十五号『中華図画』に南澳島の写真として掲載された。1936年12月に開いた第一回の個人写真展には、南澳島の写真があった。⁽⁷⁶⁾つまり、南澳島の組み写真はすでに1936年12月前に存在していたのだ。前述した沙飛の歩みと、沙飛の写真が三冊の雑誌に掲載された時期と合わせて見てみると、沙飛が南澳島で撮影した年は1934年～1936年上半期だと推測できる。

王雁は、父親の沙飛が南澳島の写真を発表した理由を次のように述べている。「日本の浪人が島で非道を働き、勝手放題の限りを尽くしたことを知った後、彼はこのことを非常に憂慮し、写真を撮影した。沙飛は自分が持つ独特的な鋭敏さと民族危機を救う責任感によって、南澳島について何回も報道した」。⁽⁷⁷⁾

筆者は2の部分で論じたように、1935年～1936年の間、沙飛の写真は芸術性に焦点を合わせていたとみている。とはいって、彼の写真は当時中国で流行っていた郎静山式（中国伝統的な山水画の描き方により写真を作るもの）と異なっている。沙飛は新即物主義に従い、現実にある美的イメー

ジを発見し撮影する。しかし、新即物主義にせよ、絵画主義にせよ、いずれも芸術写真の一種である。沙飛の写真に対しての認識に変化は、1937年に彼が広西省桂林市に到着した後だと考えられる。なぜならば、二回の写真展での南澳島の写真につけられた題名が異なっているからである。

36年の題名は「南澳島馬口（南澳島の馬口）、残废的城垣（残存の城跡）、美丽的海滨（きれいな浜）、健康的人民（健康の人民）、兒童生活（児童の生活）、制盐（塩づくり）、耕田（畑を耕す）、晒谷（穀物を干す）、日出而作（日が出ると働く）、拾网落船（網を拾って船が停まる）、船出发（船が出発する）、輕撒网（網を軽く打つ）、緊拉绳（ひもはぴんと張っている）、波光里等鱼踪（光に映えた波の中で魚を待つ）⁽⁷⁹⁾、日暮（日暮）、修船（船を直す）、补漁网（網を補う）、险要的山道（険的な山道）⁽⁸⁰⁾、险要的山道（険的な山道）、外来的一群（外来の人たち）」である。これらの題名は写真の内容を美しい文字で表現しているものである。1936年年末まで、沙飛は写真を芸術作品だと考えていた。そのため、国防性を帯びる南澳島の写真は読者に「藝術の陶冶をもたらすと共に、明白且つ深刻な理解も獲得された」といえる。

他方で、37年の題名は簡潔なものである。「南澳島全景（南澳島の全景）、南澳島古城（南澳島の古い城）、兒童生活（児童の生活）、婦女生活之一（婦女の生活の一）、婦女生活之二（婦女の生活の二）、農民生活之一（農民生活の一）、農民生活之二（農民生活の二）、鹽民生活之一（塩づくりの人の生活の一）、鹽民生活之二（塩づくりの人の生活の二）、漁民生活之一（漁民の生活の一）、漁民生活之二（漁民の生活の二）、漁民生活之三（漁民の生活の三）、漁民生活之四（漁民の生活の四）、漁民生活之五（漁民の生活の五）、漁民生活之六（漁民の生活の六）、漁民生活之七（漁民の生活の七）、漁民生活之八（漁民の生活の八）、大批浪人潛入南澳島（大勢の浪人は南澳島に潜入する）⁽⁸¹⁾」である。37年の題名は、被写体の身分で作られたものなので、より明白、簡潔に読者に写真が写した内容を伝えているのであろう。即ち、この時期になると、沙飛が写真を芸術品ではなく、現実社会を記録する一つの道具として考えていたことを反映していると言える。

また、36年の写真展では南澳島の組写真は二番目に置かれたのに対して、37年の写真展では同じものは入口に飾られた。この展示順番の変化は、沙飛が当時の中国にとって最も重要なことが国防だと認識していたことを示している。このように、1937年は沙飛の思想の変化にとって重要な時点で、ここから沙飛が写真についての芸術写真から離脱したと考えられる。

5.2 三誌を選択した理由

沙飛が南澳島の写真を投稿する契機は、1936年から日本人が南澳島を偵察する活動にあった。1936年4月16日、『申報』は日本人が南澳島で諜報活動を行ったり、地図を作ったり、この島を通じて汕頭へ潜入したりしたことを報道した。同年、6月26日には、「日本が南澳島の占領を目論む」という記事を掲載した。さらに、沙飛が上海滞在中に、『申報』は1936年10月21日に「日本人が汕頭に潜入、あやしい軍艦が南澳島を偵察する」を掲載した。沙飛が『申報』の報道を見たとは断言できないが、彼がその噂を聞いたことは王雁によって確認されている。このことをきっかけにして、沙飛は1935年から1936年の間に撮影した南澳島の写真を、当局に国防を重視し、日本の侵略に抵抗すべきことを呼びかけることを目的として再び投稿したと推測できる。では、なぜ沙飛は『生活星期刊』、『申報図画特刊』、『中華図画』、この三誌を選択したのか、三誌の編集方針によって明らかにしたい。

5.2.1 『生活星期刊』……民族解放を呼びかける

1936年8月、鄒韜奮が上海で『生活星期刊』を発行した。その中に鄒が書いた「これは創刊の辞ではない」の一文が掲載された。冒頭部分にこの雑誌発刊の経緯を書いている。「この号は本雑誌の創刊号ではなく、本雑誌がすでに6月8日に香港で出版されていたので、今回は第十二号であるため、発刊の辞はいらない」。同年、6月8日に、鄒韜奮は香港で『生活日報』とその増刊・『生活日報星期刊』を発行している。『生活星期刊』はそれらに続くものであるので、その『生活日報』の編集方針を検討する必要がある。

鄒韜奮は『生活日報』を発行する目的を次のように語っている。「本紙には二つの目的がある。一つは民族解放を推進するため努力すること、もう一つは大衆文化を積極的に広めることである。これは民衆の立場から、現段階における全国民衆の一番切実な要求を反映するものである」なぜならば、鄒韜奮は「中華民族の平等自由を勝ち取り、亡国の民になる悲惨的なことを避ける」ことが当時の中国人の願望であり、「民衆の喉と舌になる」マス・メディアは「民族解放運動に広大で強固な基礎を得させるため、大衆文化を積極的に推し広めなければならず、大衆に力を集中させ、民族の内外にある敵に対して断固たる無情で猛烈な攻撃を加え、排除させる」必要があると考えたからである。つまり、『生活日報』は「民族解放」を呼びかけるために作られたメディアである。

なお、1936年の『生活星期刊』第一巻第一号に「生活日報星期刊増刊への投稿募集」が掲載された。その中に、「論評」と「報道記事」の定義及び投稿要項が書かれている。「論評とは、現在国難の時期における政治、経済、社会、文化に関して、各方面の分析及び討論、民族解放中の戦術や戦略等に関する文章である。これらに関するすべての投稿を歓迎する。文章は簡単明瞭で大衆向きであり、一篇は三千字前後である。報道記事とは、国内外各地で民族が侵略されていることに関する状況、救亡運動の消息および各地の社会文化方面の実際状況の内容である。一篇は多くとも三千字である」と規定された。

上記したように、『生活星期刊』が望む投稿文は、『生活日報』の主旨と一致している。それは、民族解放に関するもの、民族が侵略された状況及び救国運動である。『生活日報』に続く『生活星期刊』はその目的を継承したと考えられる。

こうした『生活星期刊』の主旨と投稿文の要項から、1936年11月に沙飛の思想に変化が起きたことが推測できる。沙飛は『生活星期刊』が掲げた「民族の平等自由を勝ち取り、亡国の民になることを避ける」民族解放を推進しなければならないことを実感し、写真の芸術性に着目していたことから、写真の記録性を借りて、民族解放に力を入れるようになったと考えられる。

5.2.2 『申報図画特刊』……国防の重要性を示す

申報館は1932年2月に『申報図画週刊』を刊行した。同『週刊』は一二八事変（第一次上海事変）によって停刊され、二十一号しか発行されなかった。1934年3月15日に発行された『申報図画特刊』はこの『週刊』の続編とされ、毎週月曜、木曜日、二回刊行された。1934年2月24日の『申報』は「申報の図画特刊を発行するお知らせ」を掲載した。その中に、『申報図画特刊』は「芸術における美を重視するとともに、時代においても史料になりうる価値も望む」と述べている。つまり、『申報図画特刊』は美的イメージと時代を反映できる両者を兼ね備えた写真を掲載している。

前述したように、1936年末に、沙飛の思想が変化している。それは、芸術性中心とするものか

ら、写真の記録性によって民族解放、救国運動を支えるというもののへの変化である。しかし『申報図画特刊』は『生活星期刊』のように、国家、民族を救う願望を明言していないにもかかわらず、なぜ沙飛が同誌に投稿したのかは、以下の二つの理由が推測される。

まず、『申報』は南澳島の情勢に関心を寄せていることである。次に、『申報図画特刊』は、各地から写真を集めるために、一枚ごとに一元から五元までを原稿料として投稿者に支払っている。⁽⁹⁴⁾ 1937年上半期に、沙飛は定収入がなく、各雑誌社に投稿して得た原稿料で生活している。そのため、一枚ごとに一元から五元までの原稿料は、沙飛にとって大金と考えられる。すなわち、そこには経済的理由もあったと推測できる。

この二つの理由で、沙飛は南澳島の写真を『申報図画特刊』へ投稿したと考えられる。すなわち沙飛は『申報』に掲載される南澳島の報道と合わせて、1937年の『申報図画特刊』に、日本人が南澳島の地理環境を偵察する写真を掲載することで、敵の姿を人々に見せることにより、当局に国防前線とする南澳島の防衛に注意すべきだと呼びかけたのである。なおこの写真は『申報図画特刊』のみに掲載された。

5.2.3 『中華図画』……思想の変化に基づき写真の意味も変わる

1937年6月の第五十五号『中華図画』に掲載された「敵が垂涎する南澳島」の組み写真の中に、「漁光曲」⁽⁹⁵⁾があった。前述のように、沙飛が「漁光曲」を撮影するとき、写真の芸術性を求め、人にとっても、木の枝にしても、川にしても、すべてが写真で伝えたい中国伝統的な美の構成要素であった。2年後、「漁光曲」は異なる意味が与えられて使用された。ここでは、『中華図画』雑誌の刊行目的を検討したい。筆者は、『中華図画』入手していないため、創刊号に掲載された「創刊号の辞」が確認できず、その代わりに、雑誌の編集者の思想から、刊行目的を推測する。

『中華図画』は東方図書出版社により、1930年7月に刊行されたグラフ雑誌である。雑誌の編集は二つの部門に分けられる。一つは文字部門であり、編集者は周瘦鶴⁽⁹⁷⁾である。もう一つは美術部門であり、編集者は郎靜山である。北京にある私立図書館——雑・書館がインターネットで公開した部分の第一号紙面の組版から見てみると、この雑誌は文章の編集者が上位に置かれている。つまり、この雑誌は文章の編集者を中心に編集されたと言える。

文章編集部門の総編集者・周瘦鶴は、小説家と盆栽の芸術家を兼ねる。1916年から1949年までの間は上海で、中華書局、『申報』『新聞報』の原稿選定人及び編集の仕事に従事する。その間『申報』特別ページの編集長を10年余りつづける。1919年五四運動中に、周瘦鶴は日記体の小説『亡國奴之日記』と『壳國奴之日記』を発表した。1936年10月1日の第七卷第四号の『文学』雑誌に、周瘦鶴は魯迅、茅盾、巴金、郭沫若などの二十人と連名で、『文芸界の人々の團結御侮及び言論の自由のための宣言』を発表した。この宣言は中国のあらゆる文芸流派が団結し、抗日救国、言論の自由のため闘争することを呼びかけている。1919年以来、日中戦争が勃発する前、周瘦鶴は数多くの愛国小説を発表した。その結果、彼は鴛鴦胡蝶派⁽⁹⁸⁾の中で著名な愛国作家となった。なお、彼の作品は魯迅に高く評価された。一方、美術部門の編集者・郎靜山は、前述したように中国独自の美を求める写真家である。

『中華図画』雑誌に掲載される作品（絵、写真）は、芸術作品としてのものがある一方、当時の政治動向、主に抗日救国に関するものもある。もしくは、編集者は芸術性と救国の思想を兼ねる作品を望んでいたとも考えられる。そのため、『中華図画』に掲載された沙飛の南澳島の組み写真に

は、芸術性を求める「漁光曲」が存在している一方で、他方で構図にこだわる写真もその左側にあった。

5.3 芸術作品から社会記録への転換

上掲した三誌に関連する情報によって、沙飛が三誌の特徴に配慮し、それぞれに投稿する組み写真がやや異なったこと、さらに彼は1936年下半期になると、写真の芸術的な美の追求から、抗日救国、民族解放のためのそれへと志向が変わってきたことが分かる。

前述したように、南澳島の組み写真は元々芸術性がありながら、現実性も併せ持つものであった。これらの写真は現実性を帯びるので、沙飛の思想に変化が起きたとき、写真は変化した思想と適合するべく使用された。南澳島の組み写真は変化した沙飛の思想に基づき再編集され、元の芸術性を求める写真に、国防の重要性を示す意義を加えて、日本の侵略を反映する報道写真になった。

しかし、5.1の検討によって明らかのように、沙飛は『生活星期刊』に投稿した1936年においても、完全に芸術写真から離れたとは言えない。沙飛が『中華図画』へ投稿した写真を見てみると、晋察冀軍区に到着する前、沙飛は写真の芸術性と記録性と調和することを試みたと考えられる。なお、5.1で検討したように、南澳島の写真の撮影時期は1935年から1936年までであり、『申報』はすでに1936年に日本人が南澳島で様々な活動を行ったことを報じていたにもかかわらず、沙飛が『申報図画特刊』へ投稿した時期は翌1937年6月であった。つまり、沙飛がフォトジャーナリズムの「価値」いわゆる「ニュース」性を重視するようになったのは1937年以後と考えられる。また沙飛にとっての「ニュース」性とは民族解放だと言える。

ということは、沙飛は1936年まで芸術写真の影響が大きく、記録写真またはフォトジャーナリズムの発想を持っていなかったと考えられる。さらに、沙飛は南澳島で写真を撮影する際に、王雁が言う程の強い救亡意識とフォトジャーナリストの責任感を持っていたとは考え難い。

6 「写真と救亡」



図 10：「写真と救亡」（1937年）

『廣西日報・時代藝術』8月15日



図 11：「故郷を離れざるを得ない」（1937）

『廣西日報・時代藝術』8月15日

1937年7月7日の盧溝橋事件後に日中戦争が勃発した。事件後、中国では抗日救国の熱気が一

層高まった。7月22日には第二次国共合作が成立し、抗日民族統一戦線が結成された。こうした背景の下で、沙飛は8月15日、『広西日報』の文芸欄・時代芸術に「写真と救亡」を投稿した。この一文は中華人民共和国成立後、沙飛の研究者に、沙飛が提出した「写真武器論」の基盤となったものだと言われている。投稿文は以下のようである。

写真は造形芸術の一つの部門である。但し、それはその他の造形芸術のように自由に創作はできず、必ずある事物に対して忠実な反映、再現しかできない。それ故、最初は写真を芸術として認められなかった。実際に、それは必ずある事物の忠実な反映と、再現しかできないが、他方では反映、再現する過程の中に、必ず芸術的素養を身に付けた撮影者の緻密な計算があり、人々に感動を与える。その点が認められて初めて、写真はようやく人々に造形芸術の一つの部門と認められるようになった

写真は必ずある事物を忠実に反映、再現するので、人々に実感を生み出せ、深い印象を残せる。そして、写真は科学的な手段として、一瞬にあらゆる事物をレンズに納める。さらに、反映された事物を何千何万と再印刷することができる。これは写真が持つその他の造形芸術と異なる特色の一種である。

周知のように、国難に直面している今日において、民族を滅亡の危機から救うのは、決して少数の人々のみでできることではない。それ故、救亡運動に対する一番の急務は「民衆を喚起する」ことにある。但し、今日でも依然として全国の人口の80パーセントが文盲である。そこで、単なる文字で国難を宣伝するだけでは、決して良好な効果を得ることは容易ではない。その点で写真は前述したように、様々な優れた特色を備えるので、国難を宣伝する最も有力な武器の一つである。

かつて、郭沫若先生は「一枚の優れた写真は一篇の文章に勝る」と言った——意味はこのようであった原文をはっきり覚えてはいない。この主張は写真に対しての文化界の新たな評価であり、同時に写真界に対しての熱意ある願望及び有力な指導もある。

写真は救亡運動における最も重要な手段なので、撮影者はこの重大な責任を、異議がなく担うべきである。あらゆる精力、時間及び金銭を意義ある題材に用い——敵の我が國への侵略の暴挙、戦線にいる勇敢な我々の戦士が敵と戦う状況および各地の同胞が救亡運動に参加する等々の各種の場面を描写することによって、民族自救の意識を刺激させる。同時に政府および出版業界と密接な合作を行い、数多くの意義ある写真を迅速に全国同胞の眼前に提示することを確保し、同胞を喚起させ国難を乗り越える目的を達成させる。これこそは現在における我々写真界の使命である。

図10は当時の紙面であるが、この紙面を見てみると、沙飛の作品が二点掲載されている。一つは、「写真と救亡」で、もう一つは「故郷を離れざるを得ない」である。『広西日報・時代芸術』の編集者は「救亡の意味が含まれている図、木彫り、絵、写真および詩、芸術に関する論文」を望んでいる。沙飛が書いた「撮影與救亡」は強い救亡の意味が含まれた芸術に関する論文である。一方、「故郷を離れざるを得ない」は筆者の確認によって1936、37年の写真展でも展示されたので、その撮影時期は1935年から36年の上半期という推測ができる。「故郷を離れざるを得ない」の映

像情報から見てみると、その撮影地は港で、この一枚が写したのは、何らかの理由で、自分が生活する町から離れる老若男女が、荷物を担いで港で船に乘るために、並んでいる情景である。その他のメモ情報が確認できないので、「故郷を離れざるを得ない」の撮影時の背景については確認できない。

「故郷を離れざるを得ない」の撮影時期から考えると盧溝橋事件後の抗日全面戦争いわゆる救亡と直結してはいないが、沙飛はこの一枚に新たな意味をつけたと言える。すなわち、もし我々が敵の侵略に抵抗しないと、この一枚にある人の群れと同様に、最後には自分が生まれ育った土地から離れざるを得なくなるというメッセージが存在していると解読できる。

抗日全面戦争が開始する前において、沙飛は中国社会に存在する重要な問題は、統治者と被治者との間にある矛盾であると考えていた。彼の写真思想は「現実社会を暴露するもっとも有力な武器」⁽¹⁰²⁾として集約されている。彼は写真を通じて、当時の社会に存在する問題を暴露する一方で、国防の問題も取り上げて、その結果としてより良い中国社会を作ろうというものであった。盧溝橋事件後には、全中国を支配する側や支配される側にとっても、侵略者である日本に打撃を与え、国家を保護することが緊急の社会的現実となったのである。さらに、第二次国共合作により、抗日統一民族戦線も結成された。当時の主な社会的現実問題は、中国社会の内部に存在するさまざまな矛盾から、国家、民族を外敵から保護することへと移っていた。中国の現実社会に存在する問題の提起にしても、国難宣伝にしても、その中核は中国という国家を護り、より良くすることを目指している。1937年7月7日以後は、沙飛がかつて考えた「現実社会を暴露するもっとも有力な武器」⁽¹⁰³⁾から、「国難を宣伝するもっとも有力な一種の武器」として写真の役割が具体化されたのである。

なお、上掲した文章の中にある「写真は必ずある事物を忠実に反映、再現するので、人々に実感を生ませ、深い印象を残せる」という一言は、南京国民政府時代（1927～1937. 07）の新聞人たちがフォトジャーナリズムに求める「価値」と類似している。南京国民政府時代におけるフォトジャーナリズムは「客観的に出来事を記録し、正しい情報を伝える」と共に、「読者に深い印象を与える」ということである。さらに、沙飛が政府機関と出版業界の連動についても記述したことから考えてみれば、この時点では彼が求めるのは絵画主義（ロマンチックな表現）と新即物主義（記録性）の二者の調和ではなく、民族解放を目指す立場に立って「同胞を喚起させ国難を乗り越える目的を達成させる」ため、情報伝達の一種の手段として写真を位置付けたと考えられる。このように考えると、沙飛がフォトジャーナリズムという考え方と類似した写真論を提示したのは1937年8月だと言える。

7 結論

本文を通じて検証したことから、丁の論文『沙飛の体系的なフォトジャーナリズム観の形成及び発展』及び王雁の著書『私の父親沙飛』で沙飛は早い段階で写真の記録性を重視し、社会を記録し、盧溝橋事件以前にすでにフォトジャーナリストの覚悟を抱き、写真活動を行っていたという主張は必ずしも沙飛の認識に関する正確な理解とは言えない。こうした理解と主張を生み出した一つの原因是、本論文の冒頭で紹介した沙飛による自筆の履歴書が起因すると考えられる。しかし、筆者の検証によって、沙飛が履歴書の中で書いた内容は、1936年下半期から1937年の8月まで行った写真活動に該当している。つまり、沙飛は自分の履歴書を書く際に、前述した時期内の写真活動を意識的に強調したと考えられる。

筆者は 1935 年から 1937 年 8 月まで沙飛の作品を撮影脈絡と投稿脈絡によって整理し表 1 にまとめた。表 1 から、沙飛の早期の写真活動は以下の三つの時期に分けられ、彼がフォトグラファーからフォトジャーナリストへと変化した道を示している。

1、写真の芸術的体験：(1934 年から 1936 年 8 月末) 頃までの沙飛は、写真によって中国の伝統的な美や写真にある芸術性を表現することを中心にしていた。沙飛が人物を被写体として撮影した写真は、人々の状況を反映するわけではなく、人物を画面にある一個の構成要素として扱っていた。

2、写真にある芸術性と現実性との調和：(1936 年 9 月から 1937 年 6 月 24 日) までの間に、沙飛の写真手法は絵画主義からドイツ派の新即物主義へ転換した。沙飛の写真の焦点は、構図、光、その中に込められた情緒から、現実社会に存在するあらゆるものを読み手に伝えることに変化した。沙飛が考える現実社会に存在するものとは、都市の建築物、風景ではなく、都市に生活している人々である。つまり、この時期から、沙飛が撮影対象とした人々は一個の記号として扱われずに、彼らの表情、生活状況を反映するものへと変化した。

沙飛は上海滞在中に、版画を行う左翼芸術家と知り合い様々な交流をした。同年 10 月 8 日に上海で開かれた第二回全国版画展で、魯迅と出会ったことによって、彼は芸術作品としての写真が何を反映すればいいのかを考え始めた。

1936 年 11 月に、沙飛は上海から広州に戻り、上海及びその周辺の地域を中心に刊行される雑誌、新聞紙に度々投稿した。この投稿の動きから見ると、沙飛は上海で発行されていたメディアの主旨に賛同したようである。民族解放、国防の重視を当局（中華民国政府）に呼びかけ、現実社会を再構築し、社会にある矛盾を人々に視覚化させるため、沙飛は、過去に写真の芸術性を明示しようと試みた際に撮影した作品を上記した雑誌、新聞の思想と合わせ、再利用したのである。

さらに、沙飛は「展覧前において書く」の中で、芸術表現手段としての写真は人生のための芸術であり、⁽¹⁰⁵⁾ 写実主義又は現実主義の表現手法によって多数の人々の日常生活を描写するべきだと述べていた。しかし、この時期、沙飛は実際には依然として写真が芸術作品であると認識していた。絵画主義にせよ、現実主義又は写実主義にせよ、いずれも芸術表現の手法なので、沙飛は絵画主義の手法によって撮影した写真の映像情報をうまく再編集し、その中にあるロマンチックな要素を最小限に抑えて、中にある現実性を強調した写真を投稿していた。

従って、この時期に沙飛は写真手法の変化のみならず、思想にも変化が起きたと考えられるが、だからと言って「ニュース」性を重視するフォトジャーナリズムに対しての強い思いは見当たらない。

3、フォトジャーナリストの道を開く：(1937 年 6 月 24 日～8 月 15 日)、この時期には、日本の侵略が拡大しつつある状況の下で、一方で欧米型の「公衆、社会奉仕」のジャーナリズム思想と他方の左翼の「階級、社会解放」の階級観念が強いジャーナリズム、この二つの思想は、中国人に民族解放を呼びかけるために融合され、特に盧溝橋事件後、統一された言論空間が形成されていた。この状況下で、沙飛は写真を「現実社会を暴露する」武器とするこれまでの写真論を時代背景と適合させて、現実社会に存在する問題を「国難宣伝」の材料として明確化し、それを、写真

表1 沙飛の早期の写真活動

蔡忻悦 2018年6月17日作成

作品	撮影脈絡			投稿行動			沙飛の歩み			備考	
	撮影時間	撮影地	撮影目的	掲載時間	掲載先	発行地	メディア情報	居住地	写真思想		
漁光曲（図1）	1935年以前	南澳島	写真技術を鍛えるため。	1935.4	『黑白影集』第二冊	上海	芸術写真的交流するため。	黑白影社	写真の芸術表現を追求する。この種類の成員になつた。この時期における黑白影社は絵画主義（芸術のために撮影する）を重視していた。	1920年代から、中国では明靜山を代表とした中国式の繪画主義が大流行していた。	
「南澳島一日人南進的一個目標」（図7）	1935～1936年上半期	南澳島	写真技術を鍛えるため。	1936.11	『生活星期刊』	上海	民族解放を促進し、大衆文化を普及させる。	鄧駒奮（社主兼ね編集者）	写真の記録性を利用し民族解放に力を注ぐ	1936年9月から10月まで上海美術専門学校の西洋画専攻に入学した。『申報』は日本浪人が南澳島での活動を報じた。	
勤儉（図2）	1936年9月以前	不明	写真技術を鍛えるため。	1937.4	『黑白影集』第三冊	上海	芸術写真的交流するため。	黑白影社	4月3日～19日第四回黑白影展に参加する	1936年10月に、『申報』は日本浪人があれど、改郷に戻る。同年12月、広州で写真展を開いた。	
「綠波留泣渺人」（図3）	1935～1936年（推測）	南澳島	写真技術を鍛えるため。	1937.5	『飛鷹』第十七期	上海	絵画主義（ピクトリアリズム）を取り上げる雑誌である。	桂林市	「現実社会を暴露する最も有力な武器である」（『展览前において書く』1936.37年）	この時期に、黑白影社の方針は最初の繪画主義から新即物主義へと転換された。	
「一個老國民」（図6）	不詳	不詳	社会記録又は新手法を試す？	1937.6.4	『國民周刊』第五期	上海	雜誌の主旨は「國民の責任を尽くす」、「全國民衆機関にならるゝ人々の意見交換の媒介になる」である。	桂林市	資金元：撮影機材販売店・冠龍編輯者：鷹社の中心成員	6月25日第八期『國民週刊』は鄭鶴齋が設立した生活書店といふコラムに「爆鋼工」という文章を投稿した。	
「國防前線南澳島」（図8）	1935～36年上半期	南澳島	写真技術を鍛えるため。	1937.6.24	『申報圖畫特刊』第一期	上海	社會記錄又は新手法を試す？	桂林市	編集者：謝六逸発行元：生活書店	6月25日第八期『國民週刊』の「三百六十行」というコラムに「爆鋼工」という文章を投稿した。	
生命的呐喊（図4）	1936年9月～10月	上海	社会記録又は新手法を試す？	1937.6.25～27	沙飛桂林攝影展專刊	桂林	觀客を呼ぶため。	桂林市	当局に国防を重視することを南澳島の組み写真で呼びかける。	6月25日第八期『國民週刊』の「三百六十行」というコラムに「爆鋼工」という文章を投稿した。	
中國大部分的兒童都餓著（図5）	1936年9月～10月	上海	社会記録又は新手法を試す？	1937.6.25～27	沙飛桂林攝影展專刊	桂林	觀客を呼びたため。	桂林市	「現実社会を暴露する最も有力な武器である」（『展览前において書く』1936.37年）	6月25日第八期『國民週刊』の「三百六十行」というコラムに「爆鋼工」という文章を投稿した。	
「敵人垂涎下の南澳島」（図9）	1935～1936年上半期	南澳島	写真技術を鍛えるため。	1937	『中華圖畫』第五十五期	上海	創刊号を確認できず。	東方圖書出版社	桂林市	桂林で個人写真展を開いた。	6月25日第八期『國民週刊』の「三百六十行」というコラムに「爆鋼工」という文章を投稿した。
「被追離境」（図11）	1936年上半期以前	港（具体な地名不詳）	社会記録又は新手法を試す？	137.8.15	『廣西日報・時代藝術』第五期	桂林	「救亡の意味が含まれてゐる図、木彫り、絵、写眞および詩、芸術論文」を望んでいる	桂林市	廣西版畫研究會主編	今日国難を宣するもつとも有力な一種の武器「写真と論文」を1937.8.15	6月25日第八期『國民週刊』の「三百六十行」というコラムに「爆鋼工」という文章を投稿した。

を用いて描写する。「国難を宣伝するため」の武器とする「救国写真論」に発展させた。この展開を示したのは、1937年に南澳島の写真を用いて再編成し投稿した行為である。

さらに、6の部分で示したように、彼は1937年8月15日に発表した『写真と救亡』の中で、初めて1930年代の中国のフォトジャーナリズムと類似する考え方を示すと共に、報道写真の流通に関しては出版業界と政府との協力にも言及し、写真をマス・メディアの一種として認識したのであろう。この時点から彼は写真を救国ジャーナリズムの表現手段とするべきだと考えた。つまり、沙飛が本格的にフォトジャーナリズムの道へ歩み始めたのは前述した1937年からだと考えられる。なお、救国意識が強い彼の1937年の写真論は、共産党支配地域で実践されている。

上海では、沙飛は左翼文芸に接触し、ロマンチックな表現手法から、大衆の日常生活を忠実に反映する現実主義の表現手法へと変身した。そして桂林では、沙飛は広西の抗日に対する熱意を感じ、さらに盧溝橋事件の発生によってフォトグラファーからフォトジャーナリストへの転換を実現した。とはいっても、フォトジャーナリストとしての沙飛は、「公衆、社会奉仕」と「社会解放」よりも、救国を中心とした報道、宣伝方針を実現することに重点を置いたと考えられる。

注)

- (1) 現在の山西省、河北省、内モンゴル自治区にある。満洲国と境を接していた。長城出版社が2005年に出版する『軍事大辞海』によって、軍区は戦略の要請によって分けられる軍事区域およびそれに相応する軍事の一級組織と解釈し、軍区の中に、司令部、政治部、後方勤務部などの指導機関を設置し、管轄地域にある各種類の部隊の共同作戦を指揮するとともに、部隊の軍事訓練、政治工作、行政管理、後方勤務保障および民兵、兵役、動員活動や戦場建設にも責任をおうと説明している。一方、辺区は戦争期において、省と省の接触する地域で設立された中国共産党の革命根拠地で、域内で一切の民主運動、土地運動、財政、民生などを管理する行政機関を指す。
- (2) 全民通信社は、李公朴と周恩来が救国会の名義によって1937年に太原で創立された。
- (3) 現『人民日報』の前身である。
- (4) 建国後、晋察冀画報社は『解放軍画報』と新華社写真部に二分されている。
- (5) 「中国人民解放軍北京軍区軍事法庭判決書」(1986) 京軍法刑再字第1号 1986年5月19日 (この判決書は王雁の個人所蔵である。筆者が王雁をインタビューする時に、この判決書を撮影した。元判決書は1950年3月8日の『華北解放軍報』に掲載された。)
- (6) 丁充衍 (1992) 「沙飛の体系的なフォトジャーナリズム観の形成及び発展」『記念我々の先駆者、歴史の経験を学習する』中国報道写真学会 北京二二〇七厂印刷 P102
- (7) 丁充衍 (1992) 「沙飛の体系的なフォトジャーナリズム観の形成及び発展」『記念我々の先駆者、歴史の経験を学習する』中国報道写真学会 北京二二〇七厂印刷 P110
- (8) 丁充衍 (1992) 「沙飛の体系的なフォトジャーナリズム観の形成及び発展」『記念我々の先駆者、歴史の経験を学習する』中国報道写真学会 北京二二〇七厂印刷 P110
- (9) 丁充衍 (1992) 「沙飛の体系的なフォトジャーナリズム観の形成及び発展」『記念我々の先駆者、歴史の経験を学習する』中国報道写真学会 北京二二〇七厂印刷 P111
- (10) 沙飛 (1942) 『私の履歴』 筆者は北京軍区政治部に提出した閲覧申請が不許可になったため、使用したのは『沙飛写真全集』(長城出版社 2005年)に掲載された全文(477ページから479ページまで)である

る。『沙飛写真全集』長城出版社 2005年 P477

- (11) 蔡昕悦 (2019) 「中国フォトジャーナリズム黎明期に報道写真価値」『ジャーナリズム&メディア』第13号 P238 に参考
- (12) 蔡昕悦 (2019) 「中国フォトジャーナリズム黎明期の報道写真価値」『ジャーナリズム&メディア』第13号 日本大学法学部新聞学研究所 P233
- (13) 沙飛 (1942) 『私の履歴』 原文は北京軍区政治部に所蔵されている。『沙飛写真全集』(長城出版社 2005年) は477ページから479ページまで、全文を掲載している。
- (14) 廖璧光 (1937年) 「写真が暇つぶしだけですか?」『沙飛影展專刊』
- (15) 馬宗融 (1937) 「しぶしぶの話」『沙飛影展專刊』
- (16) 廖璧光 (1937年) 「写真が暇つぶしだけですか?」『沙飛影展專刊』
- (17) 沙飛 (1942) 『私の履歴』 『沙飛写真全集』長城出版社 2005年 P478
- (18) 井上祐子 (2016) 「史料としての写真——写真資料の広がりと史料化のための課題」『メディア史研究』VOL39 メディア史研究会 P51
- (19) 『黑白影集』第一冊 黒白影社編 1934年2月 P6
- (20) 本埠は上海を指す。
- (21) 『黑白影集』第三冊 黒白影社編 1937年4月 P108
- (22) 「本社の過去、現在、未來」(1934.2) 『黑白影集』第一冊 黒白影社編 P109
- (23) 『黑白影集』第一冊 黒白影社編 1934年2月 P7
- (24) 『黑白影集』第三冊 黒白影社編 1937年4月 P5
- (25) 築光地 (じょう こうち 生年月日不詳) : 英語表記: CANDIE K. T. NIEH。1930、40年代において、上海で活躍した著名な写真家である。
- (26) 『黑白影集』第三冊 黒白影社編 1937年4月 P4
- (27) 飯沢耕太郎監修 (2014) 『世界写真史』美術出版社 P69
- (28) 飯沢耕太郎監修 (2014) 『世界写真史』美術出版社 P74
- (29) 飯沢耕太郎監修 (2014) 『世界写真史』美術出版 P37
- (30) 「編者言」(1937. 5) 『飛鷹』第十七期 P6
- (31) 趙俊毅 (2013) 『戦争によって翼が折れた「飛鷹」雑誌』 http://www.cpanet.org.cn/detail_news_81994.html 2017年8月にアクセス
- (32) 鷹社とは上海にある各大学、専門学校の教師と生徒を中心となる写真団体である。
- (33) 編者 (1936) 「発刊の辞」『飛鷹』創刊号 P6
- (34) 編者 (1936) 「発刊の辞」『飛鷹』創刊号 P6
- (35) 絵画主義 (ピクトリアリズム) とは19世紀末期から20世紀初頭までに、欧州で流行っていた撮影手法である。19世紀的な芸術の精華ともいいうべき印象派的な朦朧とした絵画イメージを懐古的に追い求める傾向を持っている。中国では1920年代から絵画主義 (ピクトリアリズム) が流行っていた。
- (36) 「投稿簡則」(1936) 『飛鷹』創刊号 P35
- (37) 郎静山 (ろうせいさん 1892年8月4日~1995年4月13日) 江蘇省で生まれ、20世紀中国における有名な写真家である。1911年「申報」に入社し、広告業務及び写真を担当する。1926年「時報」のフォトジャーナリストとなり、中国新聞界早期の専業フォトジャーナリストの一人である。1931年上海で

「静山撮影室」を開き、人物、芸術、広告写真の撮影に従事する。2011年福岡アジア美術館は同館が主催したアジア各地で近代美術への道を切り開いた個人・グループを紹介するシリーズの第6回展で「郎静山の写真—構成された伝統—」という題で郎静山を紹介した。

- (38) 広州の個人写真展は1936年12月に開催され、桂林の個人写真展は1937年6月に開催された。
- (39) 広州の個人写真展：http://blog.sina.com.cn/s/blog_66ea4ac50100j6hu.htm 2017年8月にアクセス
- (40) 2017年年末、沙飛の次女である王雁は沙飛に関するすべての資料をハーバード燕京図書館に寄贈した。桂林の写真展のパンフレットも含む。
- (41) 沙飛（1942）『私の履歴』『沙飛写真全集』（2005）長城出版社 P479
- (42) 王雁によると、36年と37年の異なるところは写真を勉強した時間である。36年の文章で写真を習った時間は3年未満だと書かれ、37年の文章で写真を習った時間は5年未満だと述べられている。王雁はこのことについて、次のように解釈した。3年未満は沙飛が黑白影社に加入した1935年から1936年の広州写真展までの時間を指し、5年未満は沙飛がカメラを握り始めた1933年から1937年の桂林写真展までの間を指す。
- (43) ガラスハウスとは、芸術を中心とする絵画主義を指す。
- (44) 沙飛（1937）「展覧前において書く」『沙飛撮影展會專刊』
- (45) 沙飛（1937）「展覧前において書く」『沙飛撮影展會專刊』
- (46) 沙飛（1937）「展覧前において書く」『沙飛撮影展會專刊』
- (47) 沙飛（1937）「展覧前において書く」『沙飛撮影展會專刊』
- (48) 沙飛（1937）「展覧前において書く」『沙飛撮影展會專刊』
- (49) 沙飛（1937）「展覧前において書く」『沙飛撮影展會專刊』
- (50) 1936、37年に、沙飛は二回の写真展を開いた。現在公開された二回の写真展の資料から見てみると、1937年の「兒童節獻畫」、「大衆生活」にある写真は1936年の「一般生活」を再編成したものである。そのため、本論は「兒童節獻畫」と「大衆生活」を一つのカテゴリーとして見られる。
- (51) 1937年の写真展に展示されたその他の写真の数は、華南国防前線南澳島——組み写真十八枚、記念魯迅先生——組み写真十九枚、ポートレート写真・静物・風景・図案——二十五枚である。
- (52) 祝秀俠（1937）「沙飛さんの影展のために書いたもの」『沙飛撮影展會專刊』
- (53) 劉深（2017）『沙飛を探す 一人の戦地記者の映像戦争』人民出版社 P27
- (54) 劉深（2017）『沙飛を探す 一人の戦地記者の映像戦争』人民出版社 P40
- (55) 2005年に長城出版社が出版した『沙飛撮影全集』に収録されている。
- (56) 千家駒（1937）「素人として沙飛先生の写真展を語る」『沙飛撮影展會專刊』
- (57) 現在、公開される1937年以前の沙飛の作品が少ないため、「兒童節獻畫」に展示された他の写真について、筆者は上掲したものだけ入手した。
- (58) 飯沢耕太郎監修（2014）『世界写真史』美術出版社 P70
- (59) 千家駒（1937）「素人が沙飛さんの写真展を語る」『沙飛撮影展會專刊』
- (60) 謝六逸（しゃろくいつ 1898年8月12日－1945年8月8日）中国新聞教育の開拓者の一人で、1917年公費留学で早稲田大学に入学した。1920年代という早い時代に日本文化を中国に紹介した。1930年復旦大学中国文学部の学部長を務め、後に復旦大学新聞学部を創立した。
- (61) 胡愈之（こゆし 1896年9月9日－1986年1月16日）中国の評論家、エスペランティスト。浙江省

の人。パリ大学に留学後、商務印書館の『東方雑誌』編集者として活躍。1930年、世界各国を歴訪、『モスクワ印象記』を出版し注目をあつめたが左翼評論家として圧迫をうけた。日中戦争中に、広西省、シンガポール、インドネシアなど各地を転々、文筆による抗日運動をおこなった。新中国成立後は、中国民主同盟委員、副主席、全国人民代表大会常務委員などの要職を歴任。1974年以降、中華全国エスペラント協会の会長を務めた。

- (62) 謝六逸 (1937) 「創刊の話」『国民週刊』第一巻 国民週刊社 P1
- (63) 謝六逸 (1937) 「創刊の話」『国民週刊』第一巻 国民週刊社 P1
- (64) 謝六逸 (1937) 「創刊の話」『国民週刊』第一巻 国民週刊社 P1
- (65) 謝六逸 (1937) 「創刊の話」『国民週刊』第一巻 国民週刊社 P1
- (66) 謝六逸 (1937) 「創刊の話」『国民週刊』第一巻 国民週刊社 P1
- (67) 胡愈之 (1937) 「国民についての解釈」『国民週刊』第一巻 国民週刊社 P4
- (68) 胡愈之 (1937) 「国民についての解釈」『国民週刊』第一巻 国民週刊社 P4
- (69) 胡愈之 (1937) 「国民についての解釈」『国民週刊』第一巻 国民週刊社 P4
- (70) 胡愈之 (1937) 「国民についての解釈」『国民週刊』第一巻 国民週刊社 P4
- (71) 胡愈之 (1937) 「国民についての解釈」『国民週刊』第一巻 国民週刊社 P3
- (72) 「『国民周刊』投稿要項」(1937) 『国民周刊』 P14
- (73) 『中国国民党第一次全国代表大会宣言』(1924)
- (74) 蒋齐生 (1981) 「沙飛——中国人民革命写真事業の創立者」『中国撮影』雑誌第三期
- (75) 王雁 (2015) 『鉄血見証——我的父親沙飛』中国社会科学出版社 P25~P36 参照
- (76) 王雁 (2015) 『鉄血見証——我的父親沙飛』中国社会科学出版社 P25~P36 参照
- (77) 『生活星期刊』第二十六期 1936年11月29日、『申報図画特刊』第二百五十八期 1937年6月24日、1937年6月第五十五期『中華図画』
- (78) 王雁 (2015) 『鉄血見証——我的父親沙飛』中国社会科学出版社 P32
- (79) 王雁によると、この一枚の写真は図1である。
- (80) 王雁 (2015) 『鉄血見証——我的父親沙飛』中国社会科学出版社 P70
- (81) 璞子 (1936) 「沙飛個人撮影展」『広州国民日報 藝術』12月3日
- (82) 「沙飛写真展の作品の目録」(1937) 『沙飛撮影展會專刊』
- (83) 鄭輶奮 (1895年11月5日 - 1944年7月24日) 中国著名な記者および編集者である。
- (84) 「創刊の辞ではない」(1936) 『生活星期刊』第一巻第十二号 P134
- (85) 「創刊の辞」『生活日報』1936年6月7日
- (86) 「創刊の辞」『生活日報』1936年6月7日
- (87) 「創刊の辞」『生活日報』1936年6月7日
- (88) 「創刊の辞」『生活日報』1936年6月7日
- (89) 中国語原文：論文
- (90) 中国語原文：通訊
- (91) 「生活日報星期増刊の投稿要項」『生活星期刊』 1936年第一巻第一号
- (92) 「創刊の辞」『生活日報』1936年6月7日
- (93) 「本報は図画特刊を発行する知らせ」『申報』1934年2月24日

- (94) 「本報は图画特刊を発行する知らせ」『申報』1934年2月24日
- (95) 図8の右側の広告の上にある写真である。
- (96) 図9の左下にある。
- (97) 周瘦鶴（1895-1968）本名周国賢、筆名に瘦鶴、紫羅蘭庵主人、泣紅などがある。蘇州の人。上海の私立中学を卒業し、母校に残って教鞭をとりながら、創作と翻訳に従事。処女作は1911年の『百合魔』で、『小説月報』に掲載。フランスの小説を脚色した『愛の花』が春柳社によって上演される。『礼拝六』『紫羅蘭』『半月』『上海画報』などの刊行物を編集した。コナンドイルのホームズシリーズを翻訳するなど、訳著も多い。上海が日本軍に占領されると、創作を放棄し、盆栽店を開いて毎日を過ごした。戦後蘇州に有名な「周家花園」をつくる。1968年迫害されて死去。現在は名誉回復されている。
- (98) 雜・書館 清末から民国までの新聞紙、雑誌、図書を収蔵する。<http://www.zashuguan.cn/qikan/25340/16366.html>
- (99) 特別ページとは、新聞で文芸作品・学術論文を毎日または定期的に載せるページであり、五四時代以後は新文学・新思想を中心に載せた。
- (100) 鴛鴦蝴蝶派（えんおこちよは）中華民国初期から五四運動時期にかけて活躍した通俗文学のグループである。才子佳人の恋愛物語が多かったので、魯迅から「佳人が才子に恋をして、別れ難い思いで、柳の影や花の下にいて、まるで一対の蝴蝶か鴛鴦のようだ」と評されたことから「鴛鴦蝴蝶派」と称せられるようになったという。1914年から1923年にかけて発行した週刊『礼拝六』は影響力が強く、それによって「礼拝六派」とも呼ばれる。鴛鴦蝴蝶派は同一の思想のもとに厳密に組織された文学団体ではなく、文学的主張が共通する定期刊行物や新聞副刊およびタブロイド版の新聞を編集出版し、題材や風格がほぼ一致する作品を発表することを通して、自然発生的に形成された流派である。
- (101) 『投稿要項』（1937.8.15）『廣西日報・時代芸術』
- (102) 沙飛（1937）「展覧前において書く」『沙飛攝影展會專刊』
- (103) 沙飛（1937）「写真と救亡」『廣西日報・時代芸術』8月15日
- (104) 沙飛（1937）「写真と救亡」『廣西日報・時代芸術』8月15日
- (105) 1920、30年代、中国で行われた新旧文学の論争の中で、新文学いわゆる革命文学（プロレタリア文学、後に左翼文芸へ発展された）が提唱したスローガンである。

中華人民共和国政府情報公開条例

山本 賢二*

はじめに

2019年4月3日、「中華人民共和国政府情報公開条例」が改定公布された。2007年4月5日に同条例が制定公布されてから、12年の時を経た。この12年間は、中国にとって改革開放が成熟し、国際的には経済力で日本を遥かに超え、米国に迫ろうとする世界第2位のGDPを産出するとともに、国内的には中国共産党の総書記が胡錦濤から習近平へと受け継がれた時期に当たる。米国と世界の覇権を争うまでになった中国がいま求められていることは、その政治力と経済力に合致した発展モデルを世界に提示することである。

これより先、中国共産党第19回全国代表大会が2017年10月18日に開幕し、「小康社会の全面的達成の決戦に勝利し、新時代の中国の特色ある社会主义の偉大な勝利を勝ち取ろう」（「决胜全面建成小康社会夺取新时代中国特色社会主义伟大胜利」新华社北京10月27日电）と題する習近平総書記の活動報告、党規約を修正採択などして10月24日に閉幕した。その習報告の中にあった「すべての活動に対する党の指導を堅持する。党政軍民学、東西南北中、党がすべてを指導するものである。」（坚持党对一切工作的领导。党政军民学，东西南北中，党是领导一切的。）という表現は、同大会で一部修正され、採択された中国共産党規約（19全大会規約）に「中国共産党の指導は中国の特色ある社会主义の最も本質的な特徴であり、中国の特色ある社会主义制度の最大の優位性である。党政軍民学、東西南北中、党がすべてを指導するものである。」（中国共产党的领导是中国特色社会主义最本质的特征，是中国特色社会主义制度的最大优势。党政军民学，东西南北中，党是领导一切的。）と明記された。これは党国体制強化の宣言である。すなわち、中華人民共和国は中国共産党の国家であることを内外に明確に表明したのである。

この党国体制を評価する上で、一つの基準になるのが情報の開示であろう。情報を国民と如何に共有するかが為政者である中国共産党に問われているのである。もとより、中国共産党一党独裁の中華人民共和国が米国に替わる世界のリーダーになるには米国にも増して魅力ある国家体制を作り上げることにある。ここで「一党独裁」という言葉を筆者は使ったが、中国は「中国共産党の指導する多党協力制」（中国共产党领导的多党合作制）というもの、実際には「指導」という「独裁」であるからである。しかしながら、中国の現状を見ると、われわれがイメージしてきた「独裁」国家とはかなりの程度異なる様相にある。いわゆる「社会主义の市場メカニズム」という「自由」を経済に導入することで、これまでの共産主義国家とは全く異なる経済生活を人々が謳歌しているからである。とはいって、政治面においては、「自由」は無く、まさに「独裁」そのものであり、わけても情報については、2017年11月30日に「中国共産党党務公開条例（試行）」（中国共产党党务公开条例（试行））が採択施行されてはいるが、これは「公民」はもとより、党員などに情報の開

* やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 讲師

示を請求する権利があることなどを明記したものではなく、各級党组织に党内と党外に「党務」情報を探求する基準を示したものにすぎず、党的管理がこれまで以上に制度化されている実情がある。こうした中で、「中華人民共和国政府情報公開条例」が改定されたのである。

周知のように、中国においては党と国家の組織原則は民主集中制である。この民主集中制という上意下達のシステムの中で上級に従うことが習性化されている環境においては必然的に党的最上級に位置する総書記の意思が上意となる。であるから、習近平総書記の一挙手一投足（情報発信）が注目されるのである。そして、下級から上級、地方から中央に至る諸段階の決定の妥当性を国民が判断する上で、充分情報が公開されているのかが当面の中国の党国体制評価の試金石となるのである。すなわち、党国体制の下における国家としての決定に参与できなければ、その決定の妥当性を判断する情報が国民に開示されることが必要になる。さらに、中国が世界の将来を左右する存在になった以上、自国民のみならず、世界各国の人々にも情報を開示することが求められる。それは開かれた党国体制が備えるべき不可欠の要件の一つになるのである。

こうした問題意識を持つ筆者の関心は二点に集中した。その二点とは 1. 情報開示請求者の範囲、2. 中国共产党情報の取り扱い、であり、そこから、「条例」改定までの 12 年間に中国が新しく、開かれた党国体制構築へ前進しているのか、それとも旧態依然とした党国体制のままなのかを検証しようと考えた。

1. 情報開示請求者の範囲

2007 年版「中華人民共和国政府情報公開条例」（以下、旧「条例」とする。）はその「第十三条」に「本条例第九条、第十条、第十一条、第十二条の規定する行政機関が主体的に公開する政府情報のほか、公民、法人あるいはその他の組織は自己の生産、生活、科学研究など特殊な必要に応じて、国务院部門、地方各級人民政府および県级以上の地方人民政府部門に關係政府情報を取得する申請が出来る。」（第十三条 除本条例第九条、第十条、第十一条、第十二条規定的行政机关注动公开的政府信息外，公民、法人或者其他组织还可以根据自身生产、生活、科研等特殊需要，向国务院部门、地方各级人民政府及县级以上地方人民政府部门申请获取相关政府信息。）と規定している。すなわち、政府情報を請求できるものを「公民、法人あるいはその他の組織」としている。それに對し、2019 年版「中華人民共和国政府情報公開条例」（以下、新「条例」とする。）はその「第二十七条」で「行政機関が主体的に公開する政府情報以外、公民、法人あるいはその他の組織は地方各級政府、対外的に自らの名義で行政管理の職能を履行する県级以上の人民政府部門（本条例第十条第二項の規定する派出機関、内設機関を含む）に關係政府情報取得を申請することができる。」（第二十七条 除行政机关注动公开的政府信息外，公民、法人或者其他组织可以向地方各级人民政府、对外以自己名义履行行政管理职能的县级以上人民政府部门（含本条例第十条第二款规定的派出机构、内设机构）申请获取相关政府信息。）としている。旧「条例」と比較すると、中央政府の「国务院部門」が削除され、「地方各級人民政府」に限定されるとともに、情報開示請求者については「公民、法人あるいはその他の組織」とあり、この表現は新旧「条例」に違いが無いことが分かる。

情報の公開度を見る上で一つの指標となるのが自国民以外に、外国人にも開示請求を認めるか否かにある。例えば、1999 年 5 月に成立し、2001 年 4 月から施行された日本の「行政機関の保有す

る情報の公開に関する法律」の「第二章 行政文書の開示」の「(開示請求権)」に「第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長（前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。」と明記されている。この「何人」とはあらゆる「人」を指していて、外国人であっても、条件なしに「請求」ができる事を示している。

また、2005年（民国94年12月28日）に制定・施行された台湾の「政府情報公開法」（政府資訊公開法）もその「第9条」で「中華民国の国籍をもつとともに中華民国に籍を置く国民及びそれが設立したところの自國法人、団体は本法の規定に依って政府機関に政府情報の提供を申請することができる。中華民国のパスポートをもち国外に居留している国民も同様である。外国人も、その自國法令に依って中華民国国民のその政府情報提供申請を制限していない限りにおいて、本法に依ってこれを申請することができる。」（第9條 具有中華民國國籍並在中華民國設籍之國民及其所設立之本國法人、團體，得依本法規定申請政府機關提供政府資訊。持有中華民國護照僑居國外之國民，亦同。外國人，以其本國法令未限制中華民國國民申請提供其政府資訊者為限，亦得依本法申請之。）として、「自國法令に依って中華民国国民のその政府情報提供申請を制限していない限り」という制限を付けてはいるが、外国人にも情報開示請求を認めている。

もとより、中国においても、旧「条例」施行後、国务院弁公庁秘書局は「外国公民、法人あるいはその他の組織の我が行政機関への政府情報公開申請問題についての処理意見」（国务院办公厅秘书局关于外国公民、法人或其他组织向我行政机关申请公开政府信息问题的处理意见（国办秘函〔2008〕50号））を2008年に下達している。これは国家発展改革委員会弁公庁の書簡（《关于请明确能否受理国外驻华机构和人员申请政府信息公开事宜的函》（发改办〔2008〕1057号）收悉。現函復如下）に対し返信という形式を取り、次のように回答している。「一、わが国域内の外国人公民、法人あるいはその他の組織が生産、生活、科学研究など特殊な必要によって、我が行政機関に關係政府情報取得を申請することについては、わが行政機関によって『中華人民共和国政府情報公開条例』の関係規定に合わせて処理される。わが国域外の外国人公民、法人あるいはその他の組織が我が行政機関に政府情報公開の申請を提出することについては、我が行政機関はこれを受理しない。」（一、在我国境内的外国公民、法人或其他组织，因生产、生活、科研等特殊需要，向我行政机关申请获取相关政府信息，由我行政机关依照《中华人民共和国政府信息公开条例》有关规定办理。在我国境外的外国公民、法人或其他组织向我行政机关提出政府信息公开申请的，我行政机关不予受理。）。すなわち、「条例」には明記されないものの、「域内の外国人公民、法人あるいはその他の組織」は情報開示請求者になり得るということである。この「処理意見」は新「条例」施行後も継承されていて、実質的には外国人にも開示請求を認めてはいる。

しかし、問題はなぜそれを新「条例」に明記しなかったのかということである。一通の「処理意見」だけで解釈が変更できる現況は、新「条例」施行までの12年間、情報公開について何らの進歩もなかったということに等しい。さらに、前述した「国务院部門」の削除が中央政府の関連機関が情報開示請求の対象でなくなったことを意味するとすれば、むしろ公開範囲は縮小したと言うべきであろう。

2. 中国共産党情報の取り扱い

ここで筆者がなぜ中国共産党の情報を政府情報公開に絡めて議論するかというと、日本においても、また台湾においても政党の情報は行政を司る政府情報の範疇に入らないものであり、その対象になっていないが、中国においてはその特色である「中国共産党の指導」がその党国体制の前提にあるからである。そして、それは、1988年に制定され翌年5月から施行された「中華人民共和国国家秘密保護法」（「中华人民共和国保守国家秘密法」）に明文化されている。同法は2010年4月に改正されたが、関係条項には大きな相違はない。前者を旧法、後者を新法と称して議論を進めるに、旧法ではその「第八条」に「国家秘密とは本法の第二条の規定に合致した下記の秘密事項を含む。」（国家秘密包括符合本法第二条规定的下列秘密事项：）として7項目を挙げた後に、「本法の第二条に合致しないものは、国家秘密に属さない。政党の秘密事項の中で本法第二条の規定に合致するものは、国家秘密に属する。」（不符合本法第二条规定的，不属于国家秘密。政党的秘密事项中符合本法第二条规定的，属于国家秘密。）としている。

また、新法でも「第九条」で「下記の国家の安全と利益にかかる事項で、漏洩されると国家の政治、経済、国防、外交などの領域の安全と利益を損なう可能性があるものは国家秘密と確定すべきである。」（「第九条 下列涉及国家安全和利益的事项，泄露后可能损害国家在政治、经济、国防、外交等领域的安全和利益的，应当确定为国家秘密：」）として7項目を挙げた後、「政党の秘密事項の中で前項の規定に合致するものは、国家秘密に属する。」（「政党的秘密事项中符合前款规定的，属于国家秘密。」）としている。

以上のように、旧法と新法に関わらず、「政党の秘密事項」も「国家秘密」になることを明示しているのである。

そして、旧法と新法それぞれにある「前項の規定」にあたる7項目は下記の通りである。ここでは新法を引用したが、旧法とは若干の表現が異なるだけであり、ほぼ旧法から踏襲されたものである。

（一） 国家の実務的重大政策決定の中における秘密事項。（「（一）国家事务重大决策中的秘密事项；」）

（二） 国防建設と武装勢力の活動の中における秘密事項。（「（二）国防建设和武装力量活动中的秘密事项；」）

（三） 外交と外事活動の中における秘密事項および対外的に秘密保護の義務を負う秘密事項。（「（三）外交和外事活动中的秘密事项以及对外承担保密义务的秘密事项；」）

（四） 国民経済と社会発展の中における秘密事項。（「（四）国民经济和社会发展中的秘密事项；」）

（五） 科学技術の中の秘密事項。（「（五）科学技术中的秘密事项；」）

（六） 国家安全擁護活動と刑事犯罪捜査の中の秘密事項。（「（六）维护国家安全活动和追查刑事犯罪中的秘密事项；」）

（七） 国家秘密保護行政部門によって確定されたその他の秘密事項。（「（七）经国家保密行政管理部门确定的其他秘密事项。」）

ここで指摘しなければならないことは、国家秘密を定義している「第二条」についてである。「第二条」は新旧いずれも「国家秘密とは国家の安全と利益に関係し、法定手続きによって確定し、一定期間内において一定範囲の人員だけに知られる事項である。」（「第二条 国家秘密是关系国家的

安全和利益、依照法定程序确定，在一定时间内只限一定范围的人员知悉的事项」)」としている。この「第二条」は前述したように、旧法では「第八条」にも明記されているが、新法の「第九条」では削除されている。それが意味するところは、「法定手続きによって確定し」という文言のある「第二条」を旧法のように加えたままであると、政党（中国共産党）の秘密事項についても法律によって確定する必要が出てくるため、大義名分の「第二条」はそのまま残し、政党の情報についても触れた「第九条」では削除したのであろう。これを拡大解釈すれば「第九条」に規定された「秘密事項」は「法定手続き」無しに創り出されることにもなる。こうした修正は曖昧さを残し、異なる解釈を可能とする。

おわりに

「合久必分 分久必合」、中国という大地における権力の在り方は「統一が久くなると、分裂に向かい、分裂が久くなると統一に向かう」、権力をもつ為政者はいつも天下の統一を目指してきた。いま、為政者としての中国共産党が国家を分裂に導く分権など認めるはずもなく、中央集権的な国家システムによってその権力を維持しようとしているのも中国における伝統的王朝支配を彷彿させる。民主集中制という組織原則はそのために有効に機能しており、情報についても下級と上級ではその量と質が異なる。さらに、中国共産党党内と党外でも異なるのが現況である。政党としての中国共産党の秘密事項が「国家秘密」として守られるのであれば、それを守らなければならない「公民」に共産党の情報で何が「国家秘密」になるのかを明らかにしなければならない。そのためには「条例」の中に、中国共産党情報の取り扱いを明記する必要があろう。

政治が富の分配を一義的任務であるとするならば、党国体制の下で国家予算と同様に党の予算も公開されるべきであろう。党员以外、中国共産党の収入支出を知る「公民」がいるであろうか。党员であっても、どのレベルまでそれを知っているかは詳らかではないが、党の活動報告には収支について一切言及されていないことを考えると、一般党员はそれを知らないであろう。また、国家の資産と党の資産を明確に分離する必要もある。国家の資産は「公民」が管理し、党の資産は党员が管理すべきものであるからである。さらに言えば、反腐敗闘争が政敵排除に利用してきたことは周知のことであるが、本来腐敗を一掃するのに必要なのは腐敗を生まないようにするための情報開示にある。

こうした議論は、最終的には情報は誰のものであるのかという命題にたどり着く。言い古された言葉を繰り返せば、情報は「われわれ国民のものである」となるのだが、実際にはいかなる体制の下にあっても為政者によって国益と公益に基づきそれが管理されるものである。中国が党国体制を一つのモデルとするならば中国共産党—中華人民共和国—中国国民の三者が情報を共有できるシステムを構築し、それに外国人も自由にアクセスできるようになることが一つの努力目標としてあるべきであり、その実現は中国が米国に替ってより魅力のある世界のリーダーになり得る要件の一つともなるはずである。

しかし、政党（中国共産党）の情報は「法」によって守られる一方、情報公開の対象にならず、新「条例」に明記されなかったこと。さらに、「条例」が日本や台湾のように「法」のレベルにまで高められなかったこと。そして、中央政府の「國務院部門」が削除されたことなどから、改定された新「条例」は12年の時間の経過に関わらず、新しい中国モデルの提示はおろか、情報の共有

を基礎とした開かれた党国体制構築にも程遠く、旧態依然とした「一党独裁」という言葉に象徴される党国体制にあることを示すものであった。

最後に、メディア管理について付言すると、「党と国家の機構改革深化方案」(《深化党和国家机构改革方案》)に基づいて、2018年3月に中央テレビ局(CCTV)、中央人民放送局、中国国际放送局が合併して、中央放送テレビ総台(中央广播电视台总台(China Media Group))が設置されたが、国务院直属事業単位として、中共中央宣伝部の指導を受けることが明確化された。同時に、これまでの国家新聞出版放送テレビ総局(国家新闻出版广电总局)の新聞出版管理と映画管理の職責は国家映画局(国家电影局)と国家新聞出版署・国家版権局(国家新闻出版署・国家版权局)に改編され、中共中央宣伝部によって統一管理されるようになった。このようにメディア管理部門の情報は「指導」という名の下で中共中央宣伝部によって一括管理されることになり、「公民」などからの情報開示請求の対象とならなくなっている。

この新「条例」公表に当たって、司法部の責任者が「公開を常態とし、非公開を例外とする」(公开为常态、不公开为例外)(法制日報2019.4.16)として改定の趣旨を述べている。確かに技術面においては旧「条例」に比べ明確になったが、「公民」の「知る権利」という視座に立つと、上述した点から、新「条例」は、前進はおろか、むしろ後退したというべきかもしれない。

なお、本欄に資料として掲載した(1)2019年版「中華人民共和国政府情報公開条例」は本学大学院新聞学研究科在籍の孫鎧錠、任雨婷、李韵涵、趙沙、劉馨凝、芮玉潔、王默、吳柳の諸君と武藏野学院大学大学院博士後期課程国際コミュニケーション研究科在籍の孫鑫鈺さんが日本語に試訳し、芮玉潔さんが整理した。また、(2)2007年版「中華人民共和国政府情報公開条例」は筆者が以前に試訳したものを一部修正して転載した。そして、比較参考資料として、(3)2017「中国共产党党務公開条例(試行)」(中国共产党党务公开条例(试行))(原文のみ)と台湾において2005年(民国94年12月28日)に制定・施行された(4)中華民国「政府情報公開法」(政府資訊公開法)(原文のみ)、を後掲している。

資料

- (1) 2019年版「中華人民共和国政府情報公開条例」(日訳)
(原文) 2019年版「中华人民共和国政府信息公开条例」
- (2) 2007年版「中華人民共和国政府情報公開条例」(日訳)
(原文) 2007年版「中华人民共和国政府信息公开条例」
- (3) 2017「中国共产党党務公開条例(試行)」(原文)
- (4) 中華民国「政府資訊公開法」(原文)

- (1) 2019年版「中華人民共和国政府情報公開条例」(日訳)

中華人民共和国政府情報公開条例

第一章 総則

第一条 公民、法人およびその他の組織が法に基づいて政府の情報を取得することを保障し、政府の活動の透明度を向上させ、法治政府を建設し、人民大衆の生産、生活および経済社会活動に対する政府情報のサービスの役割を充分發揮させるため、本条例を制定する。

第二条 本条例の称するところの政府情報とは、行政機関が行政管理職能を履行する過程において作成あるいは取得したもので、一定の形式によって記録、保存された情報を指す。

第三条 各級人民政府は政府情報公開活動に対する組織的指導を強化すべきものとする。

國務院弁公庁は全国の政府情報公開活動の主管部門であり、全国の政府情報公開活動を推進、指導、調整、監督する責任を負う。

県级以上の地方人民政府弁公庁（室）は当該行政区域の政府情報公開活動の主管部門であり、当該行政区域の政府情報公開活動を推進、指導、調整、監督する責任を負う。

垂直指導を実行する部門の弁公庁（室）は当該系統の政府情報公開活動を主管する。

第四条 各級人民政府および県级以上の人民政府部門は当該行政機関の政府情報公開活動制度をつくり、健全にさせるとともに、併せて機関（以下政府情報公開活動機関と総称する）を指定し、当該行政機関の政府情報公開の日常活動の責任を負わせるべきものとする。

政府情報公開活動機関の具体的職能は：

（一）当該行政機関の政府情報公開事項を処理する。

（二）当該行政機関の公開する政府情報を維持更新する。

（三）当該行政機関の政府情報公開案内、政府情報公開目録および政府情報公開活動年次報告を組織編成する。

（四）公開しようとする政府情報の審査を組織展開する。

（五）当該行政機関の規定する政府情報公開と関係するその他の職能。

第五条 行政機関の政府情報公開は、公開を常態にし、非公開を例外にすることを堅持し、公正、公平、合法、便民の原則を遵守すべきものとする。

第六条 行政機関は政府情報を適時に、正確に公表すべきものとする。

行政機関は社会の安定に影響を及ぼすか影響を与える可能性のある、社会と経済の管理秩序を混乱させる虚偽あるいは不完全な情報を見つけたら、正確な政府情報を発表し、それを正すべきものとする。

第七条 各級人民政府は積極的に政府情報公開活動を推進し、政府情報公開活動の内容を段階的に増加すべきものとする。

第八条 各級人民政府は、政府情報資源の規範化、標準化、情報化管理を強化し、インターネット政府情報公開プラットフォームの建設を強化し、政府情報公開プラットフォームと政府サービスプラットフォーム融合を推進し、政府情報公開のオンライン処理レベルを向上すべきものとする。

第九条 公民、法人及びその他の組織は、行政機関の政府情報公開活動に対して監督を行うとともに、批判と提案を行う権利を有する。

第二章 公開の主体と範囲

第十条 行政機関が作成した政府情報は、当該政府情報を作成した行政機関によって責任をもつ

て公開すべきものとする。行政機関が公民、法人、その他の組織から取得した政府情報は、当該政府情報を保存する行政機関によって責任をもって公開すべきものとする。行政機関が取得したその他の行政機関の政府情報は、当該政府情報を作成したかまたは最初に取得した行政機関によって責任をもって公開すべきものとする。法律、法規で政府情報公開に対する権限について他に規定のあるものは、その規定に従う。

行政機関が設立した派出機関、内設機関で法律、法規に基づいて対外的に行政管理機能を自らの名義で履行する場合には、当該派出機関、内設機関が行政管理機能の履行に関わる政府情報の公開活動の責任を負うことができる。

二つ以上の行政機関が共同で作成した政府情報は、先頭で作成した行政機関によって責任をもって公開すべきものとする。

第十一條 行政機関は政府情報公開調整メカニズムをつくり、健全にさせるべきものとする。行政機関が公開する政府情報が、その他の機関に関わる時は、関係機関と協議して確認を行い、行政機関が公開する政府情報が正確一致することを保証すべきものとする。

行政機関の政府情報の公開で、法律、行政法規および国家の関係規定に合わせて承認を必要とするものは、承認を得て公開することができる。

第十二条 行政機関が編成公布する政府情報公開案内および情報公開目録は適時に更新すべきものとする。政府情報公開案内には、政府情報の分類、編成配列体系、取得方法および政府情報公開活動機関の名称、勤務地点、勤務時間、連絡電話、FAX番号、インターネット連絡方式などの内容を含む。

政府情報公開目録には、政府情報の索引、名称、内容概略、作成期日などの内容を含む。

第十三条 本条例第十四条、第十五条、第十六条の規定する政府情報を除き、政府情報は公開すべきものとする。

行政機関が政府情報を公開するには、自主的公開と申請による公開の方式を探る。

第十四条 法律に基づいて国家秘密と確定された政府情報、法律、行政法規によって公開を禁止された政府情報、および公開されれば国家の安全、公共の安全、経済の安全、社会の安定に危害をあたえる可能性がある政府情報は、公開することができない。

第十五条 商業秘密、個人のプライバシーに関わり、公開すると第三者の合法的な権益に損害をあたえるであろう政府情報は公開してはならない。しかし、第三者が公開に同意するかあるいは行政機関が公開しないと公共の利益に重大な影響を与えると認めた場合、公開することができる。

第十六条 行政機関の人事管理、後勤管理、内部プロセスなどの分野の情報を含む内部事務情報は公開しないことができる。

行政機関が行政管理職能を履行する過程で作られた討議記録、過程原稿、交渉書簡、指示要請報告など過程的な情報及び行政法執行案件の情報は、公開しないことができる。法律、法規、規程が上記の情報を公開すべきであると規定するものは、その規定に従う。

第十七条 行政機関は政府情報公開審査メカニズムをつくり、健全にし、審査の手続きおよび責任を明確にすべきものとする。

行政機関は「中華人民共和国国家秘密保護法」及びその他の法律、法規や国家の関係規定に合わせて公開しようとする政府情報に対して審査を行うべきものとする。

行政機関は政府情報を公開できるかどうか確定できない時は、法律、法規、および国家の関係規定に合わせて関係主管部門または秘密保護行政管理部門に報告、確定を求めるべきものとする。

第十八条 行政機関は政府情報管理の動態調整メカニズムをつくり、健全にし、当該行政機関が公開することができない政府情報に対して定期的な評価審査を行い、情勢の変化によって公開できる政府情報は公開すべきものとする。

第三章 主体的公開

第十九条 公衆の利益の調整に関わり、公衆が広範に知るか或いは公衆が政治参与する必要がある政府情報に対しては、行政機関は主体的に公開すべきものとする。

第二十条 行政機関は本条例第十九条の規定に合わせて、当該行政機関の下記の政府情報を主体的に公開すべきものとする。

- (一) 行政法規、規程と規範的文書。
- (二) 機関の職能、機構の設置、勤務地点、勤務時間、連絡方式、責任者の氏名。
- (三) 国民経済と社会発展計画、特定項目計画、区域計画及び関連政策。
- (四) 国民経済と社会発展統計情報。
- (五) 行政許可と他の対外管理サービス事項を処理した根拠、条件、手続き及び処理結果。
- (六) 行政処罰、行政執行を実施した根拠、条件、手続及び当該行政機関によって一定の社会的影響力を持つと認定められた行政処罰決定。
- (七) 財政予算、決算情報。
- (八) 行政事業性料金徴収項目及びその根拠、基準。
- (九) 政府の集中購入項目の目録、基準及び実施状況。
- (十) 重大な建設プロジェクトの承認と実施情況。
- (十一) 貧困扶助、教育、医療、社会保障、就業促進等の分野の政策、措置及びその実施情況。
- (十二) 突発公共事件の応急マニュアル、警戒情報及び対応情況。
- (十三) 環境保護、公共衛生、安全生産、食品薬品、製品品質の監督検査情況。
- (十四) 公務員試験の職域、定員、応募条件等の事項及び採用結果。
- (十五) 法律、法規、規定及び国家の関連法令により、主体的に公開すべきと規定されているその他の情報。

第二十一条 本条例の第二十条に規定されている政府情報以外、区を設けている市級人民政府、県級人民政府及びその部門はまた当該地方の具体的な状況に基づいて、市政建設、公共サービス、公益事業、土地の徴収、家屋の徴収、治安管理、社会救済などの分野の政府情報を主体的に公開すべきものとする。郷（鎮）人民政府は当該地方の具体的な状況に基づいて、農業農村政策、農地の水利工事の建設と運営、農村土地請負經營権の回転、宅地使用状況の審査承認、土地の徴収、家屋の徴収、資金調達労働者調達、社会救済などの分野の政府情報も主体的に公開すべきものとする。

第二十二条 行政機関は本条例の第二十条、第二十一条の規定に従って、主体的に公開する政府情報の具体的な内容を確認し、併せて上級行政機関の配置によって、主体的に公開する内容を絶えず増やすべきものとする。

第二十三条 行政機関は政府情報公表メカニズムをつくり、健全にさせ、主体的に公開する政府情報を政府広報、政府ホームページ或いはその他のインターネット政務媒体、プレス発表会および新聞雑誌、ラジオ、テレビなどのルートを通じて公開すべきものとする。

第二十四条 各級人民政府は政府ポータルサイトに託して政府情報を公開する活動を強化すべきであり、統一された政府情報公開プラットフォームを利用し主体的に公開する政府情報を集中的に公表する。政府情報公開プラットフォームは情報検索、閲覧、ダウンロードなどの機能を備えるべきである。

第二十五条 各級人民政府は国家公文書館、公共図書館、政務サービス所において政府情報閲覧所を設置するとともに、相応の施設、設備を配備し、公民、法人とその他の組織が政府情報を取得する上で便宜を与えるべきものとする。

行政機関は必要に応じて公共閲覧室、資料受領窓口、情報公告掲示板、電子情報ディスプレイなどの場所、施設を設置し、政府情報を公開することができる。

行政機関は適時に国家公文書館、公共図書館に主体的に公開する政府情報を提供すべきものとする。

第二十六条 主体的に公開する範囲に属する政府情報は、当該政府情報ができたかあるいは変更の日から作業日 20 日以内に適時に公開すべきものとする。法律、法規で政府情報公開の期限に対して別の規定のあるものは、その規定に従う。

第四章 申請による公開

第二十七条 行政機関が主体的に公開する政府情報を除き、公民、法人あるいは他の組織は、地方の各級人民政府、対外的に自己の名義により行政管理職能を履行する県级以上の人民政府部門（本条例の第十条第 2 款に規定する派出機関、内設機関を含む）に対して、関連する政府情報の取得を申請することができる。

第二十八条 本条例第二十七条に規定する行政機関は、政府情報公開の申請のルートをつくり健全にし、申請人が法律に基づいて政府の情報を取得するための便宜を提供すべきものとする。

第二十九条 公民、法人あるいは他の組織が政府情報を取得申請する場合は、行政機関の政府情報公開活動機関に提出し、併せて書簡、データメッセージを含む書面形式を採用すべきものとする；書面形式採用に確かに困難がある場合は、申請人が口頭で申し出ることができ、当該申請を受理する政府情報公開活動機関が代わって政府情報公開申請を書くことができる。

政府情報公開申請には下記の内容が含まれるべきものとする。

- (一) 申請人の姓名あるいは名称、身分証明、連絡方法。
- (二) 公開申請する政府情報の名称、文書番号あるいは行政機関の照会を容易にするその他の特徴的な記述。
- (三) 公開申請する政府情報を取得する方式や経路を含む形式についての要望。

第三十条 政府情報公開申請の内容が不明確な場合は、行政機関が指導と解釈を与えるとともに、申請を受けた日から作業日 7 日以内に一括申請人に通知し、補正が必要な事項と適正な補正期限を説明すべきものとする。回答期限は、行政機関が補正の申請を受けた日から計算する。申請人が正当な理由なくして期限を過ぎても補正しない場合、申請を放棄したものとみなし、行政機関は

当該政府情報公開申請を処理しない。

第三十一条 行政機関が政府情報公開の申請を受けた時期は、次の規定に基づいて確認する。

(一) 申請人が直接政府情報公開の申請を提出した場合、申請を提出した日を申請を受け付けた日と見なす。

(二) 申請人が郵送方式で政府情報公開の申請を提出した場合、行政機関が受領した日を申請を受け付けた日とする。通常の手紙など受領印の必要がない郵送方式で政府情報公開申請を提出した場合、政府情報公開業務機関は、申請を受け取った日に申請人と確認し、確認した日を申請を受け付けた日とする。

(三) 申請人がインターネットのルートまたは政府情報公開活動機関のFAXを通じて政府情報公開申請をした場合、双方が確認した日を申請を受け付けた日とする。

第三十二条 申請に基づいて、公開される政府情報の公開が第三者の合法な権益を損なうであろう場合、行政機関は書面で第三者の意見を聴取べきものとする。第三者は意見聴取書を受領した日から作業日15日以内に意見を提出すべきものとする。第三者が期限を超えて意見が出せなかった場合は、行政機関によって条例の規定に基づいて公表するかどうかを決定する。第三者が開示に同意せず、それに合理的な理由がある場合は、行政機関は公開しない。行政機関は、公開しないことが公共の利益に重大な影響を及ぼす恐れがあると判断した場合は、公開することを決定すると共に、公開を決定した政府情報の内容と理由を第三者に書面で通知することができる。

第三十三条 行政機関は政府情報公開申請を受け付けたら、その場で回答できるものはその場で回答すべきものとする。

行政機関がその場で回答できない場合、申請を受けた日から作業日20日以内に回答すべきものとする。回答期限を延長する必要がある場合、政府情報公開活動機関の責任者の同意を得るとともに申請人に告知すべきものとし、延長期限は最長で作業日20日を超えてはならない。

行政機関が第三者及びその他の機関に意見を求めるのに必要な時間は前款規定の期限内に計算されない。

第三十四条 公開が申請された政府情報で二つ以上の行政機関が共同で制作したものは、先頭で作成した行政機関が政府情報公開申請を受けた後、関連する行政機関の意見を求めることができ、意見を求められた行政機関は意見聴取書を受け取った日から15作業日以内に意見を提出すべきであり、期限を超えて意見が提出されなかった場合は公開に同意したものと見なす。

第三十五条 申請人の政府情報公開申請の数と頻度が明らかに合理的な範囲を超えている場合、行政機関は申請人に理由の説明を要求することができる。行政機関は申請理由が不合理であると判断したものは、申請人に処理しないことを告知する。行政機関は申請理由は合理的であると判断するが、本条例第三十三条に規定する期限内に申請人に回答できないものは回答を延期した合理的な期限を確定し、併せて申請人に告知することができる。

第三十六条 政府情報公開申請に対して、行政機関は下記の状況に従ってそれぞれ回答を行う。

(一) 公開申請されたところの情報がすでに主体的に公開されているものは、申請人に当該政府情報の取得方法とルートを告知する。

(二) 公開申請されたところの情報が公開できるものは、申請人に当該政府情報を提供するか、あるいは当該政府情報の取得方法、ルート及び時間を告知する。

(三) 行政機関が本条例の規定に従って公開することができないことを決定したものは、申請人に公開することができないことを告知し、併せて理由を説明する。

(四) 検索によって、公開申請されたところの情報が存在しない場合は、申請人に当該政府情報が存在しないことを告知する。

(五) 公開申請されたところの情報が当該行政機関の公開の責任をもつものに属さないものは、申請人に告知し、併せて理由を説明する。当該政府情報を責任をもって公開できる行政機関を確認できる場合、申請人に当該行政機関の名称、連絡方法を告知する。

(六) 行政機関は申請人が提出した政府情報公開の申請についてすでに回答していて、申請人が同じ政府情報の公開を重複し申請したものについては、申請人に重複して処理しないことを告知する。

(七) 公開申請されたところの情報が工商と不動産登記資料などに属する情報で、関係法律、行政法規に情報の取得に特別な規定があるものは、申請人に関係法律、行政法規の規定に従って処理することを告知する。

第三十七条 公開申請された情報の中に公開すべきではない、あるいは政府情報に属さない内容が含まれていて、区別して処理できるものについては、行政機関は申請人に対して公開できる政府情報内容を提供し、併せて公開することができない内容についての理由を説明すべきものとする。

第三十八条 行政機関が申請人に提供する情報は、すでに作成または取得された政府情報とすべきものとする。本条例第三十七条の規定に合わせて区別して処理できるもの以外、行政機関が既存の政府情報に対して加工、分析する必要があるものは、行政機関は提供しないことができる。

第三十九条 申請人が政府情報公開申請の形式で投書来訪、苦情、摘発等の活動を行った場合、行政機関は、申請人に政府情報公開申請として処理しないことを告知し、併せて相応のルートを通じて提出できることを告知できる。

申請人が提出した申請内容が行政機関に政府公報、新聞雑誌、書籍等公開出版物の提供を要求しているものは、行政機関は取得するルートを告知することができる。

第四十条 行政機関は申請により政府情報を公開する際、申請人の要求及び行政機関が政府情報を保存する実際の状況によって、政府情報を提供する具体的な形式を確定すべきものとする。申請人が要求する形式に基づいて政府情報を提供するには、政府情報キャリアーの安全を脅かす可能性があるかあるいは公開コストが高すぎるものは、電子データ及びその他の適当な形式を通じて提供するか、あるいは申請人に関係政府情報を閲覧させ、書き写せることができる。

第四十一条 公民、法人あるいはその他の組織は行政機関が提供したそれ自身に関係する政府情報の記録が正確ではないことを証明する証拠をもつ場合、当該行政機関に訂正を要求することができる。訂正する権限をもつ行政機関は審査して事実であった場合、訂正するとともに、併せて申請人に告知すべきものとする。当該行政機関の職能の範囲に属さない場合、行政機関は訂正する権限をもつ行政機関に転送し処理をゆだねるとともに、併せて、申請人に告知、あるいは申請人に訂正する権限をもつ行政機関に提出することを告知すべきものとする。

第四十二条 行政機関は申請により政府情報を公開する際、料金を受け取らない。しかし、申請人が政府情報公開を申請した数量、頻度が合理的な範囲を超える場合、行政機関は情報処理費を受け取ることができる。

行政機関の情報処理費を受け取る具体的な方法は国務院価格主管部門が国務院財政部門、全国政

府情報公開活動主管部門とともに制定する。

第四十三条 政府情報公開を申請した公民に閲覧困難あるいは視聴障害がある場合、行政機関はそのために必要な援助を提供するべきものとする。

第四十四条 複数の申請人が同じ政府情報について同一行政機関に公開申請を提出し、しかも当該政府情報が公開できるものに属する場合、行政機関は主体的に公開できる範囲に入れることができる。行政機関が申請に応じて公開する政府情報に対して、申請人が公衆の利益の調整に関連し、公衆が広範に知らなければならない、あるいは公衆が政策決定に参与する必要があると考えた場合、行政機関にその情報を主体的に公開する範囲に入れることを提案することができる。行政機関は審査して主体的に公開する範囲に属するものと認められると考えたば場合、適時に主体的に公開すべきものとする。

第四十五条 行政機関は政府情報の公開申請登録、審査、取り扱い、回答、文書保存の活動制度を確立、健全にし、活動規範を強化すべきものとする。

第五章 監督と保障

第四十六条 各級人民政府は情報公開評価制度、社会評議制度及び責任追及制度を作り、健全にさせ、定期的に政府情報公開活動に対して考課、評議を行うべきものとする。

第四十七条 政府情報公開活動主管部門は政府の情報公開に対して日常的な指導と監督検査を強化すべきものとする。要求に沿って情報公開活動を行わない行政機関に対し、整頓的改善または通報批判を行うべきものとする。責任を負う指導者及び直接的責任者に対して責任を追及する必要があるものは、法律に基づいて権限をもつ機関に処理の提案を提起する。

公民、法人或いはその他の組織は、行政機関が要求に沿って主体的に政府情報を公開せず、又は政府情報公開申請に対して法に基づいて処理の返答を行わないと考えた場合、政府情報公開活動主管部門に提起することができる。政府情報公開活動主管部門の調査結果が事実であった場合、督促、整頓しながら改善、あるいは通報批判を行うべきものとする。

第四十八条 政府情報公開活動主管部門は行政機関の政府情報公開活動要員に対して、定期的に訓練を行うべきものとする。

第四十九条 県級以上の人民政府部門は毎年1月31日までに当該級政府情報公開活動主管部門に当該行政機関の前年度の政府情報公開活動年次報告を提出するとともに社会に公表すべきものとする。

県級以上の地方人民政府の政府情報公開活動主管部門は毎年3月31日までに社会に当該級政府前年度政府情報公開活動年次報告を公表すべきものとする。

第五十条 政府情報公開活動年次報告は以下の内容を含むべきものとする。

- (一) 行政機関が主体的に政府情報を公開した状況。
- (二) 行政機関が政府情報公開申請を受け付け、処理した状況。
- (三) 政府情報公開業務について行政再議が申請され、行政訴訟が提起された状況。
- (四) 政府情報公開業務に存在している主な問題及び改善状況、各級人民政府の政府情報公開業務年次報告はさらに勤務考課、社会評議及び責任を追究した結果の状況も含むべきものとする。

(五) その他の報告が必要な事項。

全国政府情報公開活動主管部門は政府情報公開活動年次報告の統一書式を公表するとともに、併せて適時に更新すべきものとする。

第五十一条 公民、法人またはその他の組織は行政機関が政府の情報公開業務活動においてその合法的権益を侵害すると認めた場合、一級上の行政機関または政府情報公開活動主管部門に対してクレーム、摘発することができ、法律に基づいて行政再議を申請すること、あるいは行政訴訟を提起することもできる。

第五十二条 行政機関が本条例の規定に違反し、政府の情報公開に関する制度システムを確立し、健全にしていない場合、一級上の行政機関が是正を命ずる。情状が重大である場合、責任を負う指導者と直接的責任者に対し、法により処分を与える。

第五十三条 行政機関が本条例の規定に違反し、次のいずれかにあたる場合、一級上の行政機関が是正を命ずる。情状が重大である場合、責任を負う指導者と直接的責任者に対して法により処分を与える。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

(一) 法律に基づいて政府の情報公開の職能を履行しない。

(二) 公開された政府情報の内容、政府情報公開案内及び政府情報公開目録を適時に更新しない。

(三) 本条例の規定に違反するその他の状況。

第六章 付則

第五十四条 法律、法規によって権限を与えられた公共事務を管理する職能を有する組織の政府情報公開活動は、この条例を適用する。

第五十五条 教育、衛生健康、給水、電力供給、ガス供給、熱供給、環境保護、公共交通など人民大衆の利益と密接に関係する公共企業、事業単位は、社会公共サービスを提供する過程で作成、入手した情報を公開する場合、関連法律、法規及び国務院の主管部門または機関の規定に従って執行する。全国政府情報公開活動主管部門は、実際の必要に応じて専門的な規定を制定することができる。

前款に規定された公共企業、事業単位が関連する法律、法規及び国務院の関連主管部門又は機関の規定に従わず社会公共サービスを提供する過程で作成、入手した情報を公開した場合、公民、法人またはその他の組織は、関連主管部門または機関に対して申し立てることができ、申し立てを受けた部門または機関は、速やかに調査処理を行うとともに、その処理結果を申し立て人に告知すべきものとする。

第五十六条 この条例は 2019 年 5 月 15 日から施行する。

(翻訳：孫鑫鈺 孫鐸鋐 任雨婷 李韵涵 趙沙 劉馨凝 芮玉潔 王默 吳柳・整理：芮玉潔)

(原文) 2019 年版「中华人民共和国政府信息公开条例」

中华人民共和国政府信息公开条例

第一章 总则

第一条 为了保障公民、法人和其他组织依法获取政府信息，提高政府工作的透明度，建设法治政府，充分发挥政府信息对人民群众生产、生活和经济社会活动的服务作用，制定本条例。

第二条 本条例所称政府信息，是指行政机关在履行行政管理职能过程中制作或者获取的，以一定形式记录、保存的信息。

第三条 各级人民政府应当加强对政府信息公开工作的组织领导。

国务院办公厅是全国政府信息公开工作的主管部门，负责推进、指导、协调、监督全国的政府信息公开工作。

县级以上地方人民政府办公厅（室）是本行政区域的政府信息公开工作主管部门，负责推进、指导、协调、监督本行政区域的政府信息公开工作。

实行垂直领导的部门的办公厅（室）主管本系统的政府信息公开工作。

第四条 各级人民政府及县级以上人民政府部门应当建立健全本行政机关的政府信息公开工作制度，并指定机构（以下统称政府信息公开工作机构）负责本行政机关政府信息公开的日常工作。

政府信息公开工作机构的具体职能是：

- (一) 办理本行政机关的政府信息公开事宜；
- (二) 维护和更新本行政机关公开的政府信息；
- (三) 组织编制本行政机关的政府信息公开指南、政府信息公开目录和政府信息公开工作年度报告；
- (四) 组织开展对拟公开政府信息的审查；
- (五) 本行政机关规定的与政府信息公开有关的其他职能。

第五条 行政机关公开政府信息，应当坚持以公开为常态、不公开为例外，遵循公正、公平、合法、便民的原则。

第六条 行政机关应当及时、准确地公开政府信息。

行政机关发现影响或者可能影响社会稳定、扰乱社会和经济管理秩序的虚假或者不完整信息的，应当发布准确的政府信息予以澄清。

第七条 各级人民政府应当积极推进政府信息公开工作，逐步增加政府信息公开的内容。

第八条 各级人民政府应当加强政府信息资源的规范化、标准化、信息化管理，加强互联网政府信息公开平台建设，推进政府信息公开平台与政务服务平台融合，提高政府信息公开在线办理水平。

第九条 公民、法人和其他组织有权对行政机关的政府信息公开工作进行监督，并提出批评和建议。

第二章 公开的主体和范围

第十条 行政机关制作的政府信息，由制作该政府信息的行政机关负责公开。行政机关从公民、法人和其他组织获取的政府信息，由保存该政府信息的行政机关负责公开；行政机关获取的其他行政机关的政府信息，由制作或者最初获取该政府信息的行政机关负责公开。法律、法规对政府信息公开的权限另有规定的，从其规定。

行政机关设立的派出机构、内设机构依照法律、法规对外以自己名义履行行政管理职能的，可以由该派出机构、内设机构负责与所履行行政管理职能有关的政府信息公开工作。

两个以上行政机关共同制作的政府信息，由牵头制作的行政机关负责公开。

第十二条 行政机关应当建立健全政府信息公开协调机制。行政机关公开政府信息涉及其他机关的，应当与有关机关协商、确认，保证行政机关公开的政府信息准确一致。

行政机关公开政府信息依照法律、行政法规和国家有关规定需要批准的，经批准予以公开。

第十三条 行政机关编制、公布的政府信息公开指南和政府信息公开目录应当及时更新。

政府信息公开指南包括政府信息的分类、编排体系、获取方式和政府信息公开工作机构的名称、办公地址、办公时间、联系电话、传真号码、互联网联系方式等内容。

政府信息公开目录包括政府信息的索引、名称、内容概述、生成日期等内容。

第十四条 除本条例第十四条、第十五条、第十六条规定的政府信息外，政府信息应当公开。

行政机关公开政府信息，采取主动公开和依申请公开的方式。

第十五条 涉及商业秘密、个人隐私等公开会对第三方合法权益造成损害的政府信息，行政机关不得公开。但是，第三方同意公开或者行政机关认为不公开会对公共利益造成重大影响的，予以公开。

第十六条 行政机关的内部事务信息，包括人事管理、后勤管理、内部工作流程等方面的信息，可以不予公开。

行政机关在履行行政管理职能过程中形成的讨论记录、过程稿、磋商信函、请示报告等过程性信息以及行政执法案卷信息，可以不予公开。法律、法规、规章规定上述信息应当公开的，从其规定。

第十七条 行政机关应当建立健全政府信息公开审查机制，明确审查的程序和责任。

行政机关应当依照《中华人民共和国保守国家秘密法》以及其他法律、法规和国家有关规定对拟公开的政府信息进行审查。

行政机关不能确定政府信息是否可以公开的，应当依照法律、法规和国家有关规定报有关主管部门或者保密行政管理部门确定。

第十八条 行政机关应当建立健全政府信息管理动态调整机制，对本行政机关不予公开的政府信息进行定期评估审查，对因情势变化可以公开的政府信息应当公开。

第三章 主动公开

第十九条 对涉及公众利益调整、需要公众广泛知晓或者需要公众参与决策的政府信息，行政机关应当主动公开。

第二十条 行政机关应当依照本条例第十九条的规定，主动公开本行政机关的下列政府信息：

- (一) 行政法规、规章和规范性文件；
- (二) 机关职能、机构设置、办公地址、办公时间、联系方式、负责人姓名；
- (三) 国民经济和社会发展规划、专项规划、区域规划及相关政策；
- (四) 国民经济和社会发展统计信息；
- (五) 办理行政许可和其他对外管理服务事项的依据、条件、程序以及办理结果；
- (六) 实施行政处罚、行政强制的依据、条件、程序以及本行政机关认为具有一定社会影响的行政处罚决定；

- (七) 財政預算、決算信息；
- (八) 行政事業性收費項目及其依據、標準；
- (九) 政府集中採購項目的目錄、標準及實施情況；
- (十) 重大建設項目的批准和實施情況；
- (十一) 扶貧、教育、醫療、社會保障、促進就業等方面的政策、措施及其實施情況；
- (十二) 突發公共事件的應急預案、預警信息及應對情況；
- (十三) 環境保護、公共衛生、安全生產、食品藥品、產品質量的監督檢查情況；
- (十四) 公務員招考的職位、名額、報考條件等事項以及錄用結果；
- (十五) 法律、法規、規章和國家有關規定規定應當主動公開的其他政府信息。

第二十一条 除本條例第二十条規定的政府信息外，設區的市级、縣級人民政府及其部門還應當根據本地方的具體情況，主動公開涉及市政建設、公共服務、公益事業、土地征收、房屋征收、治安管理、社會救助等方的政府信息；鄉（鎮）人民政府還應當根據本地方的具體情況，主動公開貫徹落實農業農村政策、農田水利工程建設運營、農村土地承包經營權流轉、宅基地使用情況審核、土地征收、房屋征收、籌資籌勞、社會救助等方的政府信息。

第二十二条 行政機關應當依照本條例第二十条、第二十一条的規定，確定主動公開政府信息的具體內容，並按照上級行政機關的部署，不斷增加主動公開的內容。

第二十三条 行政機關應當建立健全政府信息发布機制，將主動公開的政府信息通過政府公報、政府網站或者其他互聯網政務媒體、新聞發布會以及報刊、廣播、電視等途徑予以公開。

第二十四条 各級人民政府應當加強依託政府門戶網站公開政府信息的工作，利用統一的政府信息公開平臺集中發布主動公開的政府信息。政府信息公開平臺應當具備信息檢索、查閱、下載等功能。

第二十五条 各級人民政府應當在國家檔案館、公共圖書館、政务服务場所設置政府信息查閱場所，並配備相應的設施、設備，為公民、法人和其他組織获取政府信息提供便利。

行政機關可以根據需要設立公共查閱室、資料索取點、信息公告欄、電子信息屏等場所、設施，公開政府信息。

行政機關應當及時向國家檔案館、公共圖書館提供主動公開的政府信息。

第二十六条 屬於主動公開範圍的政府信息，應當自該政府信息形成或者變更之日起20個工作日內及時公開。法律、法規對政府信息公開的期限另有規定的，從其規定。

第四章 依申請公開

第二十七条 除行政機關主動公開的政府信息外，公民、法人或者其他組織可以向地方各級人民政府、對外以自己名義履行行政管理職能的縣級以上人民政府部門（含本條例第十條第二款規定的派出機構、內設機構）申請获取相關政府信息。

第二十八条 本條例第二十七條規定的行政機關應當建立完善政府信息公開申請渠道，為申請人依法申請获取政府信息提供便利。

第二十九條 公民、法人或者其他組織申請获取政府信息的，應當向行政機關的政府信息公開工作機構提出，並采用包括信件、數據電文在內的書面形式；採用書面形式確有困難的，申請人可以口头提出，由受理該申請的政府信息公開工作機構代為填写政府信息公開申請。

政府信息公开申请应当包括下列内容：

- (一) 申请人的姓名或者名称、身份证明、联系方式；
- (二) 申请公开的政府信息的名称、文号或者便于行政机关查询的其他特征性描述；
- (三) 申请公开的政府信息的形式要求，包括获取信息的方式、途径。

第三十条 政府信息公开申请内容不明确的，行政机关应当给予指导和释明，并自收到申请之日起 7 个工作日内一次性告知申请人作出补正，说明需要补正的事项和合理的补正期限。答复期限自行政机关收到补正的申请之日起计算。申请人无正当理由逾期不补正的，视为放弃申请，行政机关不再处理该政府信息公开申请。

第三十一条 行政机关收到政府信息公开申请的时间，按照下列规定确定：

- (一) 申请人当面提交政府信息公开申请的，以提交之日为收到申请之日；
- (二) 申请人以邮寄方式提交政府信息公开申请的，以行政机关签收之日为收到申请之日；以平常信函等无需签收的邮寄方式提交政府信息公开申请的，政府信息公开工作机构应当于收到申请的当日与申请人确认，确认之日为收到申请之日；
- (三) 申请人通过互联网渠道或者政府信息公开工作机构的传真提交政府信息公开申请的，以双方确认之日为收到申请之日。

第三十二条 依申请公开的政府信息公开会损害第三方合法权益的，行政机关应当书面征求第三方的意见。第三方应当自收到征求意见书之日起 15 个工作日内提出意见。第三方逾期未提出意见的，由行政机关依照本条例的规定决定是否公开。第三方不同意公开且有合理理由的，行政机关不予公开。行政机关认为不公开可能对公共利益造成重大影响的，可以决定予以公开，并将决定公开的政府信息内容和理由书面告知第三方。

第三十三条 行政机关收到政府信息公开申请，能够当场答复的，应当当场予以答复。

行政机关不能当场答复的，应当自收到申请之日起 20 个工作日内予以答复；需要延长答复期限的，应当经政府信息公开工作机构负责人同意并告知申请人，延长的期限最长不得超过 20 个工作日。

行政机关征求第三方和其他机关意见所需时间不计算在前款规定的期限内。

第三十四条 申请公开的政府信息由两个以上行政机关共同制作的，牵头制作的行政机关收到政府信息公开申请后可以征求相关行政机关的意见，被征求意见机关应当自收到征求意见书之日起 15 个工作日内提出意见，逾期未提出意见的视为同意公开。

第三十五条 申请人申请公开政府信息的数量、频次明显超过合理范围，行政机关可以要求申请人说明理由。行政机关认为申请理由不合理的，告知申请人不予处理；行政机关认为申请理由合理，但是无法在本条例第三十三条规定期限内答复申请人的，可以确定延迟答复的合理期限并告知申请人。

第三十六条 对政府信息公开申请，行政机关根据下列情况分别作出答复：

- (一) 所申请公开信息已经主动公开的，告知申请人获取该政府信息的方式、途径；
- (二) 所申请公开信息可以公开的，向申请人提供该政府信息，或者告知申请人获取该政府信息的方式、途径和时间；
- (三) 行政机关依据本条例的规定决定不予公开的，告知申请人不予公开并说明理由；
- (四) 经检索没有所申请公开信息的，告知申请人该政府信息不存在；
- (五) 所申请公开信息不属于本行政机关负责公开的，告知申请人并说明理由；能够确定负责公开该政府信息的行政机关的，告知申请人该行政机关的名称、联系方式；

(六) 行政機關已就申請人提出的政府信息公開申請作出答復、申請人重複申請公開相同政府信息的，告知申請人不予以重複處理；

(七) 所申請公開信息屬於工商、不動產登記資料等信息，有關法律、行政法規對信息的獲取有特別規定的，告知申請人依照有關法律、行政法規的規定辦理。

第三十七條 申請公開的信息中含有不應當公開或者不屬於政府信息的內容，但是能夠作區分處理的，行政機關應當向申請人提供可以公開的政府信息內容，并對不予以公開的內容說明理由。

第三十八條 行政機關向申請人提供的信息，應當是已制作或者獲取的政府信息。除依照本條例第三十七條的規定能夠作區分處理的外，需要行政機關對現有政府信息進行加工、分析的，行政機關可以不予以提供。

第三十九條 申請人以政府信息公開申請的形式進行信访、投訴、舉報等活動，行政機關應當告知申請人不作為政府信息公開申請處理並可以告知通過相應渠道提出。

申請人提出的申請內容為要求行政機關提供政府公報、報刊、書籍等公開出版物的，行政機關可以告知獲取的途徑。

第四十條 行政機關依申請公開政府信息，應當根據申請人的要求及行政機關保存政府信息的實際情況，確定提供政府信息的具體形式；按照申請人要求的形式提供政府信息，可能危及政府信息载体安全或者公開成本過高的，可以通過電子數據以及其他適當形式提供，或者安排申請人查閱、抄錄相關政府信息。

第四十一條 公民、法人或者其他組織有證據證明行政機關提供的與其自身相關的政府信息記錄不準確的，可以要求行政機關更正。有權更正的行政機關審核屬實的，應當予以更正并告知申請人；不屬於本行政機關職能範圍的，行政機關可以轉送有權更正的行政機關處理并告知申請人，或者告知申請人向有權更正的行政機關提出。

第四十二條 行政機關依申請提供政府信息，不收取費用。但是，申請人申請公開政府信息的數量、頻次明顯超過合理範圍的，行政機關可以收取信息處理費。

行政機關收取信息處理費的具體辦法由國務院價格主管部門會同國務院財政部門、全國政府信息公開工作主管部門制定。

第四十三條 申請公開政府信息的公民存在閱讀困難或者視聽障礙的，行政機關應當為其提供必要的幫助。

第四十四條 多個申請人就相同政府信息向同一行政機關提出公開申請，且該政府信息屬於可以公開的，行政機關可以納入主動公開的範圍。

對行政機關依申請公開的政府信息，申請人認為涉及公共利益調整、需要公共廣泛知曉或者需要公共參與決策的，可以建議行政機關將該信息納入主動公開的範圍。行政機關經審核認為屬於主動公開範圍的，應當及時主動公開。

第四十五條 行政機關應當建立健全政府信息公開申請登記、審核、辦理、答復、歸檔的工作制度，加強工作規範。

第五章 監督和保障

第四十六條 各級人民政府應當建立健全政府信息公開工作考核制度、社會評議制度和責任追究制

度，定期对政府信息公开工作进行考核、评议。

第四十七条 政府信息公开工作主管部门应当加强对政府信息公开工作的日常指导和监督检查，对行政机关未按照要求开展政府信息公开工作的，予以督促整改或者通报批评；需要对负有责任的领导人员和直接责任人员追究责任的，依法向有权机关提出处理建议。

公民、法人或者其他组织认为行政机关未按照要求主动公开政府信息或者对政府信息公开申请不依法答复处理的，可以向政府信息公开工作主管部门提出。政府信息公开工作主管部门查证属实的，应当予以督促整改或者通报批评。

第四十八条 政府信息公开工作主管部门应当对行政机关的政府信息公开工作人员定期进行培训。

第四十九条 县级以上人民政府部门应当在每年1月31日前向本级政府信息公开工作主管部门提交本行政机关上一年度政府信息公开工作年度报告并向社会公布。

县级以上地方人民政府的政府信息公开工作主管部门应当在每年3月31日前向社会公布本级政府上一年度政府信息公开工作年度报告。

第五十条 政府信息公开工作年度报告应当包括下列内容：

- (一) 行政机关主动公开政府信息的情况；
- (二) 行政机关收到和处理政府信息公开申请的情况；
- (三) 因政府信息公开工作被申请行政复议、提起行政诉讼的情况；
- (四) 政府信息公开工作存在的主要问题及改进情况，各级人民政府的政府信息公开工作年度报告还应当包括工作考核、社会评议和责任追究结果情况；
- (五) 其他需要报告的事项。

全国政府信息公开工作主管部门应当公布政府信息公开工作年度报告统一格式，并适时更新。

第五十一条 公民、法人或者其他组织认为行政机关在政府信息公开工作中侵犯其合法权益的，可以向上一级行政机关或者政府信息公开工作主管部门投诉、举报，也可以依法申请行政复议或者提起行政诉讼。

第五十二条 行政机关违反本条例的规定，未建立健全政府信息公开有关制度、机制的，由上一级行政机关责令改正；情节严重的，对负有责任的领导人员和直接责任人员依法给予处分。

第五十三条 行政机关违反本条例的规定，有下列情形之一的，由上一级行政机关责令改正；情节严重的，对负有责任的领导人员和直接责任人员依法给予处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任：

- (一) 不依法履行政府信息公开职能；
- (二) 不及时更新公开的政府信息内容、政府信息公开指南和政府信息公开目录；
- (三) 违反本条例规定的其他情形。

第六章 附则

第五十四条 法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织公开政府信息的活动，适用本条例。

第五十五条 教育、卫生健康、供水、供电、供气、供热、环境保护、公共交通等与人民群众利益密切相关的公共企事业单位，公开在提供社会公共服务过程中制作、获取的信息，依照相关法律、法规和国务院有关主管部门或者机构的规定执行。全国政府信息公开工作主管部门根据实际需要可以制定专门的规定。

前款規定の公共企事业单位未依照相关法律、法规和国务院有关主管部门或者机构的规定公开在提供社会公共服务过程中制作、获取的信息，公民、法人或者其他组织可以向有关主管部门或者机构申诉，接受申诉的部门或者机构应当及时调查处理并将处理结果告知申诉人。

第五十六条 本条例自 2019 年 5 月 15 日起施行。

(2) 2007 年版「中華人民共和国政府情報公開条例」(日訳)

中華人民共和国政府情報公開条例

第一章 総則

第一条 公民、法人およびその他の組織が法に基づいて政府の情報を取得することを保障し、政府の活動の透明度を向上させ、法に基づく行政を促し、人民大衆の生産、生活および経済社会活動に対する政府情報のサービスの役割を充分發揮させるため、本条例を制定する。

第二条 本条例の称する政府情報とは、行政機関が職責を履行する過程において作成あるいは取得したもので、一定の形式によって記録、保存された情報を指す。

第三条 各級人民政府は政府情報公開活動に対する組織指導を強化すべきものとする。國務院弁公庁は全国の政府情報公開活動の主管部門であり、全国の政府情報公開活動を推進、指導、調整、監督する責任を負う。

県級以上のお人民政府弁公庁（室）あるいは県級以上の地方人民政府が確定したその他の政府情報公開活動主管部門は当該行政区域の政府情報公開活動を推進、指導、調整、監督する責任を負う。

第四条 各級人民政府および県級以上の人民政府部門は当該行政機関の政府情報公開活動制度をつくり、健全にさせるとともに、併せて機関（以下政府情報公開活動機関と総称する）を指定し、当該行政機関の政府情報公開の日常活動の責任を負わせるべきものとする。

政府情報公開活動機関の具体的職責は：

- (一) 当該行政機関の政府情報公開事項を具体的に受け持つ。
- (二) 当該行政機関の公開する政府情報を維持更新する。
- (三) 当該行政機関の政府情報公開案内、政府情報公開目録及び政府情報公開活動年次報告を準備編成する。
- (四) 公開しようとする政府情報について秘密保護審査を行う。
- (五) 当該行政機関が規定する政府情報公開と関係するその他の職責。

第五条 行政機関の政府情報公開は、公正、公平、便民の原則を遵守すべきものとする。

第六条 行政機関は政府情報を適時に、正確に公表すべきものとする。行政機関は社会の安定に影響を及ぼすか影響を与える可能性のある、社会管理秩序を混乱させる虚偽あるいは不完全な情報を見つけたら、その職責の範囲内で正確な政府情報を公表し、それを正すべきものとする。

第七条 行政機関は政府情報公表調整メカニズムをつくり、健全にさせるべきものとする。行政機関が公表する政府情報が、その他の行政機関にかかる時は、関係行政機関と意思の疎通、確認

を行い、行政機関の公表する政府情報が正確一致することを保証すべきものとする。

行政機関の政府情報公表で、国家の関係規定に合わせて承認を必要とするものは、承認を得ることなく発表してはならない。

第八条 行政機関の政府情報公開は、国家の安全、公共の安全、経済の安全及び社会の安定に危害を及ぼしてはならない。

第二章 公開の範囲

第九条 行政機関は下記の基本的要件の一つに該当する政府情報について主体的に公開すべきものとする。

- (一) 公民、法人あるいはその他の組織の切実な利益にかかわるもの。
- (二) 社会公衆が幅広く知るあるいは参与する必要があるもの。
- (三) 当該行政機関の設置、職能、事務手続きなどの状況を反映するもの。
- (四) その他の法律、法規および国家の関係規定にあわせて主体的に公開すべきもの。

第十条 県級以上の各級人民政府およびその部門は本条例第九条の規定に合わせて、それぞれの職責の範囲内で主体的に公開する政府情報の具体的な内容を確定するとともに、下記の政府情報を重点的に公開すべきものとする。

- (一) 行政法規、規程および規範的文書
- (二) 国民経済と社会発展計画、特定項目計画、区域計画および関係政策。
- (三) 国民経済と社会発展統計情報。
- (四) 財政予算、決算報告。
- (五) 行政事業としての料金の項目、根拠、基準。
- (六) 政府の集中購入項目の目録、基準および実施状況。
- (七) 行政許可の項目、根拠、条件、数量、期限および行政許可申請に提出の必要なすべての資料項目および事務処理状況。
- (八) 重大建設项目的承認と実施状況。
- (九) 貧困救済、教育、医療、社会保障、就業促進などの分野の政策、措置およびその実施状況。
- (十) 突発公共事件の即応マニュアル、事前警報および対応状況。
- (十一) 環境保護、公共衛生、安全生産、食品薬品、製品品質の監督検査状況。

第十一條 区を設けている市級人民政府、県級人民政府およびその部門が重点的に公開する政府情報には下記の内容を含むべきものとする。

- (一) 都市農村建設と管理の重大事項。
- (二) 社会公益事業建設状況。
- (三) 土地の徴収徴用、家屋の解体移転およびその補償、補助費用の支給、使用状況。
- (四) 緊急救災、優遇慰問、救済、社会寄付などの金品の管理、使用および分配状況。

第十二条 鄉（鎮）人民政府は本条例第九条の規定に合わせて、その職責の範囲内で主体的に公開する政府情報の具体的な内容を確定するとともに、下記の政府情報を重点的に公開するべきものとする。

- (一) 国家の農村工作に関する政策の貫徹実施状況。

- (二) 財政収支、各種特定項目資金の管理および使用状況。
- (三) 鄉（鎮）土地利用全体計画、宅地使用の審査承認状況。
- (四) 土地の徵収徵用、家屋の解体移転およびその補償、補助費用の支給、使用状況。
- (五) 鄉（鎮）の債権債務、資金調達労働力調達状況。
- (六) 緊急救災、優遇慰問、救済、社会寄付などの金品の支給状況。
- (七) 鄉鎮集団企業およびその他の郷鎮経済実体の請負、賃借、競売状況。
- (八) 計画出産政策実施状況。

第十三条 本条例第九条、第十条、第十一条、第十二条の規定する行政機関が主体的に公開する政府情報のほか、公民、法人あるいはその他の組織は自己の生産、生活、科学研究など特殊な必要に応じて、国务院部門、地方各級人民政府および県级以上の地方人民政府部門に關係政府情報を取得する申請が出来る。

第十四条 行政機関は政府情報公表秘密保護審査メカニズムをつくり、健全にし、審査の手続きおよび責任を明確にすべきものとする。

行政機関は政府情報を公開する前に、『中華人民共和国国家秘密保護法』およびその他の法律、法規や國家の關係規定に合わせて公開しようとする政府情報に対し審査を行うべきものとする。

行政機関は政府情報を公開できるかどうか確定できない時は、法律、法規及び國家の關係規定に合わせて關係主管部門あるいは同級の秘密保護活動部門に報告、確定を求めるべきものとする。

行政機関は国家秘密、商業秘密、個人のプライバシーにかかわる政府情報は公開できない。しかし、権利者が公開に同意するかあるいは行政機関が公開しない場合公共の利益に重大な影響を与えると認める商業秘密、個人のプライバシーにかかわる政府情報は公開することが出来る。

第三章 公開の方法と手順

第十五条 行政機関は主体的に公開する政府情報を政府広報、プレス発表会および新聞雑誌、ラジオ、テレビなど公衆にとって知りやすい方法を通じて公開すべきものとする。

第十六条 各級人民政府は国家公文書館、公共図書館において政府情報閲覧場所を設置するとともに、相応の施設、設備を配し、公民、法人あるいはその他の組織が政府情報を取得する上で便宜を与えるべきものとする。

行政機関は必要に応じて公共閲覧室、受領窓口、情報公告掲示板、電子情報ディスプレイなどの場所、施設を設置し、政府情報を公開できる。行政機関は適時に国家公文書館、公共図書館に主体的に公開する政府情報を提供すべきものとする。

第十七条 行政機関が作成した政府情報は、当該政府情報を作成した行政機関によって責任をもって公開すべきものとする。行政機関が公民、法人あるいはその他の組織から取得した政府情報は、当該政府情報を保存する行政機関によって責任をもって公開すべきものとする。法律、法規で政府情報公開に対する権限についてほかに規定のあるものは、その規定に従う。

第十八条 主体的に公開する範囲に属する政府情報は、当該政府情報が出来上がったかあるいは変更の日から作業日 20 日間以内に公開すべきものとする。法律、法規で政府情報公開に対する権限についてほかに規定のあるものは、その規定に従う。

第十九条 行政機関は政府情報公開案内および情報公開目録を編成公表するとともに適時に更新すべきものとする。政府情報公開案内には、政府情報の分類、編成配列体系、取得方法、政府情報公開活動機関の名称、事務地点、事務時間、連絡電話、FAX番号、電子メールアドレスなどの内容を含むべきものとする。

政府情報公開目録には、政府情報の索引、名称、内容概略、作成期日などの内容を含むべきものとする。

第二十条 公民、法人あるいはその他の組織で本条例第十三条の規定にあわせて行政機関に政府情報を取得する申請をする者は書面形式（デジタル電文形式を含む）をとるべきものとする。書面形式をとるのに確かに困難がある場合、申請人は口頭で申し出ることができ、当該申請を受理する行政機関が代わって政府情報公開申請を書くことができる。

政府情報公開申請には下記の内容が含まれるべきものとする。

- (一) 申請人の姓名あるいは名称、連絡方法。
- (二) 公開を申請する政府情報の内容概略。
- (三) 公開を申請する政府情報の形式要望。

第二十一条 公開が申請された政府情報に対して、行政機関は下記の状況に従ってそれぞれ回答を行う。

- (一) 公開範囲に属するものは、申請人に当該政府情報取得方法とルートを告知すべきものとする。
- (二) 公開しない範囲に属するものは、申請人に告知するとともに、理由を説明すべきものとする。
- (三) 法に基づくところの当該行政機関の公開に属するものではないかあるいは当該政府情報に存在しないものは、申請人に告知すべきものとし、当該政府情報の公開機関を確定できるものについては、申請人に当該行政機関の名称、連絡方法を告知すべきものとする。
- (四) 申請内容が不明確なものは、申請人に修正、補足するよう告知すべきものとする。

第二十二条 公開申請された政府情報の中に公開すべきではない内容が含まれているが、区別して処理できるものについては、行政機関は申請人に対して公開できる情報内容を提供すべきものとする。

第二十三条 行政機関は公開申請された政府情報が商業秘密、個人のプライバシーにかかわり、公開されると第三者の合法的権益を損なうと認めた場合、書面によって第三者の意見を聴取すべきものとする。第三者が公開に同意しなければ、公開してはならないが、行政機関は公開しないと公共の利益に重大な影響を与えると認めた場合、公開するとともに、公開を決定した政府情報の内容と理由を第三者に書面通知すべきものとする。

第二十四条 行政機関は政府情報公開の申請を受けたら、その場で回答できるものはその場で回答すべきものとする。行政機関はその場で回答できないものについては、申請を受けた日から作業日15日間以内に回答すべきものとする。回答期限を延長する必要がある場合、政府情報公開活動機関の責任者の同意を得るとともに申請人に告知すべきものとし、回答延長期限は最長で作業日15日間を超えてはならないものとする。

公開申請された政府情報が第三者の権益にかかわるもので、行政機関が第三者の意見を聴取するに必要な時間は本条第二項の規定する期限内として計算しない。

第二十五条 公民、法人あるいはその他の組織が行政機関に自己に関係する税金納入、社会保障、医療衛生などの政府情報の提供を申請する場合、有効な身分証明書類あるいは証明文書を提示

すべきものとする。

公民、法人あるいはその他の組織は行政機関が提供した自己に關係する政府情報の記録が正確ではないことを証明する証拠を持つ場合、当該行政機関に訂正を要求する権利をもつものとする。当該行政機関に訂正する権限がない場合、訂正する権限をもつ行政機関に転送処理をゆだねるとともに、申請人に告知すべきものとする。

第二十六条 行政機関は申請により政府情報を公開する際、申請人の求めた形式で提供すべきものとする。申請人の求めた形式で提供できないものについては、申請人に関係資料を閲覧させたり、複製提供あるいはその他の形式を通じて提供できる。

第二十七条 行政機関は申請により政府情報を公開する際、検索、複製、郵送などの実費を受け取ることを除き、ほかの料金を受け取ってはならない。行政機関はその他の組織、個人を通じて有償サービス方式で政府情報を提供することは出来ない。

行政機関の検索、複製、郵送などの実費を受け取る基準は国務院価格主管部門が国務院財政部門と合同で制定する。

第二十八条 政府情報公開を申請した公民で確かに経済的困難がある場合、本人の申請を通じて、政府情報公開活動機関責任者の審査同意を得ることで、関係料金を減免できる。

政府情報公開を申請した公民に閲覧困難あるいは視聴障害がある場合、行政機関はそのために必要な援助を提供すべきものとする。

第四章 監督と保障

第二十九条 各級人民政府は政府情報公開活動考課制度、社会評議制度および責任追及制度をつくり、健全にし、定期的に政府情報公開活動に対して考課、評議を行うべきものとする。

第三十条 政府情報公開活動主管部門と監察機関は行政機関の政府情報公開の実施状況に対し監督検査を行う。

第三十一条 各級行政機関は毎年3月3日前に当該行政機関の政府情報公開活動年次報告を公表すべきものとする。

第三十二条 政府情報公開活動年次報告には以下の内容を含むべきものとする。

- (一) 行政機関が主体的に公開した政府情報の状況。
- (二) 行政機関が申請によって公開した政府情報と公開しなかった政府情報の状況。
- (三) 政府情報公開の料金受領と減免状況。
- (四) 政府情報公開による行政再審査申請、行政訴訟提起状況。
- (五) 政府情報公開活動に存在する主要な問題および改善状況。
- (六) その他の報告が必要な事項。

第三十三条 公民、法人あるいはその他の組織は行政機関が法に基づいて政府情報公開義務を履行していないと認めた場合、上級の行政機関、監察機関あるいは政府情報公開主管部門に摘発することが出来る。摘発を受けた機関は調査処を行うべきものとする。

公民、法人あるいはその他の組織は行政機関の政府情報公開活動の中の具体的行政行為がその合法的権益を侵犯していると認めた場合、法に基づき行政再審査申請あるいは行政訴訟を提起できる。

第三十四条 行政機関が本条例の規定に違反し、政府情報公表秘密保護審査メカニズムをつくらず、健全にさせない場合は、監察機関、一級上の行政機関が改善を命じる。情状の重大なものは、行政機関の主要な責任者に対し法に基づき処分を行う。

第三十五条 行政機関で本条例の規定に違反し、下記の情況のひとつに該当するものは、監察機関、一級上の行政機関が改善を命じる。情状の重大なものは、行政機関の直接責任を負う主管者とその他の直接の責任者に対し法に基づき処分を行う。

- (一) 法律に基づき政府情報公開義務を履行しないもの。
- (二) 公開された政府情報内容、政府情報公開案内および政府情報公開目録を適時に更新しないもの。
- (三) 規定に違反し料金を受領したもの。
- (四) その他の組織、個人を通じて有償方式で政府情報を提供したもの。
- (五) 公開すべきではない政府情報を公開したもの。
- (六) 本条例の規定に違反するその他の行為。

第五章 附則

第三十六条 法律、法規が権限を与えた公共実務を管理する職能をもった組織の政府情報公開の活動は、本条例が適用される。

第三十七条 教育、医療衛生、計画出産、水供給、電力供給、ガス供給、熱供給、環境保護、公共交通など人民大衆の利益に密接に関係した公共企業事業単位が社会公共サービスを提供する過程の中で作成、取得した情報の公開は、本条例に合わせて執行し、具体的方法は国務院の関係主管部門あるいは機関によって制定される。

第三十八条 本条例は2008年5月1日より施行する。

『現代中国事情』第14号(2007.7.5)

(原文) 2007年版「中华人民共和国政府信息公开条例」

中华人民共和国政府信息公开条例

第一章 总 则

第一条 为了保障公民、法人和其他组织依法获取政府信息，提高政府工作的透明度，促进依法行政，充分发挥政府信息对人民群众生产、生活和经济社会活动的服务作用，制定本条例。

第二条 本条例所称政府信息，是指行政机关在履行职责过程中制作或者获取的，以一定形式记录、保存的信息。

第三条 各级人民政府应当加强对政府信息公开工作的组织领导。

国务院办公厅是全国政府信息公开工作的主管部门，负责推进、指导、协调、监督全国的政府信息

公开工作。

县级以上地方人民政府办公厅（室）或者县级以上地方人民政府确定的其他政府信息公开工作主管部门负责推进、指导、协调、监督本行政区域的政府信息公开工作。

第四条 各级人民政府及县级以上人民政府部门应当建立健全本行政机关的政府信息公开工作制度，并指定机构（以下统称政府信息公开工作机构）负责本行政机关政府信息公开的日常工作。

政府信息公开工作机构的具体职责是：

- (一) 具体承办本行政机关的政府信息公开事宜；
- (二) 维护和更新本行政机关公开的政府信息；
- (三) 组织编制本行政机关的政府信息公开指南、政府信息公开目录和政府信息公开工作年度报告；
- (四) 对拟公开的政府信息进行保密审查；
- (五) 本行政机关规定的与政府信息公开有关的其他职责。

第五条 行政机关公开政府信息，应当遵循公正、公平、便民的原则。

第六条 行政机关应当及时、准确地公开政府信息。行政机关发现影响或者可能影响社会稳定、扰乱社会管理秩序的虚假或者不完整信息的，应当在其职责范围内发布准确的政府信息予以澄清。

第七条 行政机关应当建立健全政府信息发布协调机制。行政机关发布政府信息涉及其他行政机关的，应当与有关行政机关进行沟通、确认，保证行政机关发布的政府信息准确一致。

行政机关发布政府信息依照国家有关规定需要批准的，未经批准不得发布。

第八条 行政机关公开政府信息，不得危及国家安全、公共安全、经济安全和社会稳定。

第二章 公开的范围

第九条 行政机关对符合下列基本要求之一的政府信息应当主动公开：

- (一) 涉及公民、法人或者其他组织切身利益的；
- (二) 需要社会公众广泛知晓或者参与的；
- (三) 反映本行政机关机构设置、职能、办事程序等情况的；
- (四) 其他依照法律、法规和国家有关规定应当主动公开的。

第十条 县级以上各级人民政府及其部门应当依照本条例第九条的规定，在各自职责范围内确定主动公开的政府信息的具体内容，并重点公开下列政府信息：

- (一) 行政法规、规章和规范性文件；
- (二) 国民经济和社会发展规划、专项规划、区域规划及相关政策；
- (三) 国民经济和社会发展统计信息；
- (四) 财政预算、决算报告；
- (五) 行政事业性收费的项目、依据、标准；
- (六) 政府集中采购项目的目录、标准及实施情况；
- (七) 行政许可的事项、依据、条件、数量、程序、期限以及申请行政许可需要提交的全部材料目录及办理情况；
- (八) 重大建设项目的批准和实施情况；
- (九) 扶贫、教育、医疗、社会保障、促进就业等方面政策、措施及其实施情况；

(十) 突发公共事件的应急预案、预警信息及应对情况；

(十一) 环境保护、公共卫生、安全生产、食品药品、产品质量的监督检查情况。

第十二条 设区的市级人民政府、县级人民政府及其部门重点公开的政府信息还应当包括下列内容：

(一) 城乡建设和管理的重大事项；

(二) 社会公益事业建设情况；

(三) 征收或者征用土地、房屋拆迁及其补偿、补助费用的发放、使用情况；

(四) 抢险救灾、优抚、救济、社会捐助等款物的管理、使用和分配情况。

第十三条 乡（镇）人民政府应当依照本条例第九条的规定，在其职责范围内确定主动公开的政府信息的具体内容，并重点公开下列政府信息：

(一) 贯彻落实国家关于农村工作政策的情况；

(二) 财政收支、各类专项资金的管理和使用情况；

(三) 乡（镇）土地利用总体规划、宅基地使用的审核情况；

(四) 征收或者征用土地、房屋拆迁及其补偿、补助费用的发放、使用情况；

(五) 乡（镇）的债权债务、筹资筹劳情况；

(六) 抢险救灾、优抚、救济、社会捐助等款物的发放情况；

(七) 乡镇集体企业及其他乡镇经济实体承包、租赁、拍卖等情况；

(八) 执行计划生育政策的情况。

第十四条 行政机关应当建立健全政府信息发布保密审查机制，明确审查的程序和责任。行政机关在公开政府信息前，应当依照《中华人民共和国保守国家秘密法》以及其他法律、法规和国家有关规定对拟公开的政府信息进行审查。

行政机关对政府信息不能确定是否可以公开时，应当依照法律、法规和国家有关规定报有关主管部门或者同级保密工作部门确定。

行政机关不得公开涉及国家秘密、商业秘密、个人隐私的政府信息。但是，经权利人同意公开或者行政机关认为不公开可能对公共利益造成重大影响的涉及商业秘密、个人隐私的政府信息，可以予以公开。

第三章 公开的方式和程序

第十五条 行政机关应当将主动公开的政府信息，通过政府公报、政府网站、新闻发布会以及报刊、广播、电视等便于公众知晓的方式公开。

第十六条 各级人民政府应当在国家档案馆、公共图书馆设置政府信息查阅场所，并配备相应的设施、设备，为公民、法人或者其他组织获取政府信息提供便利。

行政机关可以根据需要设立公共查阅室、资料索取点、信息公告栏、电子信息屏等场所、设施，公开政府信息。

行政机关应当及时向国家档案馆、公共图书馆提供主动公开的政府信息。

第十七条 行政機關制作的政府信息，由制作該政府信息的行政機關負責公開；行政機關從公民、法人或者其他組織獲取的政府信息，由保存該政府信息的行政機關負責公開。法律、法規對政府信息公開的權限另有規定的，從其規定。

第十八条 屬於主動公開範圍的政府信息，應當自該政府信息形成或者變更之日起20個工作日內予以公開。法律、法規對政府信息公開的期限另有規定的，從其規定。

第十九条 行政機關應當編制、公布政府信息公開指南和政府信息公開目錄，並及時更新。

政府信息公開指南，應當包括政府信息的分類、編排體系、獲取方式，政府信息公開工作機構的名稱、辦公地址、辦公時間、聯繫電話、傳真號碼、電子郵箱等內容。

政府信息公開目錄，應當包括政府信息的索引、名稱、內容概述、生成日期等內容。

第二十条 公民、法人或者其他組織依照本條例第十三條規定向行政機關申請获取政府信息的，應當採用書面形式（包括數據電文形式）；採用書面形式確有困難的，申請人可以口头提出，由受理事項的行政機關代為填寫政府信息公開申請。

政府信息公開申請應當包括下列內容：

- (一) 申請人的姓名或者名稱、聯繫方式；
- (二) 申請公開的政府信息的內容描述；
- (三) 申請公開的政府信息的形式要求。

第二十一条 對申請公開的政府信息，行政機關根據下列情況分別作出答復：

- (一) 屬於公開範圍的，應當告知申請人获取該政府信息的方式和途徑；
- (二) 屬於不公開範圍的，應當告知申請人並說明理由；
- (三) 依法不屬於本行政機關公開或者該政府信息不存在的，應當告知申請人，對能够確定該政府信息的公開機關的，應當告知申請人該行政機關的名稱、聯繫方式；
- (四) 申請內容不明確的，應當告知申請人作出更改、補充。

第二十二条 申請公開的政府信息中含有不應當公開的內容，但是能夠作區分處理的，行政機關應當向申請人提供可以公開的信息內容。

第二十三条 行政機關認為申請公開的政府信息涉及商業秘密、個人隱私，公開後可能損害第三方合法權益的，應當書面徵求第三方的意見；第三方不同意公開的，不得公開。但是，行政機關認為不公開可能對公共利益造成重大影響的，應當予以公開，並將決定公開的政府信息內容和理由書面通知第三方。

第二十四条 行政機關收到政府信息公開申請，能夠當場答復的，應當當場予以答復。

行政機關不能當場答復的，應當自收到申請之日起15個工作日內予以答復；如需延長答復期限的，應當經政府信息公開工作機構負責人同意，並告知申請人，延長答復的期限最長不得超過15個工作日。

申請公開的政府信息涉及第三方權益的，行政機關徵求第三方意見所需時間不計算在本條第二款規定的期限內。

第二十五条 公民、法人或者其他組織向行政機關申請提供與其自身相關的稅費繳納、社會保障、医疗卫生等政府信息的，應當出示有效身件證件或者證明文件。

公民、法人或者其他組織有證據證明行政機關提供的與其自身相關的政府信息記錄不準確的，有權要求該行政機關予以更正。該行政機關無權更正的，應當轉送有權更正的行政機關處理，並告知申請人。

第二十六条 行政機關依申請公開政府信息，應當按照申請人要求的形式予以提供；無法按照申請

人要求的形式提供的，可以通过安排申请人查阅相关资料、提供复制件或者其他适当形式提供。

第二十七条 行政机关依申请提供政府信息，除可以收取检索、复制、邮寄等成本费用外，不得收取其他费用。行政机关不得通过其他组织、个人以有偿服务方式提供政府信息。

行政机关收取检索、复制、邮寄等成本费用的标准由国务院价格主管部门会同国务院财政部门制定。

第二十八条 申请公开政府信息的公民确有经济困难的，经本人申请、政府信息公开工作机构负责人审核同意，可以减免相关费用。

申请公开政府信息的公民存在阅读困难或者视听障碍的，行政机关应当为其提供必要的帮助。

第四章 监督和保障

第二十九条 各级人民政府应当建立健全政府信息公开工作考核制度、社会评议制度和责任追究制度，定期对政府信息公开工作进行考核、评议。

第三十条 政府信息公开工作主管部门和监察机关负责对行政机关政府信息公开的实施情况进行监督检查。

第三十一条 各级行政机关应当在每年3月31日前公布本行政机关的政府信息公开工作年度报告。

第三十二条 政府信息公开工作年度报告应当包括下列内容：

- (一) 行政机关主动公开政府信息的情况；
- (二) 行政机关依申请公开政府信息和不予公开政府信息的情况；
- (三) 政府信息公开的收费及减免情况；
- (四) 因政府信息公开申请行政复议、提起行政诉讼的情况；
- (五) 政府信息公开工作存在的主要问题及改进情况；
- (六) 其他需要报告的事项。

第三十三条 公民、法人或者其他组织认为行政机关不依法履行政府信息公开义务的，可以向上级行政机关、监察机关或者政府信息公开工作主管部门举报。收到举报的机关应当予以调查处理。

公民、法人或者其他组织认为行政机关在政府信息公开工作中的具体行政行为侵犯其合法权益的，可以依法申请行政复议或者提起行政诉讼。

第三十四条 行政机关违反本条例的规定，未建立健全政府信息发布保密审查机制的，由监察机关、上一级行政机关责令改正；情节严重的，对行政机关主要负责人依法给予处分。

第三十五条 行政机关违反本条例的规定，有下列情形之一的，由监察机关、上一级行政机关责令改正；情节严重的，对行政机关直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任：

- (一) 不依法履行政府信息公开义务的；
- (二) 不及时更新公开的政府信息内容、政府信息公开指南和政府信息公开目录的；
- (三) 违反规定收取费用的；
- (四) 通过其他组织、个人以有偿服务方式提供政府信息的；
- (五) 公开不应当公开的政府信息的；
- (六) 违反本条例规定的其他行为。

第五章 附 则

第三十六条 法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织公开政府信息的活动，适用本条例。

第三十七条 教育、医疗卫生、计划生育、供水、供电、供气、供热、环保、公共交通等与人民群众利益密切相关的公共企事业单位在提供社会公共服务过程中制作、获取的信息的公开，参照本条例执行，具体办法由国务院有关主管部门或者机构制定。

第三十八条 本条例自 2008 年 5 月 1 日起施行。

(3) 2017 「中国共产党党务公开条例（试行）」（原文）

中国共产党党务公开条例（试行）

第一章 总则

第一条 为了贯彻落实党的十九大精神，推动全面从严治党向纵深发展，加强和规范党务公开工作，发展党内民主，强化党内监督，使广大党员更好了解和参与党内事务，动员组织人民群众贯彻落实好党的理论和路线方针政策，提高党的执政能力和领导水平，根据《中国共产党章程》，制定本条例。

第二条 本条例所称党务公开，是指党的组织将其实施党的领导活动、加强党的建设工作的有关事务，按规定在党内或者向党外公开。

第三条 本条例适用于党的中央组织、地方组织、基层组织，党的纪律检查机关、工作机关以及其他党的组织。

第四条 党务公开应当遵循以下原则：

（一）坚持正确方向。坚持维护以习近平同志为核心的党中央权威和集中统一领导，认真贯彻落实习近平新时代中国特色社会主义思想，牢固树立“四个意识”，坚定“四个自信”，把党务公开放到新时代中国特色社会主义的伟大实践中来谋划和推进，把坚持和完善党的领导要求贯彻到党务公开的全过程和各方面。

（二）坚持发扬民主。保障党员民主权利，落实党员知情权、参与权、选举权、监督权，更好调动全党积极性、主动性、创造性，及时回应党员和群众关切，以公开促落实、促监督、促改进。

（三）坚持积极稳妥。注重党务公开与政务公开等的衔接联动，统筹各层级、各领域党务公开工作，一般先党内后党外，分类实施，务求实效。

（四）坚持依规依法。尊崇党章，依规治党，依法办事，科学规范党务公开的内容、范围、程序和方式，增强严肃性、公信度，不断提升党务公开工作制度化、规范化水平。

第五条 建立健全党中央统一领导，地方党委分级负责，各部门各单位各负其责的党务公开工作领导体制。

中央办公厅承担党中央党务公开的具体工作，负责统筹协调和督促指导整个党务公开工作。地方党委办公厅（室）承担本级党委党务公开的具体工作，负责统筹协调和督促指导本地区的党务公开工作。各地区各部门应当加强党务公开工作机构和人员队伍建设。

第六条 党的组织应当根据所承担的职责任务，建立健全党务公开的保密审查、风险评估、信息发布、政策解读、舆论引导、舆情分析、应急处置等工作机制。

第二章 公开的内容和范围

第七条 党的组织贯彻落实党的基本理论、基本路线、基本方略情况，领导经济社会发展情况，落实全面从严治党责任、加强党的建设情况，以及党的组织职能、机构等情况，除涉及党和国家秘密不得公开或者依照有关规定不宜公开的事项外，一般应当公开。

加强对权力运行的制约和监督，让人民监督权力，让权力在阳光下运行。

党务公开不得危及政治安全特别是政权安全、制度安全，以及经济安全、军事安全、文化安全、社会安全、国土安全和国民安全等。

第八条 党的组织应当根据党务与党员和群众的关联程度合理确定公开范围：

(一) 领导经济社会发展、涉及人民群众生产生活的党务，向社会公开；

(二) 涉及党的建设重大问题或者党员义务权利，需要全体党员普遍知悉和遵守执行的党务，在全党公开；

(三) 各地区、各部门、各单位的党务，在本地区、本部门、本单位公开；

(四) 涉及特定党的组织、党员和群众切身利益的党务，对特定党的组织、党员和群众公开。

第九条 党的中央组织公开党的理论和路线方针政策，管党治党、治国理政重大决策部署，习近平总书记有关重要讲话、重要指示，党中央重要会议、活动和重要人事任免，党的中央委员会、中央政治局、中央政治局常务委员会加强自身建设等情况。

第十条 党的地方组织应当公开以下内容：

(一) 学习贯彻党中央和上级组织决策部署，坚决维护以习近平同志为核心的党中央权威和集中统一领导情况；

(二) 本地区经济社会发展部署安排、重大改革事项、重大民生措施等重大决策和推进落实情况，以及重大突发事件应急处置情况；

(三) 履行全面从严治党主体责任，坚持贯彻民主集中制原则，严肃党内政治生活，全面负责本地区党的建设情况；

(四) 本地区党的重要会议、活动和重要人事任免情况；

(五) 党的地方委员会加强自身建设情况；

(六) 其他应当公开的党务。

第十一条 党的基层组织应当公开以下内容：

(一) 学习贯彻党中央和上级组织决策部署，坚决维护以习近平同志为核心的党中央权威和集中统一领导情况；

(二) 任期工作目标、阶段性工作部署、重点工作任务及落实情况；

(三) 加强思想政治工作、开展党内学习教育、组织党员教育培训、执行“三会一课”制度等情况；

(四) 换届选举、党组织设立、发展党员、民主评议、召开组织生活会、保障党员权利、党费收缴使用管理以及党组织自身建设等情况；

(五) 防止和纠正“四风”现象，联系服务党员和群众情况；

- (六) 落實管黨治黨政治責任，加強黨風廉政建設，對黨員作出組織處理和紀律處分情況；
- (七) 其他應當公開的黨務。

第十二條 党的紀律檢查機關應當公開以下內容：

- (一) 學習貫徹党中央大政方針和重大決策部署，堅決維護以習近平同志為核心的党中央權威和集中統一領導，貫徹落實本級黨委、上級紀律檢查機關工作部署情況；
- (二) 展開紀律教育、加強紀律建設，維護黨章黨規黨紀情況；
- (三) 查處違反中央八項規定精神，發生在群眾身邊、影響惡劣的不正之風和腐敗問題情況；
- (四) 對黨員領導幹部嚴重違紀涉嫌違法犯罪進行立案審查、組織審查和給予開除黨籍處分情況；
- (五) 對黨員領導幹部嚴重失職失責進行問責情況；
- (六) 加強紀律檢查機關自身建設情況；
- (七) 其他應當公開的黨務。

第十三條 党的工作機關、黨委派出機關、黨委直屬事業單位和黨組應當根據本條例第七條第一款規定，結合實際確定公開內容。

黨的工作機關和黨委直屬事業單位應當重點公開落實黨委決策部署、開展黨的工作情況。

黨委派出機關應當重點公開代表黨委領導本地區、本領域、本行業、本系統黨的工作情況。

黨組應當重點公開在本單位發揮領導作用和落實黨建工作責任制情況。

第十四條 党的組織應當根據本條例規定的黨務公開內容和範圍編制黨務公開目錄，並根據職責任務要求動態調整。黨務公開目錄應當報党的上一級組織備案，並按照規定在黨內或者向社會公開。

中央紀律檢查委員會、中央各部門應當加強對本系統本領域黨務公開目錄編制的指導。

第三章 公開的程序和方式

第十五條 凡列入黨務公開目錄的事項，有關黨的組織應當按照以下程序及時主動公開：

- (一) 提出。黨的組織有關部門研究提出黨務公開方案，擬訂公開的內容、範圍、時間、方式等。
- (二) 審核。黨的組織有關部門進行保密審查，並從必要性、準確性等方面進行審核。
- (三) 審批。黨的組織依照職權對黨務公開方案進行審批，超出職權範圍的必須按程序報批。
- (四) 實施。黨的組織有關部門按照經批准的方案實施黨務公開。

第十六條 党的組織應當根據黨務公開的內容和範圍，選擇適當的公開方式。

在黨內公開的，一般採取召開會議、制發文件、編發簡報、在局域網發布等方式。向社會公開的，一般採取發布公報、召開新聞發布會、接受採訪，在報刊、廣播、電視、互聯網、新媒體、公開欄發布等方式，優先使用黨報黨刊、電台電視台、重點新聞網站等黨的媒體進行發布。

党的中央紀律檢查機關、党中央有關工作機關，縣級以上地方黨委以及地方紀律檢查機關、地方黨委有關工作機關應當建立和完善黨委新聞發言人制度，逐步建立例行發布制度，及時準確發布重要黨務信息。

第十七條 党務公開可以與政務公開、廠務公開、村（居）務公開、公共事業單位辦事公開等方面的载体和平台實現資源共享的，應當統籌使用。

有条件的黨的組織可以建立統一的黨務信息公開平臺。

第十八條 注重黨務公開相關信息監測反饋，對引起重大輿情反應的，應當及時報告。發現有不真

实、不完整、不准确的信息，应当及时加以澄清和引导。

第十九条 建立健全党员旁听党委会议、党的代表大会代表列席党委会议、党内情况通报反映、党内事务咨询、重大决策征求意见、重大事项社会公示和社会听证等制度，发展和用好党务公开新形式，不断拓展党员和群众参与党务公开的广度和深度。

第四章 监督与追责

第二十条 党的组织应当将党务公开工作情况纳入向上一级组织报告工作或者抓党建工作专题报告的重要内容。

第二十一条 党的组织应当将党务公开工作情况作为履行全面从严治党政治责任的重要内容，对下级组织及其主要负责人进行考核。

党的组织应当每年向有关党员和群众通报党务公开情况，并纳入党员民主评议范围，主动听取群众意见。

第二十二条 党的组织应当建立健全党务公开工作督查机制，开展经常性检查和专项督查，专项督查可以与党风廉政建设责任制检查考核、党建工作考核等相结合。督查情况应当在适当范围通报。

第二十三条 对违反本条例规定并造成不良后果的，应当依规依纪追究有关党的组织、党员领导干部和工作人员的责任。

第五章 附则

第二十四条 中央军事委员会可以根据本条例，制定有关党务公开规定。

第二十五条 中央纪律检查委员会、中央各部门，各省、自治区、直辖市党委应当根据本条例制定实施细则。

第二十六条 本条例由中央办公厅会同中央组织部解释。

第二十七条 本条例自 2017 年 12 月 20 日起施行。

(4) 中華民國「政府資訊公開法」(原文)

政府資訊公開法

第一章 總則

第 1 條

為建立政府資訊公開制度，便利人民共享及公平利用政府資訊，保障人民知的權利，增進人民對公共事務之瞭解、信賴及監督，並促進民主參與，特制定本法。

第 2 條

政府資訊之公開，依本法之規定。但其他法律另有規定者，依其規定。

第3條

本法所稱政府資訊，指政府機關於職權範圍內作成或取得而存在於文書、圖畫、照片、磁碟、磁帶、光碟片、微縮片、積體電路晶片等媒介物及其他得以讀、看、聽或以技術、輔助方法理解之任何紀錄內之訊息。

第4條

本法所稱政府機關，指中央、地方各級機關及其設立之實（試）驗、研究、文教、醫療及特種基金管理等機構。

受政府機關委託行使公權力之個人、法人或團體，於本法適用範圍內，就其受託事務視同政府機關。

第5條

政府資訊應依本法主動公開或應人民申請提供之。

第二章 政府資訊之主動公開

第6條

與人民權益攸關之施政、措施及其他有關之政府資訊，以主動公開為原則，並應適時為之。

第7條

下列政府資訊，除依第十八條規定限制公開或不予提供者外，應主動公開：

一、條約、對外關係文書、法律、緊急命令、中央法規標準法所定之命令、法規命令及地方自治法規。
二、政府機關為協助下級機關或屬官統一解釋法令、認定事實、及行使裁量權，而訂頒之解釋性規定及裁量基準。

三、政府機關之組織、職掌、地址、電話、傳真、網址及電子郵件信箱帳號。

四、行政指導有關文書。

五、施政計畫、業務統計及研究報告。

六、預算及決算書。

七、請願之處理結果及訴願之決定。

八、書面之公共工程及採購契約。

九、支付或接受之補助。

十、合議制機關之會議紀錄。

前項第五款所稱研究報告，指由政府機關編列預算委託專家、學者進行之報告或派赴國外從事考察、進修、研究或實習人員所提出之報告。

第一項第十款所稱合議制機關之會議紀錄，指由依法獨立行使職權之成員組成之決策性機關，其所審議議案之案由、議程、決議內容及出席會議成員名單。

第8條

政府資訊之主動公開，除法律另有規定外，應斟酌公開技術之可行性，選擇其適當之下列方式行之：

- 一、刊載於政府機關公報或其他出版品。
- 二、利用電信網路傳送或其他方式供公眾線上查詢。
- 三、提供公開閱覽、抄錄、影印、錄音、錄影或攝影。

四、舉行記者會、說明會。

五、其他足以使公眾得知之方式。

前條第一項第一款之政府資訊，應採前項第一款之方式主動公開。

第三章 申請提供政府資訊

第 9 條

具有中華民國國籍並在中華民國設籍之國民及其所設立之本國法人、團體，得依本法規定申請政府機關提供政府資訊。持有中華民國護照僑居國外之國民，亦同。

外國人，以其本國法令未限制中華民國國民申請提供其政府資訊者為限，亦得依本法申請之。

第 10 條

向政府機關申請提供政府資訊者，應填具申請書，載明下列事項：

一、申請人姓名、出生年月日、國民身分證統一編號及設籍或通訊地址及聯絡電話；申請人為法人或團體者，其名稱、立案證號、事務所或營業所在地；申請人為外國人、法人或團體者，並應註明其國籍、護照號碼及相關證明文件。

二、申請人有法定代理人、代表人者，其姓名、出生年月日及通訊處所。

三、申請之政府資訊內容要旨及件數。

四、申請政府資訊之用途。

五、申請日期。

前項申請，得以書面通訊方式為之。其申請經電子簽章憑證機構認證後，得以電子傳遞方式為之。

第 11 條

申請之方式或要件不備，其能補正者，政府機關應通知申請人於七日內補正。不能補正或屆期不補正者，得逕行駁回之。

第 12 條

政府機關應於受理申請提供政府資訊之日起十五日內，為准駁之決定；必要時，得予延長，延長之期間不得逾十五日。

前項政府資訊涉及特定個人、法人或團體之權益者，應先以書面通知該特定個人、法人或團體於十日內表示意見。但該特定個人、法人或團體已表示同意公開或提供者，不在此限。

前項特定個人、法人或團體之所在不明者，政府機關應將通知內容公告之。

第二項所定之個人、法人或團體未於十日內表示意見者，政府機關得逕為准駁之決定。

第 13 條

政府機關核准提供政府資訊之申請時，得按政府資訊所在媒介物之型態給予申請人重製或複製品或提供申請人閱覽、抄錄或攝影。其涉及他人智慧財產權或難於執行者，得僅供閱覽。

申請提供之政府資訊已依法律規定或第八條第一項第一款至第三款之方式主動公開者，政府機關得以告知查詢之方式以代提供。

第 14 條

政府資訊內容關於個人、法人或團體之資料有錯誤或不完整者，該個人、法人或團體得申請政府機關依法更正或補充之。

前項情形，應填具申請書，除載明第十條第一項第一款、第二款及第五款規定之事項外，並載明下列事項：

- 一、申請更正或補充資訊之件名、件數及記載錯誤或不完整事項。
- 二、更正或補充之理由。
- 三、相關證明文件。

第一項之申請，得以書面通訊方式為之；其申請經電子簽章憑證機構認證後，得以電子傳遞方式為之。

第 15 條

政府機關應於受理申請更正或補充政府資訊之日起三十日內，為准駁之決定；必要時，得予延長，延長之期間不得逾三十日。

第九條、第十一條及第十二條第二項至第四項之規定，於申請政府機關更正或補充政府資訊時，準用之。

第 16 條

政府機關核准提供、更正或補充政府資訊之申請時，除當場繳費取件外，應以書面通知申請人提供之方式、時間、費用及繳納方法或更正、補充之結果。

前項應更正之資訊，如其內容不得或不宜刪除者，得以附記應更正內容之方式為之。

政府機關全部或部分駁回提供、更正或補充政府資訊之申請時，應以書面記明理由通知申請人。

申請人依第十條第二項或第十四條第三項規定以電子傳遞方式申請提供、更正或補充政府資訊或申請時已註明電子傳遞地址者，第一項之核准通知，得以電子傳遞方式為之。

第 17 條

政府資訊非受理申請之機關於職權範圍內所作成或取得者，該受理機關除應說明其情形外，如確知有其他政府機關於職權範圍內作成或取得該資訊者，應函轉該機關並通知申請人。

第四章 政府資訊公開之限制

第 18 條

政府資訊屬於下列各款情形之一者，應限制公開或不予提供之：

- 一、經依法核定為國家機密或其他法律、法規命令規定應秘密事項或限制、禁止公開者。
- 二、公開或提供有礙犯罪之偵查、追訴、執行或足以妨害刑事被告受公正之裁判或有危害他人生命、身體、自由、財產者。
- 三、政府機關作成意思決定前，內部單位之擬稿或其他準備作業。但對公益有必要者，得公開或提供之。
- 四、政府機關為實施監督、管理、檢（調）查、取締等業務，而取得或製作監督、管理、檢（調）查、取締對象之相關資料，其公開或提供將對實施目的造成困難或妨害者。
- 五、有關專門知識、技能或資格所為之考試、檢定或鑑定等有關資料，其公開或提供將影響其公正效率之執行者。
- 六、公開或提供有侵害個人隱私、職業上秘密或著作權人之公開發表權者。但對公益有必要或為保護人民生命、身體、健康有必要或經當事人同意者，不在此限。

七、個人、法人或團體營業上秘密或經營事業有關之資訊，其公開或提供有侵害該個人、法人或團體之權利、競爭地位或其他正當利益者。但對公益有必要或為保護人民生命、身體、健康有必要或經當事人同意者，不在此限。

八、為保存文化資產必須特別管理，而公開或提供有滅失或減損其價值之虞者。

九、公營事業機構經營之有關資料，其公開或提供將妨害其經營上之正當利益者。但對公益有必要者，得公開或提供之。

政府資訊含有前項各款限制公開或不予提供之事項者，應僅就其他部分公開或提供之。

第 19 條

前條所定應限制公開或不予提供之政府資訊，因情事變更已無限制公開或拒絕提供之必要者，政府機關應受理申請提供。

第五章 救濟

第 20 條

申請人對於政府機關就其申請提供、更正或補充政府資訊所為之決定不服者，得依法提起行政救濟。

第 21 條

受理訴願機關及行政法院審理有關政府資訊公開之爭訟時，得就該政府資訊之全部或一部進行秘密審理。

第六章 附則

第 22 條

政府機關依本法公開或提供政府資訊時，得按申請政府資訊之用途，向申請人收取費用；申請政府資訊供學術研究或公益用途者，其費用得予減免。

前項費用，包括政府資訊之檢索、審查、複製及重製所需之成本；其收費標準，由各政府機關定之。

第 23 條

公務員執行職務違反本法規定者，應按其情節輕重，依法予以懲戒或懲處。

第 24 條

本法自公布日施行。

2019 年の新聞界

阿 部 圭 介*

新聞の発行部数減少が止まらない。2019 年の 10 月の日本新聞協会加盟 116 紙の総発行部数は 3781 万 1248 部で、前年比 5.2% 減だった。⁽¹⁾ また、同協会の 2018 年度新聞社総売上高推計調査結果によると、「広告収入」の比率が 2 割を切り、「その他収入」が伸びた。⁽²⁾

報道活動では、秋田魁新報が特報した記事「適地調査 データすさん／地上イージス配備」は、新聞協会賞を受賞するなど注目を集めた。また、西日本新聞社が 2018 年に始めた、読者からの情報提供や要望を受けて取材・報道する「あなたの特命取材班」は、「かんぽ生命の不正販売問題」のスクープなど着実に成果を上げており、地方紙や放送局とのネットワークを広げている。一方で、7 月 18 日に発生し多数の被害者を出した京都アニメーション第 1 スタジオ放火事件では、被害者の実名発表・実名報道を巡りさまざまな議論が起きた。⁽³⁾

2 年続けて 5 % 台の部数減少

新聞協会加盟紙の総発行部数は、2017 年が 4212 万 8189 部、2018 年が 3990 万 1576 部、2019 年が 3781 万 1248 部と推移している。2019 年の 5.2% という減少率は、過去最大の減少率だった⁽⁴⁾ 2018 年に次ぐもので、2 年連続で 5% 台の減少率を示している。

部数減少が売り上げ比率にも影響を及ぼしているのも、前年と変わらぬ傾向である。同協会の日刊新聞 91 社を対象とした 2018 年度新聞社総売上高推計調査結果では、総売上高は 1 兆 6619 億円だった。これは、2017 年度が前年度に比べ 559 億円（3.2%）の減少だったのに比べると、500 億円（2.9%）の減少にとどまっている。しかし、販売収入は 9502 億円（前年度比 4.0% 減）、広告収入は 3314 億円（同 6.6% 減）であり、大きく減らしている。その他収入が 3803 億円（3.5% 増）となったことが、総売上高の減少率に一定の歯止めをかけた要因といえる。この結果、販売収入・広告収入・その他収入の構成比は、57.2%・19.9%・22.9% となり、広告収入の構成比が 1975 年の調査開始以来、初めて 2 割を切った⁽⁵⁾ という。なお、その他収入には、「販売」「広告」以外の出版、受託印刷、事業などの営業収入に加え、営業外収入と特別利益が含まれている。⁽⁶⁾

新聞広告の減少は、電通が 2019 年 2 月 28 日に発表した「2018 年 日本の広告費」にも表れている。総広告費が前年比 2.2% 増の 6 兆 5300 億円だったのに対し、新聞広告費は同 7.1% 減の 4784 億円だった。インターネット広告費は、同 16.5% 増の 1 兆 7589 億円だった。2018 年調査では初めて、インターネット広告費の内訳として「マスコミ四媒体由来のデジタル広告費」の項目が設けられた。「マスコミ四媒体事業社などが主体となって提供するインターネットメディア・サービスにおける広告費」と定義づけられており、新聞社が運営するデジタルメディア関連の広告費「新聞デジタル」は 132 億円だった。「新聞デジタル」の構成比は、広告費全体でみると 0.2%、インター

*あべ けいすけ 日本新聞協会

ネット広告費に限定してみても 0.75% とまだわずかな割合である。ただし、マスコミ四媒体由来のデジタル広告費は「前年比二桁成長と見られる」とされている。⁽⁷⁾

地方紙の調査報道で成果—秋田魁新報と西日本新聞を例に

秋田魁新報は 2019 年 6 月 5 日付 1 面に、「適地調査 データずさん／防衛省、代替地検討で／地上イージス配備」の見出しで、防衛省が作成したイージス・アショア（ミサイル迎撃システム）の配備候補地に関する「適地調査」報告書に事実と異なるずさんなデータが記載されていることを特報する記事を掲載した。これは、報告書に記載されているデータが、地図をもとにした計算結果と異なることを突き止め、現地でも測量し事実と異なることを確かめたという内容の記事である。この報道をきっかけに、防衛省は誤りを認め、再調査を行うこととなった。同報道は、全国紙の記事にも言及され、この特報を含む一連の報道が「地元新聞社が国家の安全保障問題に真正面から向き合い、1 年余りの多角的な取材・報道の蓄積をもとに、政府のずさんな計画を明るみに出した特報は、優れた調査報道として高く評価され、新聞協会賞に値する」として、新聞協会賞を受賞した。地方紙の調査報道が、政府を動かした例と言える。

調査報道では、西日本新聞社が新しい取り組みを行い、成果を上げ始めている。「あなたの特命取材班」である。これは、無料通信アプリ「LINE」や Twitter、Facebook、電子メール、またはファクス、郵便を使って、「暮らしの疑問や地域の困り事から行政・企業の不正告発まで、読者の情報提供や要望に応える」取り組みである。⁽⁹⁾

例えば、「量販店で買ったライターオイルを新幹線に持ち込んだら、車掌に注意され『罰金』約 6 万円を取られた」という疑問の声をもとに取材した記事もあれば、暑中見舞いはがき「かもめ～る」の販売ノルマに郵便局員が「苦しんでいる」というメールを取り上げたことをきっかけに関係者からの情報提供が相次ぎ、一連のかんば生命保険の不正販売問題の報道につながったケースもある。⁽¹⁰⁾

担当する西日本新聞社・編集局クロスマディア報道部シニアマネージャー兼経営企画局新メディア戦略室の坂本信博は、この取り組みを「オンデマンド調査報道（ジャーナリズム・オン・デマンド、JOD）」と位置づけている。LINE でつながる「あな特通信員」は 1 万 3000 人で、寄せられた調査依頼は 8000 件を超え、記事化されたのが 300 本以上という。⁽¹¹⁾

取材・報道のきっかけになり、実際に記事が社会を動かすという成果だけでなく、「西日本新聞のファンになってくれる読者が全国に増えた」、「『誰のため、何のために取材・報道しているか』が明確になり、記者のモチベーション向上につながっている」という「副産物」も生まれている。⁽¹²⁾

さらに注目できる点として、他の新聞社などとの連携も行っていることが挙げられる。21 の新聞社や放送局などと「JOD パートナーシップ」を結び、「①取材・報道手法②掲載記事③調査依頼や内部告発の情報」を共有している。⁽¹³⁾

こうした積極的な動きの背景には、「読者の『新聞離れ』」と、若手・中堅記者が全国メディアに転職する「『地方紙離れ』」への危機意識があるという。「あなたの特命取材班」は、こうした問題に地方紙としてのジャーナリズムの役割を模索し、応えようとしている取り組みだと言えるであろう。⁽¹⁴⁾

実名発表・実名報道をめぐり論議

『ジャーナリズム & メディア』第11号の拙稿では、実名報道について「なぜ被疑者、被害者双方の実名報道が必要なのか、一般に理解を求めるのは困難である」、「民主主義を守るために必要な実名が秘匿されている実情と問題点を、海外の実例も交えて繰り返し訴えかけなければ、事態は変わらないであろう」と指摘した。⁽²⁰⁾

2019年7月18日、京都アニメーション第1スタジオが放火され、建物が全焼した。同社社員36人が死亡、33人が重軽傷を負った。日本国内の事件では類を見ない被害者の数とともに、京都アニメーションが高品質なアニメ作品の制作で知られていたことから、多くの注目を集める事件となった。

この事件では、実名発表・実名報道についてインターネットを中心に多くのメディア批判が巻き起こったとして、新聞社をはじめとするメディア側はさまざまな角度からその在り方についての論考を掲載した。⁽²¹⁾

ここでは、本件の実名発表・実名報道をめぐる経過をまとめるとともに、論点を整理したい。

7月18日 事件発生

8月2日 京都府警が、遺族の了承が得られ、葬儀を終えた犠牲者10人の氏名を発表

8月20日 在洛新聞放送編集責任者会議（京都に拠点を置く新聞・通信・放送12社で構成）が、未公表のままの犠牲者の速やかな実名発表を申し入れ⁽²²⁾

8月27日 京都府警が全ての犠牲者の氏名を発表

この間、集団的過熱取材を避けるため、在阪民放4局は分担して、先行して公表された犠牲者の遺族に取材交渉を行った。また、全ての犠牲者の氏名が公表された際、京都府警記者クラブ加盟社は遺族への取材交渉は代表記者が行うこととした。⁽²³⁾

警察側の動きについては、京都新聞が、「府警は『遺族に理解を求めた上、たとえ了承が得られなくても、従来通りに公表する』との立場を堅持」、「警察庁は『公表には遺族の了承が必要』との考え方を固持」と伝えた。⁽²⁴⁾

また、事件直後から取材に応じ、犠牲者の実名を明かした遺族がいた一方で、京都アニメーション側は実名報道を控えるよう警察と報道に申し入れていた。⁽²⁵⁾

さて、本稿では「実名発表・実名報道」と並列に記してきた。「実名発表」と「実名報道」は区別して議論する必要があるからである。これは、日本新聞協会の『実名と報道』でも指摘されている。⁽²⁶⁾ ここでは、実名発表は、事件・事故・災害が発生した際に、警察や行政当局、場合によっては企業等が、被疑者や被害者の実名を発表すること、実名報道は報道機関が被疑者や被害者の実名を報道することと定義しておきたい。

実名発表は、少なくとも事件・事故であれば、警察などの当局の不正防止や公正な裁判の実現のために必要であると考えられる。捜査を尽くしても被害者の身元が判明しないのであれば別だが、原則として被害者の名前を発表しなくてもよいとなると、その捜査のプロセスを検証することが困難になり、冤罪事件の温床となるであろう。また、実名発表は、取材に応じたい被害者や遺族とメディアを結びつける手がかりにもなる。加えて、常磐大元学長の諸沢英道は、遺族らへの自治体による支援のためにも、警察から自治体への情報提供が必要だと指摘した。⁽²⁷⁾

実名報道についてはどうであろうか。

共同通信の澤康臣は、実名があることが人々の関心を呼ぶというイギリスの記者の考えを繰り返し紹介した。⁽²⁸⁾その上で、「固有名詞を書いた記述は後々の検証が極めて困難で、歴史、記録としての価値が損なわれる」とともに、匿名社会は「市民の共感、そして連帯をも妨げる」と指摘した。⁽²⁹⁾

日本新聞協会も、実名には強い訴求力があり、事実の重みを伝えるとしている。また、警察などの権力がある側の不正を追及すること、社会に訴えたい被害者の存在、人格を尊重することなども実名の理由として挙げ、「社会全体が匿名化すると、個人の責任や権利・義務の関係があいまいになり、人権侵害を招いたり、人権侵害があっても分からなくなったりする恐れ」があると指摘した。⁽³⁰⁾

実際、今回の事件でも被害者の遺族・石田基志は「石田敦志というアニメーターがいたことを、どうか忘れないでください。決して35分の1ではないんです」と記者会見で話したという。また、2016年に相模原市の障害者施設「やまゆり園」で起きた殺傷事件では、障害者への偏見を理由に裁判でも被害者の実名を明らかにしない措置がとられたが、遺族の一人は「美帆は一生懸命生きていました。その証を残したい。美帆の名を覚えていてほしい」と、被害者の名前を公表した。⁽³¹⁾

しかし、このような理由を挙げたとしても、実名報道への支持は得られず、「拒絶反応を引き起こした」との指摘がある。畠仲哲雄は、担当している龍谷大学社会学部の講義「メディアと倫理」で、遺族が懇願しても実名報道をすべきかどうか、学生に議論し、結論を出してもらった。議論は2回行い、1回目は「直観的に意見を述べてもらう」、2回目は「日本新聞協会の『実名と報道』に記されているような主流メディアの考え方を踏まえた論点をわたしが提示して教室全体で共有したのち」、「論理・理性にもとづく結論を出してもら」った。その結果、2回目の議論の後、「『実名報道すべき』は減り、『匿名報道すべき』がさらに増えるという結果となった」という。このような結果になった要因として、畠仲は、学生たちに「『事件や事故の犠牲者遺族を社会がどのように守れるか』という問題意識」があり、「被害者や犠牲者へのアドボカシーの視点が見られないことへの苛立ちがあるように感じられる」と分析した。⁽³²⁾

メディアの取材・報道活動への支持が得られていないという点では、別の指摘もある。武蔵大学の奥村信幸は、欧米のメディアが「取材ルールを明記した行動基準を一般に公開し、予想していない形で事件や事故が起きても、編集局のだれが新たな取材ルールを決めるか、責任の所在まで定めて」いるのに対し、日本ではそうなっていないと指摘し、「こうした取材ルールの公開や読者への約束なく、『実名報道させて下さい』と言っても、社会の理解を得るのは難しいのではないかとも思います」と述べた。⁽³³⁾

京都大学の曾我部真裕は実名発表が遅れた要因として、メディアスクラムによる負担、報道で取り上げられること自体の心理的負担、「インターネット上で心無い書き込みがなされ、広く拡散し、また、いつまでも残る」という間接的な負担を懸念したのではないかと指摘した。その上で、実名報道原則を維持するために、「(1)報道界を挙げた取り組みの必要性」「(2)開放性・透明性」「(3)ルール化・仕組み化」の3点を提案した。この3点の中では、メディアが一体となって取材のスキームを形成し、それらはルール・仕組みとして確立するとともに、説明責任を果たせるよう準備をすることの必要性が繰り返し述べられている。奥村の指摘と同じ潮流をなしており、実名発表・実名報道の問題にとどまらず、今後メディアのアカウンタビリティーの在り方自体を検討する必要があると言える。⁽³⁴⁾

こうした中、2020年1月からは、前述の「やまゆり園」の公判が始まった。ここで地元紙の神奈川新聞は佐藤奇平・統合編集局次長兼報道部長の署名入りで「『匿名報道』継続します」という記事を掲載した。原則論としての実名報道の必要性を述べつつも、「実名で報道するだけの取材は尽くせていません」「偏見や差別で苦しんできた遺族の『実名を明かさないでほしい』との願いを無視し、さらなる不利益を与えかねない報道をすることはできない、と判断しました」と匿名にする理由を挙げた。⁽³⁸⁾ 実名発表を求めるることは維持しつつ、遺族に寄り添って匿名報道をするという判断について読者に考え方を伝えており、メディア側がこれまでの批判に応えようとしている流れが現れ始めていると言えそうである。

注

- (1) 『新聞協会報』2020年1月1日付、日本新聞協会。同2020年1月28日付には、加盟社からの申告による発行部数の訂正があった旨が掲載されている。
- (2) 『新聞協会報』2019年11月26日付、日本新聞協会。
- (3) 『秋田魁新報』2019年6月5日付、秋田魁新報社。
- (4) 注(1)に示した『新聞協会報』の記事のほか、同協会ウェブページには2000年以降の推移が掲載されている。<https://www.pressnet.or.jp/data/circulation/circulation01.php>。2020年1月28日閲覧。
- (5) 注(2)に示した『新聞協会報』の記事のほか、同協会ウェブページには2004年度以降の推移が掲載されている。<https://www.pressnet.or.jp/data/finance/finance01.php>。2020年1月28日閲覧。
- (6) 『新聞協会報』2019年11月26日付。
- (7) 「2018年 日本の広告費」電通、http://www.dentsu.co.jp/knowledge/ad_cost/2018/。2020年1月28日閲覧。
- (8) 『秋田魁新報』2019年6月5日付、秋田魁新報社。
- (9) 例えば『毎日新聞』2019年6月6日付、毎日新聞社。
- (10) 新聞協会賞の受賞理由。『新聞協会報』2019年9月10日付、日本新聞協会、参照。
- (11) 「あなたの特命取材班」、西日本新聞社、<https://specials.nishinippon.co.jp/tokumei/>。2020年1月28日閲覧。
- (12) 「ライターオイル缶で“罰金”6万円なぜ？ 新幹線持ち込み、規則は…」、西日本新聞社、<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/572257/>。2020年1月28日閲覧。
- (13) 「かもめ～る、販売ノルマに悲痛な声 郵便局員“自腹営業”も SNS普及、苦戦続く」、西日本新聞社、<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/445713/>。2020年1月28日閲覧。
- (14) 「郵便局員が違法な保険営業 高齢者と強引契約 15年度以降68件」、西日本新聞社、<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/495016/>。2020年1月28日閲覧。
- (15) 坂本信博（2020）「「つながる」地方紙の挑戦—オンデマンド調査報道とローカルメディア連携」『新聞研究』2020年1－2月号（No.821）、日本新聞協会、46。
- (16) 同、46。
- (17) 同、48。
- (18) 同、49。
- (19) 同、48。

- (20) 阿部圭介 (2018) 「2017年の新聞界」『ジャーナリズム & メディア』第11号、日本大学法学部新聞学研究所、206-207。
- (21) 例えば『毎日新聞』2019年10月16日付、毎日新聞社、の秋の新聞週間特集記事には「報道各社が実名報道したことに対して、インターネット上などでは批判があふれました。実名報道にこだわる理由を私たち伝え切れているでしょうか」とのリードがある。
- (22) 『新聞協会報』2019年8月27日付、9月10日付、日本新聞協会、をもとに作成。
- (23) 同2019年8月27日付、日本新聞協会。岸本鉄平 (2019) 「迷いや悩みも紙面で紹介—あるべき姿勢について模索を続ける」『新聞研究』2019年11月号 (No.819)、日本新聞協会、10。
- (24) 「京アニ犠牲25人、公表めぐり警察庁と京都府警が見解相違」、京都新聞社、<https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/13635>。2020年1月28日閲覧。
- (25) 「7月18日に発生した事件について（初出7月21日、改訂11月28日）」、京都アニメーション、<http://www.kyotoanimation.co.jp/information/?id=3072>。2020年1月28日閲覧。
- (26) 日本新聞協会編集委員会 (2006) 『実名と報道』、日本新聞協会、47-48
- (27) 『毎日新聞』2019年9月16日付、毎日新聞社。
- (28) 澤康臣 (2010) 『英國式事件報道 なぜ実名にこだわるのか』、文藝春秋、161、177など。
- (29) 同書270。
- (30) 日本新聞協会編集委員会 (2006)、51-52。
- (31) 同書53-59。
- (32) 『毎日新聞』2019年12月18日付、毎日新聞社。
- (33) 『毎日新聞』2020年1月8日付、毎日新聞社。
- (34) 畑仲哲雄 (2019) 「被害者の実名報道について」、<http://hatanaka.txt-nifty.com/ronda/2019/10/post-9b6973.html>。2020年1月28日閲覧。
- (35) 『朝日新聞』2019年12月20日付、朝日新聞社。
- (36) 曽我部真裕 (2019) 「報道界挙げて社会と対話を—ネット時代の被害者報道と実名報道原則」『新聞研究』2019年11月号 (No.819)、日本新聞協会、16。
- (37) 同、18-19。
- (38) 『神奈川新聞』2020年1月7日付、神奈川新聞社。

2019 年の放送界概観

片野 利彦*

本稿では、2019 年の放送界をいくつかのテーマに絞って概観する。

◆ NHK の動向

2019 年は、これまでにも本稿で触ってきた、NHK のテレビ放送をインターネットで同時に流す「常時同時配信」に関する制度整備が前進した。

5 月、改正放送法が成立した。総務省の「放送を巡る諸課題に関する検討会」（諸課題検）で重ねられた検討も踏まえ、NHK の常時同時配信を可能としたほか、NHK グループの適正な経営を確保するための規定も設けた。常時同時配信をめぐっては、実施に要する費用の上限などの条件を「実施基準」として定め、総務大臣がこれを審査することとした。経営の適正化に関しては、経営委員会の議決事項の具体化、監査委員会のチェック機能の強化、財務などの情報公開といった規定が盛り込まれた。

NHK は 9 月、インターネット活用業務実施基準の素案を公表した。NHK の肥大化を懸念する声があることから、同業務の実施に要する費用は受信料収入の 2.5% を上限としたが、放送法上の努力義務などの業務では費用を別枠とした。このような素案に対しては、日本民間放送連盟や日本新聞協会が「民業圧迫の懸念は消えていない」などとして、一層の抑制的な運用を求める意見を表明した。

11 月には、NHK が認可申請した実施基準の変更案に対し、総務省が「基本的考え方」を公表した。この中で、活用業務の費用の増加が事業収支の悪化につながるとの懸念を示し、既存業務の見直しや適正な水準の受信料のあり方に関する検討を促すなどした。あわせて総務省は、「考え方」の内容を検討した上でその結果を提出するよう NHK に求めた。12 月、NHK は「検討結果」を提出し、衛星放送の削減、インターネット活用業務での「2.5%」上限の堅持などに加え、常時同時配信を 2020 年 4 月から始めるとした。その後、12 月 24 日には総務省の再度の「考え方」を踏まえ、NHK が実施基準の修正案を公表した。東京オリンピック・パラリンピック関連の費用を除いて上限を 2.5% とすることや、常時同時配信は当面、提供時間を限定して行うことなどを明らかにした。

この間、6 月に NHK が公表した 2018 年度の決算では、受信料収入が 7122 億円と、初めて 7000 億円を突破した。常時同時配信の実施に向けて制度が整い、NHK を“後押し”する中、7 月には参院選が行われ、NHK のスクランブル放送化などを主張する「NHK から国民を守る党」が比例代表で 98 万票を得て 1 議席を獲得した。受信料の不払いなどを訴える同党の動きを受け、NHK は同党を名指しはしないものの、受信料制度と公共放送への理解を求める文書をウェブサイトで公

*かたの としひこ 一般社団法人日本民間放送連盟 編集部

表し、受信料支払いの必要性を強調した。このような中で、NHKは8月末、民放キー5局（日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京、フジテレビ）が運営するCM付きの見逃しテレビ配信サービス「TVer」に参加し、10番組程度の配信を始めた。公共放送への理解増進やNHKの視聴の促進、民放との協調・連携などを目的とした試行的な取り組みとしている。

◆放送を取り巻くトピック

2019年の放送に関連するトピックをいくつか取り上げたい。2019年は天皇の“生前退位”による改元が行われ、元号が平成から令和となった。新元号が発表された4月1日には、各放送局が速報でこれを伝えたほか、改元の5月1日にはカウントダウンでその瞬間を伝えるなどした。また、「即位後朝見の儀」など一連の行事も特番などで取り上げた。10月の「即位礼正殿の儀」に続き、11月には新天皇の即位を祝う「祝賀御列の儀」が行われ、天皇皇后両陛下が皇居から赤坂御所までパレードした。10万人超が沿道に詰めかけ、各局はこれも生中継で伝えた。

2019年は、主に台風や水害で各地に大きな被害が出たことも記憶に新しい。関東近隣や東北などに台風が接近した際は、テレビ、ラジオ問わず各局が報道特番などの態勢を組んで情勢を伝えただけでなく、接近する台風に備える事前のよびかけも積極的に行った。地域によっては放送電波を送る中継局などに物理的な被害が出たり、停電や発電機の燃料の枯渇などに見舞われ放送が一時的に途絶えたエリアもあったが、他の放送局とも連携しながら復旧に尽力した。南海トラフ地震や首都直下地震など、今後も大規模な災害が想定される中、放送メディアの災害対応は、視聴者・リスナーに「伝える」側面だけでなく、放送を「支える」技術的なインフラの側面でも、一層の強化が求められるといえよう。

放送自体が主題ではないが、芸能人が絡む各種のトラブルも耳目を集めた。例えば、吉本興業の所属タレントによるいわゆる「闇営業」問題では多くのお笑い芸人が謹慎などの処分を受けただけなく、タレントと事務所の契約のあり方など、一般の受け手にとっては目の届かない“舞台裏”的問題が露呈した。また、ピエール瀧や沢尻エリカといった著名な俳優らが違法薬物を使用したことで逮捕され、出演するドラマや映画などで出演場面がカットされたり、出演作の放送が見送られるなどの影響が出た。8月に芸術祭「あいちトリエンナーレ」で一部の展示が苦情により中止に追い込まれた一件とも相まって、表現の自由をめぐり喚起された議論の一端を担った感があった。

ラジオに着目すると、上記のNHKの常時同時配信と同様に、大きな制度的变化につながる動きがあった。先述の総務省・諸課題検下に置かれた「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」で、3月、民放連はAM放送からFM放送への転換や、両放送の併用が可能な制度の整備などを要望した。既存メディア、とりわけラジオの営業収入が落ち込む中、ラジオの経営継続や設備投資の困難さといった現状を踏まえ、段階的にAM社がFM放送への転換などを選択できるように制度を見直すよう訴えたもの。8月末に分科会は、他の検討課題に先んじてラジオのあり方について考え方を取りまとめた。放送のカバーエリアや対応する受信機など検討すべき課題を挙げた上で、実証実験の実施に向け、2020年秋までにその具体案をまとめるべきと提言した。今後の検討や具体的

な制度整備の進展が注目される。

制度の根幹とは別に、ラジオを聴取するデバイスに関するアプローチでも動きがあった。FM 放送とインターネットでラジオを聞くことができるスマートフォン「ラジスマ」が 2 月に発売された。FM チューナー機能を備えたラジコのアプリにより、放送とインターネットによるストリーミングの両方を手軽に切り替えてラジオが聴けるため、高音質で遅延のない放送と、ラジコのタイムフリーやエリアフリーといった多機能のインターネットの良いとこ取りができる点が売りとなっている。民放連のラジオ委員会がメーカーへ働きかけ、NTT ドコモと au から対応機種が発売された後も対応メーカーは増えている。

◆放送倫理・番組向上機構（BPO）の動向

NHK と民放連が作る放送界の第三者機関である放送倫理・番組向上機構（BPO）の 2019 年の動きを見てみたい。

放送人権委員会（奥武則委員長）は 3 月、TBS の情報番組の放送で名誉を侵害されたなどと俳優の細川茂樹氏が申し立てていた事案で、公平・公正性や配慮を欠き放送倫理上の問題があるとする見解を発表した。芸能ニュースをランキング形式で伝えた番組中、細川氏の所属事務所との契約トラブルが取り上げられ、本人の過去の発言 VTR も放送された。これに細川氏は、「放送は名誉・信用を侵害する悪質な狙いがあった」などと主張したもの。委員会は、放送内容は細川氏の社会的評価を低下させると判断し、「トラブル事案を扱う際に求められる公平・公正さを欠いた」などとして放送倫理上の問題があると結論付けた。

放送倫理検証委員会（神田安積委員長）は 7 月、日本テレビのバラエティ番組に放送倫理違反があったとする意見を公表した。世界の祭りを紹介する企画に対し、週刊誌が「祭りは番組側が作り上げた」などと報道していた案件で、委員会は、制作者には隠蔽の「企図」はなかったものの、視聴者を誘導した点で「視聴者が番組に求める約束に反した」と結論し、「放送倫理違反があったと言わざるを得ない」とした。

同委員会は 12 月、読売テレビの報道・情報番組に放送倫理違反があったとする意見を公表した。お笑いコンビが一般人の性別を確認し、その際対象者の胸に触れたり免許証を確認する模様が流れたもので、委員会は「プライバシーや人権への配慮を欠いた不適切な取材」などと問題視。「感性が鋭敏であるべき放送が、著しく配慮を欠くやりとりを放送した点で看過できない」と結論付け、放送倫理違反があったと判断した。

この他、放送人権委員会が 10 月、ハラスメントによる教員の処分を報じた NHK 秋田放送局の番組に関し、「名誉毀損には当たらず放送倫理上の問題もない」との見解を示した。

書評

ディヴィッド・ライアン『監視文化の誕生—社会に監視される時代からひとびとが進んで監視する時代へ』
(田畠暁生訳 青土社 2018=2019)

平井 智尚*

人文・社会科学の文脈で「監視」という言葉が使用されるとき、そこから想起されるものとして、一つに、ジョージ・オーウェルのディストピア（反ユートピア）小説『1984年』ならびに、同作品に登場する監視装置「テレスクリーン」や独裁者「ビッグブラザー」が挙げられる。そして、もう一つは、18~19世紀のイギリスの哲学者・経済学者ジェレミー・ベンサムが考案した円形型の全展望監視施設「パノプティコン」、および、こうしたシステムを社会の権力装置の比喩として使用したミシェル・フーコーの研究が挙げられる。こうした文脈で言及される「監視」は、国家による文字通りの監視や、社会制度による規律・訓練の有り様を指している。

監視の問題に別段関心を抱いているわけではなく、また、『1984年』やフーコーの関連著作、例えば『監獄の誕生』を読み込んでいないとしても、政治学や社会学の教科書、あるいは、各種の文献を通じて、概要は大まかに把握されていることが多い。評者もその口であり、「監視」と名の付く文献をあえて読もうとはしなかった。それは本書評で取り上げるディヴィット・ライアンの著作も例外ではない。浅学をひけらかすこととなるが、ライアンの監視社会論は、気にかけてはいたものの、フーコーの議論を情報社会の文脈へと援用した議論であろうと推測し、腰を据えて彼の文献を読んではこなかった。

それではなぜ「監視」の問題を扱った文献をここで取り上げるのか。その理由は新たな形の「監視」に興味を抱いたからである。

その一つとして、国家による新たな形の「監視」が挙げられる。中国では市民の行動を数値化し、その評価を公共サービスの利用に反映させるシステム、いわゆる「個人信用スコア制度」の導入が検討されている（朝日新聞、2018年12月23日朝刊ほか参照）。また同じく中国において、顔認証システムを活用してコンサート会場に訪れた逃亡犯を逮捕したというケースも報じられている（朝日新聞、2018年7月24日朝刊ほか参照）。「個人信用スコア」や「顔認証システム」はいずれも先端の情報通信技術（ICT）を活用するものであり、市民にエンパワーメントをもたらす手段として位置づけられるICTが、その対ともいえる国家による監視に活用されるという情報社会の逆説は、今さらながらではあるが関心を覚えるのである。

そしてもう一つは、企業による「監視」とも呼びうる事態の現出である。2010年代後半以降、先端のICTとして、「IoT（Internet of Things：モノのインターネット）」、「ロボット」、「人工知能（AI）」、「ビッグデータ」、「自動運転」、「5G」などが取り上げられ、産業の発展や社会の変革をもたらすテクノロジーとして、期待や可能性を交えながら方々で語られてきた。日本政府の「未来投

*ひらい ともひさ 日本大学法学部新聞学科 専任講師

資戦略2018」の副題である「Society5.0」や「データ駆動型社会」はその象徴とも言える。もちろん、国家政策だけでなく、産業、学術、シンクタンク、マス・メディア、あるいは市井に至るまで、先端ICTの可能性は様々な文脈で言及されており、そこにも期待が多分に含まれている。こうした言説の一部はそれ自体が産業であり、飯の種に過ぎないと批判し得る。ただそれ以上に、プラットフォーマーに代表される大手IT企業が個人データを大量に収集・蓄積し、データを商品化したり、マーケティングに活用したりする、いわゆる「データ資本主義」とも呼ばれるような仕組みへの批判的な視座がいささか不足しているのが気にかかる。こうした問題を論じる際に「監視」への着目が一つの手がかりになると考へるのである。

ICTの進展という時代の趨勢に対応しつつも、商売気を出すことなく、現代社会の理解に努めるという人文・社会科学の目的を追求するうえで「監視」というテーマは一つのきっかけを与えてくれるものであり、その第一人者であるライアンの最新の著作は看過できないと考えたのが本書を手に取った理由である。

以上のような関心のもと本書に目を通してみたところ、やはりと言うべきか『1984年』の話から議論は始まる。「監視について書かれた本を何であれ手にとれば、その大半に「ビッグブラザー」か「オーウェル的未来」への言及がある。一九四八年に書かれたジョージ・オーウェルの古典的ディストピア（反ユートピア）小説『一九八四年』は、半世紀以上にもわたって、「監視が何をもたらすのか」についての一般人の感覚を形成し、浸透してきた（ライアン、2018=2019：7）。しかし、直後に次のような議論へと展開していく。「しかし「監視文化」を考える際に、『一九八四年』は脇にどけましょうというのが、本書の提案である」（同書：8）、「今日の監視の現実を把握するにはオーウェルを超えるべきというのが本書の主張」（同書：9）。同様に「パノプティコン」も議論の中心に位置づけられてはいない。「しかし今日の世界は、多くの点でもはやパノプティコン型ではない。監視者は監視塔にいる必要がなく、手の届かない所へどこへでも逃れることができる。（監視者と囚人の）相互関係は、終わってはいないにしても、もはやすり切れた」（同書：47
かっこ内は筆者補足）。

なぜ、監視論の「王道」に拠らない視座が提示されるのだろうか。この疑問に対する答えは、本書のタイトルである「監視文化」という言葉に示されている。そもそも「監視」と「文化」という概念はそれぞれ相容れないように見える。一方の「監視」は（従来的な把握の仕方であれば）「オーウェル的」あるいは「パノプティコン」とも形容されるような、国家装置による諸個人の観察や情報収集を指す概念である。他方、「文化」は諸個人の生活様式を指す概念である。つまり、それぞれの主体が異なるのである。少なくとも、諸個人が監視の主体たり得ないというのは、先に取り上げた事例が物語るように、今でも首肯できるのではないだろうか。しかしそく考えてみると、諸個人は監視の主体たり得ないという見方は現代社会において適切とは言い難い。さらに、諸個人による監視はありふれた所作であり、慣習化している、すなわち「文化」と呼びうる水準に達している。こうした状況についてライアンは次のように述べている。

二一世紀に入ってから経験したことは、「監視される人々」の参加に大きく依っている。本書の副題でも示唆したように、観察されることだけでなく観察自体が生活様式となったのだ。オーウェルの小説の登場人物たちは、いつ見られているのか、なぜ見られているのかが定かでない中で、びく

つきながら辛く生きている。しかし今日の監視を可能にしているのは、私たちがウェブ上でのクリックであったり、メッセージや写真のやりとりであったりするのだ。かつてないほど、普通の人々が、監視に貢献している。利用者自らが作り出すコンテンツ（UGC=User-generated Content）が、日々観察されるデータを生み出している。このように「監視文化」が形作られている（同書：8-9）。

要するに、「監視文化」とは、普通の人々がスマートフォンやソーシャルメディアを通じて監視へと参加し、そのような行為が、まさしく「文化」として社会に定着しているような状況を表す概念なのである。そして留意すべきは、普通の人々による監視という行為が、管理や規律・訓練を主眼とするのではなく、「楽しさや娯楽的な価値」（同書：151）に基づいて展開されている点である。実際、普通の人々は日常生活における遊びや娯楽の一環として監視を実践している。

例として、大学の講義において学生がその場面を写真や動画で撮影するといった卑近な光景を挙げてみる。そうした行為の多くは板書や課題のメモといった実利的な目的に基づくものである。しかし、講義の内容や講師の所作に不満を述べたり、笑いものにしたりする目的で、撮影された写真や動画がSNSへアップロードされることもある。その目的は内輪の集まり、あるいはSNSの文脈における「ネタ」の提供・共有に過ぎない。すなわち、「楽しさや娯楽的な価値」に基づいたものである。だが、こうした遊びや娯楽としての実践こそが監視文化を成り立たせているのである。

そして言うまでもなく、監視文化の担い手は上記のような（不届きな？）学生に限られるわけではない。場合によっては、監視の対象となった教員も「エゴサ」（エゴサーチ：自分自身に関連することをインターネットで検索すること）を行うことで学生のSNSアカウントを発見し、定期的にチェックするかもしれない。教育機関に限らず、公共空間においても街中や電車でアクシデントやトラブルが発生した際、居合わせた者たちはスマートフォンを通じて、その場面を撮影し、SNSへアップロードする。なぜ、わざわざSNSへアップロードするのかといえば、多くの人に見てもらいたい、ひいては多くの人から「シェア」、「コメント」、「リツイート」、「いいね」を得たいといった動機による。そこに見られるのは、国家装置による管理や規律・訓練としての「監視」ではなく、普通の人々を主体とする生活様式としての「監視」である。

現代社会における監視の問題を「監視文化」という観点から把握するならば、「『一九八四年』は脇にどけましょう」「今日の世界は、多くの点でもはやパノプティコン型ではない」というライアンの議論はもっともあるし、国家や行政機関による「個人信用スコア」や「顔認証システム」の運用を、類を見ない監視であるとして、ことさら強調するのは不明といわざるを得ない。それらは、つまるところ「オーウェル的」あるいは「パノプティコン」とも形容される近代社会における制度を主体とする監視の極北に過ぎないのである。

それでは、プラットフォーマーに代表される民間企業による個人データの収集や蓄積はどうであろうか。この問題は監視文化の要諦をなす。「今日の監視の世界は、カリフォルニアの有名なシリコンバレーと関係している」（同書、10）、「本書は、監視文化を発展させたのが、商業的に可能なシステムであるということを、強調しておきたい」（同書、14）。ただこのような指摘だけを取り出し、企業、とりわけ「GAFA（Google、Apple、Facebook、Amazon）」や「ビックテック」とも呼ばれる大手IT企業による個人データの収集・蓄積といった問題が監視文化の主眼である、と

いう理解は適切ではない。このような問題は「現代社会論として大きなインパクトをあたえた」(野尻、2017:5)とも評価されるライアンの著書『監視社会』(ライアン、2001=2002)においてすでに言及されている。「監視とは何か。ここでは、個人の身元を特定しうるかどうかはともかく、データが集められる当該人物に影響を与え、その行動を統御することを目的として、個人データを収集・処理するすべての行為である」(同書:13)という監視の定義は、組織・団体による個人データの収集や蓄積、あるいは「EU一般データ保護規則(GDPR)」に代表される個人データの扱いを定めた規則といった現代的な争点を考えるうえで示唆を与えてくれる。しかし、こうした問題を考察する枠組みは、『監視社会』において「すでに言及されている」のである。

『監視文化』で論点となっているのは、企業による一方的な個人データの収集・蓄積ではなく、ライアンが「参加型への転回」や「監視への参加」(ライアン、2018=2019:151)と呼ぶような普通の人々による積極的な監視への参加である。われわれは企業が提供するアカウントやIDに個人情報を入力し、スマートフォンの管理、メッセージサービスの利用、オンライン・ショッピングなどを行う。また、スマートウォッチのようなウェアラブル端末に個人情報を入力し、自身のヘルスケアに活用する。こうした「監視への参加」は、現代社会で生活を営んでいくうえでやむを得ないケースばかりではない。普通の人々は、SNSや動画サービスを通じて自らを露出し、「観察する他者に対して自分を見せつける」(同書:146)。この監視されたい欲望を喚起しているのはメディア、企業、資本主義なのかもしれない。しかし、担い手は普通の人々であり、そうした参加形態は人々の生活の中に埋め込まれている。まさしく「文化」なのである。

本書評で取り上げたライアンの著作は、国家や企業といった制度が先端技術を活用して展開する監視が類を見ない現象である、というような議論がいささか浅薄であることを教えてくれる。また、デジタルメディアの利用が進んだ日常生活で展開される遊びや娯楽が持つディストピア的な側面への気づきを与えてくれる。監視文化という視座は先端ICTの可能性を無自覚に寿ぐような議論に対して批判を投げかけるものであり、監視論に特段の関心を持たない者にも示唆を与えてくれる。ただ、訳者も触れているように、ライアンの議論は着想にとどまる面もあり、全体としては繚乱している。有り体に言えば読みづらい。ただ、ライアン自身が「私の役目は处方箋を出すことではなく(略)何がしかの提案をすることである」(同書:251)と述べているように、何かしらの結論を追究しているわけではない。「監視文化」という概念、そしてライアンの著作は、デジタル化の進展する現代社会に見られる様々な現象や問題を考える際のきっかけとして十分な役目を果たしていると考える。

参考文献

- 朝日新聞(2018年7月24日朝刊)「中国、強める「監視の目」逃亡犯をコンサート会場で発見、逮捕」
- 朝日新聞(2018年12月23日朝刊)「北京市民を監視、点数化の新制度 移動やネット行動、処罰も」
- ディヴィッド・ライアン(河村一郎訳)(2001=2002)『監視社会』青土社
- 野尻洋平(2017)『監視社会とライアンの社会学—プライバシーと自由の擁護を越えて』晃洋書房

ジャーナリズム研究の諸問題

三 谷 文 栄*

1. *Journalism* 誌の創刊 20 周年

ジャーナリズム研究を率いてきた学術誌 *Journalism: Theory, Practice and Criticism* が創刊 20 年を迎えた。20 周年を記念し、*Journalism* では様々な特集がなされ、多くの論文が発表されている。今日的なジャーナリズムの専門文化の確立と発展が 100 年以上の歴史を持っていることを考えると、20 周年は短く感じられるかもしれない。本稿では、*Journalism* が創刊された背景を示すとともに、*Journalism* の創刊号・10 周年記念号・20 周年記念号に掲載された論考から、ジャーナリズム研究が直面してきた問題とその変遷を考察する。

現在、ジャーナリズム研究や教育に関する学科や研究機関は英語圏で数多く存在する。米国でジャーナリズムが研究領域として初めて大学で設立されたのは 1908 年であるが、1940 年代ごろに、専門的なジャーナリズム教育が大学や大学院などで行われるようになった。ジャーナリズムという研究領域は、社会科学と共に問題関心や方法論を有していたにもかかわらず、人文系出身者がジャーナリストらに多いことから、教育や倫理といった人文科学が重視されていた (Tumber, Bromley and Zelizer, 2000: 5)。ジャーナリズム研究者が多く所属する Association of Education in Journalism and Mass Communication (ジャーナリズム & マス・コミュニケーション教育学会、以下 AEJMC) の主要な学術誌である *Journalism & Mass Communication Quarterly* (以下 JMCQ) の創刊の背景をみるとその傾向が読み取れるだろう。

JMCQ は、*The Journalism Bulletin* という名称で 1924 年に創刊されたものである (表 1 参照)。American Association of Teachers of Journalism (米国ジャーナリズム教育者学会、AEJMC の前身) が発行していたニュースレターが元となっており、それが年 4 回の雑誌として創刊されたのである (*The Journalism Bulletin*, 1924; 1925)。発行元の学会に「教育」がつけられているように、*The Journalism Bulletin* や後身の *The Journalism Quarterly* には、ジャーナリズム教育をテーマとした論文が少なくない。そのほかには、ニュースを分析したものや、ジャーナリズムの現場に関する論文が掲載されているが、分析手法が明示されていることは少なかった。学会誌の名称に、社会科学の「マス・コミュニケーション」という近接領域が含まれるようになったのが 1994 年であることを考えると、1990 年代になってジャーナリズムと社会科学の関連がより積極的に模索するようになったと考えられる。

学術誌 *Journalism* の創刊は、こうした 1990 年代の動向と関連するものもある。1990 年代後半になると、米国や英国、オーストラリアなどでジャーナリズム研究とメディア研究、コミュニケーション研究、カルチュラル・スタディーズなどとの関連性が強く意識されるようになり、ジャーナリズム・スクールとマス・コミュニケーション学部の統合、あるいは新設されるよう

*みたに ふみえ 専任講師

表1 JMCQ の名称の変遷

学会誌 JMCQ の名称の変遷	発行元
<i>Journalism & Mass Communication Quarterly</i> (1994-present)	Association for Education in Journalism and Mass Communication
<i>Journalism Quarterly</i> (1990-1994)	Association for Education in Journalism and Mass Communication
<i>JQ: Journalism Quarterly</i> (1971-1989)	Association for Education in Journalism, American Society of Journalism School Administrators, American Association of Schools and Departments of Journalism
<i>The Journalism Quarterly</i> (1928-1971)	Association of Accredited Schools and Departments of Journalism, Association for Education in Journalism, American Association of Schools and Departments of Journalism, American Association of Teachers of Journalism, Kappa Tau Alpha
<i>The Journalism Bulletin</i> (1924-1927)	Association of Schools and Departments of Journalism (1925-), American Association of Teachers of Journalism

出典：筆者作成

なった (Tumber, Bromley, and Zelizer, 2000: 5-6)。確かにジャーナリズム研究とメディア研究、マス・コミュニケーション研究、カルチュラル・スタディーズには共有しているものも多い。しかし、当然のことながら、これらの研究とは問題意識が異なる。先述したように、ジャーナリズム研究はこれらとは異なる領域——例えば、専門職としてのジャーナリズム活動や、ジャーナリズム教育といった実践も重視して発展しているのも確かである。このように、*Journalism* はメディア研究、コミュニケーション研究、カルチュラル・スタディーズとの関係を意識しながら、ジャーナリズムの研究、実践、教育の理論的・経験的成果を共有すべく創刊されたのである (Tumber, Bromley, and Zelizer, 2000: 7)。

2. ジャーナリズム研究の関心の変化

こうした問題関心が反映されているため、*Journalism* 創刊号はジャーナリズム研究を提示するとともに、ジャーナリズム教育に言及した論考が掲載されている (Carey 2000; Whitney and Wartella, 2000)。当初は年3回であったが、毎月発行されるようになった。ジャーナリズム研究への関心の高まりがあらわれているといえよう。しかし、その関心は、インターネットが普及するにつれて大きく変化したようである。

10周年記念号では、「ジャーナリズムの未来」と題し、多くの研究者から論考を寄せられた。そこでは、インターネットの普及に対する当時の問題意識が明示されている。例えば、マイケル・シュドソン (2009) は、創刊からの10年間で経験したメディア環境の大きな変化を指摘している。そこでは、オンライン・ジャーナリズムが2000年代前半に広がり、2008年の大統領選で「市民ジャーナリスト」が活躍したが、それらを創刊当時に予想することはできなかったと述べてい

る。そのうえで、当時のジャーナリズムが享受していた、政治的な情報を配信するという「卓越性」は失われるであろうと指摘している (Schudson, 2009: 369)。また、ジェームズ・カラーンは、インターネットにより情報収集は可能になったものの、同様に即座に報道するという時間的制約が強まっていると述べ、これにより「カット&ペースト」ジャーナリズムが生じるのであるという問題提起をしている。カラーンは、19世紀後半から世界に広がった客観報道を規範とする米国型ジャーナリズムが、経費削減とインターネットの登場で、よりソフトニュースへの志向を強めていることを指摘し、インターネットは、ジャーナリズムが今後の民主主義において有効なツールであり続けることを保証するものでは全くなないと結論づけた (Curran, 2009: 313)。

このように、*Journalism* 創刊 10周年号は、ジャーナリズムの将来を悲観するものが多く掲載されていたといえる。ただし、ここでの「ジャーナリズム」とは米国型のジャーナリズムであることは指摘しておきたい。ダニエル・ハリン (2009) は、米国型のジャーナリズムの終焉がジャーナリズムの終焉を意味するのではないと述べている。それは、ハリンらの *Comparing media systems* (Cambridge: Cambridge University Press) でも示されているように、北欧型ジャーナリズムなど世界には多様な形のジャーナリズムが存在していることを意味している。そのため、ハリンはジャーナリズムには苦難が待ち受けていることは確かである一方で、より多様な形でのジャーナリズムの可能性が模索されていくであろうことを示唆しているのである。

3. 今日のジャーナリズム研究の課題

それでは、上述の 10周年記念号に示されたような問題意識を、*Journalism* はその後の 10 年でどのように引き受けたのであろうか。今年発行された 20周年記念号では、「今日のジャーナリズムが直面している困難 (the challenges facing journalism today)」と題し、編集委員会は寄稿者たちに以下のようないくつかの執筆を要求した。それは「今日のジャーナリズムが直面している最大の困難を一つあげて、その影響をいかに解決、または最小化するのか」という観点であった (Tumber and Zelizer, 2019: 6)。結果として後者の解決策や最小化するための方法を提示するという点よりも困難を明示した論考が多く寄せられることになったが、この号で提示されている困難や問題はジャーナリズム研究を行ううえで検討する必要があるものもある。20周年記念号は、その問題を「アイデンティティ」「信頼」「自律性」「正当性」「安全性」「実践モデル」「資金モデル」「技術」「制度的環境」「代表性」に分けて紹介している。ここから、10周年記念号で提示されていた当時のジャーナリズムが抱いていたインターネットの与える影響を、ジャーナリズムがうまく消化できずに、問題がより多岐に、より深くなったことが読み取れるだろう。すべてを本稿で紹介するには紙幅に限界があるため、以下では数点ほど紹介したい。

まず、マイケル・シュドソン (2019) は、米国のアブラハム・リンカーン大統領のスピーチから引用し、「我々は今どこにいて、どこに向かっているのか (Where we are and wither we are trending)」というタイトルをつけた。ジャーナリズムが今後何を、どのようにすべきなのかという点を考察するうえで、これらの点を事前に考える必要があるという彼の問題意識があらわれている。現在、センセーショナルで人を驚かせるような情報が重視されるようになったことで、災害や無差別テロといった出来事や事件が生じた場合に、センセーショナルで過剰な表現で報道されるようになった。これにより、社会がその事件や災害に対して冷静に対応するという能力を阻害される

ようになったという問題点を挙げている。このようにジャーナリズムを批判する方で、より民主的で、包括的で、草の根の人々から生じた運動などを積極的に報道すればするほど、ジャーナリズムへの尊敬が高まることも指摘している。シュドソンは、センセーショナルを重視するジャーナリズムと、より民主的価値を重視するジャーナリズムとの分裂が生じており、後者を高めていく必要性を述べているとまとめることができよう。10周年記念号ではジャーナリズムの「卓越性」が失われるとことを予期していたが、20周年記念号では失われた「卓越性」をいかに保持し、洗練化させていく必要があるのかということを指摘しているといえる。ただし、この「卓越性」は単に政治情報を提供するというものではない。ジャーナリストが政治のインナーサークルに所属すると同時に、そのアウトサイダーとして権力者を批判するという立場ではなく、より深く、より明確に記事を書くことによって、政府や権力者に説明責任を促すといった立場という「卓越性」を意味する。

政府や権力者に説明責任を求めるような報道とは異なり、ジャーナリズムの側の透明性と説明責任の必要性を指摘したのがナタリー・フェントンの「(不)信頼 ((Dis) Trust)」というタイトルの論考である (Fenton, 2019: 38)。メディアの所有権が一部の巨大企業に集中し、ジャーナリズムに対する商業的な圧力が強まる一方で、ジャーナリズムに対する高い不信が存在している。信頼を取り戻すには、報道するに至った背景を説明するという姿勢が求められている。すなわち、何らかの不適切な報道を行った際に、ジャーナリズムがいかに真摯に対応できるのかが、今後のジャーナリズムに対する信頼性の向上にかかるてくるのである。

これらシュドソンとフェントンの論考は、ジャーナリズムとは何か、あるいは民主主義社会において求められているジャーナリズムについての彼らの見解を提示したものであるといえよう。しかし、こうしたジャーナリズム像はあくまでも米国型のジャーナリズムに過ぎない。10周年記念号でハリンが指摘したように、多様なジャーナリズムが存在するなかで、ジャーナリズム研究はそれに応じることができているのだろうか。こうした観点からジャーナリズム研究の代表性について批判したのがトマス・ハニツシュである。ジャーナリズム研究はいまだに西欧諸国を中心に行われており、西欧諸国のジャーナリズムが現在経験している信頼性や自律性の問題、ソーシャルメディアとの競合という問題は重要である一方で、非西欧諸国のジャーナリズムが直面している様々な問題を無視していると批判している (Hanitzsch, 2019: 216)。ジャーナリズム文化の多様性を共有することが、ジャーナリズム研究にとって必要なことである。非西欧諸国のジャーナリズム研究を通じて、ジャーナリズム研究者が所与のものとして受け止めている前提を再度問い合わせし、検討することこそが、今後のジャーナリズム研究にとって必要であるとしている。

このように、ジャーナリズム研究ではジャーナリズムへの不信に対しどのように対処する必要があるのかということに関して、様々な研究がすすめられ議論されている。しかし、こうした研究はあくまでも西欧民主主義諸国の観点からのものである。ジャーナリズムが西欧民主主義と密接に関連することは確かである。ジャーナリズムとは何かを改めて研究者たちが検討する時期に来ているのかもしれない。我々、アジアの研究者は、アジアのジャーナリズム研究の成果を積極的に発表していくことが、今まさに求められているのである。

参考文献

- Carey, J. W. (2000). "Some personal notes on US journalism education," *Journalism*. 1(1): 12-23.

- Curran, J. (2009). "Prophecy and journalism studies," *Journalism*. 10(3): 312-314.
- Fenton, N. (2019). "(Dis) Trust," *Journalism*. 20(1): 36-39.
- Hallin, D. C. (2009). "Not the end of journalism history," *Journalism*. 10(3): 332-334.
- Hallin, D. C., Mancini, P. (2004). *Comparing media systems: three models of media and politics*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Hanitzsch, T. (2019). "Journalism studies still needs to fix Western bias," *Journalism*. 20(1): 214-217.
- The Journalism Bulletin (1924). "Editorials, the new bulletin," *The Bulletin*, 1(1): 23-24.
- The Journalism Bulletin (1925). "Editorials," *The Journalism Bulletin*, 1(4): 19-20.
- Schudson, M. (2019). "Where we are and whither we are trending," *Journalism*. 20(1): 77-79.
- Schudson, M. (2009). "Ten years backwards and forwards," *Journalism*. 10(3): 368-370.
- Tumber, H., Bromley, M. and Zelizer, B. (2000). "Editorial" *Journalism*, 1(1): 5-8.
- Tumber, H. and Zelizer, B. (2019). "Special 20th anniversary issue: the challenges facing journalism today," *Journalism*. 20(1): 5-7.
- Whitney, C. and Wartella, E. (2000). "On US journalism education," *Journalism*. 1(1): 52-55.

平和と和解のメディアに

伊藤 英一*

- 1、平和への祈りを伝える
- 2、核廃絶への祈りを
- 3、戦争と平和のジャーナリズム
- 4、バチカンのメディア
- 5、^{いはら}棘の道とメディア
- 6、平和の道具に
- 7、和解と「ヨーロッパの日」
- 8、平和と和解のメディアへ

1、平和への祈りを伝える

「和を以て貴しとなす」日本では、幸せなことに、和、特に平らかなる和、平和が当たり前のように感じられる日々が流れている。しかし、中近東をはじめとした地球上の多くの地域では、とても平和とは呼べない状況での苦しみが続いている。「平和はすべての人類が熱望する希望の対象、貴重な資産です」との言葉で、⁽¹⁾2020年1月1日恒例のフランシスコ教皇によるメッセージの端緒が切られた。毎年元旦が「世界平和の日」としてバチカンの主導で平和への祈念行事が行われているが、今回の行事は、その53回目にあたるものであった。

これに先立つ、2019年12月25日クリスマス（降誕祭／聖誕祭）当日のウルビ・エト・オルビ（urbi et orbi／ローマ市内と世界に向けての祝福の言葉）⁽²⁾でも、平和と和解の大切さが説かれた。

「中東や世界の様々な国で戦争や紛争に苦しむ多くの子どもたちに、キリストが光となりますように。

ここ10年の、国を引き裂く対立の終結をいまだ見ることができないでいる、愛するシリアの人々に、キリストが慰めとなりますように。善意の人々の良心を揺さぶり、統治者や国際共同体に、地域の人々の安全と平和な共存を保証し、苦しみに終止符を打たせる解決を、見出させることができますように。」⁽³⁾

このように始められた平和の祈りがカバーする地域は、中近東、東欧、中南米、アフリカ、と広範囲にわたっている。

また、教皇の降誕祭や新年の祈りとそのメッセージの内容を詳細に報道したメディアも、BBC、エル・ペイス、ニューヨーク・タイムズ、ウォール・ストリート・ジャーナル、ル・モンド等、⁽⁴⁾数多に及んだ。⁽⁵⁾

クリスマス イースター／復活祭
降誕祭や復活祭などは伝統的に平和と和解の場であり、平和と和解を祈る時なのである。

*いとう えいいち 元日本大学法学部新聞学科 教授

2、核廃絶への祈りを

これに約1か月先立つ2019年11月24日、教皇フランシスコは長崎において、平和であっても、核の抑止力に依拠した平和は欺瞞であり、不道徳だと踏み込んだ。真の平和は、威嚇することや恐怖心を煽ることによるものではなく、相互の信頼に基づいたものでなければならないと説いたのである。

1963年に聖ヨハネ23世教皇が、パーチェム・イン・テリス (Pacem in Terris／地上の平和) で、核兵器の禁止を世界に訴えた先例を引用しながら、「軍備の均衡が平和の条件であるという理解を、真の平和は相互の信頼の上にしか構築できないという原則に置き換える必要があります」と呼び掛けた。そして、アッシジの聖フランシスコに由来する「わたしをあなたの平和の道具にしてください (注(30)参照)」との祈りが述べられた。長崎に引き続き、その日の午後、広島の平和記念公園における平和のための集いでも、核についての直截に切り込む言葉が発せられた。

「戦争のために原子力を使用することは、現代において、犯罪以外の何ものでもありません。人類とその尊厳に反するだけでなく、わたしたちの共通の家の未来におけるあらゆる可能性に反します。原子力の戦争目的の使用は、倫理に反します。核兵器の保有は、それ自体が倫理に反しています。」⁽⁹⁾

ここでもパーチェム・イン・テリスから、「平和は、それが真理を基盤とし、正義に従って実現し、愛によって息づき完成され、自由において形成されないのであれば、単なる〈発せられることは〉に過ぎなくなると確信しています」との言葉が引用されていた。このような教皇のメッセージは、インターネット、テレビ、ラジオ、新聞等々のメディアで世界に向けて伝達された。特に、地球環境の保全を含む世界平和の実現を志向することを明確に打ち出している現教皇による、ここ7年来のメッセージは、様々なメディアに平和というテーマについて伝える機会を提供して来ている。

また、2019年4月17日、サン・ピエトロ広場でのグレタ・トゥーンベリ (Greta Thunberg) さんと教皇とのお互いの感謝と祝福のように、地球環境問題では若いスターも誕生し、良い相乗効果が表れていた。ここでは、「気候のために立ち上がり、真実を話してくださいって、ありがとうございます。大変ありがとうございます。」とグレタさんが礼を述べ、「神のご加護がありますように、取り組み続けなさい、続けるのです、前へ進みなさい。」と教皇が励ましたと報じられている。⁽¹⁰⁾

3、戦争と平和のジャーナリズム

読む度に我々の内なる感動を呼び起こすトルストイの名作『戦争と平和』からも理解されるように、戦争と対峙しての平和というテーマは、長らく歴史上の課題として人間が直面してきた課題である。

しかし、現実のメディアやジャーナリズムの世界において、戦争と平和の両者が均等に取り扱われている訳ではない。この善悪はさて置き、戦争を巡ってのテーマを競って取り上げる方が圧倒的に多く、人々の関心を引き付け、採算性も高い。逆に平和を話題として持ち出すことは少なく、関心も呼ばず、また商売としては成り立たない。

勿論、ジャーナリストは戦争のプロパガンダに加担し、時には火に油を注ぐような報道を続けることもできる。しかし、反対に、平和のために対話を促し、調停や和解を介添えする役割を果たす

こともできる筈である。⁽¹²⁾ 1960 年代にノルウェーの社会学者ヨハン・ガルトゥング (Johan Galtung) をはじめとした人々が唱導した平和ジャーナリズム、あるいは AFP 財団による和解のためのメディアの役割推進の試みなど、列挙できる例は数多ある。後者のような例の一つに、2020 年 5 月に 54 周年を迎える、「世界広報の日」の開催がある。日本では「世界広報の日」と訳されているが、1967 年に教皇パウロ VI 世によって聖靈降臨祭の前の日曜日、即ち復活祭後の第 6 日曜日を、新聞やテレビ等の様々な社会的メディアを考察する日、「社会コミュニケーション記念日」とされたことで始まったものである。

一昨年（2018 年）5 月のこの日のテーマは、「フェイクニュースと平和ジャーナリズム」であった。そのテーマは、新約聖書のヨハネによる福音書 8 章 32 にある「あなたたちは真理を知り、真理はあなたたちを自由にする」⁽¹⁴⁾ から選ばれたという。

その日に寄せたメッセージの中で、フランシスコ教皇は、平和ジャーナリズムの役割は、世界の大部分を占める人々の声なき声に尽くすため、「紛争の真の原因を調査し、根源からの相互理解と好循環による紛争克服に取り組むこと」⁽¹⁵⁾ であると説いた。

また、昨年（2019 年）のテーマは、「ソーシャル・ネットワーク・コミュニティから人間共同体へ」だったが、これは、新約聖書に収められているエフィソの信徒への手紙（4 章 25）に収められた「偽りを捨て、それぞれ隣人に対して真実を語りなさい。わたしたちは、互いにからだの一部なのです」⁽¹⁶⁾ から採用されている。

更に、今年（2020 年）の「世界広報の日」（5 月 24 日）のテーマは、旧約聖書の出エジプト記 10 章 2 から採用され、「あなたが子孫に語り伝える」⁽¹⁷⁾ ことができるよう、人々の人生から形成される歴史を考察する旨が発表されている。教皇が世界平和とコミュニケーションのために「語り伝える」ための記憶が大切であると考えていることは、『焼き場に立つ少年』⁽¹⁸⁾ の写真を 2017 年頃から機会を捉えて配布展示していることや、長崎・広島での証言について「子孫に語り継ぐために」⁽¹⁹⁾ 記憶が重要だと、再三再四、説いていることからも伺える。そして、その記憶を平和実現のために動態的に現実化して行こうと意図しているものと推測される。この日のためのメッセージは、カトリックにとって作家とジャーナリストの守護聖人とされる聖サレジオの記念日（1 月 24 日）に公表される予定である。

4、バチカンのメディア

バチカンは 44 ヘクタール (= 0.44km²) の領域に過ぎない世界最小国ではあるが、聖なる都市 (città sacra) として世界中の 13 億人にのぼる信徒が形成するネットワークに支えられた世界最大級の情報メディア国とも言える側面がある。

ラテラノ条約によって、1929 年、サヴォワ家のイタリア王国による制約から脱したバチカンは、地球上のすべての信者に教皇の声を直接届けるために短波放送を計画し、グリエルモ・マルコーニ (Guglielmo Marconi) のマルコーニ無線電信会社に建設を付託した。

バチカン放送 (Radio Vatican; Statio Radiophonica Vaticana) は、1931 年 2 月 11 日、マルコーニによる短い挨拶の後、教皇ピウス XI 世の声により開局された。

更に、1936 年には国際無線電信連合（1947 年に万国電信連合と統合、現在の国際電気通信連合 /ITU）から全世界への発信が認められている。ちなみに、グリエルモ・マルコーニは、翌 1937 年

にその生涯を閉じている。更に、1939年2月には、バチカンと世界の人々との新しい結びつきを模索したピウスXI世が逝去、第二次世界大戦勃発の7ヶ月前のことだった。

1952年には、バチカンから北北東へ18キロの距離にあるローマ第14区サンタ・マリア・ディ・ガレリアに424ヘクタールの通信所用地が特権免除の対象として用意された。バチカン市国本国の約十倍の広さであり、モナコ公国約2倍、アンドラ公国よりやや小さい領域である。ここから、短波や中波による放送サービスを拡充、500キロワット中継器による極東、ラテンアメリカへのサービスなどの基礎が築かれた。⁽²¹⁾ ちなみに、日本の海外向け短波放送「NHK ワールド・ラジオ日本」の送信を担っているKDDI八俣^{やまた}送信所は100ヘクタールと東京ドーム22個分の広さであるが、それでもバチカンのサンタ・マリア・ディ・ガレリア通信所の4分の1弱の規模に過ぎない。

1990年代後半からのインターネット時代に入ってからは、このような広大な通信基地の必要性は薄れつつあるものの、地球上をくまなくカバーするためと非常時に備えての一定の任務は保持されている。一方で、新サービスの拡大にも積極的に取り組むと共に、組織のスリム化も進められてきた。

バチカンは無線の時代、グローバルかつユニバーサルなメディアの時代の先端を走って来たと言える。

2017年12月以降は、バチカン・ニュースを中心としたマルチメディア、多言語による放送を行っている。もっとも1959年2月から始まった短波放送による日本語放送が2001年に廃止された例からも伺えるように、使用言語の縮小傾向は否めないが、厳しい財政難にもかかわらず、なかなかの健闘振りを示している。

ラテラノ条約によって領土的拡張への可能性を失ったことを、逆にバチカンは地理的制約に囚われないで済むというメリットとして生かす足掛かりとしたのだ。今では、地球的規模の情報ネットワークの可能性を存分に生かせる真にグローバルなメディア国家として機能している。

5、^{いばら}棘の道とメディア

しかし、平和を唱道する道は決して平坦なものではなく、^{いばら}棘の道である。

フランシスコ教皇が長崎と広島で核廃絶にまで踏み込み、核による抑止効果に依拠した安全保障は不道徳かつ欺瞞であると述べたことは、フランスの軍人、将兵を窮地に陥れているとも言われる。大西洋、太平洋、インド洋から南氷洋近くまで展開する世界第3位の海軍は、フランスの誇るところではあるが、原子力潜水艦のような閉鎖された空間で長期間にわたる士気の維持には、カトリックも潜在的には重要な役割を果たしていると推定される。総合軍事力では第5位に落ちるフランスにとって、潜水艦に依存するところは少なくない。勿論、フランスは公的な面では政教分離が貫徹されており、ライシテ（la laïcité／非宗教性／世俗性）は重視されているが、精神的内面ではカトリックの影響力を深く受ける人々も少なくない。

フランシスコ教皇の説くところからは、そのようなインパクトを覚悟しての平和への強い祈りが伝わるようであった。

一方、フランスや日本を含む世界のメディアの中には、核の抑止効果を容認していたパウロVI世やヨハネ・パウロII世の論調との断絶を糾弾するものがあり、また核廃絶論は非現実的であるとして嘲笑に近い反応を見せたものもあった。

しかし、このような批判的論調には、共通して欠けている、ないしは忘れた振りをしているかの

如き点が見受けられた。

一つは核抑止効果があるとされた冷戦時代が終結して、既に30年程が経過し、環境は変化していることへの認識不足である。1982年、ヨハネ・パウロⅡ世が国連において、核抑止について容認したとされる。だが、それはあくまでも「現在の状況においては、必要悪として…」⁽²³⁾と述べたのであって、そこでいう「現在」とは今から三十数年に遡る時点であり、論議されるべきは現時点および未来の状況にあっても必要悪であるのか、否かとの問題である。⁽²⁴⁾

第2の点は、集団的ないしは地域的防衛を担保していた国家間連携の安定性が失われて来ている事実である。更に、核保有国ないしは潜在的保有可能国が拡散拡大し、偶発的使用や事故を阻止するための方策をとる必要性が高まっている。テロの危険性が増大する中で、抑止の対象が不透明になってしまっているのだ。このような動向に対応するため、緻密な検討の積み重ねが行われた。教皇の発言原稿のドラフティング作業に際してもバチカン内部は勿論、その外交部門でも周到な準備作業を経ての判断に至っているのである。

第3の点は、核兵器禁止条約は2017年7月7日に国連で採択されたが、バチカンは Saint-Siège (Sancta Sedes/Holy See/聖座) の名において、2017年9月20日、この核兵器禁止条約に率先して署名および批准をしており、核兵器禁止条約の締約国となっている。核兵器禁止条約は、そのタイトルの「核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用及び威嚇としての使用の禁止ならびにその廃絶に関する条約 (Convention on the Prohibition of the Development, Testing, Production, Stockpiling, Transfer, Use and Threat of Use of Nuclear Weapons and on their Elimination)⁽²⁵⁾」にあるとおり、核の廃絶を志向している。その条約批准国の長である教皇が長崎で核廃絶を訴えるのはむしろ当然で、唐突なことではないのは明らかだ。

そして、何にも増して大切なことは、バチカンのよって立つところの宗教的な信条に沿って考察してみることであろう。

フランシスコ教皇は機会あるごとに「平和は求めなければ得られない」と繰り返している。この言葉は、マタイによる福音書にある「求めなさい。そうすれば与えられる。(求めよ。さらば与えられん)」⁽²⁶⁾を想起して、一緒に平和を求めることが勧奨なのだ。しかし、平和は与えられないのではと躊躇する時には、マタイが続ける「狭い門から入りなさい。滅びに通じる門は広く、一(狭き門より入れ)⁽²⁷⁾」の意味するところに思いを馳せれば良いのではないだろうか。

6、平和の道具に

2019年11月24日、長崎の爆心地公園での核兵器についてのメッセージを結ぶにあたり、フランシスコ教皇はアッシジの聖フランシスコに由来する平和を求める祈りを朗誦し、「私たち全員の祈りとなると確信しています」と述べた。

「主よ、わたしをあなたの平和の道具としてください。⁽³¹⁾

憎しみがあるところに愛を、いさかいがあるところにゆるしを、(…)

闇に光を、

悲しみあるところに喜びをもたらすものとしてください。」

この祈りにある「平和の道具 (un instrumento de tu paz / un instrument de ta paix) してください」との思いに貫徹された、正味13分弱にわたる、力強いメッセージであった。

同時に、教皇の右手前に置かれた写真『焼き場に立つ少年』への反応は好意的なものが多かった。テレビ映像や新聞、ウェブを通じて世界に伝えられた、悲しみを噛み殺すように毅然として直立する少年の名前は今もって不明であるが、長崎に原爆が投下された結果を直視するようにと、2017年末の降誕祭前からバチカンが配布しているものである。「一つのイメージは沢山の言葉よりも感動させる」とした教皇の指示によるものだったと報じられている。⁽³²⁾ 教皇は今回のメッセージを述べた後、その写真を撮影した故ジョー・オダネル（Joe O'Donnell）の子息と謙虚な握手を交わしていた。

ただ、メッセージそのものへの反応は複雑なものだった。ウェブ上にアップされた新聞記事への読者の書き込みやYouTube（ユーチューブ）、Dailymotion（デイリーモーション）へのコメントは賛否混じりで、平和を訴えることの難しさを感じさせる。むしろ、原爆が第2次世界大戦の終結に果たした役割を再評価し、その抑止効果を信奉する声が多かったのも事実である。また、カトリック信者の少ない、かつ第2次大戦中に残酷さを示した日本で何故、と言った辛辣な意見も散見された。国連等の国際機関で行われている戦闘や戦争の事実解明が、和解を促進するどころか、両当事者間の和解をますます困難なものにしてしまったりする現象が、ここでも見受けられたりした。

7、和解と「ヨーロッパの日」

恩讐を乗り越えて、和解し、平和を築くことは難しい。しかし、それに成功した貴重な先例がある。19世紀からの百数十年に暁々とする対立を経て、小さな一歩一歩から強固な連帯の結束を成し遂げた独仏関係は、その好例の一つであろう。

今日、欧州連合（EU）で、「ヨーロッパの日」とされているのは5月9日である。EUと言えば、このところ英国のブレグジットで巷を騒がせているところもあるものの、何となく外野席の雑音に過ぎないような面があるのも、EUの中心に不動の独仏の連帯があるからと思われる。19世紀初頭から20世紀にかけての険悪な状況がきれいに払拭された、ここ70年間の安定した連携ぶりである。こんな関係が確立したきっかけになった日付が1950年5月9日であり、これを記念して今日のEUでは5月9日をヨーロッパの日と呼んでいるのだ。⁽³³⁾ この1950年5月9日は、当時フランスの外相だったロベール・シューマン（Robert Schuman）が、後にEUの母体ともなる歐州石炭鉄鋼共同体を創設したいとの宣言を行った日である。その宣言に先立って、シューマンは時のドイツ首相のコンラット・ア登ナウアー（Konrad Adenauer）に「よちよち歩きのヨーロッパ（Europe des petits pas）」を、独仏両国の和解の最初の印として、創設するとのアイデアを提示して内諾を得たと言う。一歩一歩（pas à pas）とは言いながらも、当初から、独仏間の戦争を「想定できないだけでなく、物質的に不可能（non seulement impensable, mais matériellement impossible/nicht nur undenkbar, sondern materiell unmöglich）」にするため、「平和の保全に不可欠なヨーロッパ連邦（une Fédération européenne indispensable à la préservation de la paix）」を創設するという構想だったのである。この宣言が出された1950年の5月9日の趣旨に、独仏に加え、ベルクス3国とイタリアが賛同して、「よちよち歩きのヨーロッパ」が歩み出す切っ掛けとなったのである。

この構想は素晴らしい。また、一国の外相の話に、他国のトップが乗るのもすごい。更に、

ルクセンブルグ生まれでドイツ国籍、ドイツ育ちで、フランス語は学校で学んだとは言え母語ではなく、33歳となった1919年にフランス国籍を取得した人物を、第2次大戦後の閣僚評議会議長や外相に登用したフランスも見上げた国と感じる。また、相方のドイツのアデナウアーの対応も素晴らしい。後にアデナウアーがドゴールの田舎の家に招かれた際、ドイツ人に給仕するのは嫌だと拒否していた家政婦が、一転ファンになってしまったとの微笑ましいエピソードが実感される人柄が偲ばれる。⁽³⁶⁾

小さな一歩一歩を踏みしめながら築かれて行くヨーロッパ統合への道を辿ることは、希望と夢に満ちていて心地良い。逆に、ブレグジットのような後ろ向きの話がダラダラと続く現況は、アイルランド問題一つを考えただけでも、暗くなってしまうものだ。このような平和と和解のプロセスではトップダウン方式によるメディア戦略が重要とされるものの、トップを間違えるととんでもないことになる。この話は、長くなってしまうので、別の機会に譲りたい。

ボトムアップの積み上げも大切であるが、個人と個人の間の和解はともかく、国と国、あるいは民族、異文化等の複雑に絡み合う関係では、大所高所からの視点に立った輿論喚起が必須である。そして、この役割を建設的に担うのがメディアであって欲しい。

8、平和と和解のメディアへ

フランスのル・モンド紙は2019年8月中旬から下旬にかけ、「どのように和解するか？(Comment se réconcilier ?)」⁽³⁷⁾とのテーマで6回にわたり特集を組むと共に、論議の機会を提供了。話題は、友人や夫婦の間の諍いや、レイモン・アロンとサルトルの仲違いのような問題から、冷戦後の各地での紛争の悲劇の現状把握の困難さ、和解の成功・不成功の判断の微妙な複雑さ、更にはそれらの困難さや微妙な複雑さをどう克服するかと言ったテーマが取り上げられた。

そこでは、「相手を侮辱、虐待してはいけない。そんなことをしたら、相手を失うだけでなく、共にした歴史まで失われてしまう」との何気ないアドバイスも出ていた。これを聞きながら、近隣諸国との諍いを競って煽り立てる某国のメディア状況を想い起して、暗澹たる思いがした。⁽³⁸⁾

本稿では、冒頭にフランシスコ教皇の平和への祈りを追ってみた。教皇の声を伝えることを趣旨とするバチカンのメディアは、このところ、潰刺とした活況を示している。「教皇のイメージにすべてを賭けるという方針がフランシスコとは効果的にうまく機能している。後継者が内気だったり、メディアティックでなくなったら、どうしよう」⁽³⁹⁾とのバチカン・メディア担当者の喜びと今後への懸念も伝えられている。

ただ、ウェブ上などに見受けられる平和への努力の足を引っ張るような後ろ向きの声を、前向きなものにリードして行く責任こそ新聞やテレビ・ラジオなどの基幹メディアが担うべきものだと思われる。

小さな一歩一歩からヨーロッパ統合の道は拓かれた。小さな一歩を、大きな一歩と誇大に捉え、報じることは間違っている。しかし、小さな一歩の重要性は明確に認識され、方向性は正しく伝達される必要があるのだ。

なお、脚注に付したウェブ等の参照日時は、特に記載の無い限り、2020年1月5日23:00JST現在のものである。

- (1) “La pace è un bene prezioso, oggetto della nostra speranza, al quale aspira tutta l’umanità (La paix est un bien précieux, objet de notre espérance auquel aspire toute l’humanité) ”*in* Messaggio del Santo Padre Francesco per la celebrazione della 53ma Giornata Mondiale della Pace, 1° gennaio 2020 (La paix, chemin d’espérance : dialogue, réconciliation, et conversion écologique, Message du pape François pour la 53e Journée mondiale de la paix.).
- (2) “à la paix et à la réconciliation ”
https://www.lemonde.fr/societe/article/2019/12/25/a-noel-le-pape-francois-celebre-l-amour-gratuit-gage-de-paix-et-de-joie_6024002_3224.html
- (3) <https://www.vaticannews.va/ja/pope/news/2019-12/urbi-et-orbi-natale-del-signore-2019.html>
- (4) <https://www.bbc.com/news/world-europe-50911452>
- (5) https://elpais.com/internacional/2019/12/25/actualidad/1577278593_873804.html
- (6) <https://www.courrierinternational.com/article/religion-le-pape-francois-et-les-tenebres-du-monde>
- (7) フランシスコ教皇は、東京からローマへの帰路の機中で随行記者団に対し、核兵器保有の不道徳性について、公教要理（catéchisme）に盛り込む意図を明言した、トル・ポワン誌等が報じている。
 L’immoralité de la “possession” d’armes atomiques sera dans le catéchisme de l’Eglise catholique, AFP, le 26/11/2019.
https://www.lepoint.fr/monde/le-pape-quitte-le-japon-ou-il-a-martele-son-rejet-de-l-arme-nucleaire-26-11-2019-2349525_24.php#
- (8) <https://www.vaticannews.va/ja/pope/news/2019-11/papa-in-giappone-nagasaki-hypocenter-park-20191124.html>
- (9) <https://www.vaticannews.va/ja/pope/news/2019-11/papa-in-giappone-hiroshima-incontro-per-la-pace-20191124.html>
- (10) *ibid.*
- (11) “C’est au Vatican que Greta Thunberg a continué son combat pour sauver la Terre du réchauffement climatique. L’adolescente de 16 ans a rencontré le Pape François, qu’elle a félicité pour son soutien.
 “Merci d’être engagé pour le climat et de dire la vérité. Ca signifie beaucoup.”
 De son côté le Saint Père lui a conseillé de poursuivre son action.
 “Que Dieu te bénisse, continue à travailler, continue. Va de l’avant.””
<https://fr.euronews.com/2019/04/17/au-vatican-greta-thunberg-remercie-le-pape-pour-son-engagement-pour-la-planete>
- (12) “Les journalistes peuvent jeter de l’huile sur le feu et contribuer à la propagande durant les périodes de conflit, mais ils peuvent aussi jouer un rôle pacificateur dans les guerres civiles, le reporter n’étant autre que le miroir de sa propre société.”
https://www.lorientlejour.com/article/755738/Un_journalisme_de_paix_pour__encourager_la_reconciliation_apres_les_conflits.html
- (13) <http://www.zakweli.com/journee-mondiale-des-communications-sociales/>
- (14) 聖書；新共同訳、日本聖書協会、1989、p.(新)182.
- (15) “Je voudrais donc adresser une invitation à promouvoir un journalisme de paix, n’ayant toutefois pas

l'intention avec cette expression d'évoquer un journalisme «débonnaire» qui nie l'existence de graves problèmes et assume des tonalités milleuses. J'entends, au contraire, un journalisme sans duperies, hostile aux faussetés, aux slogans à effet et aux déclarations emphatiques; un journalisme fait par des personnes pour les personnes, et qui se comprenne comme un service à toutes les personnes, spécialement à celles-là – qui sont la majorité au monde – qui n'ont pas de voix; un journalisme qui ne brûle pas les nouvelles, mais qui s'engage dans la recherche des véritables causes des conflits, pour en favoriser la compréhension à partir des racines et le dépassement à travers la mise en route de processus vertueux; un journalisme engagé à indiquer des solutions alternatives à l'escalade de la clamour et de la violence verbale.”

<https://eglise.catholique.fr/vatican/messages-du-saint-pere/451741-la-verite-vous-rendra-libres-jn-8-32-fake-news-et-journalisme-de-paix/>

- (16) 聖書；新共同訳、日本聖書協会、1989、p.(新)357.
- (17) 聖書；新共同訳、日本聖書協会、1989、p.(旧)108.
- (18) 吉岡栄二郎：『焼き場に立つ少年』は何処へジョー・オダネル撮影『焼き場に立つ少年』調査報告』、長崎新聞社、2017年6月、pp.107+37。
- (19) <http://www.zakweli.com/journee-mondiale-des-communications-sociales/>
- (20) La mémoire à transmettre, au cœur de la Journée 2020 des communications sociales
La mémoire, comme réalité « dynamique » septembre 28, 2019 16:42Anita BourdinMedia
“«Afin que tu puisses raconter à ton fils et au fils de ton fils » (Exode 10,2). La vie se fait Histoire »: c'est le thème du message du Pape François pour la 54ème Journée mondiale des Communications sociales, en 2020.”
<https://fr.zenit.org/articles/la-memoire-a-transmettre-au-coeur-du-message-pour-la-journee-2020-des-communications-sociales/>
cf. <https://www.cbcj.catholic.jp/2018/05/06/16619/>
- (21) “Au terme de ce processus, « irréversible » ne cesse-t-on de rappeler au SPC, la vénérable radio fondée en 1931 par Guglielmo Marconi, l'inventeur de la TSF, aura profondément changé de visage.
« Radio Vatican a toujours été à la pointe de la technologie”
<https://www.la-croix.com/Religion/Monde/A-Radio-Vatican-reforme-passe-2017-01-24-1200819682>
- (22) “En s'élevant contre l'arme nucléaire, le pape François met les officiers français dans l'embarras”
<https://www.lopinion.fr/edition/international/pape-francois-plaide-reconciliation-24965>
<https://www.dailymotion.com/video/x7ogitl>
- (23) <https://www.la-croix.com/Monde/A-Nagasaki-pape-Francois-demonte-principe-dissuasion-nucleaire-2019-11-24-1301062327>
<https://www.la-croix.com/Religion/Catholicisme/Pape/A-Nagasaki-cri-pape-contre-larme-atomique-2019-11-24-1201062349>
- (24) <https://www.doctrine-sociale-catholique.fr/quelques-themes/317-dissuasion-nucleaire>
- (25) “Le Saint-Siège a toutefois voté pour la première fois le 7 juillet 2017 en faveur du Traité d'interdiction des armes nucléaires.” (observateur permanent à l'ONU)

核兵器禁止条約のため、バチカン（Le Saint-Siège）は2017年7月7日、賛成票を投じているが、これはバチカンが国連で行使した最初の投票となった。なお、バチカンの公用語はラテン語およびイタリア語だが、外交用語はフランス語、スイス衛兵はドイツ語を用いている。

<https://www.diplomatie.gouv.fr/fr/dossiers-pays/vatican-saint-siege/presentation-du-vatican/article/presentation-du-vatican>

- (26) “En 2017, François a franchi un cap. Il a condamné la possession des armements nucléaires et l'Etat du Vatican, abandonnant sa posture habituelle d'observateur aux Nations unies, a signé le projet de traité sur leur interdiction (TIAN), comme 132 autres Etats (mais aucun Etat possesseur de la bombe ni leurs alliés, dont le Japon).”

https://www.lemonde.fr/international/article/2019/11/24/la-dissuasion-nucleaire-est-une-fausse-securite-denonce-le-pape-a-nagasaki_6020313_3210.html

- (27) The Treaty was adopted on 7 July 2017 by the United Nations conference to negotiate a legally binding instrument to prohibit nuclear weapons, leading towards their total elimination, held in New York from 27 to 31 March and 15 June to 7 July 2017. In accordance with its article 13, the Treaty shall be open for signature to all States at United Nations Headquarters in New York as from 20 September 2017

https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XXVI-9&chapter=26&clang=_en

- (28) “On n'obtient pas la paix si on ne l'espère pas”

<https://www.diocese-avignon.fr/Message-du-Pape-Francois-pour-le-1er-janvier-2020.html>

- (29) マタイによる福音書7章7 in 聖書；新共同訳、日本聖書協会、1989、p.(新)11.

- (30) *ibid.*, p.(新)12.

- (31) “fais de moi un instrument de ta paix / haz de mí un instrumento de tu paz”

なお、現在までに明らかにされているこの祈りの最も過去に遡る詩文は、1912年のフランス語によるもので、下記のとおりである。

Seigneur, fais de moi un instrument de ta paix.

Là où il y a de la haine, que je mette l'amour.

Là où il y a l'offense, que je mette le pardon.

Là où il y a la discorde, que je mette l'union.

Là où il y a l'erreur, que je mette la vérité.

Là où il y a le doute, que je mette la foi.

Là où il y a le désespoir, que je mette l'espérance.

Là où il y a les ténèbres, que je mette votre lumière.

Là où il y a la tristesse, que je mette la joie.

Ô Maître, que je ne cherche pas tant à être consolé qu'à consoler,

à être compris qu'à comprendre,

à être aimé qu'à aimer,

car c'est en donnant qu'on reçoit,

c'est en s'oubliant qu'on trouve,
c'est en pardonnant qu'on est pardonné,
c'est en mourant qu'on ressuscite à l'éternelle vie.

La Clochette, n° 12, déc. 1912, p. 285.

また、日本語訳では「あなたの平和の道具にしてください。…」のように、「あなた」との訳語を用いており、やや丁寧で遠慮がちに呼びかけられている例が多い。しかし、フランス語版では様々な改変が加えられていても二人称单数型の *tutoyer* を用いての、より身近な存在への呼びかけで主との近い崇拝関係を示す形で綴られ、朗誦されている場合が殆どである。もっとも、2人称複数型の *vous* および *votre/vos* を用いた *vouvoyeur/vousoyer* を用いているものも存在する。

- (32) <https://www.cath.ch/newsf/a-bord-de-lavion-papal-distribution-dune-photo-de-nagasaki/>
- (33) “une image remue plus que mille paroles”, *ibid.*
- (34) https://europa.eu/european-union/about-eu/symbols/europe-day/schuman-declaration_fr
- (35) <https://www.lefigaro.fr/international/2009/11/10/01003-20091110DIMWWW00609-les-grandes-etapes-de-la-reconciliation-franco-allemande.php>
- (36) ロベール・シューマンは第4共和政のビドー内閣で、1946年に財務相に就任、1947年末には当時の首相に当たる閣僚評議会議長（Président du Conseil des ministres）となった。1948年7月に外相に就き、一時的には閣僚評議会議長を兼ねていた。
- (37) https://www.lemonde.fr/idees/article/2019/08/25/comment-se-reconcilier-retrouvez-les-six-episodes-de-notre-serie_5502671_3232.html
- (38) “Ne pas humilier, ne pas maltraiter l'autre. Parce que si nous cédons, nous ne perdons pas seulement l'autre, l'histoire que nous avons partagée”
https://www.lemonde.fr/festival/article/2019/08/19/claire-marin-avoir-le-courage-de-rompre-est-souvent-le-premier-moment-d'une-reconciliation-avec-soi-même_5500563_4415198.html
- (39) “Tout miser sur l'image du pape fonctionne effectivement bien avec François, continue ce spécialiste des médias. Mais si son successeur est plus timide, moins médiatique, comment fera-t-on ?”
<https://www.la-croix.com/Religion/Monde/A-Radio-Vatican-reforme-passe-2017-01-24-1200819682>

「海峡両岸三地」（中国・台湾・香港）メディアリテラシー その（一） 中国

山本 賢二*

メディアリテラシーのイロハの「イ」の字はメディアから流されてくる情報はすべて発信者によってつくられたものであるということである。つまり、発信者の意図に基づいてつくられた情報が、発信者によって選択されたメディアを通じて、受信者に伝達されるのである。その意図をフレームとすれば、中国のメディアは情報を管理する中国共産党のフレームに従って情報を提供するのである。これは周知のことではあるが、表現の自由に基づく報道の自由が認められている日本を含む欧米各国のメディアもさまざまな要因でそれぞれの発信者によってフレームがつくられ、情報発信が行われているのである。こうした情報を受信するわれわれが主体者であるとするならば、情報発信者に使われるメディアの置かれている政治体制を知ることがメディアリテラシーの基礎となる。

「海峡両岸三地」とも称される台湾海峡を挟む中国、台湾、香港はそれぞれ異なる政治体制下にあり、いずれも漢族を中心とする人々が住んでおり、それぞれ異なる言論環境の中で生活している。日本という地域に住むわれわれにとって、中国、台湾、香港に関する事象を正確に把握することはそれほど容易なことではない。それは、われわれの多くが、この地域に関する十全な知識をもっていないことに加えて、東南アジア諸国を含む世界各国各地に散在するソフトパワーとしての華人に対する認識の欠如にも起因するからであり、それがためメディアによって伝えられる情報によって関係地域に対する理解が左右されると見られるからである。

当面、この中国、台湾、香港をめぐる問題は、中華人民共和国における中国共産党一党独裁の政治体制から派生する事象に起因するものであり、巨視的に見れば、産業革命以来の西欧の資本主義に基づく価値観とその資本主義を研究する中で生まれた共産主義というイデオロギーを掲げる共産党の価値観との衝突の反映であり、少し昔の言い方をすれば西側の「硝煙のない戦争」、中国語で言えば「和平演变」（「平和的移行」）の延長線上にある出来事だとも言える。

しかし、これまでと全く異なる点は中国が経済領域に市場メカニズムを導入、国際関係を左右するまでの経済力をもつようになり、米国と対等に世界の霸権を争うまでになったことである。言葉を換えて言えば、これまで受動的立場にあった中国がその経済力を後ろ盾にして能動的に自らの価値観を浸透させようとするようになったことである。それはまたこれまでの欧米型の資本主義に基づく民主主義発展モデルと市場メカニズムを導入した中国共産党一党独裁という中国社会主义発展モデルの衝突の反映だともいえる。

さらに、文明史的視座から中国を考えると、歴史的王朝交代のメカニズムである「分久必合、合久必分」（分かれて久しければ必ず合し、合して久しければ必ず分かれる）の循環の中にあり、「合」を目指す中国と「分」を維持しようとする香港、台湾が鼎立しているとも言えよう。そのなかに、

*やまもと けんじ 日本大学大学院新聞学研究科 講師

メディアが組み込まれているのである。

これに加えて、北東アジアという地域に限って言えば、分断された朝鮮半島の帰趨も含めて、われわれは国際環境の大きな時代の転型のうねりの中にあるということであり、戦後、欧米型の民主主義を信奉し、日米同盟を基軸としてきた日本が将来いかなる道を歩むべきかを明治維新以前と以降の歴史を踏まえて考える時を迎えている。そして、「海峡両岸三地」に起きていることは、世界各国各地に住む華人はもとより、われわれにとっても無縁のことではなく、日本の将来に直結する事象であると言うべきでもあろう。

その意味で、われわれは通時的には「海峡両岸三地」というこの地域に関する歴史的認識を深めると同時に、共時的にはメディアが伝える中国、台湾、香港関連情報に接する際のリテラシーを備え、世界各国の華人の動向も視座に置き、将来を見据えて、われわれの立ち位置を考える必要がある。

もとより、メディアは情報を媒介する機能をもつことによって、必然的にそのメディアの置かれている政治体制の影響を受けることになる。そのため、ここでは「海峡両岸三地」の政治体制を概述し、それぞれメディアに関連する事象を取り上げ議論する中で、われわれがこの地域のメディアに接する際のリテラシーを身につける上での参考としたい。

1. 中国の政治体制とメディア

1.1 中国共産党一党独裁体制

中華人民共和国は中国共産党が「すべてを指導する」政治体制にある。1949年10月の建国当初を除き、中国共産党の一党支配が続いており、習近平時代に入り、より明確に「党がすべてを指導する」ことが強調されるようになっている。

2017年10月18日に開幕した中国共産党第19回全国代表大会は「小康社会の全面的達成の決戦に勝利し、新時代の中国の特色ある社会主义の偉大な勝利を勝ち取ろう」（「决胜全面建成小康社会 夺取新时代中国特色社会主义伟大胜利」）と題する習近平総書記の活動報告を採択、党規約を修正するなどして10月24日に閉幕した。

習報告の中にあった「すべての活動に対する党の指導を堅持する。党政軍民学、東西南北中、党がすべてを指導するものである。」（坚持党对一切工作的领导。党政军民学，东西南北中，党是领导一切的。）という表現は、同大会で一部修正され、採択された中国共産党規約（19全大会規約）に「中国共産党の指導は中国の特色ある社会主义の最も本質的な特徴であり、中国の特色ある社会主义制度の最大の優位性である。党政軍民学、東西南北中、党がすべてを指導するものである。」（中国共产党的领导是中国特色社会主义最本质的特征，是中国特色社会主义制度的最大优势。党政军民学，东西南北中，党是领导一切的。）と明記された。

この19全大会を受けて、翌2018年3月5日から20日まで開催された第13期全国人民代表大会第1回会議では憲法が改正され、国家主席の任期制の撤廃と汚職腐敗に対応する国家監察委員会の設置が明記された。そして、改正された憲法には「党がすべてを指導する」という文言は挿入されなかつたが、「第一条」に「中国共产党领导是中国特色社会主义最本质的特征」（中国共産党の指導は中国の特色ある社会主义の最も本質的な特徴である）が加えられた。さらに、その前文の「序言」には胡錦涛の「科学的発展観」とともに「習近平新時代の中国の特色ある社会主义思想」も書

き加えられ、「中華民族の偉大な復興実現」が掲げられた。

1.1.1 1949「中国政治協商会議共同綱領」

冒頭で「建国当初を除き」としたのはもともと建国前夜に開催された中国政治協商会議第1回全体会議が1949年9月29日において中国政治協商会議共同綱領を採択し、その「序言」の中で成立が宣言された中華人民共和国という新たな政権を「中國人民民主專政是中國工人階級、農民階級、小資產階級、民族資產階級及其他愛國民主分子的人民民主統一戰線的政權，而以工農聯盟為基礎，以工人階級為領導。」（中国人民民主独裁は中国の労働者階級、農民階級、プチブル階級、民族ブルジョアジーおよびその他の愛国民主分子の人民民主統一戦線の政権であり、労農同盟を基礎とし、労働者階級を指導とする）と定義し、「由中國共產黨、各民主黨派、各人民團體、各地區、人民解放軍、各少數民族、國外華僑及其他愛國民主分子的代表們所組成的中國人民政治協商會議，就是人民民主統一戰線的組織形式。」（中国共产党、各民主党派、各人民団体、各地区、人民解放軍、各少数民族、国外の華僑およびその他の愛国民主分子の代表たちによって組織された中国政治協商会議は人民民主統一戦線の組織形態である）とともに、その「第一条」に「中華人民共和國為新民主主義即人民民主主義的國家，實行工人階級領導的、以工農聯盟為基礎的、團結各民主階級和國內各民族的人民民主專政，反對帝國主義、封建主義和官僚資本主義，為中國的獨立、民主、和平、統一和富強而奮鬥。」（中華人民共和国は新民主主義、すなわち人民民主主義の国家として、労働者階級の指導する、労農同盟を基礎とした、各民主階級と国内の各民族を団結させた人民民主独裁を実行し、帝国主義、封建主義および官僚資本主義に反対し、中国の独立、民主、平和、統一および富強のために奮闘する）と明記しており、中華人民共和国建国当初は中国共产党一党独裁の政治体制ではなかったことを指している。

そして、当時における「憲法」に相当するこの「共同綱領」は、「第四条」で「中華人民共和國人民依法有選舉權和被選舉權」（中華人民共和国人民は法によって選挙権と被選挙権を有する。）として、「選挙権」さえ認めていた。さらに、「第五条」は「中華人民共和國人民有思想、言論、出版、集會、結社、通訊、人身、居住、遷徙、宗教信仰及示威遊行的自由權。」（中華人民共和国人民は思想、言論、出版、集会、結社、通信、人身、居住、移動、宗教信仰及び示威行進の自由権を有する。）として、「思想」の自由も「自由権」の中に含んでいた。また、「第四十九条」には「保護報道真實新聞的自由。禁止利用新聞以進行誹謗，破壞國家人民的利益和煽動世界戰爭。發展人民廣播事業。發展人民出版事業，並注重出版有益於人民的通俗書報。」（眞実のニュースを報道する自由を保護する。ニュースを利用し国家人民の利益を誹謗、破壊したり、世界戦争を煽動することを禁止するとともに、人民に有益な通俗的書籍新聞を出版することに注意を払う。）として「報道」の「自由」さえ「保護」するとも明記されていた。

しかしながら、こうした建国当初の明文規定は1954年に採択された中華人民共和国憲法では姿を消し、社会主義改造を加速させていくのである。そして、その憲法は中国共产党党内の権力闘争を反映しながら変遷していくのである。

1.1.2 憲法

1954年9月20日の第1期全国人民代表大会で採択された中華人民共和国建国後初めての憲法は

「第一条」に「中华人民共和国是工人阶级领导的、以工农联盟为基础的人民民主国家。」（中華人民共和国は労働者階級の指導する、労農同盟を基礎とした人民民主国家である。）と明記し、「共同綱領」にあった「プチブル階級、民族ブルジョアジーおよびその他の愛國民主分子」は姿を消した。それは社会主義改造が一定の成果を上げたことを反映している。また、「第二条」では「中华人民共和国的一切权力属于人民。・・・」（中華人民共和国のすべての権力は人民に属する）として「人民民主権」が謳われている。

そして、「第八十七条」に「中华人民共和国公民有言论、出版、集会、结社、游行、示威的自由。国家供给必需的物质上的便利，以保证公民享受这些自由。」（中華人民共和国公民は言論、出版、集会、結社、行進、示威の自由を有する。国家は公民がこうした自由を享受することを保証するため、必要な物質上の便宜を供する。）という条文を掲げた。ここでは、前述したように「共同綱領」にあった「思想」が「自由」から除外されている。これに加えて、もとより、「共同綱領」は「自由権」としていたものを「権」利ではなく、ただ単に「自由」としたことに建国5年の変化が如実に表れている。

さらに、「共同綱領」の「第四十九条」で認められていた「報道の自由」も憲法には明記されなかった。ここには、「プロレタリア階級」の「人民」が国家を運営するようになり、メディアもすべて「人民」が運営する国家の管理下に入ったことで、「自由」に「報道」できる環境が整ったので明記の必要がないとする共産党の論理が背景にあることは言うを待たない。

1.1.3 1975 憲法

中華人民共和国建国後における「二つ目」の憲法と言われているのが毛沢東の発動したプロレタリア階級文化大革命が一段落した後、1975年1月の中華人民共和国第4期全国人民代表大会第1回会議で採択された1975憲法である。これは文革憲法とも称されるように、文革の影響を受けている。

その「第一条」で「中华人民共和国是工人阶级领导的以工农联盟为基础的无产阶级专政的社会主义国家。」（中華人民共和国は労働者階級の指導する労農同盟を基礎としたプロレタリア階級独裁の社会主义国家である）として、政治体制を1954憲法の「人民民主国家」から「プロレタリア階級独裁の社会主义国家である」と定義した。そして、「第二条」には「中国共产党是全中国人民的领导核心。工人阶级经过自己的先锋队中国共产党实现对国家的领导。」（中国共产党は全中国人民の指導の核心である。労働者階級は自己の前衛隊である中国共产党を通じて国家に対する指導を実現する）とし、「中国共产党」が「全中国人民」の「指導の核心」であることを明確にするとともに、「馬克思主義、列寧主義、毛泽东思想是我国指导思想的理论基础。」（マルクス主義、レーニン主義、毛沢東思想はわが国の指導思想の理論的基礎である）として、その「思想」を国家イデオロギーであることを示している。

そして、「第二十八条」に「公民有言论、通信、出版、集会、结社、游行、示威、罢工的自由，有信仰宗教的自由和不信仰宗教、宣传无神论的自由。」（公民は言論、通信、出版、集会、結社、行進、示威、罷業の自由を有し、宗教を信仰する自由と宗教を信仰せず、無神論を宣伝する自由を有する。）と明記した。

1.1.4 1978憲法

1978年3月の中華人民共和国第5期全国人民代表大会第1回会議で採択された1978憲法は「三つ目」の憲法と称されるが、基本的には文革の影響を受けており、1975憲法の継続だともいえる。それは、1976年9月に文革を発動した毛沢東が死去し、「四人組」が追放され、華国鋒が後継となり、「継続革命」理論の継承を公言しつつある中、改革開放政策への転換もまだ行われていない時期において改定が行われたことによる。

そのため、「第一条」の「中华人民共和国是工人阶级领导的以工农联盟为基础的无产阶级专政的社会主义国家。」（中華人民共和国は労働者階級の指導する労農同盟を基礎としたプロレタリア階級独裁の社会主义国家である）は1975憲法と同じである。そして、「第二条」も1975憲法と「中国共产党是全中国人民的领导核心。工人阶级经过自己的先锋队中国共产党实现对国家的领导。」（中国共产党は全中国人民の指導の核心である。労働者階級は自己の前衛隊である中国共産党を通じて国家に対する指導を実現する）まで同じであるが、次に続く文言が、1975憲法の「馬克思主義、列寧主義、毛泽东思想是我国指导思想的理论基础。」（マルクス主義、レーニン主義、毛沢東思想はわが国の指導思想の理論的基礎である）から、1978憲法は「中华人民共和国的指导思想是马克思主义、列宁主义、毛泽东思想。」（中華人民共和国の指導思想はマルクス主義、レーニン主義、毛沢東思想である。）と断言している違いがある。

そして、「第四十五条」に「公民有言论、通信、出版、集会、结社、游行、示威、罢工的自由，有运用“大鸣、大放、大辩论、大字报”的权利。」（公民は言論、通信、出版、集会、結社、行進、示威、罷業の自由を有し、「大鳴、大放、大弁論、大字報」（大いに語り、大いに主張し、大いに議論し、壁新聞を貼る）を運用する権利を有する。）と明記し、文革で多用された「大鳴、大放、大弁論、大字報」（「四大自由」）を「公民」の「権利」として位置づけた。

なお、この「四大自由」は1980年に第5期全人代第3回会議で憲法から削除され、「公民」の「権利」ではなくなってしまった。（拙稿「中国の『四大自由』（大鳴、大放、大字報、大弁論）再考」2010年11月 政経研究第46巻第2号 pp.127-168 参照）

1.1.5 1982憲法

1979年から始まる「四つの現代化」というスローガンの下、国民経済向上を目指す改革開放政策に法定根拠を与えるため、毛沢東が死去し、「四人組」を追放した後の華国鋒が党のトップにあつたいわゆる過渡期を経て、1982年12月に開催された第5期全国人民代表大会第5回会議で「四つ目」の憲法として改定公布されたのが1982憲法であり、これが現在まで修正を加えながら踏襲されている。

この1982憲法は「第一条」に「中华人民共和国是工人阶级领导的、以工农联盟为基础的人民民主专政的社会主义国家。」（中華人民共和国は労働者階級の指導する、労農同盟を基礎とした人民民主独裁の社会主义国家である。）、「社会主义制度是中华人民共和国的根本制度。禁止任何组织或者个人破坏社会主义制度。」（社会主义制度は中華人民共和国の根本制度である。いかなる組織あるいは個人も社会主义制度を破壊することを禁止する。）と明記した。すなわち、中華人民共和国は「人民民主独裁の社会主义国家」としての政治体制にあるということであり、その「社会主义制度」は「破壊」を許さないことを国民に遵守するよう法的に制度化したのである。そして、これに続く

「第二条」では「中华人民共和国的一切权力属于人民。」（中華人民共和国のすべての権力は人民に属する）として、人民主権を明記した。

また、「第三十五条」に「中华人民共和国公民有言论、出版、集会、结社、游行、示威的自由。」（中華人民共和国公民は言論、出版、集会、結社、行進、示威の自由を有する。）とした。ここでの「自由」はあくまでも「社会主义制度」を「破壊」しないという前提条件がつくものであり、「制度」という現行の政治体制を「破壊」することを禁じたのである。

以上が憲法の関係条項から見た中国の政治制度と言論環境についての変遷であり、中国情報に接する際のマクロ的視座からのリテラシーと言える。

1.1.6 国家イデオロギーとしての「思想」

なお、「思想」については、1949年の「共同綱領」の「自由権」の一部から、1954憲法でそれが削除された後、国家イデオロギーとして1975憲法から、「序言」に明記されるようになる。

1975憲法は「我们必须坚持中国共产党在整个社会主义历史阶段的基本路线和政策，坚持无产阶级专政下的继续革命，使我们伟大的祖国永远沿着马克思主义、列宁主义、毛泽东思想指引的道路前进。」（われわれは社会主義の全歴史段階における中国共産党の基本路線と政策を堅持し、プロレタリア階級独裁の下での継続革命を堅持し、われわれの偉大な祖国を永遠にマルクス主義、レーニン主義、毛沢東思想の導く道に沿って前進させなければならない。）と「マルクス主義、レーニン主義、毛沢東思想」を明記した。

次の1978憲法では「毛泽东主席是中华人民共和国的缔造者。我国革命和建设的一切胜利，都是在马克思主义、列宁主义、毛泽东思想的指引下取得的。永远高举和坚决捍卫毛主席的伟大旗帜，是我国各族人民团结战斗，把无产阶级革命事业进行到底的根本保证。」（毛沢東主席は中華人民共和国の創始者である。わが国の革命と建設のすべての勝利は、すべてマルクス主義、レーニン主義、毛沢東思想の導きの下で勝ち得たものである。毛主席の偉大な旗印を永遠に高く掲げ、断固守ることが我が国各民族人民が団結し闘い、プロレタリア階級革命事業を最後までやり抜く根本的保証である。）としている。毛沢東個人崇拜が如実に表記された中ではあるが、1975憲法と同じように「マルクス主義、レーニン主義、毛沢東思想」を挙げている。

そして、文革終結の後、毛沢東の継続革命理論を否定し、階級闘争から現代化建設に向かう根拠となる1982憲法は「中国各族人民将继续在中国共产党领导下，在马克思列宁主义、毛泽东思想指引下，坚持人民民主专政，坚持社会主义道路，不断完善社会主义的各项制度，发展社会主义民主，健全社会主义法制，自力更生，艰苦奋斗，逐步实现工业、农业、国防和科学技术的现代化，把我国建设成为高度文明、高度民主的社会主义国家。」（中国各民族人民は中国共産党の指導の下で、マルクスレーニン主義、毛沢東思想の導きの下で、引き続き人民民主独裁を堅持し、社会主義の道を堅持し、絶えず社会主義の諸制度を改善し、社会主義民主を発展させ、社会主義法制を健全にし、自力更生、刻苦奮闘し、徐々に工業、農業、国防および科学技術の現代化を実現し、わが国を高度の文明、高度の民主を備えた社会主義国家に建設していくであろう。）として、「マルクス主義」と「レーニン主義」を合体させた表現の「マルクスレーニン主義」と「毛沢東思想」とした。

この1982憲法を部分的に改定した1993年には「我国正处于社会主义初级阶段。国家的根本任务是，根据建设有中国特色社会主义的理论，集中力量进行社会主义现代化建设。中国各族人民将继续

在中国共产党领导下，在马克思列宁主义、毛泽东思想指引下，坚持人民民主专政，坚持社会主义道路，坚持改革开放，不断完善社会主义的各项制度，发展社会主义民主，健全社会主义法制，自力更生，艰苦奋斗，逐步实现工业、农业、国防和科学技术的现代化，把我国建设成为富强、民主、文明的社会主义国家。」（わが国はいま社会主義の初級段階にある。国家の根本任務は、中国の特色ある社会主義理論に基づいて、力を集中して社会主義現代化建設を進めることである。中国各民族人民は引き続き人民民主独裁を堅持し、社会主義の道を堅持し、絶えず社会主義の諸制度を改善し、社会主義民主を発展させ、社会主義法制を健全にし、自力更生、刻苦奮闘し、徐々に工業、農業、国防および科学技術の現代化を実現し、わが国を高度の文明、高度の民主を備えた社会主義国家に建設していくであろう。）として、中国が「社会主義の初級段階」にあることを明示するとともに、「中国の特色ある社会主義理論に基づいて」が加わった。すなわち、「マルクスレーニン主義、毛沢東思想」は理念であり、実務においては「中国の特色ある社会主義理論」が優位を占めるようになった。

1999年の部分改定では「中国新民主主义革命的胜利和社会主义事业的成就，是中国共产党领导中国各族人民，在马克思列宁主义、毛泽东思想的指引下，坚持真理，修正错误，战胜许多艰难险阻而取得的。我国将长期处于社会主义初级阶段。国家的根本任务是，沿着建设有中国特色社会主义的道路，集中力量进行社会主义现代化建设。中国各族人民将继续在中国共产党领导下，在马克思列宁主义、毛泽东思想、邓小平理论指引下，坚持人民民主专政，坚持社会主义道路，坚持改革开放，不断完善社会主义的各项制度，发展社会主义市场经济，发展社会主义民主，健全社会主义法制，自力更生，艰苦奋斗，逐步实现工业、农业、国防和科学技术的现代化，把我国建设成为富强、民主、文明的社会主义国家。」（中国の新民主主義革命の勝利と社会主義事業の成就是、中国共産党が中国の各民族人民を指導し、マルクスレーニン主義、毛沢東思想の導きの下で、真理を堅持し、誤りを正し、多くの艱難辛苦に打ち勝ち、勝ち得たものである。わが国は長期にわたり社会主義の初級段階にあるであろう。国家の根本任務は、中国の特色ある社会主義を建設する道に沿って、力を集中して社会主義現代化建設を進めることである。中国各民族人民は引き続き中国共産党の指導の下で、マルクスレーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論の導きの下で、人民民主独裁を堅持し、社会主義の道を堅持し、改革開放を堅持し、絶えず社会主義の諸制度を改善し、社会主義の市場経済を発展させ、社会主義民主を発展させ、社会主義法制を健全にし、自力更生、刻苦奮闘し、徐々に工業、農業、国防および科学技術の現代化を実現し、わが国を富強、民主、文明の社会主義国家に建設していくであろう。）とした。ここでは「中国の特色ある社会主義理論」という表現から「中国の特色ある社会主義を建設する道」に変わった。また、これまでの「マルクスレーニン主義、毛沢東思想」に「鄧小平理論」が加わったが、ここに「理論」を使う関係上、前者を「道」にしたのである。そして、時の経済政策を反映する「社会主義の市場経済」の「発展」も明記された。

そして、2004年の改定では「中国新民主主义革命的胜利和社会主义事业的成就，是中国共产党领导中国各族人民，在马克思列宁主义、毛泽东思想的指引下，坚持真理，修正错误，战胜许多艰难险阻而取得的。我国将长期处于社会主义初级阶段。国家的根本任务是，沿着中国特色社会主义道路，集中力量进行社会主义现代化建设。中国各族人民将继续在中国共产党领导下，在马克思列宁主义、毛泽东思想、邓小平理论和“三个代表”重要思想指引下，坚持人民民主专政，坚持社会主义道路，坚持改革开放，不断完善社会主义的各项制度，发展社会主义市场经济，发展社会主义民主，健

全社会主义法制，自力更生，艰苦奋斗，逐步实现工业、农业、国防和科学技术的现代化，推动物质文明、政治文明和精神文明协调发展，把我国建设成为富强、民主、文明的社会主义国家。」（・・・中国各民族人民は引き続き中国共产党の指導の下で、マルクスレーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論および『三つの代表』の重要な思想の導きの下で、・・・物質文明、政治文明および精神文明のバランスのとれた発展を推進し、わが国を富強、民主、文明の社会主义国家に建設していくであろう。）として、総書記でもあった江沢民国家主席が提起した「『三つの代表』の重要な思想」を加えた。

最後に、現行の2018憲法になると、「中国新民主主义革命的勝利と社会主义事业的成就，是中国共产党领导中国各族人民，在马克思列宁主义、毛泽东思想的指引下，坚持真理，修正错误，战胜许多艰难险阻而取得的。我国将长期处于社会主义初级阶段。国家的根本任务是，沿着中国特色社会主义道路，集中力量进行社会主义现代化建设。中国各族人民将继续在中国共产党领导下，在马克思列宁主义、毛泽东思想、邓小平理论、‘三个代表’重要思想、科学发展观、习近平新时代中国特色社会主义思想指引下，坚持人民民主专政，坚持社会主义道路，坚持改革开放，不断完善社会主义的各项制度，发展社会主义市场经济，发展社会主义民主，健全社会主义法治，贯彻新发展理念，自力更生，艰苦奋斗，逐步实现工业、农业、国防和科学技术的现代化，推动物质文明、政治文明、精神文明、社会文明、生态文明协调发展，把我国建设成为富强民主文明和谐美丽的社会主义现代化强国，实现中华民族伟大复兴。」（・・・中国各民族人民は引き続き中国共产党の指導の下で、マルクスレーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、『三つの代表』の重要な思想、科学的発展観、习近平新時代の中国の特色ある社会主义思想の導きの下で、・・・物質文明、政治文明、精神文明、生態文明のバランスのとれた発展を推進し、わが国を富強、民主、文明、調和のとれた、麗しい社会主义の現代化された国家に建設していくであろう。）として、胡錦濤の「科学的発展観」とともに「习近平新時代の中国の特色ある社会主义思想」が加えられた。

すなわち、「思想」については、1975憲法の「マルクスレーニン主義、毛沢東思想」から始まって、それが1978憲法、1982憲法に継承されると同時に、1999年に「鄧小平理論」、2004年に江沢民の「『三つの代表』の重要な思想」、2018年に胡錦濤の「科学的発展観」と「习近平新時代の中国の特色ある社会主义思想」が加わり、「マルクスレーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論『三つの代表』の重要な思想、科学的発展観、习近平新時代の中国の特色ある社会主义思想」を当面の中華人民共和国を導く「国家イデオロギー」としたのであり、それは1954憲法以来明記されていない「思想」の「自由」の範囲を画定するものもある。これに「社会主义制度」の「破壊」を「禁止」するという明文規定が加わったのが中華人民共和国域内での言論環境であり、それはた中国的メディアに接する時の基本的リテラシーと言えるのである。

そして、当面は「习近平新時代の中国の特色ある社会主义思想」に導かれる「党がすべてを指導する」言論環境にあり、党治が法治に優先する中国共产党一党独裁の政治体制が以前にも増して強化されている。その中でも、民主集中制の頂点に立つ総書記である習近平を「党中央の核心」としていることから、習による人治とも言えるかも知れない。

1.2 「中国新聞工作者職業道徳準則」2019年の改定をめぐって

こうした「习近平新時代の中国の特色ある社会主义思想」に導かれる「党がすべてを指導する」

言論環境の中で、改定されたのが「中国新聞工作者職業道徳準則」である。この1987年に草案が提示され、1991年1月に制定公布、1994年4月、1997年1月、2009年11月に修正されてきた「中国新聞工作者職業道徳準則」は習近平時代に入り、2019年11月に改定、12月に公表された。これは習近平時代の「新聞工作者」が遵守すべき「職業道徳」を明示したもので、改定の最大の特徴は「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」と「党がすべてを指導する」ことが反映されたことである。(この2019年版の「中国新聞工作者職業道徳準則」の中国語全文と日本語試訳は本稿末尾に「参考」として掲載している。)

それは前文の冒頭「中国新闻事业是中国共产党领导的中国特色社会主义事业的重要组成部分。」(中国の新聞事業は中国共産党の指導する中国の特色ある社会主義事業の重要な構成部分である。)として、これまでになかった「中国共産党の指導」を加えたところに象徴的に現れている。もとより、「中国の特色」とは「中国共産党の指導」を意味しているもので、これまでの「準則」でも十分であったところ、わざわざそれを明文化したところに「党がすべてを指導する」強い意志を感じられる。

1.2.1 「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」と習の政策言説

前文はそれに続き「新闻工作者坚持以马克思列宁主义、毛泽东思想、邓小平理论、“三个代表”重要思想、科学发展观、习近平新时代中国特色社会主义思想为指导，增强“四个意识”，坚定“四个自信”，做到“两个维护”，牢记党的新闻舆论工作职责使命，继承和发扬党的新闻舆论工作优良传统，坚持正确政治方向、舆论导向、新闻志向、工作取向，不断增强脚力、眼力、脑力、笔力，积极传播社会主义核心价值观，自觉遵守国家法律法规，恪守新闻职业道德，自觉承担社会责任，做政治坚定、引领时代、业务精湛、作风优良、党和人民信赖的新闻工作者。」(新聞工作者はマルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、「三つの代表」の重要な思想、科学的発展観、習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想を行動指針とし、「四つの意識」を増強し、「四つの自信」を確固とし、「二つの擁護」を実行し、党の新聞輿論工作的職責使命を銘記し、党の新聞輿論工作的優れた伝統を受け継ぎ、発揚し、正しい政治方向、輿論の指導方向、ニュース志向、工作方向を堅持し、絶えず脚力、眼力、脳力、筆力を増強し、積極的に社会主義の核心価値観を伝え、自覚して国家の法律法規を遵守し、新聞職業道徳を守り、自覚して社会責任を担い、政治的に確固とし、時代を先導する、業務に精通し、作風の優れた、党と人民に信頼される新聞工作者になる。)として、2018年憲法と同様に「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、『三つの代表』の重要な思想、科学的発展観、習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」を「行動指針」としている。

この「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」は「第一条」の「1」の「坚持用习近平新时代中国特色社会主义思想武装头脑，深入学习宣传贯彻党的路线方针政策，积极宣传中央重大决策部署，及时传播国内外各领域的信息，满足人民群众日益增长的新闻信息需求，保证人民群众的知情权、参与权、表达权、监督权；」(断固として習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想で頭脳を武装し、深く掘り下げて党の路線方針政策を学び宣伝貫徹し、積極的に中央の重大決定と配置を宣伝し、適時に国の内外の各領域の情報を伝え、人民大衆の日増しに増大するニュース情報の需要を満足させ、人民大衆の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保証する。)にも明記されている。

この前文には上掲したように「四つの意識」、「四つの自信」、「二つの擁護」、「脚力、眼力、脳力、筆力」などの習近平の政策言説のキーワードもちりばめられている。「四つの意識」は「政治意识、大局意识、核心意识、看齐意识」（政治意識、大局意識、核心意識、模範意識）を指し、2016年1月に開かれた中共中央政治局会議で打ち出されたもので、中国共産党成立95周年祝賀大会で習近平が全党にこの「四つの意識」を強めるよう呼びかけた。また、「四つの自信」は同祝賀大会の演説の中で、18全大会において提起された「三つの自信」を拡大したもので、「中国の特色ある社会主义」の「道の自信、理論の自信、制度の自信、文化の自信」を指している。そして、「二つの擁護」は習近平の党中央の核心と全黨の核心の地位を断固「擁護」することと党中央の権威と集中統一指導を断固「擁護」することを指している。また、「第二条」の「1」でも使われている「脚力、眼力、脳力、筆力」は習近平が2018年9月に開催された全国宣传思想工作会议で使った言葉である。

さらに、「第二条」には習の愛用する「正能量」（ポジティブエナジー）が挿入され、「坚持正确舆论导向。坚持团结稳定鼓劲、正面宣传为主，弘扬主旋律、传播正能量，不断巩固和壮大积极健康向上的主流思想舆论。」（正しい輿論の指導方向を堅持する。団結、安定、鼓舞、積極面の宣伝を主とすることを堅持し、主旋律を唱い上げ、ポジティブエナジーを伝播させ、絶えず積極健全向上の主流思想輿論を強固、強大にする。）としている。また、その「1」にも「以经济建设为中心，服从服务于党和国家工作大局，贯彻新发展理念，为促进经济社会持续健康发展注入强大正能量；」（経済建設を中心とし、党と国家の活動の大局に服従、奉仕し、新たな発展理念を貫き、経済社会の持続的健全な発展を促進するために強大なポジティブエナジーを注入する。）として「ポジティブエナジー」が使われている。

1.2.2 「インターネット思考」

そして、「新興メディア」について語られる「第五条」の「2」では「强化互联网思维，顺应全媒体发展要求，积极探索网络信息生产和传播的特点规律，深刻把握传统媒体和新兴媒体融合发展的趋势，善于运用网络新技术新应用，不断提高网上正面宣传和网络舆论引导水平；」（インターネット思考を強化し、メディア全体の発展要求に順応し、積極的にネット情報生産と伝播の特色法則を探索し、伝統メディアと新興メディアの融合発展の趨勢をしっかりと把握し、ネットの新しい技術新しい応用を運用することにうまくなり、絶えずネット上の積極面の宣伝と輿論先導の水準を向上させる。）として習近平が繰り返し強調してきた「インターネット思考」をもつことの重要性が示されている。

この「インターネット思考」とは習近平がインターネットを輿論の「主戦場」と捉え、「サイバーセキュリティーなしに国家の安全はない」などと繰り返し述べる中で明らかにしてきた彼のインターネットに関する観点を総称したものといえる。習は2018年4月20日から21日まで北京で開催された全国サイバーセキュリティーと情報化工作会议で重要講話を行った。ネット上でその内容を基に習の「网络强国战略思想」（ネット強国戦略思想）が15のキーワードで説明されている（2018年04月22日中国共产党新闻网『习近平网络强国战略思想，牢记这15个关键词！』）が、下記に転載したこのキーワードで「インターネット思考」の概要が理解できるであろう。

1. 提高网络综合治理能力（ネットの総合処理能力を向上させる）

2. 加强网上正面宣传（ネット上の積極面の宣伝を強化する）
3. 压实互联网企业主体责任（インターネット企業の主体的責任を着実に負わせる）
4. 没有网络安全就没有国家安全（ネットの安全が無ければ国家の安全もない）
5. 依法严厉打击网络犯罪（法律に依ってネット犯罪に厳しい打撃を与える）
6. 核心技术是国之重器（核心的技術は国の宝物である）
7. 释放各类创新主体创新活力（各種の新たなものを創り出す主体活力を解き放つ）
8. 发展数字经济（デジタル経済を発展させる）
9. 推进政务公开、党务公开（政務公開、党務公開を推進する）
10. 军民深度融合发展（軍民の深い融合発展）
11. 坚持多边参与、多方参与（多辺参与、多面参与を堅持する）
12. 加强党中央对网信工作的集中统一领导（党中央のネット情報工作に対する集中的統一指導を強化する）
13. 高级干部要主动适应信息化要求（高級幹部は主体的に情報化の要求に適応しなければならない）
14. 依法管网、依法办网、依法上网（法律に依りネットを管理し、法律に依りネットを運営し、法律に依りネットを利用する）
15. 推动人才发展体制机制改革（人材発展体制メカニズムの改革を推進する）

さらに、同じく「第五条」の「5」に「坚持网上网下“一个标准、一把尺子、一条底线”，统一导向要求、管理要求。」（ネット上と外「一つの基準、一つの尺度、一本の基本線」を堅持し、指導方向の要求、管理要求を統一する）と明記され、「ネット」「管理」の「統一」が求められている。

1.2.3 変わらぬ報道原則

新聞工作者の実務処理にあたっての原則は「第三条」に「坚持新闻真实性原则。把真实作为新闻的生命，努力到一线、到现场采访核实，坚持深入调查研究，报道做到真实、准确、全面、客观。」（ニュースの真実性の原則を堅持する。真実をニュースの生命とし、一線に行き、現場に行き取材事実を確認することに努め、深く掘り下げて調査研究を行うことを堅持し、報道は真実、正確、全面、客観を実現しなければならない。）とあり、これを2009年版の「第三条」の「坚持新闻真实性原则。要把真实作为新闻的生命，坚持深入调查研究，报道做到真实、准确、全面、客观。」（ニュースの真実性の原則を堅持する。真実をニュースの生命とし、深く掘り下げて調査研究を行うことを堅持し、報道は真実、正確、全面、客観を実現しなければならない。）と比較すると、2019年版に「一線に行き、現場に行き取材事実を確認することに努め、深く掘り下げて調査研究を行うことを堅持し、」が加えられただけで、「報道」の原則の「真実、正確、全面、客観」は変わっていない。

1.2.4 「四權」（知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利）の明記継続

最後に指摘しなければならないことは、習近平時代に入って矮小化されてきた「四權」（知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利）が「習近平新时代の中国の特色ある社会主义思想で頭脳を武装し・・・」（坚持用习近平新时代中国特色社会主义思想武装头脑）という前提はあるものの、前掲した「第一条」の「1」に2009年版と同様の「保证人民群众的知情权、参与权、表

达权、监督权」（人民大眾の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保証する）という文言で継承されたことである。2009年版は「第一条」の「1」に「积极宣传党和政府的重大决策部署，及时传播国内外各领域的信息，满足人民群众日益增长的新闻信息需求，保证人民群众的知情权、参与权、表达权、监督权；」（積極的に党と政府の重大決定と配置を宣伝し、適時に国内外の各領域の情報を伝え、人民大眾の日増しに増大するニュース情報の需要を満足させ、人民大眾の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保証する。）としており、「人民大眾」の「権」利として明記していた。胡錦濤は新聞工作者たちにこの「四権」を反映せよと呼びかけていたが、習近平は公表された講話、文書を見る限り、メディアに関連して直接「四権」に触れたことはない。（拙稿「『四権』（知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利）の消長」本誌「J&M」11号 pp.246-276 2018年3月15日参照）

こうした変化は習近平（中共中央サイバーセキュリティー・情報化指導小グループ長も兼務）の下でインターネット管理の実務の中核の職域「中共中央网络安全和信息化领导小组办公室主任兼国家互联网信息办公室主任」（中共中央サイバーセキュリティー・情報化指導小グループ弁公室主任兼国家インターネット情報弁公室主任）にあった中共中央宣伝部副部長の魯煒が汚職事件によって、2017年11月に隔離審査、2018年2月に党から除名、翌2019年3月に14年の懲役刑に処せられたこととも関係するのかも知れない。この事件はインターネット管理部門最上層部にまで腐敗が浸透していたことを示すもので、習近平が陣頭指揮を執ってきたインターネットを中心とするサイバーセキュリティ体制にほころびが出たともいえる。習近平時代に入って、魯煒は2014年5月に両「弁公室主任」に任命されていることから、日本で言えば「任命責任」も問われかねない事件であった。

また、2017年10月に開催された19全大会で決定された「初心を忘れず、使命を銘記する」（不忘初心、牢记使命）教育開始とも関連するのかも知れない。建国70周年に当たり、2019年5月31日に県級以上の幹部を重点対象とした同教育工作会议で演説した習近平は「为中国人民谋幸福，为中华民族谋复兴，是中国共产党人的初心和使命，是激励一代代中国共产党人前赴后继、英勇奋斗的根本动力。」（中国人民のために幸せを謀り、中華民族のために復興を謀ることは中国共産党人の初心と使命であり、代々中国共産党人が前の犠牲をのり越えて後に続き、勇敢に奮闘することを励ます根本的原動力である。）としたうえで、教育の重点を三点指摘したが、その三点目に「第三，开展这次主题教育，是保持党同人民群众血肉联系的迫切需要。人民是我们党执政的最大底气，是我们共和国的坚实根基，是我们强党兴国的根本所在。我们党来自于人民，为人民而生，因人民而兴，必须始终与人民心心相印、与人民同甘共苦、与人民团结奋斗。每个共产党员都要弄明白，党除了人民利益之外没有自己的特殊利益，党的一切工作都是为了实现好、维护好、发展好最广大人民根本利益；人民是历史的创造者、人民是真正的英雄，必须相信人民、依靠人民；我们永远是劳动人民的普通一员，必须保持同人民群众的血肉联系。」（第三、今回の主题教育を繰り広げることは、党と人民大眾の血肉のつながりを保持する上で差し迫った必要からである。人民はわれわれの党の執政を行う上で最大の後ろ盾であり、われわれ共和国の堅実な基盤であり、われわれの党を強くし国を興す上で根本のあるところである。われわれの党は人民から来たものであり、人民のために生き、人民によって興るので、終始人民と心を一つにし、人民と苦楽を共にし、人民と団結奮闘しなければならない。すべての党員がはっきりと理解しなければならることは、党は人民の利益以外

に、自己の特殊な利益は無く、党のあらゆる活動はすべて最も広範な人民の根本的利益をうまく実現し、うまく擁護し、うまく発展させるためであり、人民は歴史の創造者であり、人民は眞の英雄であるから、人民を信頼し、人民に依拠しなければならず、われわれは永遠に勤労人民の普通の一員であるので、人民大衆との血肉のつながりを保持しなければならない、ことである。) (在“不忘初心、牢记使命”主题教育工作会议上的讲话《求是》2019/13 习近平 2019-06-30) と語っている。

この「人民」を代表するという「初心」に帰れという趨勢こそが「人民大衆」の「権」利としての「四権」が、改定された「準則」にも継承された最大の要因なのかも知れない。

これらの筆者の「かも知れない」はあくまで想像でしかないが、習近平は三権掌握後、初めて出席した2013年8月19日の全国宣伝思想工作会议で「党性」と「人民性」について「党性と人民性は従来から一致したものであって、統一されたものである。党性を堅持する、その核心は正しい政治的方向を堅持し、政治的立場にしっかりと立ち、確固として党の理論と路線方針政策を宣伝し、確固として中央の重大な配置を宣伝し、確固として情勢に関する中央の重大な分析判断を宣伝し、断固党中央と高度の一致を保持し、断固中央の権威を擁護することである。‥‥人民性を堅持するには、最も広範な人民の根本的利益をうまく実現し、うまく擁護し、うまく発展させることを出発点と立脚点にしなければならず、民を本とし、人を本とすることを堅持しなければならない。」と指摘している。(本誌8号2014年3月 海外研究動向 拙稿「中国のジャーナリズム・イデオロギー・憲政運動」参照)。もとより、習の言うように「党」性と「人民」性が一致していれば、「初心を忘れず、使命を銘記する」(不忘初心、牢记使命)教育など必要ないのであるが、実態は党と人民の遊離が顕在化しており、高級幹部の魯輝汚職事件は中国のメディア領域に現れたその典型でもあろう。すなわち、こうした腐敗を防止するには、人民大衆の立場に立つことが求められるのである。「四権」はまさにその後ろ盾になるものであろう。中国の「新聞工作者」にたいする「倫理」規定でもあるこの2019年版「中国新聞工作者職業道徳準則」に「四権」が継承されたことは、中国のメディアおよびそこからの情報に接する際のリテラシーを考える上で、たいへん示唆に富るものといえる。そして、少なくとも、中国のジャーナリズムをめぐる「人民性」と「党性」の論争は、中国共产党が人民大衆の代表であると言い続ける限り、今後も続いていくであろう。

ともあれ、「人民大衆」の「権」利としての「四権」については、今後、中華人民共和国を導く国家イデオロギーである「習近平新時代の中国の特色ある社会主义思想」の当事者であり、「党がすべてを指導する」、その「党中央の核心」にある習近平自身の口から語られるかどうかに注目したい。

それまでは、習近平のメディア・ジャーナリズムに関する下記の論著が「学習」用として出版発行されているので、本稿で紹介した2019年版「中国新聞工作者職業道徳準則」と併せて読めば、「習近平新時代の中国の特色ある社会主义思想」に導かれる中国新聞工作者のジャーナリズム活動理解の一助になるであろうし、われわれが中国のメディアに接する際のリテラシーの一部ともなるであろう。

『习近平新闻思想讲义（2018年版）』 本书编写组（作者） 人民出版社；第1版（2018年6月1日

『习近平新闻思想讲义（2018年版）』 习近平新闻思想是习近平新时代中国特色社会主义思想的重要组成部分。

本书编写组（作者） 人民出版社（2018年1月1日）

『习近平新闻舆论思想要论』 本书编写组（作者） 新华出版社；第1版（2017年12月1日）

『习近平总书记党的新闻舆论工作座谈会重要讲话精神学习辅助材料』 中共中央宣传部新闻局（编者） 学习出版社；第1版（2016年5月1日）

『在网络安全和信息化工作座谈会上的讲话』 习近平（作者） 人民出版社；第1版（2016年4月1日）

『论学习贯彻习近平总书记新闻舆论工作座谈会重要讲话精神』 人民日报社评论部（作者） 人民出版社；第1版（2016年2月1日）

『深入学习习近平同志关于宣传思想工作重要论述』 人民日报社理论部（编者） 生活·读书·新知三联书店；第1版（2013年10月1日）

『指导新时期宣传思想文化工作的纲领性文献：学习习近平总书记在全国宣传思想工作会议上的重要讲话文章选』 中共中央宣传部理论局（编者） 学习出版社；第1版（2013年9月1日）

参考

中国新聞工作者職業道德準則（中国語原文）

中国新闻工作者职业道德准则

（中华全国新闻工作者协会第九届全国理事会第五次常务理事会 2019年11月7日修订）

中国新闻事业是中国共产党领导的中国特色社会主义事业的重要组成部分。新闻工作者坚持以马克思列宁主义、毛泽东思想、邓小平理论、“三个代表”重要思想、科学发展观、习近平新时代中国特色社会主义思想为指导，增强“四个意识”，坚定“四个自信”，做到“两个维护”，牢记党的新闻舆论工作职责使命，继承和发扬党的新闻舆论工作优良传统，坚持正确政治方向、舆论导向、新闻志向、工作取向，不断增强脚力、眼力、脑力、笔力，积极传播社会主义核心价值观，自觉遵守国家法律法规，恪守新闻职业道德，自觉承担社会责任，做政治坚定、引领时代、业务精湛、作风优良、党和人民信赖的新闻工作者。

第一条 全心全意为人民服务。忠于党、忠于祖国、忠于人民，把体现党的主张与反映人民心声统一起来，把坚持正确舆论导向与通达社情民意统一起来，把坚持正面宣传为主与正确开展舆论监督统一起来，发挥党和政府联系人民群众的桥梁纽带作用。

1. 坚持用习近平新时代中国特色社会主义思想武装头脑，深入学习宣传贯彻党的路线方针政策，积极宣传中央重大决策部署，及时传播国内外各领域的信息，满足人民群众日益增长的新闻信息需求，保证人民群众的知情权、参与权、表达权、监督权；
2. 坚持以人民为中心的工作导向，把人民群众作为报道主体、服务对象，多宣传基层群众的先进典型，多挖掘群众身边的具体事例，多反映平凡人物的工作生活，多运用群众的生动语言，丰富人民精神世界，增强人民精神力量，满足人民精神需求，使新闻报道为人民群众喜闻乐见；
3. 保持人民情怀，积极反映人民群众的正确意见和呼声，及时回应人民群众的关切和期待，批评侵害人民利益的现象和行为，畅通人民群众表达意见的渠道，依法维护人民群众的正当权益。

第二条 坚持正确舆论导向。坚持团结稳定鼓劲、正面宣传为主，弘扬主旋律、传播正能量，不断巩固和壮大积极健康向上的主流思想舆论。

1. 以经济建设为中心，服从服务于党和国家工作大局，贯彻新发展理念，为促进经济社会持续健康发展注入强大正能量；
2. 宣传科学理论、传播先进文化、滋养美好心灵、弘扬社会正气，增强社会责任感，严守道德伦理底

线，坚决抵制低俗、庸俗、媚俗的内容；

3. 加强和改进舆论监督，着眼解决问题、推动工作，激浊扬清、针砭时弊，发表批评性报道要事实准确、分析客观，坚持科学监督、准确监督、依法监督、建设性监督；
4. 采访报道突发事件坚持导向正确、及时准确、公开透明，全面客观报道事件动态及处置进程，推动事件的妥善处理，维护社会稳定和人心安定。

第三条 坚持新闻真实性原则。把真实作为新闻的生命，努力到一线、到现场采访核实，坚持深入调查研究，报道做到真实、准确、全面、客观。

1. 通过合法途径和方式获取新闻素材，认真核实新闻信息来源，确保新闻要素及情节准确；
2. 根据事实来描述事实，不夸大、不缩小、不歪曲事实，不摆布采访报道对象，禁止虚构或制造新闻，刊播新闻报道要署记者的真名；
3. 摘转其他媒体的报道要把好事实关导向关，不刊播违背科学精神、伦理道德、生活常识的内容；
4. 刊播了失实报道要勇于承担责任，及时更正致歉，消除不良影响；
5. 坚持网上网下“一个标准、一把尺子、一条底线”，统一导向要求、管理要求。

第四条 发扬优良作风。树立正确的世界观、人生观、价值观，加强品德修养，提高综合素质，抵制不良风气，保持一身正气，接受社会监督。

1. 强化学习意识，养成学习习惯，不断增强政治素质，提高业务水平，掌握融合技能，努力成为全媒型、专家型新闻工作者；
2. 坚持走基层、转作风、改文风，练就过硬脚力、眼力、脑力、笔力，拜人民为师，向人民学习，深入了解社情民意，增进与群众的感情；
3. 坚决反对和抵制各种有偿新闻和有偿不闻行为，不利用职业之便谋取不正当利益，不利用新闻报道发泄私愤，不以任何名义索取、接受采访报道对象或利害关系人的财物或其他利益，不向采访报道对象提出工作以外的要求；
4. 严格执行新闻报道与经营活动“两分开”的规定，不以新闻报道形式做任何广告性质的宣传，编辑记者不得从事创收等经营性活动。

第五条 坚持改进创新。遵循新闻传播规律和新兴媒体发展规律，创新理念、内容、体裁、形式、方法、手段、业态等，做到体现时代性、把握规律性、富于创造性。

1. 适应分众化、差异化传播趋势，深入研究不同传播对象的接受习惯和信息需求，主动设置议题，善于因势利导，不断提高传播力、引导力、影响力、公信力；
2. 强化互联网思维，顺应全媒体发展要求，积极探索网络信息生产和传播的特点规律，深刻把握传统媒体和新兴媒体融合发展的趋势，善于运用网络新技术新应用，不断提高网上正面宣传和网络舆论引导水平；
3. 保持思维的敏锐性和开放度，认识新事物、把握新规律，敢于打破思维定势和路径依赖，认真研究传播艺术，采用受众听得懂、易接受的方式，增强新闻报道的亲和力、吸引力、感染力，采写更多有思想、有温度、有品质的精品佳作。

第六条 遵守法律纪律。增强法治观念，遵守宪法和法律法规，遵守党的新闻工作纪律，维护国家利益和安全，保守国家秘密。

1. 严格遵守和正确宣传国家各项政治制度和政策，切实维护国家政治安全、文化安全和社会稳定；
2. 维护采访报道对象的合法权益，尊重采访报道对象的正当要求，不揭个人隐私，不诽谤他人；

3. 保障妇女、儿童、老年人和残疾人的合法权益，注意保护其身心健康；
4. 维护司法尊严，依法做好案件报道，不干预依法进行的司法审判活动，在法庭判决前不做定性、定罪的报道和评论，不渲染凶杀、暴力、色情等；
5. 涉外报道要遵守我国涉外法律、对外政策和我国加入的国际条约；
6. 尊重和保护新闻媒体作品版权，反对抄袭、剽窃，抵制严重歪曲文章原意、断章取义等不当摘转行为；
7. 严格遵守新闻采访规范，除确有必要的特殊拍摄采访外，新闻采访要出示合法有效的新闻记者证。

第七条 对外展示良好形象。努力培养世界眼光和国际视野，讲好中国故事，传播好中国声音，积极搭建中国与世界交流沟通的桥梁，展现真实、立体、全面的中国。

1. 在国际交往中维护祖国尊严和国家利益，维护中国新闻工作者的形象；
2. 生动诠释中国道路、中国理论、中国制度、中国文化，着重讲好中国的故事、中国共产党的故事、中国特色社会主义的故事、中国人民的故事，让世界更好地读懂中国；
3. 积极传播中华民族的优秀文化，增进世界各国人民对中华文化的了解；
4. 尊重各国主权、民族传统、宗教信仰和文化多样性，报道各国经济社会发展变化和优秀民族文化；
5. 加强与各国媒体和国际（区域）新闻组织的交流合作，增进了解、加深友谊，为推动人类命运共同体建设多做工作。

对本《准则》，中国记协会员要结合实际制定相应实施细则，认真组织落实；全国新闻工作者包括新媒体新闻信息传播从业人员要自觉执行；各级地方记协、各类专业记协要积极宣传和推动；欢迎社会各界监督。

(日本語訳)

中国新聞工作者職業道徳準則

(中華全國新聞工作者協会第九期全国理事会第五回常務理事会 2019年11月7日改定)

中国の新聞事業は中国共産党の指導する中国の特色ある社会主义事業の重要な構成部分である。新聞工作者はマルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、「三つの代表」の重要な思想、科学的発展観、習近平新時代の中国の特色ある社会主义思想を行動指針とし、「四つの意識」を増強し、「四つの自信」を確固とし、「二つの擁護」を実行し、党の新聞輿論工作的職責使命を銘記し、党の新聞輿論工作的優れた伝統を受け継ぎ、発揚し、正しい政治方向、輿論の指導方向、ニュース志向、工作方向を堅持し、絶えず脚力、眼力、脳力、筆力を増強し、積極的に社会主义の核心価値觀を伝え、自覚して国家の法律法规を遵守し、新聞職業道徳を守り、自覚して社会責任を担い、政治的に確固とし、時代を先導する、業務に精通し、作風の優れた、党と人民に信頼される新聞工作者になる。

第一条 誠心誠意人民に奉仕する。党に忠実、祖国に忠実、人民に忠実であり、党の主張を体現することと人民の心の声を反映することを統一し、正しい輿論の指導方向を堅持することと社会情況と民意を伝達することを統一し、積極面の宣伝を主とすることを堅持することと正しい輿論の監督を繰り広げることを統一し、党と政府の密接に人民大衆と結びつく懸け橋、ちゅう帶の役割を發揮する。

1. 斷固として習近平新時代の中国の特色ある社会主义思想で頭脳を武装し、深く掘り下げる党の路線方針政策を学び宣伝貫徹し、積極的に中央の重大決定と配置を宣伝し、適時に国内外の各領域の情報を伝え、人民大衆の日増しに増大するニュース情報の需要を満足させ、人民大衆の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保証する。

2. 人民を中心とする工作方向を堅持し、人民大衆を報道主体と奉仕対象として、末端の大衆の先進的典型を多く宣伝し、大衆の身の回りの具体的な事例を多く掘り起し、平凡な人物の活動や生活を多く反映し、大衆の生き生きとした言葉を多く運用し、人民の精神世界を豊かにし、人民の精神力を増強し、人民の精神的需要を満足させ、ニュース報道を人民大衆に喜ばれるものにする。
3. 人民の情感を保持し、積極的に人民大衆の正しい意見と声を反映し、適時に人民大衆の关心と期待に応え、人民の利益を侵害する現象や行為を批判し、人民大衆の意見を表現するパイプを通し、法律に従い人民大衆の正当な権益を保護する。

第二条 正しい輿論の指導方向を堅持する。団結、安定、鼓舞、積極面の宣伝を主とすることを堅持し、主旋律を唱い上げ、ポジティブエナジーを伝播させ、絶えず積極健全向上の主流思想輿論を強固、強大にする。

1. 経済建設を中心とし、党と国家の活動の大局に服従、奉仕し、新たな発展理念を貫き、経済社会の持続的健全な発展を促進するために強大なポジティブエナジーを注入する。
2. 科学理論を宣伝し、先進文化を伝え、美しい心根を育み、社会の正しい気風を広く発揚し、社会的責任感を増強し、道徳倫理の基本線を厳しく守り、低俗、凡庸、媚俗の内容を断固排除する。
3. 輿論の監督を強化、改善し、問題の解決、仕事の推進に着目し、悪いことを排撃良いことを賛揚し、時弊を鋭く指摘し、批判的報道は事実を正確に、分析は客観的にし、科学的監督、正確な監督、法律に基づく監督、建設的監督を堅持する。
4. 突発事件の取材報道は輿論の指導方向を正しくし、適時正確に、公開透明にすることを堅持し、全面的客観的に事件の動態やその処理進展過程を報道し、事件の穩当な処理を推進し、社会の安定と人心の安定を擁護する。

第三条 ニュースの真実性の原則を堅持する。真実をニュースの生命とし、一線に行き、現場に行き取材事實を確認することに努め、深く掘り下げる調査研究を行うことを堅持し、報道は真実、正確、全面、客観を実現しなければならない。

1. 合法的ルートや方式を通じてニュース素材を獲得し、真剣にニュースの情報源を確認し、ニュースの要素や情状の正確さを確保する。
2. 事実に基づいて事実を描写し、事実を誇張せず、縮小せず、歪曲せず、取材対象を操らず、ニュースを虚構、作り出すことを禁じ、ニュース報道を掲載放送するには作者の本名を署名しなければならない。
3. 他のメディアの報道を転載するには、事実という勘所、指導の方向という勘所をしっかりと押さえなければならず、科学精神、倫理道徳、生活常識に背く内容を掲載、放送しない。
4. 事実に誤りのある報道を掲載、放送したら、勇敢に責任を負い、適時に訂正、謝罪し、良くない影響を取り除かなければならない。
5. ネット上と外「一つの基準、一つの尺度、一本の基本線」を堅持し、指導方向の要求、管理要求を統一する。

第四条 優れた作風を発揚する。正しい世界観、人生観、価値観を打ち立て、品格修養を強化し、総合的素養を向上させ、良くない風気を排除し、全身正しい気風を保持し、社会の監督を受け入れる。

1. 学ぶ意識を強化し、学ぶ習慣を養成し、絶えず政治の素養を増強、業務の水準を向上させ、融合技能を掌握し、フルメディア型、専門家型の新聞工作者になるよう努める。

2. 末端を歩み、作風を転換し、文風を改めることを堅持し、充分しっかりとした脚力、眼力、脳力、筆力を練り上げ、人民を師と押し、人民に学び、深く掘り下げて社会情況民意を理解し、大衆との感情を増進する。
3. 斷固としてさまざまの有償ニュースや有償不聞（訳者注：金品を受け取り報道しない）行為に反対、これを排除し、職業の便を利用し、正当ではない利益を図らず、ニュース報道を利用し私憲を晴らさず、いかなる名義によっても取材報道対象あるいは利害関係者からの金品或いはその他の利益を受け入れず、取材報道対象に仕事以外の要求を持ち出さない。
4. ニュース報道と経営活動の「二つ区別」の規定を厳格に実行し、ニュース報道の形式によっていかなる広告的性質をもつ宣传を行わず、記者編集は収入を創出するなどの経営的活動に従事してはならない。

第五条 改善し、新たなものを創り出すことを堅持する。ニュース伝播の法則と新興メディアの発展法則に従い、理念、内容、体裁、形式、方法、手段、業態などに新たなものを創り出し、時代性を体現、法則性を把握、創造性に富むことを実現する。

1. 分衆化、差異化伝播の趨勢に適応し、深く掘り下げて異なる伝播対象の受容習慣と情報需要を研究し、主体的にアジェンダをセッティングし、物事の趨勢に従って有利に導くことにうまくなり、絶えず伝播力、先導力、影響力、公信力を向上させる。
2. インターネット思考を強化し、メディア全体の発展要求に順応し、積極的にネット情報生産と伝播の特色法則を探索し、伝統メディアと新興メディアの融合発展の趨勢をしっかりと把握し、ネットの新しい技術新しい応用を運用することにうまくなり、絶えずネット上の積極面の宣传と輿論先導の水準を向上させる。
3. 思考の鋭敏性と開放性を保持し、新しい事物を認識し、新しい法則を把握し、勇敢に思考の停滞とルートへの依頼を打破し、真剣に伝播芸術を研究し、受け手が聴いて分かり、受け入れやすい方式を採用し、ニュース報道の親和力、吸引力、感染力を増強し、より多くの思想をもち、温度のある、品性を備える素晴らしい作品を取材執筆する。

第六条 法律と規律を遵守する。法治観念を増強し、憲法と法律法規を遵守し、党の新聞工作的規律を遵守し、国家の利益と安全を擁護し、国家秘密を守る。

1. 国家の各政治制度と政策を厳格に遵守、正しく宣传し、国家の政治の安全、文化の安全と社会の安定を着実に擁護する。
2. 取材報道対象の合法的権益を擁護し、取材報道対象の正当な要求を尊重し、個人のプライバシーを暴かず、他人を誹謗しない。
3. 婦女、児童、老人および障碍者の合法的権益を保障し、彼らの心身の健康を保護することに注意する。
4. 司法の尊厳を擁護し、法に従い案件報道をうまく行き、法に従い進められている司法裁判活動に干渉せず、法廷によって判決が下される前に性質を決めたり、罪を決めたりする報道や論評をせず、殺人、暴力、色情などを宣揚しない。
5. 外国に関する報道は、わが国の外国に関する法律、対外政策およびわが国が加盟している国際条約を遵守しなければならない。
6. ニュースメディアの作品の版権を尊重、保護し、引き写し、剽窃に反対し、文章の本来の意味をゆ

ゆしく歪曲したり一部を取って意味を変えたりするなどの不当な転載行為を排除する。

7. ニュース取材規範を厳格に遵守し、必要がある特殊な撮影取材を除き、ニュース取材では合法有効な新聞記者証を提示しなければならない。

第七条 対外的に良いイメージを明示する。努力して世界を見る目や国際的視野を育み、中国の物語を上手に語り、中国の声をうまく伝播し、積極的に中国と世界との交流、コミュニケーションを取るための架け橋を作り、真実、立体、全面的な中国を広く表現する。

1. 国際往来の中では、祖国の尊嚴と国家の利益を擁護し、中国新聞工作者のイメージを擁護する。
2. 中国の道、中国の理論、中国の制度、中国文化を生き生きと解説し、中国の物語、中国共产党の物語、中国の特色ある社会主义の物語、中国人民の物語を重点的にうまく語り、世界によりよく中国を読み解くことができるようとする。
3. 積極的に中華民族の優れた文化を伝え、世界各国人民の中華文化に対する理解を増進する。
4. 各国の主権、民族伝統、宗教信仰および文化の多様性を尊重し、各国の経済社会の発展変化や優れた民族文化を報道する。
5. 各国のメディアおよび国際（区域）新聞組織との交流協力を強化し、理解を増進し、友情を深め、人類運命共同体建設を推進するためにより多くの仕事をする。

本「準則」に対して、中国記者協会会員は実際と結びつけ、相応の実施細則を制定し、真剣に組織し実行に移さなければならない。ニュースメディアのニュース情報伝播従業人員を含む全国の新聞工作者は自覚して実行しなければならない。各級地方記者協会、専門記者協会は積極的に宣伝、推進しなければならない。社会各界の監督を歓迎する。

(山本賢二試訳)

なお、「中国新聞工作者職業道徳準則」について、筆者は「中国新聞工作者職業道徳準則」考
1994年4月 内川芳美・柳井道夫編『マス・メディアと国際関係－日本・韓国・中国の国際比較』
(学文社) 所載 pp.87-96 と解題・「中国新聞工作者職業道徳準則」について『ジャーナリズム&メ
ディア』第6号 2013.3.20 pp.137 - 177で 1987年の「草案」から 2009年版までの変遷について論
じているので参考にされたい。また、後者には資料として「中国新聞工作者職業道徳準則」の
1987年の「草案」、1991年版、1994年版、1997年版、2009年版の中国語原文とその日本語訳を掲
載している。

韓国・言論学の研究動向：2019年度

小林 聰明*

はじめに

本稿は、韓国的主要学術誌に掲載された論文の概要を紹介することで、メディア、ジャーナリズム、コミュニケーション領域から構成される韓国・言論学の研究動向について素描するものである。本年度も、言論学としてのメディア、ジャーナリズム、コミュニケーション分野における主要学術誌である『韓国言論学報』（韓国言論学会）、『韓国言論情報学報』（韓国言論情報学会）、『言論と社会』（社団法人 言論と社会）を取り上げ、対象期間は、2019年2月から12月までの刊行分とする。以上をふまえ、本稿では、韓国における2019年度の言論学の研究動向について、次の3点から、その特徴的な姿を浮き彫りにしてみたい。

第一に、前年度に引き続き社会的にタイムリーな問題を課題として設定し、主として計量的な分析を試みていることである。昨年度の研究動向では、タイムリーな問題を扱うことが、たんなる現象の説明に終わりかねない危うさを指摘したが、そうした危険性を回避しつつ、次第に研究の蓄積を増してきている状況にある。

第二に、コミュニケーション技術の発展とともに、新たなメディアに着目していることである。昨年度は、SNSなどのオンライン・メディアへの関心が見られるようになっていることを指摘した。さらにゲームをモチーフとした研究が、増加しており、こうした点も、韓国の研究動向が有する特徴的な姿の一端を示すものであろう。ただ、ゲームに関する研究には、利用という側面からのアプローチに、やや限定された傾向が見られるため、今後は、さらに多面的なアプローチによる研究の進展が望まれよう。

第三に、ジェンダーの観点からの研究が厚みを持ち始めていることである。それらは、たんにホットなイシューとしてのジェンダー問題というだけでなく、社会に、いかなる問題があり、どのような社会を構築していくことが必要なのかという、強い意志と未来への希望によって支えられた研究である。他の領域と刺激しあい、さらなる発展的成果が期待される。

第四に、日本と同様に、大学改革という大波にさらされている韓国の大学において、言論学研究は、どのような方向に進みゆくべきなのかを検討する研究が、積み重ねられていることである。日本のメディア、ジャーナリズム、コミュニケーション研究が直面する課題とも、韓国の動向は重なり合っており、日本における取り組みにも、きわめて示唆的な研究成果が生み出されている。

第五に、依然として歴史系の論文や、海外の状況を研究課題としている論文が、少ないことである。その理由は、しばしば韓国のアカデミアにおけるポジションと関連していると指摘される。すなわち、歴史や海外の状況をテーマにした研究を行っても、「その先」のポジションに結びつかないというものである。いずれにせよ、韓国における当該分野の研究蓄積の少なさは、日本の研究動向

*こばやし そうめい 日本大学法学部新聞学科 准教授

とのあいだで、比較的顕著にみられる違いとして指摘できよう。

以上、各誌に掲載された論文の概要についてタイトルとともに紹介する。

1. 『韓国言論学報』

(1) 第63巻第1号 2019年2月

①ジャーナリズム、コミュニケーション

「フェイクニュースの露出と伝播に影響を及ぼす要因：性格、ニューメディアリテラシー、そして利用動機」（廉ジョンウン、チョン・セファン）は、フェイクニュースの露出と伝播に影響を及ぼす要因について分析した。「1960年代中後半期朴正熙政府の有線放送一元化事業に対する研究」（尹相吉）は、1965年初等から公報部と内務部が中心に推進してきた「有線放送一元化事業」の背景と内容、経緯を検討することで、権威主義政治体制のもとで、有線放送が公報メディアとして位置づけられる過程について明らかにした。「『市民』としての老人：老年層の制度的、非制度的政治参与動因に対する探索」（閔ヨン）は、自発的な市民参与モデルをもとに何が老年層有権者を制度的、非制度的な参与へと引きつけていくのかについて分析した。

②ニューメディア

「社会問題の解決を論じうるオンライン公共圏の構造的条件」（カン・ジュヒョン、イム・ヨンホ）は、オンライン空間で社会的イシューに関する相反する情報に接したオンライン利用者が、どのように討論し、オンライン空間の世論展開が、いかなる様相を見せてているのかについて解明するために、テレビ討論視聴者の掲示板内容について分析した。「ゲーム中毒予測のための新たな接近：ゲーム内行動を中心に」（李サンヒヨク、金ウンミ）は、ゲーム内の行動が、ゲーム中毒を予測するために、意味ある測定枠組みとなるかについて検証した。

③放送、コンテンツ、文化

「ドラマ品質（quality）と解釈の開放性（openness）が視聴満足度に及ぼす影響：社会的視聴（social viewing）の調節効果分析」（崔エンジョン）は、社会的視聴（テレビ視聴とオンライン対話の結合）環境において、ドラマの品質と開放性が、視聴満足に及ぼす影響について分析した。「〈ミスター・サンシャイン〉、歴史の召喚と再現方式」（チュ・チャンユン）は、歴史ドラマ〈ミスター・サンシャイン〉が、どのように歴史的事実から特定の事件を選択し、再配列し、蓋然的で虚構的な事件を作り出すのかについて分析した。「韓国放送政策の価値規範の『過去と未来のあいだ』：価値規範の作動様式に対する試論的な歴史的接近」（尹相吉）は、韓国の放送政策が有する価値規範が、どのように作動してきたのか、その様式について歴史的に分析した。「障がい者関連映像制作および活動家らの『少数者一になること』に対するメディアバイオグラフィー研究：メディアの障がい者再現と制作活動を中心」（カン・ジンスク、金ドンミョン）は、障がい者映像制作者のメディア制作活動と生涯転換点分析を通じて、メディアの障害者再現についての問題点の改善法案を導きだし、少数者一になることの実践に内包された含意を導出した。「リアリティ番組の性役割の固定観念演出フレーム分析」（李スンヒ）は、リアリティ番組が、どのように性役割の固定観念を再生産しているのかについて検討した。

(2) 第63巻第2号 2019年4月

①ジャーナリズム、コミュニケーション

「危険認識、恐れ、憤怒が原子力情報探索と処理、共有の意図に及ぼす影響：リスク情報探索処理モデルを中心に」（金ヒヨジョン）は、公衆が、どのように危険イッシュやリスク情報として認知し、いかなる行動をとるのだろうかについて、説明・予測するために、国内社会的葛藤のイッシュである原子力発展分野に着目し、個人が原子力関連情報を探索し、処理する方式に影響を及ぼす認知的、感情的な要因について明らかにした。「韓国の政派言論環境の特殊性は保守と進歩受容者の媒体態度と利用に差別的影响を及ぼすのか：敵対的および友好的媒体に対する政派性の知覚が媒体の信頼と利用に及ぼす影響」（玄キドゥク、ソ・ミヘ）は、進歩メディアに対する保守メディアの構造的比較優位とメディア批判の公共圏で、保守メディアに集中した批判を考察することで、保守的受容者と進歩的受容者の友好的および敵対的政派メディアの利用様態について解明した。「インターネット対話の市民性活性化効果：言論媒体の利用がインターネットの読み書きに及ぼす影響とインターネットの読み書きが学習と参与に及ぼす影響」（李ジュンウン、李ジョンヒヨク、李サンウォン、黄ヒヨンジョン）は、言論媒体の利用とインターネット上の市民間の対話が、公的事案に対する学習と政治的参与を助ける点を示した。

②ニューメディア

「モバイルアプリの利用を通じた老人の健康増進：自己効能感と社会的烙印の影響」（安スンテ、李ジユン）は、老人の健康情報モバイルアプリの利用を促進する内的変因と生涯要素としての社会的要因について分析した。

③PR、広告

「企業の危機状況において先制公開戦略が公衆の真正性認識と危機コミュニケーション反応行動に及ぼす影響：安全性基準危機類型、事前評判による差異を中心に」（李ジョンヒヨン、金スヨン）は、企業の危機対応戦略、安全性基準の危機類型、事前評判が、公衆の真正性認識および危機コミュニケーション反応行動に及ぼす影響について明らかにした。

④理論、方法

「市場自由主義統治性としての情報統治性：スタートアップ言説の系譜学的分析」（朴テミン）は、フーコーの統治性研究の観点からスタートアップ言説について、市場自由主義の統治性系譜学上にある情報統治性として分析した。

(3) 第63巻第3号 2019年6月

①ジャーナリズム、コミュニケーション

「『経路依存』の罠に閉じ込められた地域言論学：『地方消滅』を煽る三大『構成の誤謬』」（カン・ジュンマン、チョン・サンミン）は、地域言論や地域言論学が経路依存の罠に陥っていることを明らかにし、「地方消滅」をあおっている3大「構成の誤謬」に対する関心を喚起させ、地域言論学が、これに積極的に対応することを提案した。「台風災難報道のフレームと具体的感情の差別

的影響：誘発された悲しみと憤怒の媒介効果中心」（イム・インジェ、羅ウンヨン）は、台風災難報道フレームによって、具体的な否定的感情と危険認識が差別的に現れているのかについて分析した。「新聞が消える理由：ジャーナリズム VS. メディア代替仮説」（朴ヘヨン）は、新聞が危機に陥っている理由として、ニューメディアの代替と補完、新聞の信頼度低下などが、その原因となっていることを実証的に明らかにし、さらに何が影響力を及ぼしているのか、その変化について検討した。

②ニューメディア

「恋人間インスタントメッセージ利用が関係献身に及ぼす影響：社会的実在感と肯定的幻想の効果を中心に」（金チョンへ、チョ・ジェヒ）は、インスタントメッセージを通じてコミュニケーションを行う現代社会の恋人関係について分析した。

③放送、コンテンツ、文化

「ゲーム化する放送：生産者的テクストからプレイヤー的テクストへ」（カン・シンギュ）は、テレビ放送のゲーム化過程の追跡を行い、放送の中でゲームが作動するメカニズムについて究明した。「メッセージの類型が自殺予防説得効果に及ぼす影響：社会的影響を中心に」（黄エリ、羅ウンヨン）は、深刻な社会懸案となっている自殺予防に対する実質的な説得戦略について検討した。「文化商品交易に及ぼす国家リスク影響の分析：文明圏と文化的距離の観点の重力モデル適用」（朴ジョンミン、黄ジョヘ、ユ・ジョンスン）は、111カ国の国家をハントンの9つの文明圏とホブスタッドの文化的距離に分類したのち、重力モデルを適用し、韓国との交易額と文化商品の輸出交易額に及ぼした国家のリスク影響力について分析した。

④PR、広告

「災難の危険の不確実性と災難類型が公衆の反応に及ぼす影響：被害者非難を中心に」（咸スンギヨン）は、最近の韓国社会で発生した大規模災難で被害者非難が発生したことに注目し、災難状況で被害者非難が発生するメカニズムについて、リスクの不確実性メッセージと災難類型の観点から分析し、災難から社会が回復できる方案を提示した。

⑤理論、方法

「メディア産業のパブリシティー権導入に関する研究：パブリシティー権判例分析と産業関係者の深層インタビューを中心に」（朴ソヌンスン）は、パブリシティー権に対する問題についてメディア産業の範疇のなかで分析した。

(4) 第63卷第4号 2019年8月

①企画：言論学60年振り返り眺める〈韓国言論学報60年研究〉

「メタデータを活用した1960～2018『韓国言論学報』論文分析：ダイナミックトピックモデリング法を中心に」（崔ソンヨン、高ウンジ）は、『韓国言論学報』創刊号から2018年までの全論文のメタデータを活用し、なにが高頻度であらわれるトピックであったのか、どのような方法論や

理論が多くの論文で用いられていたのかなどについて明らかにした。

②ジャーナリズム、コミュニケーション

「北朝鮮離脱住民らのメディア利用と社会資本：信頼度、ネットワークそして適応度分析を中心に」（チュ・ジェウォン、金ブヨル、チョン・ジョンウ）は、北朝鮮離脱住民が韓国社会に適応する過程で、メディアを積極的に利用する点に注目し、彼らのメディア受容態度と韓国社会に対する信頼度、人的ネットワーク、適応度間の関係について社会資本の概念を中心に分析した。「言論人の離職意図決定要因の分析：職務満足度と職務疲労度の媒介効果を中心に」（チョ・ジェヒ）は、言論人の離職意図を決定する要因の効果について分析した。

③ニューメディア

「ソーシャルメディアにおける直・間接的脱規範経験が青少年の社会規範認識に及ぼす影響」（チョン・イルグォン）は、中学生を対象としたアンケート調査を分析し、父母世代が脱規範的と規定する行動は、どのようなプロセスを経て、青少年に規範的行動として承認されるようになるかについて明らかにした。

④放送、コンテンツ、文化

「放送の形式的公正性に対する規制方法：フランス放送の政治的多元主義規制を中心に」（ソン・ヨンジュ）は、放送の公正性を審議する方法の正当性と適切性の問題から出発し、フランスの公正性を規制する目的と方法を検討することで、規制努力の本質と社会的意味を提示した。

⑤PR、広告

「帰属複雑性と事後確信バイアスが企業リスクに対する公衆の責任性認識に及ぼす影響」（チャン・ユミ、尹ヨンミン）は、企業リスクの責任性を認識するのに、公衆の個人的帰属特性、特に帰属複雑性と事後確信バイアスが及ぼす影響について検討した。「文化的偏向が気候変化政策の順応と支持に及ぼす影響：危険認識、感情、効能感の媒介効果中心分析」（金スジン、金ヨンウク）は、韓国人の文化的偏向と危険認識の関連性を分析し、気候変動政策の順応と支持に対する影響要因について検討した。

(5) 第63巻第5号 2019年10月

①企画：言論学60年を振り返り眺める〈韓国言論学教育の現況と未来診断〉

「言論学教育60年、どこに行っているのか、どこに行かなければならないのか」（姜明求）は、デジタル・テクノロジーの破壊的広がりに直面した言論学が処する危機の内容に注目し、どのように言論学教育を刷新していく枠組みを作り出せるのかについて論じた。「価値、教科目、教授人力の貧困のなかの韓国ジャーナリズム教育の発展方案模索：モデル教育課程の樹立と協業システムの強化を中心に」（崔ジヒヤン、チョン・ウンリヨン、オ・ヘジョン）は、韓国の大学における学部教育を中心に、どのようにジャーナリズム教育を発展させていくのか、その方案について検討した。「ビッグデータ時代のデータジャーナリズム教育に関する小考：なにを、どうするのか」（尹ホ

ヨン) は、ビッグデータ時代におけるデータジャーナリズム教育の活性化方案について検討した。

②ジャーナリズム、コミュニケーション

「言論受容者の言論人接触経験と言論信頼：言論人接触 - 言論信頼仮説に対する実証テスト」(白ヨンミン、安スチャン、金ウイグン) は、言論の信頼を回復するための現実的、実践的含意を得るために、「言論受容者の言論人接触経験」に注目し、言論不信現象が発生する理由について分析した。「韓国公営放送 TV ニュースの形式的、内容的図式による深層性分析：KBS 〈9 時ニュース〉と BBC 〈10 時ニュース〉の比較を中心」(オ・ヘジョン、崔ジヒヤン) は、視聴者の減少危機にさらされている地上波放送のニュース影響力現象の原因が、類似した放送ニュースを反復生産するニュース図式にあるととらえ、ニュース図式と深層性の関係について分析した。「多数意見は少数意見をどのように沈黙にいたらせるのか：孤立に対する恐れと論争における成功可能性の媒介効果検証」(チョン・ダウン、チョン・ソンウン) は、沈黙のらせん理論を土台とした研究によって用いられてきた孤立への恐れを測定する方法について検討した。

③ニューメディア

「年齢、所得およびデジタルリテラシーがオンライン個人情報の露出および保護行動に及ぼす影響」(崔インホ、チョン・セフン) は、オンライン個人情報の露出および保護行動において、年齢と所得、そしてデジタルリテラシーにかかるデジタル格差について検討した。

④放送、コンテンツ、文化

「生産と消費のあいだ、遊びと労働のあいだ：〈プロデュース 48〉とファンダムの再構成」(カン・シンギュ、李ジュンヒョン) は、アイドルのファンダムが、遊戯的な側面と労働としての側面も有している点に注目し、新たなファンダムの様相と意味を解明した。

⑤PR、広告

「企業リスク管理コミュニケーションで信頼回復と不信強化の構成次元に関する研究」(金スヨン、朴ヘヨン) は、企業のリスクコミュニケーションについて、公衆の信頼と不信概念を同一線上においていた両極端なものではなく、差を浮き彫りにした概念として理解し、リスク管理コミュニケーションにおいて、公衆の信頼を回復させ、不信を強化させる構成次元と、その尺度を開発した。

⑥理論、方法

「認知的・情緒的次元の定向欲求探索：議題設定効果発生原因の概念精巧化」(安ソヒョン、李ゴンホ) は、議題設定効果の原因として知られる定向欲求を概念的に精巧なものとして、再構成した。

(6) 第 63 卷第 6 号 2019 年 12 月

①ジャーナリズム、コミュニケーション

「言論報道にあらわれたフェイクニュース言説の属性と社会的実践方向」(カン・ジュヒヨン)

は、言論報道にあらわれたフェイクニュースの事例を通じて、韓国社会におけるフェイクニュースの属性を把握し、フェイクニュースに関する言説が、それぞれの行為者によって、どのように形成されるのかについて明らかにした。「科学イシューの政治フレームがメッセージ評価、情緒的態度、政策支持に及ぼす影響：接種と情緒の調節効果を中心に」（金ソヨン、クム・ヒジョ）は、科学イシューの政治的フレームが、メッセージに対する事実性、信頼度の評価とイッシュー関連の個人の情緒的態度、政策的支持に、どのような影響を及ぼしているのかについて分析した。「国内インターネット利用者のPM2.5危険予防行為の意図に関する社会認知接近のRISP、HBM適用モデル：情報露出、主観的規範、否定的感情、危険知覚の役割」（車ユリ、チョ・ジェヒ）は、韓国的一般公衆が、PM2.5の危険を予防する行動プロセスについて明らかにした。

2. 『韓国言論情報学報』

(1) 第93号 2019年2月

「デジタルジャーナリズムの現実に対する韓国の記者らの受容態度：ジャーナリズムの原則と倫理意識の変化を中心に」（李ガンヒョン、南ジェイル）は、韓国言論振興財団が2003年から2017年まで5回にわたって実施した言論人意識調査データを活用し、韓国の記者のジャーナリズム原則とジャーナリズム倫理についての認識変化の推移を分析した。「デジタルメディア環境における『個人』の意味に対する探索的研究」（李ヒウン）は、ソーシャルメディアを指す言葉として用いられる「個人メディア」という用語について検討し、今日のメディア環境において、「個人」という用語が帯びる複合的な意味を明らかにした。

(2) 第94号 2019年4月

「個人化時代の『個人主義』に対する概念的探索」（金スジョン）は、「個人化」という社会構造的変動のなかで、個人主義に対する理解を広げ、現代社会の価値と道徳的原理としての個人主義の可能性について分析した。「セックスの倫理化のためのフェミニズム提案：女性の体とデジタルフェミニズムの連合と運動」（金イエラン）は、ジェンダー平等という虚構的登記表の裏面で、女子愛のセックス領域に対する抑圧と暴力が深化した現実に注目し、セックスに対する暴力と支配から、それに抵抗する運動にいたるまで、現代韓国社会で突出している一連の葛藤現象について、セックスの観点から展望した。「ポストヒューマンのジェンダー化と関係論的疎外」（朴ソンヒ）は、ポストヒューマンと身体、フェミニズムの論議を中心に、re-embodimentの観点からポストヒューマンのジェンダー化について批判的に検討した。「四コマ時事漫画の美学的特性研究：金ソンファンの『コバウおじさん』を中心に」（パン・ヒギョン、金アヨン）は、2013年に韓国の漫画で最初に登録文化財として指定された4コマ漫画「コバウおじさん」の形式的、美学的特性について分析した。

(3) 第95号 2019年6月

①企画論文：新自由主義と大学の危機

「国内『デジタル人文学』の定着と屈曲：大学教育とメディアテクノロジーの不安定な接続」（李グアンソク・尹ジャヒョン）は、教育改革という強要された構造調整の延長線上で、テクノロジー

と教育の連携を試みた大学教育政策の流れを検討し、再び新しいテクノロジーと人文学の同居を目指そうとする「デジタル人文学」の誕生を批判的に観察した。「新自由主義統治性と大学教員の主体化」(チュ・ヒョンイル)は、大学教員に課されている新自由主義的統治のメカニズムを明らかにし、大学教員が、新自由主義的統治の装置に対抗し、教育と研究の真正な自立性を獲得できる可能性について論じた。「数値づくり：アカデミックキャピタリズムと学問労働の再構成」(チェ・ソクジン)は、国家、大学、経済間で形成された新たな関係のなかで、学問労働の属性と労働過程、学問労働者の実践が、どのように、ふたたび組み立てられているのかについて分析した。「大学危機に対するメディア文化研究の応答：メディアとしての大学を提案しつつ」(洪ソンイル)は、大学と社会を結ぶ知識媒介の危機と規定し、文化研究の奇蹟を通じて、大学の危機を開拓できる方法は、どのようなものなのかについて論じた。「芸術大学進学の階級的含意と、この時代の芸術大学教育の方向性：1980～1990年代中産層の芸術専攻経験を中心に」(朴ヘソン)は、韓国社会における芸術教育の性格について、1980年代と1990年代の大学進学と連携した中産層の子女の芸術教育経験にもとづいて分析した。

②一般論文

「地域週刊新聞の地理的市場特性：新聞類型間の比較を中心に」(イム・ヨンホ、崔チャンシク)は、韓国ABCのデータを利用し、地域週刊新聞の主要4紙における地理的な部数分配を分析し、これを通じて、新聞市場の現況と競争の様相を明らかにした。「外国人の旅行リアリティ番組の民族／国家再現：〈ようこそ、韓国はじめ？を中心に〉」(李ソルヒ、ハン・ヒジョン)は、外国人の国内旅行リアリティ番組が、それぞれの国家・国民を、どのように方式で再現しているのか。その再現が有する含意は、いかなるものなのかについて検討した。「公営放送の制度化過程の再探索：法制化過程を中心に」(許チャンヘン)は、公営放送の支配構造を中心に法制化過程について再検討し、公営放送制度の形成と変化の特徴を明らかにした。

(4) 第96卷 2019年8月

「国内新聞の文在寅政府の所得主導成長に対するニュース報道のフレーム類型分析」(金ウンジョン、ユ・ホンシク、ハン・ギュジュン)は、国内主要日刊紙と経済専門紙が、所得主導成長関連のイシューを、どのように報道しているのかについて分析した。「気候変化の報道類型が行動意図に影響を及ぼす経路の研究：感情の認知的評価理論中心分析」(イム・インジェ、金ヨンウク)は、気候変動に関する報道類型とフレームによって、認知的評価のレベルと否定的感情が、どのように異なってあらわれるのかについて分析した。「文化研究が追究する『局面分析』の活用と再構成作業の意義」(李ギヒョン、李ジョンミョン)は、スチュアート・ホールらによる Policing the Crisis の議論を援用しながら、「いま、ここ」への参与志向的な知識の実践と文化政治学の含意と利用可能性について検討した。「ジョイスティック－アーケードゲーム文化の生産者」(チョン・ウンギ)は、既存のゲーム研究が注目してこなかったゲームの物質的条件について分析した。「熟議民主主義の韓国受容：自由主義の急進化と政治参与の拡大」(洪ソング)は、熟議民主主義が、いかなる過程を経て、韓国社会に受け入れられるようになったのかについて明らかにした。

(5) 第97卷 2019年10月

「デジタルゲームにおける『プレイ労働』に対する理論的研究：プレイの『機械的隸属』の政治経済学批判」（シン・ヒヨンウ）は、デジタルゲームにおける「プレイ労働」に内在する資本主義的な労働の性格を分析し、ゲームプレイが生み出す経済への政治経済学的批判を試みた。「メディア—日常—消費の交差路、TVホームショッピング：20代との深層インタビューを中心に」（李ドンフ、金ヘウォン、李ソルヒ）は、日常、メディア、消費の文脈で、20代への深層インタビューを通じ、彼ら・彼女らのTVホームショッピング視聴を具体化し、その基調にある文化社会的な意味について検討した。「韓国の新聞のニュース生産文化に対する批判的研究：中央日刊紙の組織文化と記事生産の問題を中心に」（李オヒヨン、李ソクホ）は、韓国の新聞におけるニュース生産文化のなかで、新聞社の組織文化に着目し、記事生産への介入方式について、現場という文脈から体系的かつ立体的に分析を試みた。「国内環境コミュニケーション研究の現況と課題」（チェ・ヨンギル）は、韓国国内のメディアコミュニケーション学の環境に対する研究動向と特性について検討し、今後、関連分野の研究が、どのような方向に向かうべきなのかについての議論の手がかりを提供した。

(6) 第98卷 2019年12月

「PM2.5の発生帰属フレームと情報源の信頼度が対応行動の意図に及ぼす影響：感情の媒介効果および文化的世界観と体面の調節効果を中心に」（カン・ユジン、金ヨンウク）は、帰属理論をもとにして、PM2.5の原因の帰属と情報源の信頼度によって、PM2.5に対する予防行動の意図と政策参与の意図が、どのように異なっているのかについて明らかにした。「老人のメディア奉仕活動と実践的行為に対する質的研究：『メディア奉仕団S』の活動を中心に」（金ソンヒ、ムン・ソンファン）は、老人メディア教育の後継活動として結成されたメディア奉仕団の事例研究を通じて、メディア奉仕活動に参与する老人の実践的行為の意味と特徴、メディア奉仕活動と老人らのエンパワーメント形成の関係について分析した。「ゲームの利用動機、ゲームの効能感、ゲームの規範性およびゲームの認識がゲーム善用に及ぼす影響に対する研究：多層モデル分析を中心に」（白サンギ）は、ゲーム利用動機、ゲーム効能感、ゲーム規範性およびゲーム認識が従属変数であるゲーム善用に及ぼす影響について分析した。「『情報公開法』上、国家機密を理由に知る権利を制限することの妥当性」（李ゲンオク）は、施行から20年が経過した公共機関の情報公開法に関する法律が、国民の「知る権利」の実現に、どのくらい符合しているのか、「知る権利」は情報公開法上の「国家機密」によって合理的に制限されるのか、その妥当性について分析した。「デジタル文化初期史研究：東アジア地域横断の電子娯楽機・個人用コンピューターの複製を中心に」（チョ・ドンウォン）は、デジタル文化が、どのようにあらわれたのか、国家主導の制度政策史だけでなく、上からのデジタル技術の受容と文化形成の過程に着目し、デジタル文化の初期の歴史について考察した。「個人の悲劇的事件に関するTVニュース報道の感情的修辞学研究」（崔ジュンシク）は、痛みの概念を通じて、ニュースのテクストのなかに流入した感情について分析した。

3. 『言論と社会』

(1) 第27卷第1号 2019年2月

「1990年代以後の知識生産の脱植民言説に関する批判的分析：知識生産の全地球化を問題化するための一つの省察」(チェ・ウンジュン)は、1990年代以後、知識生産の脱植民言説を分析することで、同時代の韓国の知識生産の状況について、議論をさらに生産的な方向へと導こうとした。「テレビジョンの日常的受容と文化的近代性の経験：1960～70年代を中心に」(李サンギル)は、1960から70年代の近代化の時期に、テレビが、韓国社会に導入された過程についてDomestication アプローチの観点から分析し、日常化されたテレビ受容が、文化的近代性の形成で持つようになった含意を受容者の経験のレベルから検討した。「メディアと空間、そして場所の問題：体を中心とした批判的検討」(金サンホ)は、空間と場所概念の哲学的検討を通じて、現代コミュニケーションの現場で受け入れられている空間の概念が、近代哲学と科学的空間概念に基盤を置いていることを明らかにした。

(2) 第27卷第2号 2019年5月

「YouTubeの技術文化的意味に対する探索：『流れ』とアルゴリズム概念の再構成を中心に」(李ヒウン)は、今日のネットワーク社会でもっとも重要な変化のうちの一つであるYouTubeとインターネットおよびスマートフォンの統合使用の事例に着目し、デジタルメディア環境でYouTubeが有する技術文化的な意味について理論的に検討した。「証言とジャーナリズム：〈JTBCニュースルーム〉の性暴力被害者の生放送インタビュー分析」(崔イスク、金ウンジン)は、2018年上半期の韓国における# MeToo運動の決定的な触媒となった〈JTBCニュースルーム〉の性暴力被害者生放送インタビューのなかで、スタジオに直接出演した3件のインタビューを分析することで、被害者の声が、放送という制度と出会うとき、どのような可能性と限界に直面するのかについて検討した。「韓国の災難映画の政治的無意識：2010年代を中心に」(ハン・ソンヒ)は、2010年代の韓国の災難映画の登場および興行を一つの文化現象とみなし、社会との緊密な連関のなかで分析を試みた。

(3) 第27卷第3号 2019年8月

「1950～60年代の世界文学全集生産の文化的近代性：出版の場および翻訳の場の分析を中心に」(チェ・ウンジュン)は、1950年代から60年代における世界文学全集を刊行した出版の場と翻訳の場の形成と変動について分析することで、文化生産物の生産過程に込められた文化的近代性を明らかにした。「二重のコミュニケーション形式としての告白：ミシェル・フーコーの議論を中心に」(李サンギル)は、フーコーの告白を権力－知識の複合体の根本的な要素であり、真実と連携した自己の構成的実践として二重のコミュニケーション形式とみなせることを提示した。

(4) 第27卷第4号 2019年11月

①企画論文

「ポピュリズム、民主主義そしてメディア：自由主義的民主主義との規範的連関を中心に」(ユ・ヨンミン)は、ポピュリズムが新自由主義的民主主義と、その多元主義的条件に及ぼす否定的含意

について、理論的に明らかにした。「『ポスト・トゥルース』時代の真実について：ジャーナリズムと真実の政治に対する小考」（金スミ）は、「ポスト・トゥルース」が、現代社会においてどのような概念としての意味や特性を有しているのか、そして、何が新しいのかについて検討した。「真実、批判そして抵抗：『良心宣言』から『ソーシャルネットワーク真実発言』まで」（金イェラン）は、真実を志向する倫理と政治について、「真実の実践」という概念のもと、批判と抵抗の関係のなかで論じた。

②一般論文

「取材現場を離れた若い新聞記者らの職業的生に対する質的研究：中央日刊紙を中心に」（李ソクホ、李オヒョン）は、韓国の新聞記者の職業的生に焦点をあて、若い記者が、自発的に退社する原因を深層的かつ立体的に明らかにした。

2019年度新聞学研究所事業報告

○共同研究プロジェクト

「デジタル化社会の進展における現代日本のジャーナリズムの変容に関する研究」

研究代表者 佐幸 信介（日本大学法学部新聞学科教授）
 研究分担者 柴田 秀一（日本大学法学部新聞学科教授）
 塙本晴二朗（日本大学法学部新聞学科教授）
 小林 義寛（日本大学法学部新聞学科教授）
 米倉 律（日本大学法学部新聞学科教授）
 笹田 佳宏（日本大学法学部新聞学科准教授）
 三谷 文栄（日本大学法学部新聞学科専任講師）
 大井 真二（日本大学名誉教授）
 島崎 哲彦（日本大学法学部非常勤講師）
 小川 浩一（日本大学法学部非常勤講師）

「テレビ番組の映像資料を利用した「多様性」等に関する研究」

研究代表者 柴田 秀一（日本大学法学部新聞学科教授）
 笹田 佳宏（日本大学法学部新聞学科准教授）
 小林 義寛（日本大学法学部新聞学科教授）
 佐幸 信介（日本大学法学部新聞学科教授）
 米倉 律（日本大学法学部新聞学科教授）
 大井 真二（日本大学名誉教授）

研究の概要

本共同研究は2011年3月11日に発生した東日本大震災後のTV放送の報道内容を分析し、災害時におけるニュース報道及びほかの関連する映像情報を量的、質的両面から研究する上で必要な基盤整備としてのデータベース構築を目的として、平成25年度からその研究を始めた。

現在、研究代表者らは2011年3月11日の発災から今日に至るまで、東京キー局（6局）の大震災にかかるTV映像の記録・保存を進めており、この映像記録はJCCのMaxChannelだけでなく大量の外付けHDDに蓄えられている。

これら映像データは東日本大震災という未曾有の危機を保存した価値のみだけではなく、その後のTV映像を長期間映像データとして保存していることに、今後のジャーナリズム研究及びマ

スコミュニケーション研究の分野にとって大きな価値を持つ。

本研究では、平成26～30年度に引き続き、映像データ保存とニュース及びその他の関連する映像情報の分類をはじめとするデータベース構築のための作業を行い、その上で、報道内容の質的、量的分析を行い、こうした研究成果の一部は本研究所シンポジウムにおいて公表してきた。

更に、昨年度からは、こうした豊富な過去の映像データの使用対象を大学院生にも広げ、研究指導部門で「アーカイブ講座」を開講したが、本年も引き続き行って、大学院生の研究に役立てている。

なお、この度、大学の情報システム変更（Windows7 → Windows10 2020/1/14）に伴い、長く使用してきたMaxChannelは2020年4月から新システムに移行することになった。

今まで、HDDに収録していた映像資料を、新システムでは本学のクラウド上に保存できるようになる為、より多くの研究者が映像アーカイブを使用することも期待される。

こうした変化について、2020年3月7日に本学で「アーカイブ映像の研究利用と教育利用」についてのシンポジウムを開催予定であり、研究上のアーカイブ映像使用実態や問題点、合わせて教育利用についての現状を報告、討論する。

○研究指導

「映像分析の手法を学ぶ」

新聞学研究所では、2011年の東日本大震災を契機にテレビ番組のアーカイブ事業に取り組んできた。このアーカイブを活用し、大学院生に研究の基本である事象を読み解く力をつけてもらうための講座「映像分析の手法を学ぶ」を昨年度から開設している。

講座は、映像分析手法などについて講義を受けたうえで、院生自ら映像を視聴し、分析を行い発表、講師からの講評を受け、ディスカッションを行う形式で実施した。本年度は、西田善行先生、加藤徹郎先生を講師に招き、2回の講座を実施した。西田先生には、東日本大震災をテーマにメタデータとは何か、テレビ番組の分析フレームについて、加藤先生には、テレビ・コンテンツを分析することの意義、テレビドラマ／バラエティ番組の具体的な分析手法などについてご教授いただいた。

○シンポジウム（新型コロナ肺炎感染防止のため延期）

テー マ 広がるテレビ・アーカイブ活用の可能性

主 催 日本大が法学部新聞学研究所

日 時 2020年3月7日（土）14時00分～17時00分

場 所 日本大学法学部10号館1031講堂

プログラム

第1部 報告（研究・教育活用の事例） 14時00分～15時15分

第2部 パネルディスカッション 15時25分～17時00分

登壇者

小林 直毅（法政大学社会学部教授）

水島 久光（東海大学文化社会学部教授）

西田 善行（奈良県立大学共同研究員）

鳥羽 耕史（早稲田大学文学学術院教授）

鈴木 貴尚（放送番組センターーカイブ・事業G副主幹）

○研究会

「ジャーナリズム教育を考える」

報告者 笹田 佳宏（日本大学法学部新聞学科准教授）

石川 徳幸（日本大学法学部新聞学科准教授）

開催日時 2019年5月16日（木）18時00分～

場 所 法学部本館191講堂

「インターネットを通じたコンテンツの模倣・生成とインターネットミーム」

報告 平井 智尚（日本大学法学部新聞学科専任講師）

開催日時 2019年5月30日（木）18時00分～

場 所 法学部本館191講堂

「中国人駐在記者の日本観と日本報道に関する考察」

報告 張 新慧（日本大学法学部新聞学科助教）

開催日時 2019年6月6日（木）18時00分～

場 所 法学部本館191講堂

「安倍政権にみる政治コミュニケーションの変容」

報告 逢坂 巍（駒澤大学法学部准教授）

開催日時 2019年11月21日（木）18時30分～

場 所 法学部本館142講堂

「東日本大震災の社会的影響：原子力事故の風評被害」

報告 関谷 直也（東京大学大学院情報学環総合防災情報センター准教授）

開催日時 2019年12月12日（木）18時30分～

場 所 法学部本館142講堂

「メディアとジェンダー」

報 告 田中 東子（大妻女子大学准教授）

開催日時 2019年12月19日（木）18時30分～

場 所 法学部本館142講堂

ジャーナリズム＆メディア 投稿規定・執筆要領

平成 19 年 4 月 1 日制定
 平成 19 年 4 月 1 日施行
 平成 22 年 8 月 1 日改正
 平成 24 年 7 月 19 日改正
 平成 25 年 6 月 20 日改正

○投稿資格

原則として単独著作の場合には新聞学科・新聞学研究科の専任教員、非常勤教員および新聞学研究所所員、新聞学研究所研究員とする。共著の場合には前記資格者と共同執筆のものとする。但し、研究所運営委員会の議を経て承認されたものについては投稿を認める。

○投稿対象

- 1 「原著論文（学術研究部門）」 原著論文（学術研究部門）とは、未公刊の論文でかつ以下の用件を具備しているものをいう。
 ①論旨研究の独創性ないし新奇性 ②論旨、主張の一貫性と明証性 ③一定の知見、結論を持っているものをいう。
- 2 「原著論文（フィールド部門）」 原著論文（フィールド部門）とは、未公刊の論文で、現場での体験や知見に基づいて独自な主張を展開しているものをいう。
- 3 「研究ノート」 研究ノートとは、未公刊で、明確な結論には至っていないが論文としての用件 1 - ①, 1 - ②を具備しているものをいう。
- 4 「調査研究報告」 調査研究報告とは、現地調査、計量調査、面接調査等の調査によって得られた資料、記録、知見を含んだ内容のものをいう。

○掲載基準

『ジャーナリズム＆メディア』に掲載する論文等は、未公刊であり、研究所が依頼した査読者による評価を踏まえて、研究所が許可したものとする。ただし、研究所の依頼により書かれた論文等は、査読を省略することができる。

○掲載媒体

『ジャーナリズム＆メディア』への掲載と同時に、日本大学法学部が運営するサイトへ電子公開する。

○執筆要領

- 1 投稿論文および研究ノート（本文叙述言語は原則として日本語とする）
 - ① 原則として、Word あるいはテキスト形式で作成した原稿とする。原稿の体裁は A4 横書きで、16,000 字以上 32,000 字以内とする。ただし、研究所が承認した場合にはその限りではない。
 - ② 写真、図表等は、本文原稿の中に組み込むこと。ただし、メールでの添付ファイルには、写真、図表等をテキスト（文字）データと別ファイルにして提出すること。

③ 表紙には論文タイトルの他、本文字数、写真、図表等の枚数、それに所属、氏名、住所、電話(Fax)番号、E-Mailアドレス所属を明記する。

④ 補注を必要とする場合は、(1)、(2)、…の記号で本文該当箇所右肩に示し、巻末の引用・参考文献の前に<注>と明記のうえ一括して記載する。

2 引用・参考文献、本文および注での引用

① 引用・参考文献等の記述

引用・参考文献は以下の例に準じて記述する。

(1) 本文中の引用文献・参考文献を著者名のアルファベット順に一括して並べ、論文の末尾に記載する。

(2) 同一の著者の場合は、発行年の古いものから順に並べる。論文名は「」を書名には『』を付す。

(3) 文献の著者はファミリーネーム・ファーストネームの順で示す。

(4) 欧文の書名、雑誌名はイタリック体（斜体）で表記する。

(5) 外国文献の記載は、それぞれの言語の標準的な標記形式に準ずるものとする。

[引用・参考文献の形式]

単行本（単著）：著者名（公刊西暦年）『書名』発行所

単行本（共著の一部）：著者名（公刊西暦年）「論文名」編著者名『書名』発行所

雑誌：引用論文著者名（公刊西暦年）「表題」『掲載雑誌名』巻（号）発行所

[引用・参考文献の例]

福田充（2010）『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチー』北樹出版

小川浩一（2005）「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」小川浩一編著『マス・コミュニケーションへの接近』八千代出版

塙本晴二朗（2007）「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」『マス・コミュニケーション研究』70号

(6) 翻訳書の場合には、原著および翻訳書を上記の書式に従って記述する。原著者名のあとに原著公表年代と訳書公表年代は=で結ぶ。翻訳書は、丸括弧で括る。

[翻訳書の例]

Brian McNair (1998 = 2006) *The Sociology of Journalism*, London: Arnold. (小川浩一・赤尾光史監訳『ジャーナリズムの社会学』リベルタ出版)

② 本文・注での引用

本文・注での引用は、以下の「方式1」「方式2」のいずれかで記載する。

(1) 「方式1」

(ア) 引用箇所には、文献の著者と公表年代と必要な場合は引用ページを（氏名 文献発行年：引用ページ）の形式で記入する。

（福田充 2010）（福田充 2010：36—37）（B.McNair 1998 = 2006：55—56）

(イ) 複数の引用文献がある場合には、（氏名1 文献発行年：引用ページ；氏名2 文献発行年：引用ページ）とする。

(ウ) 同一著者の文献を複数引用するとき、「；」で区切って列記する。

（苅谷剛彦 2001：135；2009：43）（B.McNair 1996：14；1998：18－19）

- (エ) 同一著者が同一年で複数の公表があるとき、a, b, …を付して区別する。
(橋木俊詔 2006a : 24 ; 2006b : 35)
- (オ) 同一文献の複数箇所を引用するとき、「,」で区切って列記する。
(福田充 2010 : 26, 37)
- (カ) 翻訳書の場合には、原著公表年代と訳書公表年代を「=」で結ぶ。
(B.McNair 1998 = 2006 : 37)
- (キ) 引用文献を本文中の注に入れた場合、引用した文献名を文末の「参考・引用文献」欄にかならず記載する。

(2) 「方式2」

- (ア) 引用箇所の最後に通し番号の肩括弧数字を記載する。「方式2」の場合、補注も引用と一緒に記載する。

「…だ。」⁽¹⁾「……と言える。」⁽¹²⁾

- (イ) 論文の末尾に〈注〉と明記のうえ、引用を通し番号順に一括して記載する。

なお、〈注〉の中での引用・参考文献の記述の仕方は「2 引用・参考文献、本文および注での引用」に準じて著者名、公刊西暦年、書名・論文名、発行所・雑誌名を記述したあとに、引用ページを付ける。

[注の例]

- 福田充 (2010) 『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチー』 北樹出版 27—28
 小川浩一 (2005) 「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」 小川浩一編著 『マス・コミュニケーションへの接近』 八千代出版 243—244
 塚本晴二朗 (2007) 「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」 『マス・コミュニケーション研究』 70号 85—86

3 図・表・写真の取り扱い

- ① 図・表・写真等は、別用紙に作成する。
- ② 挿入すべき箇所を本文原稿の上欄外に指示してください。
- ③ 図(写真を含む)・表には、図1, 図2, …, 表1, 表2, …のように通し番号を付け、必要ならば図表の簡潔な説明文(キャプション)を付ける。

[説明文の事例]

図1 学力格差と階層 表1 新聞購読と所得

4 ページ番号(ノンブル)の記入

原稿には必ずページ番号を付ける。

○調査研究報告(本文叙述言語は原則として日本語とする)

執筆要領は原著論文に順ずるものとする。但し、写真、図表等が多数になり、総字数を超える場合には事前に研究所と相談すること。

日本大学法学部新聞学研究所規程

平成 19 年 3 月 9 日制定
平成 19 年 4 月 1 日施行
平成 29 年 3 月 3 日施行
平成 29 年 4 月 1 日施行

(名 称)

第 1 条 この研究所は、日本大学法学部新聞学研究所（以下「研究所」という）と称し、法学部（以下「学部」という）に置く。

(目 的)

第 2 条 研究所は、現代社会の生命線たるジャーナリズム、メディア、コミュニケーション及びそれらに関連する問題領域について、有機的かつ学際的な研究を行うことを目的とする。

2 前項の研究成果については、学部の教育・研究に寄与するとともに、学生及び社会に広く還元するものとする。

(事 業)

第 3 条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 各専門分野における研究及び調査等
- ② 学術研究助成金等に基づく研究プロジェクトの実施
- ③ 所員が個別に行う研究への助成
- ④ 委託研究及び共同研究の実施
- ⑤ 紀要、機関誌等その他必要な出版物の刊行
- ⑥ 発表会、研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- ⑦ 研究生、研究員等の受入れ
- ⑧ その他研究所の目的達成に必要な事業

(部 門)

第 4 条 研究所は、事業の遂行に必要があるときは、専門別の研究部門を設けることができる。

(構 成)

第 5 条 研究所に、所長及び所員を置き、必要に応じて、次長、研究補助員又は職員を置くことができる。

(所 長)

第 6 条 所長は、法学部長（以下「学部長」という）をもって充てる。ただし、事情により所員のうちから選任することができる。

2 前項ただし書による所長は、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

3 前項に定める所長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 所長は、研究所を代表し、その業務を総括する。

(次 長)

第 7 条 次長を置くときは、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

2 次長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 次長は、所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代理し、所長が欠けたときは所長の職務を代行する。

(所員)

第8条 所員は、学部又は研究所の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから、所長が任命する。

2 所員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 所員は、所長の命を受け、研究その他研究所の業務を分担する。

(研究補助員)

第9条 研究補助員を置くときは、助手及びこれに準ずる者のうちから、所長が任命する。

2 研究補助員は、所長の命を受け、研究の補助に当たる。

(職員)

第10条 職員を置くときは、学部職員のうちから学部長が任命する。

2 職員は、所長の命を受け、研究所の業務を処理する。

(嘱託)

第11条 研究所に、嘱託を置くことができる。

2 嘱託は、学識経験者のうちから、所長が委嘱する。

3 嘱託の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 嘱託は、所長から委嘱を受けた研究その他研究所の業務に従事する。

(顧問)

第11条 研究所に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、大学の承認を得て、所長が委嘱する。

3 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第13条 研究所に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、所長、次長及び所長の任命する所員をもって構成する。

3 運営委員会は、所長が招集し、その議長となる。

(運営委員会の審議事項)

第14条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- ① 研究所の事業計画
- ② 委託研究及び共同研究
- ③ 研究生、研究員等の入所及び退所
- ④ 研究所の予算及び決算
- ⑤ 研究所規程の改廃
- ⑥ その他重要事項

(委員会)

第15条 研究所は、その事業を行うため必要があるときは、編集委員会、専門委員会等各種の委員会を設けることができる。

(経理)

第16条 研究所の経理は、学部の一般会計に属するものとする。

2 補助金及び委託研究費その他の収入は、学部の会計を通じて受け入れなければならない。

(所 管)

第 17 条 研究所の事務は、研究事務課が行う。

(監 査)

第 18 条 研究所の予算及び決算は、学部予算書及び決算書に記載し、それぞれ所定の監査を受けなければならぬ。

(報告義務)

第 19 条 所長は、所定の期日までに、当年度における業務の経過及び次年度における事業計画を、書面をもって大学に報告しなければならない。

(研究生及び研究員等)

第 20 条 研究所は、必要に応じて、研究生、研究員等を受け入れることができる。

2 研究生、研究員等については、別に定める。

(改 正)

第 21 条 この規程を改正するときは、学部教授会の意見を聴かなければならない。

(内規等)

第 22 条 この規程に関するその他の必要事項は、内規等で別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

Journalism & Media

CONTENTS

【FEATURE】

Development of Journalist Education and Journalism Studies in Japan

ISHIKAWA, Noriyuki, The “Journalism Education” Activities of the Japan Newspaper Publishers & Editors Association in Post-war Japan

HARUHARA, Akihiko, A History of the Department of Journalism in Sophia University

YAMAMOTO, Kenji, Journalism Education in China

CAI, Xinyue, An Investigation of Shafei’s Early Photographic Activities focusing on Works from 1935 to 1937

【BIBLIOGRAPH & DATA】

YAMAMOTO, Kenji, People’s Republic of China Government Information Disclosure Bill

【MEDIA REPORTS】

ABE, Keisuke

KATANO, Toshihiko

【BOOK REVIEW】

HIRAI, Tomohisa

【RESEARCH TREND OF FOREIGN COUNTRIES】

MITANI, Fumie

ITOH, Eiichi

YAMAMOTO, Kenji

KOBAYASHI, Somei

編集後記

日本と周辺国とのあいだでは、依然としてガタガタした状態が続いている。2020年4月を目途に習近平国家主席の国賓訪問に向けた準備が進められている。政治レベルでは、少しずつ関係改善の兆しが見え隠れしている。しかし、国民感情レベルでは、いまだ対中感情は悪化したままであり、日本国民をあげて中国要人の訪問を歓迎するという雰囲気からはほど遠い。韓国との関係は、どうか。2018年秋の元徴用工をめぐる韓国・大法院判決以後、輸出管理強化やGSOMIA延長問題など、次から次へと大波が押し寄せており、日韓関係には懸案事項が山積している。政治レベルでも厳しい状況が続いているが、深刻なのは、日本人の対韓感情が極めて悪化していることであり、それまでの対韓感情とは根本的に変化してしまった感じさえある。

国民感情は、対外関係の基本である外交の選択肢の幅を制限してしまうだけでなく、経済や安保、文化などの諸側面から多層的に繰り広げられる交流に、時として大きな影響を与える。国民感情をなんとかしなければ、日中・日韓関係を前に進めることができない。こうした声は、国内外のアカデミックサークルや外交実務家、政界、経済界などからよく聞かれる。その際、しばしば「やり玉」に挙げられるのが、メディアの存在である。「メディアによる報道をなんとかしろ」というご指摘である。たしかに言論NPOなどの世論調査を見ると、メディアが、相手国のイメージ形成において、重要な意味をもっていることは十分に理解できる。では、「なんとかしろ」とはどういうことなのか。

現在、日中間では、日中のジャーナリストらによって、メディア報道のファクトチェックをする協議体の設立が進められている。日韓では、まだ、そうした動きが見られないが、日韓でも、ファクトチェックのための日韓合同の協議体を設置することも、「なんとかしろ」という声に応える一つの方法ではあろう。だが、問題は、SNSなどの新たなメディアテクノロジーによって、新たなコミュニケーション形式も変化したことである。「やり玉」に挙げられている既存のメディアだけが、相手国のイメージを形成しているわけではない。

周辺国との間のぎすぎすした関係の改善を目指すなかで、メディアの役割は何か、ジャーナリズムの意義はどこにあるのかについて、あらためて考えなければならない状況に、私たちは直面していると言えよう。こうした問い合わせに向き合い、悩み、考え抜くことは、メディア、ジャーナリズム、コミュニケーション領域を新たな段階へと引き上げるための重要な資源になるだけでなく、現実社会の困難を乗りこえるために必要不可欠な力を提供することとなる。本号には、そうした「考える」ことに、大きな手がかりを与える力作が多数掲載されていると自負している。(小林聰明)

編集委員

石川徳幸 小林聰明 米倉律

新聞学研究所紀要 『ジャーナリズム&メディア』 第14号

2020年3月23日発行

編集・発行 日本大学法学部 新聞学研究所

〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町2-3-1

TEL 03-5275-8510

編集協力・印刷 株式会社 メディオ

Journalism & Media

March 2020 No.14

Institute of Journalism and Media Studies
Nihon University